

第3期横浜市障害者プラン素案及び パブリックコメントの実施について

本市では、現行の第2期の障害者プランが平成26年度をもって終了するため、新たに平成27年度から32年度を計画期間とする第3期障害者プランを策定することとしています。

このたび、第3期プランの素案がまとまりましたので、その内容及びパブリックコメントの実施について、ご報告いたします。

1 素案策定の経過

これまで、平成26年1月に当事者等に対するアンケートを実施のうえ、5月に素案の骨子を作成し、本委員会へご報告いたしました。

その後、25の各障害者団体等へ素案骨子の説明を行い、平行して6月から素案作成に着手し、いただいたご意見の反映に努めてきました。

そのうえで、7月以降、横浜市障害者施策推進協議会において検討を進め、素案を作成しました。

平成26年1月	当事者等へ向けたアンケート実施
5月	常任委員会へ素案骨子（案）を報告し、素案骨子策定
6月～7月	素案骨子を基に各障害者団体等へ説明（25回）
7月～8月	横浜市障害者施策推進協議会開催（8/19）及び同協議会の検討部会の開催（7/4、8/4、8/7）

2 第3期横浜市障害者プラン素案の概要について

別紙をご参照ください。

3 パブリックコメントの実施について

(1) 実施期間

平成26年9月22日（月）～10月22日（水）

(2) 資料配布場所

市役所（市民情報センター）、区役所、障害者地域活動ホーム、障害者団体等

4 素案市民説明会について

市民の皆様から幅広くご意見をいただくため、パブリックコメント実施期間に合わせて、素案市民説明会を実施します。日程は、以下のとおりです。

- (1) 9月26日 (金) 保土ケ谷公会堂
- (2) 10月7日 (火) 戸塚公会堂
- (3) 10月16日 (木) 横浜ラポール
- (4) 10月18日 (土) 健康福祉総合センター

5 今後のスケジュールについて

- | | |
|-----------|--|
| 平成26年 9月 | ・市会常任委員会へ素案の内容及びパブリックコメント実施予定について報告
※議会基本条例に基づく議決対象案件のご判断をいただきます。 |
| | ・パブリックコメントの実施 |
| 11月 | 横浜市障害者施策推進協議会（部会を含む）の開催 |
| 11月末 | 原案作成 |
| 平成27年 2月頃 | 市会第1回定例会へ議案提出（議決対象案件となった場合） |
| 3月 | 計画確定 |

第3期横浜市障害者プラン素案概要 (計画期間：平成27年度～32年度)

○ テーマ1 出会う・つながる・助けあう ○

普及啓発・相談支援・情報の保障・災害対策

幼少期、学齢期から障害のある人たちと出会う・つながり、相互理解を深めていくことで、障害特性や、対応などをお互いに理解し、日ごろの生活から災害等の緊急時にも支えあい、助け合うことができるまち、ヨコハマを目指します。

【主な取組】

- ①各区の普及啓発活動の促進
- ②相談支援事業の周知・普及啓発
- ③合理的配慮を踏まえた情報発信のルール化【新規】
- ④区局障害者災害対策会議【新規】 など

○ テーマ2 住む、そして暮らす ○

住まい、暮らし

どんな障害があっても、できる限り、自ら「住まいの場」を選択し、住みなれた地域で安心して暮らし、生活し続けることができるまち、ヨコハマを目指します。

【主な取組】

- ①行動障害のある方の住まい検討【新規】
- ②民間住宅入居の促進【新規】
- ③多機能型拠点の整備・運営
- ④横浜市障害者後見的支援制度 など

○ テーマ5 働く・活動する・余暇を楽しむ ○

就労、福祉的就労、日中活動、移動支援、スポーツ・文化・レクリエーション

一人ひとりの適性や希望に合った仕事を見つけることができ、また、外出したり、趣味・スポーツを楽しんだり、いろいろな余暇が充実したまち、ヨコハマを目指します。

【主な取組】

- ①地域における就労支援ネットワークの構築【新規】
- ②よこはま障害者共同受注総合センター【新規】
- ③日中活動先の設置促進
- ④移動情報センター運営等事業の推進
- ⑤障害者の芸術活動支援ネットワークの構築【新規】
- ⑥ヨコハマ・パラトリエンナーレの開催
- ⑦身近な地域における障害者スポーツの推進 など

基本目標

自己選択・自己決定のもと、住み慣れた地域で、安心して、学び・育ち・暮らしていくことができるまち、ヨコハマを目指す

○ テーマ4 いきる力を学び・育む ○

療育、教育、人材の確保・育成

乳幼児期から学齢期を通じて、家族や友だち、学校の先生などの大人たちとかわり、語りあい、学びあい、生きる力を身につけていくことができるまち、ヨコハマを目指します。

【主な取組】

- ①地域療育センター運営事業
- ②学齢後期障害児支援事業
- ③特別支援教育における幼保小の連携
- ④特別支援教育のリーダーの育成【新規】
- ⑤学生等を対象とした人材の確保事業 など

○ テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす ○

健康・医療、バリアフリー、権利擁護

障害のあるなしにかかわらず、お互いを尊重し、誰もが、毎日を安心して過ごし、地域の中で健やかに育ち、ともに生きていくことができるまち、ヨコハマを目指します。

【主な取組】

- ①医療従事者研修事業
- ②医療機関ネットワーク等の構築【新規】
- ③公共交通機関のバリアフリー化
- ④障害者差別解消法施行に向けた検討【新規】
- ⑤精神科救急医療対策事業 など

今後の施策推進の視点

○障害状況にあわせた支援やライフステージを通じて一貫した支援

○障害者の高齢化・重度化への対応

○将来にわたるあんしん施策の継承

障害者団体等の意見について

実施回数：25回

(内訳) 障害者団体：8回、家族団体：9回、支援者団体：8回

○ テーマ1 出会う・つながる・助けあう ○

【団体意見】

- ・小さいうちから障害者と係わりあうことが大事だ。
- ・相談は、家族支援の視点も重要である。
- ・災害時の問題点として、町内会長や民生委員がどこまで障害者に目を向けてくれるか。何でも行政には頼めない。 など

【対応等】

- ・小中学校期の児童生徒への障害理解促進を進めます。
- ・家族支援の視点をふまえた相談支援を行います。
- ・災害時の自助・共助・公助の役割を整理します。

○ テーマ2 住む、そして暮らす ○

【団体意見】

- ・入所施設に入れない人をどうしていくのか、総合的な仕組みを考えていく必要がある。特に、行動障害のある人の住まいを考えてほしい。
- ・社会的入院の解消を目指してほしい。 など

【対応等】

- ・行動障害の方の住まいのあり方も含めて、住まいの仕組みを検討します。
- ・社会的入院の現状と課題の把握を進めたいので、取り組みます。

○ テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす ○

【団体意見】

- ・障害児・者に対応してくれる医療機関が少ない。
- ・虐待防止や差別解消法については、積極的に取り組んでほしい。
- ・今後の障害福祉施策について、障害当事者の意見を尊重して進めて欲しい。 など

【対応等】

- ・医療従事者の研修を進めます。
- ・差別解消法施行に向けた検討を進めます。
- ・様々な機会を捉えて、ご意見を伺いながら施策を進めます。

○ テーマ4 いきる力を学び・育む ○

【団体意見】

- ・療育と教育の連携充実が必要だ。
- ・学齢期から、サービスを使いこなす力など、生きる力を学べる環境が必要である。
- ・サービスを担う人材について、施設単位では確保が難しくなっている。 など

【対応等】

- ・療育と教育のより一層の連携を進め、切れ目のない支援を行います。
- ・生きる力を身に付けることができるよう、きめ細かな支援をしていきます。
- ・大学等との連携を図り、人材確保を進めます。

○ テーマ5 働く・活動する・余暇を楽しむ ○

【団体意見】

- ・企業への就労の定着支援に力を入れてほしい。
- ・作業所等の工賃を上げてほしい。
- ・日中活動について、様々な場所を利用できるようにしてほしい。 など

【対応等】

- ・地域の就労支援ネットワーク構築を図ります。
- ・共同受注事業を進め、工賃向上をめざします。
- ・日中活動先の設置を促進します。

第3期 横浜市障害者プラン素案に関する パブリックコメント（意見募集）

募集期間 平成26年9月22日（月）～10月22日（水）

◆障害者プランとは◆

- 障害者基本法 第11条により、市町村には障害者のための施策に関する基本的な計画の策定が義務づけられています。横浜市では、「横浜市障害者プラン」をこれに位置づけています。
- 第3期横浜市障害者プランでは、基本目標として「自己選択・自己決定のもと、住み慣れた地域で、安心して、学び・育ち・暮らしていくことができるまち、ヨコハマを目指す」を掲げ、横浜市における障害福祉施策の目指す方向性や取組を5つのテーマに分けて記載し、その内容に沿って着実に施策を進めていきます。
- 障害者総合支援法 第88条に定められている、障害福祉サービスの数値目標等を中心とした計画（障害福祉計画）についても、本計画の中に取り込み、一体的に進めていきます。

◆意見募集の内容◆

第3期横浜市障害者プラン素案へのご意見・ご提案を募集します。

いただいたご意見等は、今後の本計画策定や、障害福祉施策の参考にさせていただきます。また、ご意見等については、とりまとめたいので、横浜市障害者施策推進協議会へ報告し、横浜市ホームページにて公表します。

◆意見提出方法◆

素案に対するご意見と、氏名・住所・電話番号・性別・年齢を記入してください。

- 郵送 〒231-0021 横浜市中区日本大通18 KRCビル6階
※素案冊子の裏表紙にあるハガキをご利用ください。
- FAX 045(671)3566
- 電子メール kf-syoplan@city.yokohama.jp
※メールの件名は「パブリックコメント」と表記してください。
- 直接持参 健康福祉局 障害企画課 施策推進担当

◆お問い合わせ◆

横浜市 健康福祉局 障害企画課 施策推進担当

TEL 045(671)3603 FAX 045(671)3566

障害者プラン 当事者アンケート調査結果

[当事者アンケート 目的]

「横浜市障害者プラン（第3期）」をつくるにあたって、障害のある方の暮らしや気持ちを知るため。

[アンケート実施時期・発送数・回答数]

1 実施期間

平成 26 年 1 月上旬から 1 月 31 日まで

2 発送数

13,000 部（身体障害：9,000 部、知的障害：2,000 部、精神障害：2,000 部）

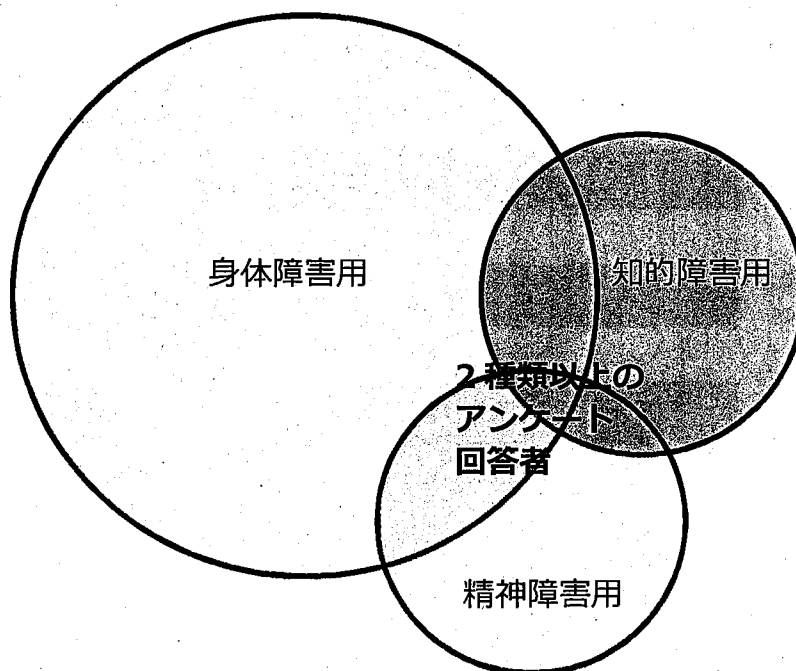
※ 平成 24 年度末時点の各種障害者手帳所持者の約 10%を無作為で抽出し、アンケートを発送

3 回答数

5,800 部（44.6%）（身体障害：4,206 部、知的障害：881 部、精神障害：713 部）

<無作為抽出で発送したアンケート について>

図1 アンケート回答者のイメージ

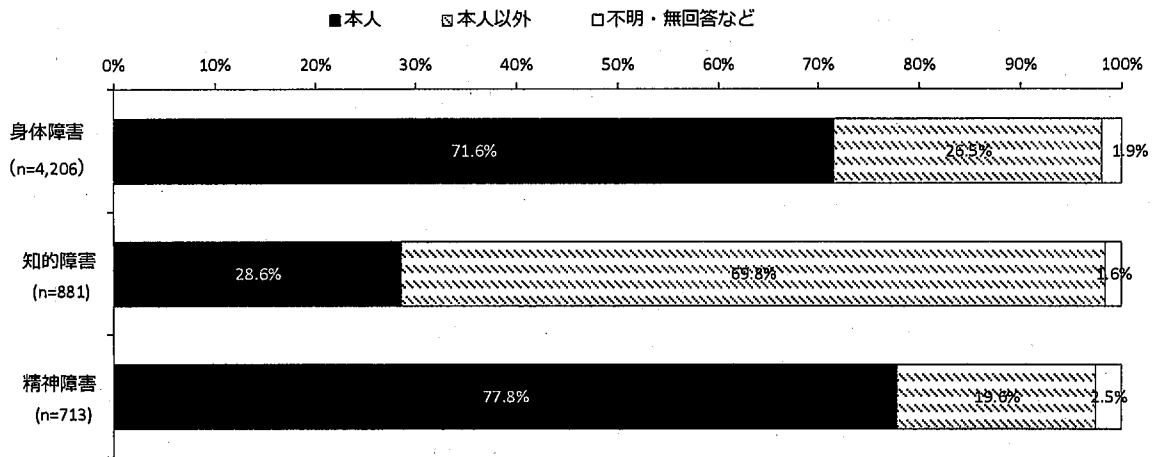


無作為抽出でアンケートを発送しているために、障害の重複がある方には2種類以上のアンケートが届いている可能性があります。そのため、一人の方が2種類以上のアンケートに回答をしている可能性もあります。しかし、無記名での回答であるために2種類以上のアンケートに回答している方の割合について把握する事は出来ません。

[アンケート回答者の基本情報]

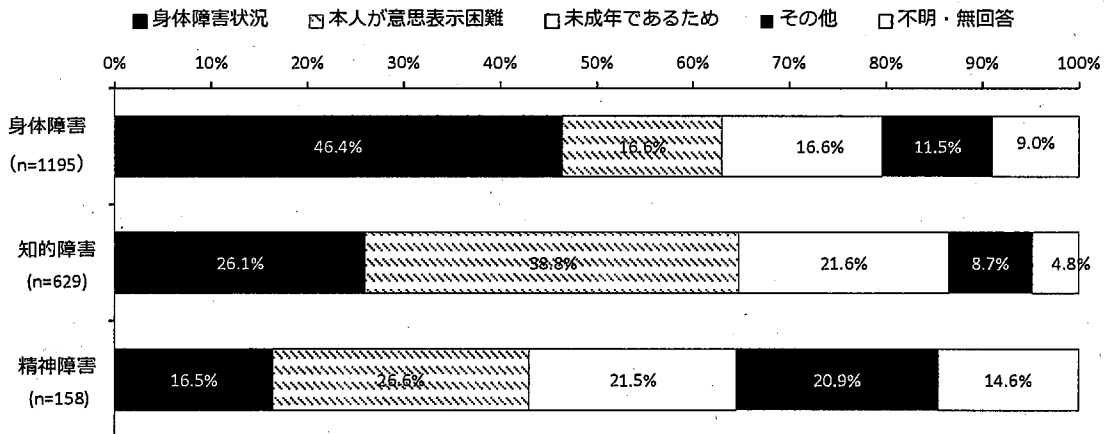
1 回答者は、本人か本人以外か

身体障害・精神障害と異なり、知的障害 の7割弱は本人以外の方です。



本人以外の方が回答をした理由として、意思表示が難しいため（本人の状況・未成年等の理由）と答えた方が知的障害では6割を占めています。

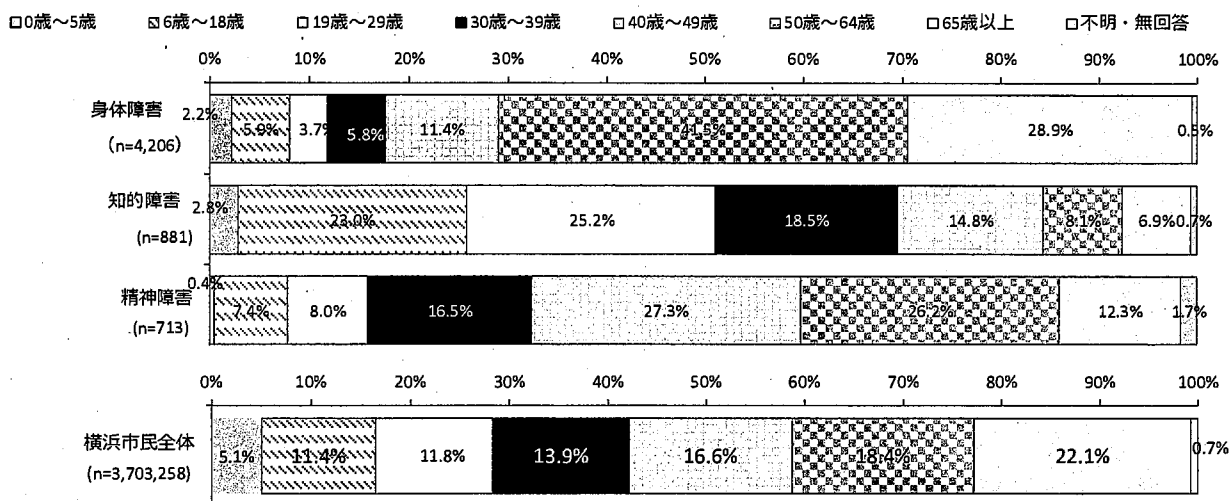
■ 本人以外の方が回答した理由（1つ選ぶ）



2 回答者（対象となる方）の現年齢・性別

(1) 年齢

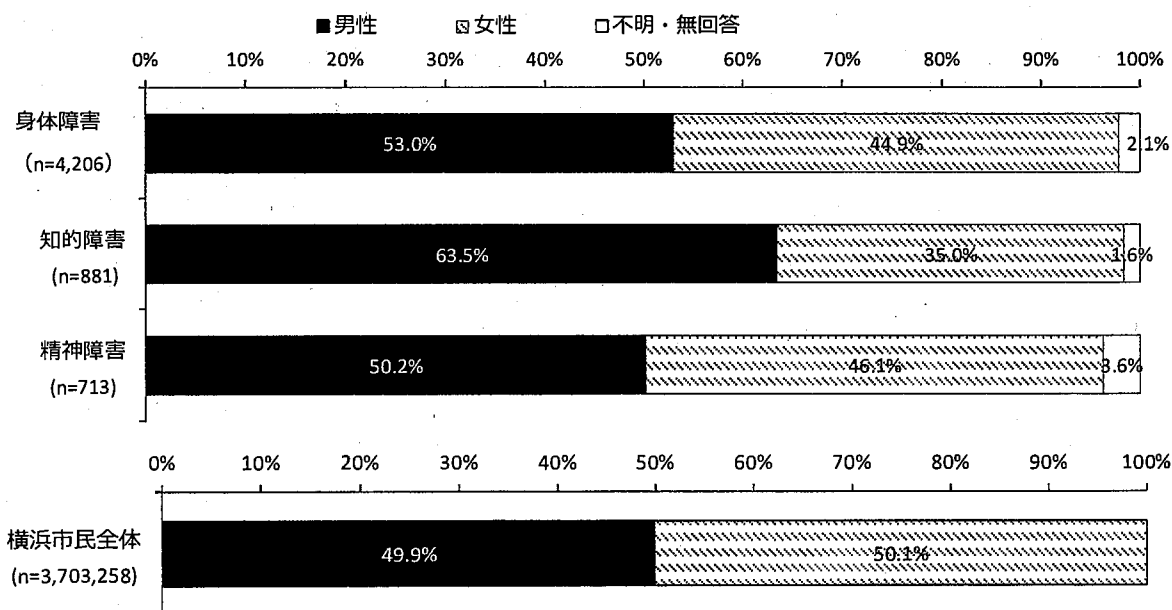
回答者の年齢構成と横浜市民全体を比較すると、障害種別によって回答者の年齢構成が大きく異なることが確認できます。身体障害の場合、7割強は50歳以上の方です。一方で、知的障害の場合、3割弱が18歳以下であり4割強が19歳～39歳までの方です。また、精神障害の場合、4割強が30歳～49歳までの方です。また、4割弱が、50歳～64歳までの方です。



※ 横浜市民全体：平成 26 年 1 月 1 日現在

(2) 性別

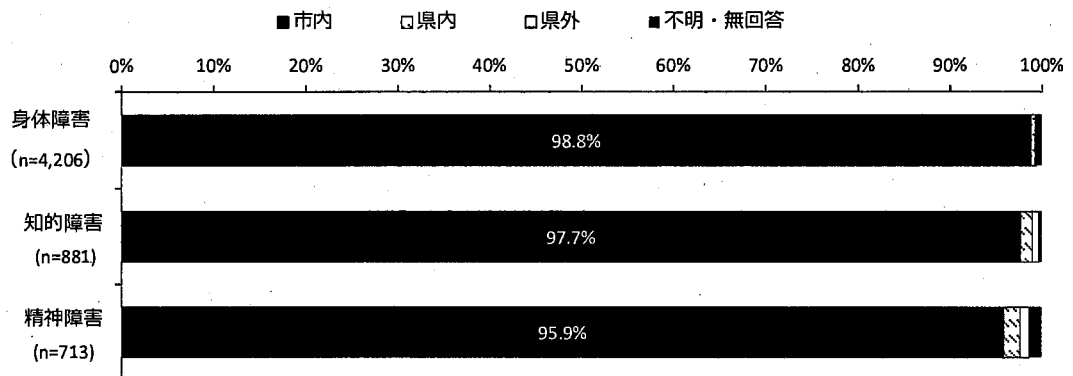
回答者の性別構成と横浜市民全体を比較すると、知的障害者用アンケート回答者の6割強が男性を占める他は、特色がないように思われます。



※ 横浜市民全体：平成 26 年 1 月 1 日現在

3 回答者（対象となる方）の居住地

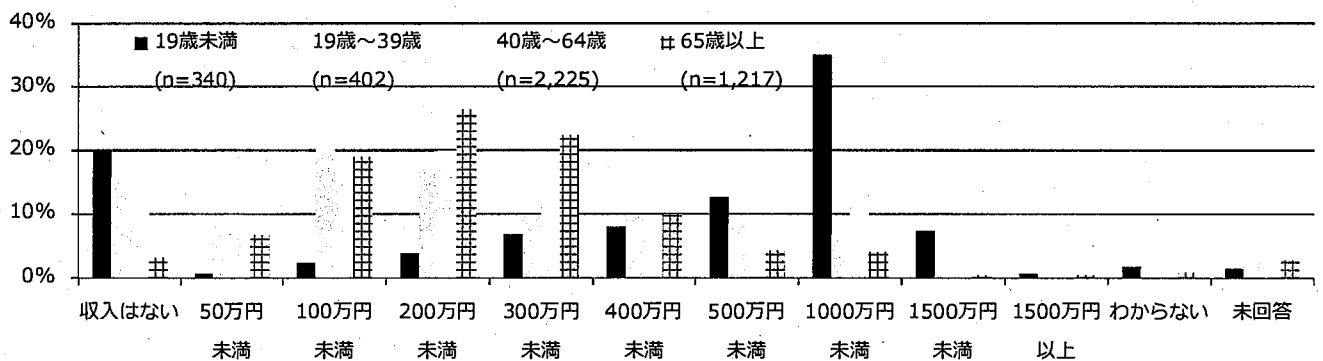
障害種別に係らず、アンケート回答者の9割強は市内在住の方です。



4 回答者（対象となる方）の年収

(1) 身体障害者

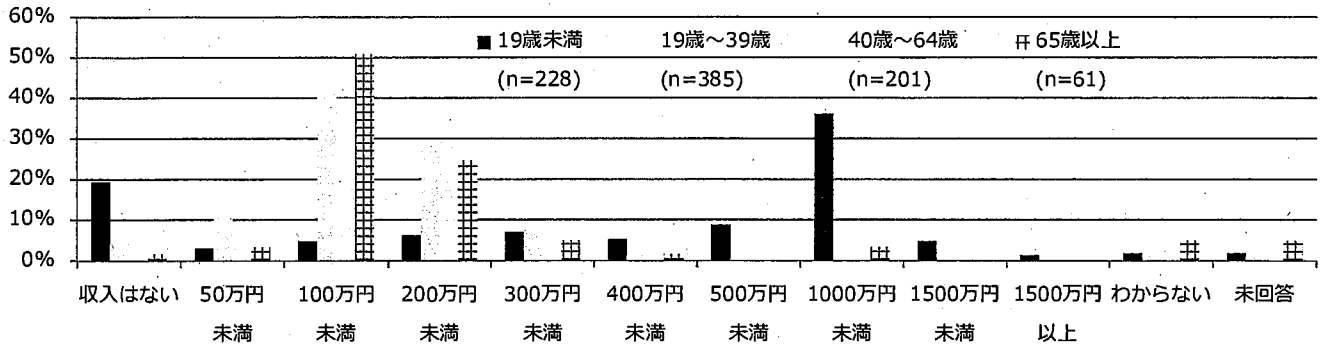
19歳未満では「無収入」もしくは「1000万円未満」と、大きく分かれておりますが、年齢が高くなるにつれて、「50万円以上300万円未満」の方の占める割合が高くなります。



年収：年金・手当・生活保護費・親族からの援助も含めた金額です。
 回答者（対象となる方）が18歳未満の場合は、保護者の方の年収です。

(2) 知的障害

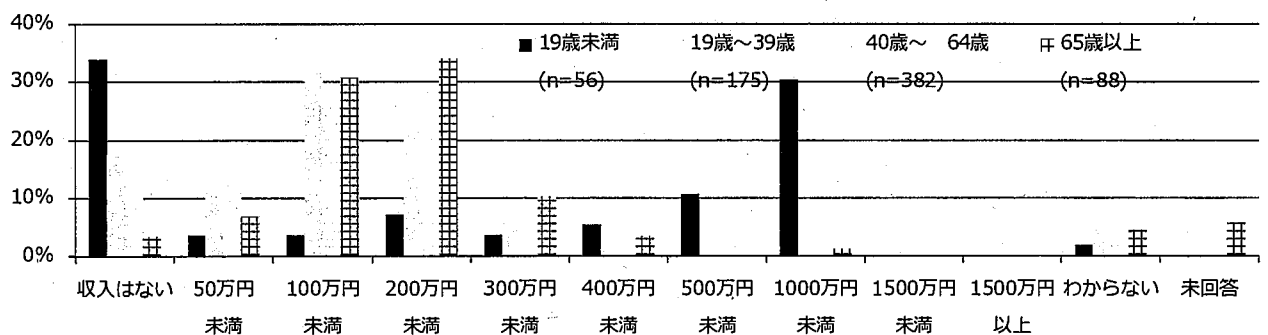
19歳未満では「無収入」もしくは「100万円未満」と大きく割れますが、19歳以上ではどの年代も50%近くの方が「年収は100万円未満」と回答をしています。



年収：年金・手当・生活保護費・親族からの援助も含めた金額です
 回答者（対象となる方）が18歳未満の場合は、保護者の方の年収です。

(3) 精神障害

19歳未満では「無収入」もしくは「100万円未満」と大きく割れます。19歳以上では、どの年代も4割程度の方が、「年収は50万円以上200万円未満」と回答をしています。

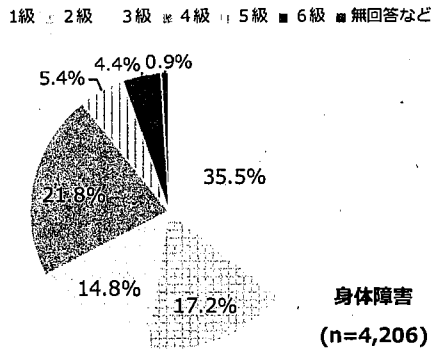


年収：年金・手当・生活保護費・親族からの援助も含めた金額です。
 回答者（対象となる方）が18歳未満の場合は、保護者の方の年収です。

5 回答者（対象となる方）の障害程度・他種手帳の所持

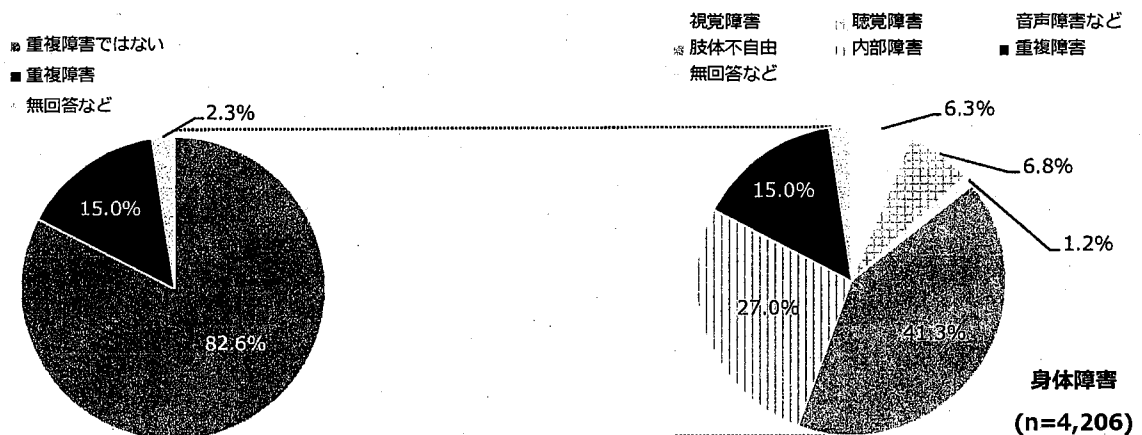
(1) 身体障害

【回答者の障害程度の分布】



回答者の5割強を、身体障害1級・2級の方が占めます。一方で、身体障害5級、6級といった障害の程度が重くない方は、回答者の1割程度です。

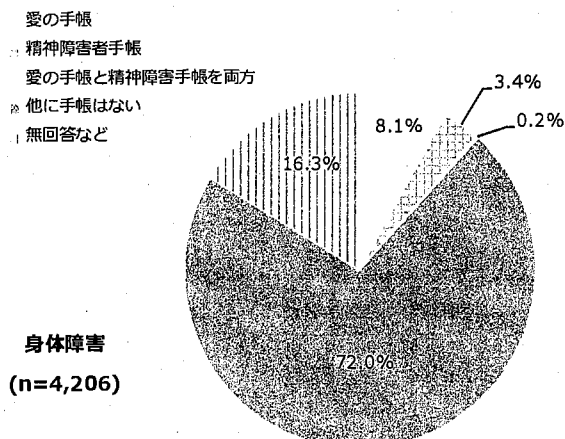
【回答者の障害の重複状況】



【回答者の障害状況・重複の状況】

肢体不自由の方が、回答者の4割強を占めます。また、内部障害の方が、回答者の3割弱を占めます。また、2割の方が重複障害の方です。

【他の手帳 所持状況】

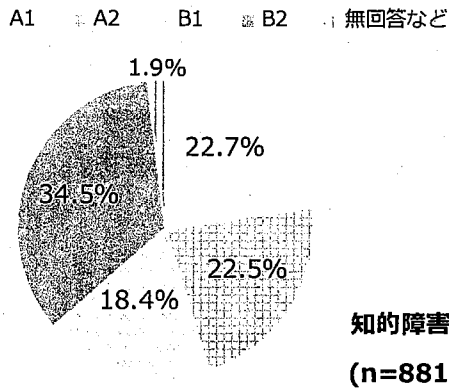


【他の手帳 所持状況】

回答者の7割以上は、他の障害者手帳を所持しておりません。

(2) 知的障害

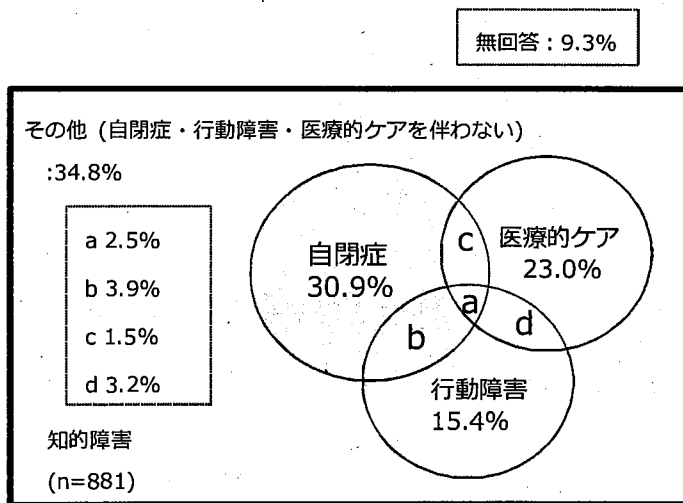
【回答者の障害程度の分布】



【回答者の障害程度の分布】

回答者の3割強が、愛の手帳B2の方です。身体障害者版アンケートと異なり、障害程度の軽い方、重い方それぞれが回答者に占める割合に大きな偏りはありません。

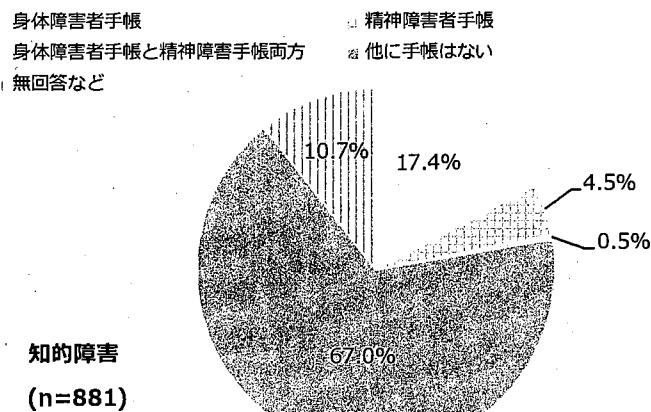
【障害の状況や特性】



自閉症の方が回答者の3割を占めます。また、行動障害の方が2割弱を占めます。

回答者の1割の方が、「自閉症・行動障害・医療的ケア」のうち、複数の状態が重複をしている方です。

【他の手帳の所持状況】

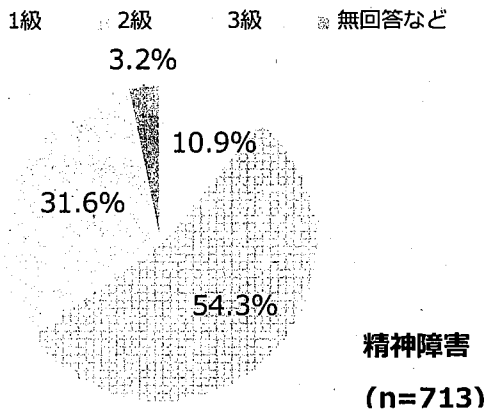


回答者の7割弱は、他の障害者手帳を持っておりません。

一方、2割弱の方は身体障害者手帳を持っています。

(3) 精神障害

【回答者の障害程度の分布】



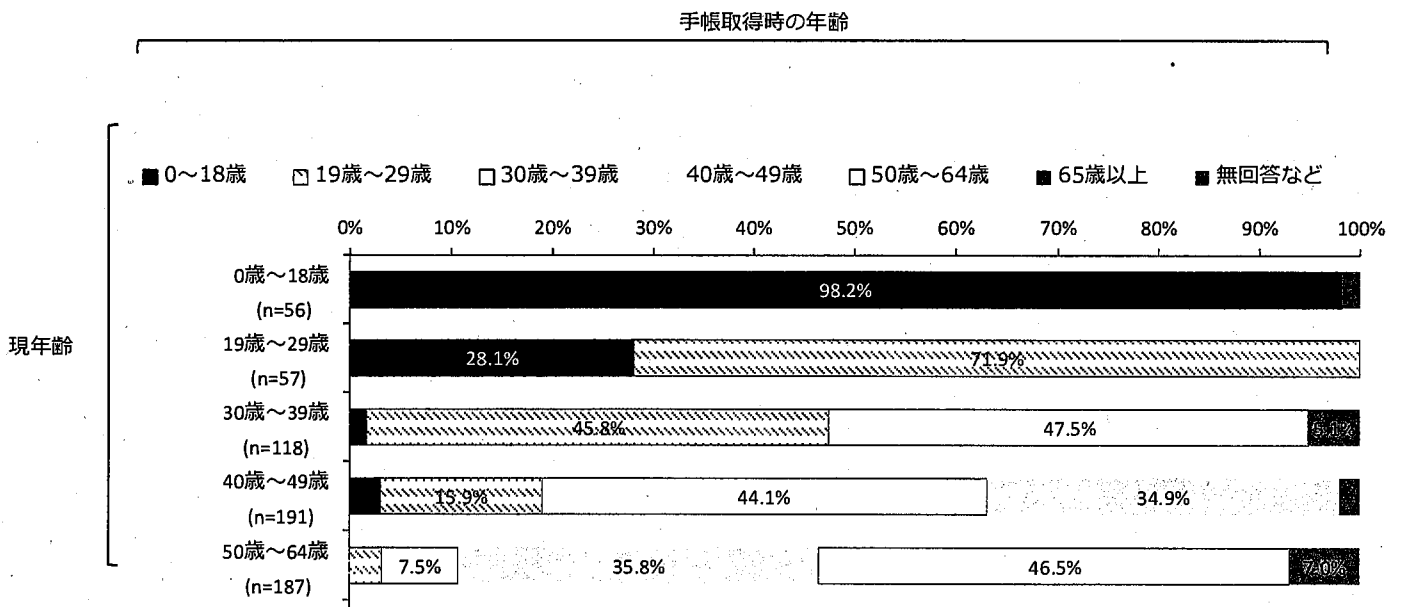
【回答者の障害程度の分布】

精神障害者手帳 2 級の方が、回答者の 5 割強を占めています。また、3 級の方が 3 割を占めています。

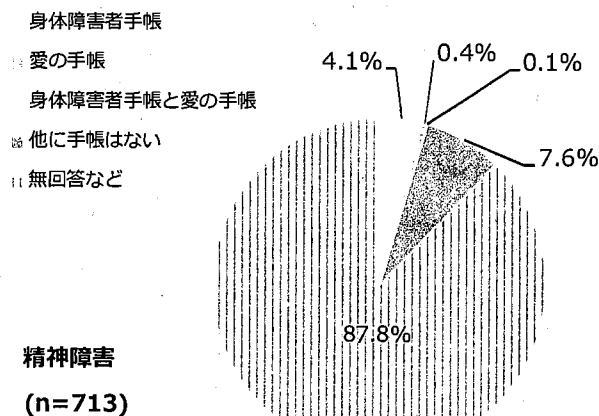
【手帳取得時の年齢】

現在 30 歳代の方の 5 割弱の方が 30 代で手帳を取得しています。また、現在 40 代の方の 3 割強が 40 代で手帳を取得しています。

【精神障害者手帳取得時の年齢】



【他の手帳の取得状況】



【他の手帳 取得状況】

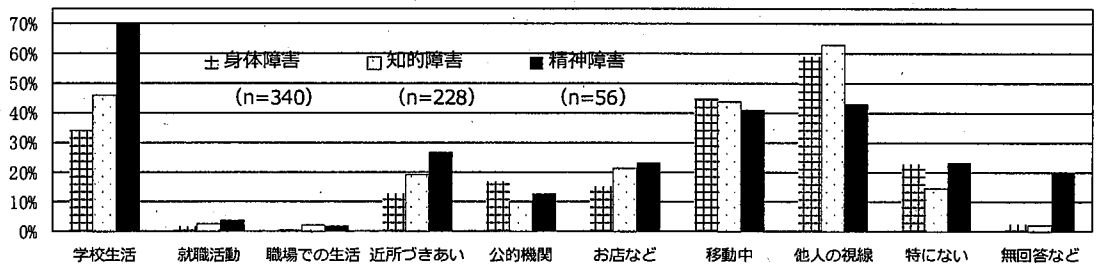
9 割弱の方が、無記入で回答をしました。

[アンケート回答結果：障害の理解や地域との係わりについて]

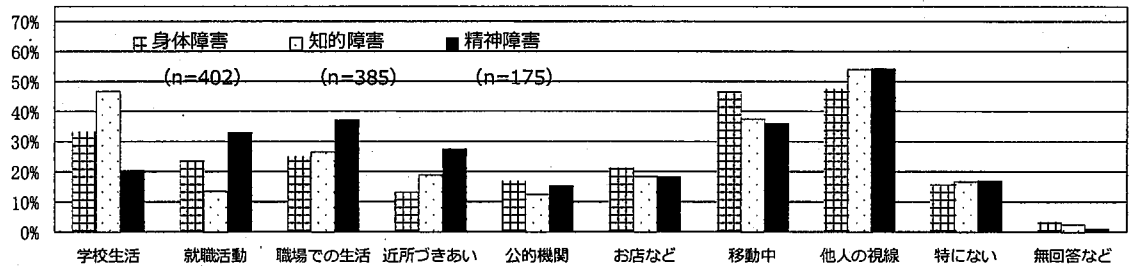
- 1 障害があることを理由に経験した嫌な思い・不適切な対応を教えてください。
-当てはまるもの全てを選択-

各障害ともに、65歳未満までをしてみると、「移動中」と「他人の視線」が回答割合の多くを占めています。また、19歳未満で見ると、「学校生活」と回答する割合が多くなっています。
一方、65歳以上をしてみると、「特にない」という回答が、どの障害においても一番多くの回答を占めています。

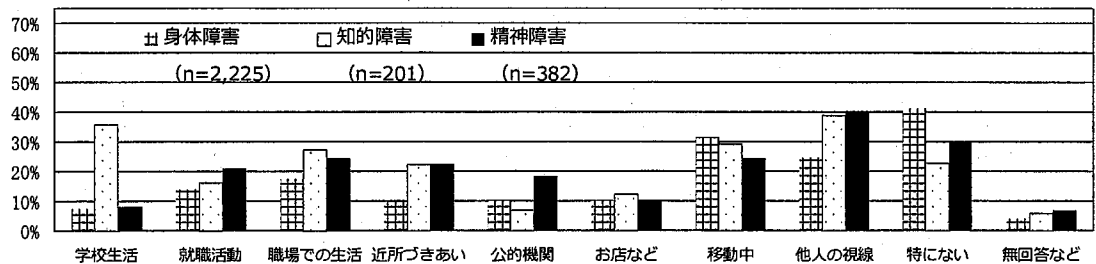
(1) 19歳未満



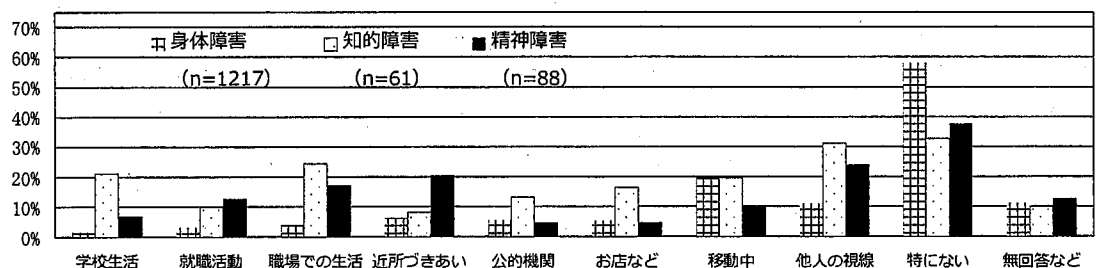
(2) 19歳以上 40歳未満



(3) 40歳以上 65歳未満



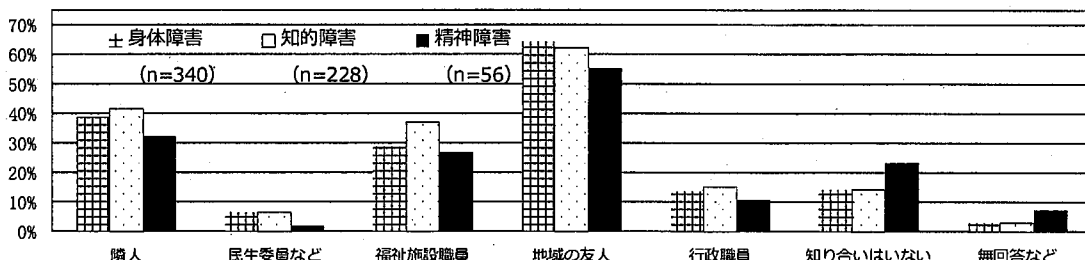
(4) 65歳以上



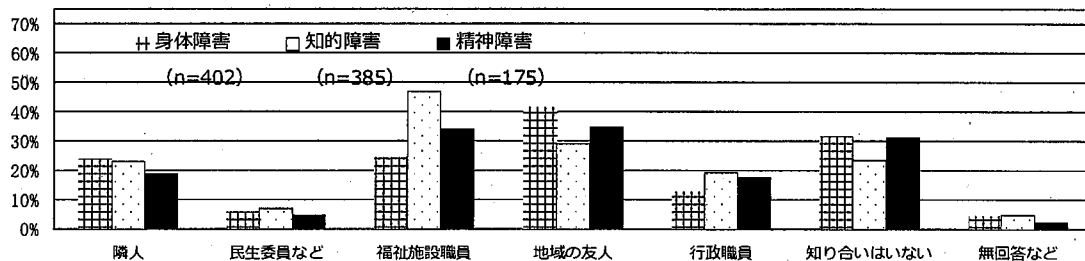
2 現在、地域の中で、どのような方と係わりがありますか
 -当てはまるもの全てを選択-

19 歳未満では各障害ともに5割以上が「地域の友人」と回答しています。
 19 歳以上では、「地域の友人」よりも「福祉施設職員」と回答した方の割合が知的障害・精神障害の方では増加しております。
 一方、民生委員と回答する方は、どの障害・年代を見ても低くなっています。

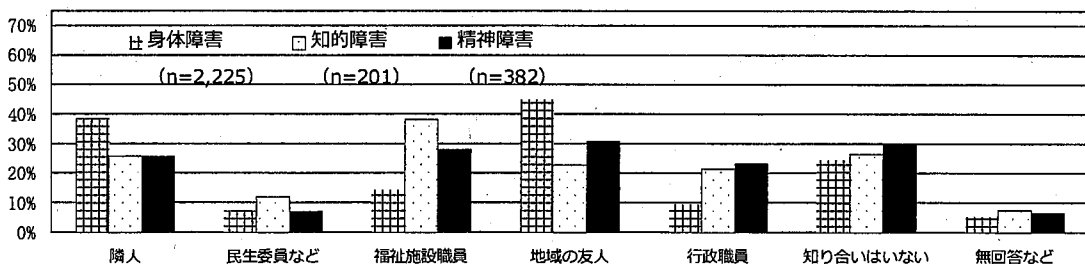
(1) 19 歳未満



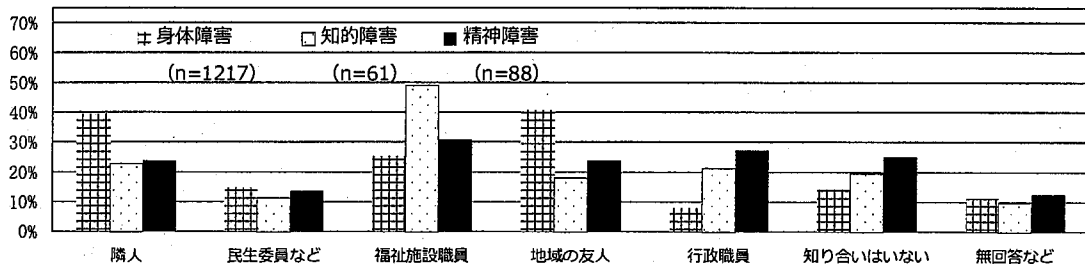
(2) 19 歳以上 40 歳未満



(3) 40 歳以上 65 歳未満



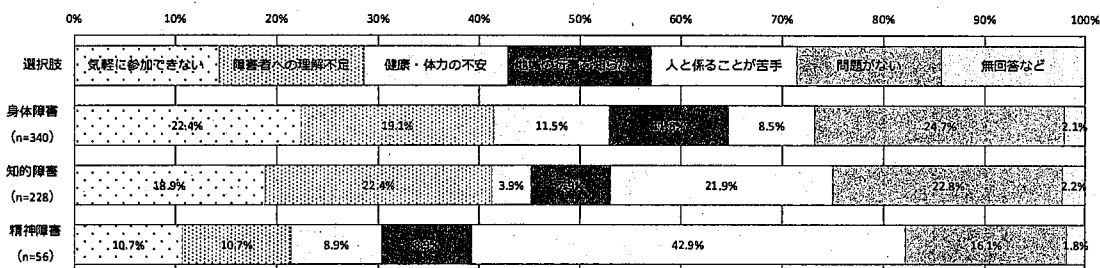
(4) 65 歳以上



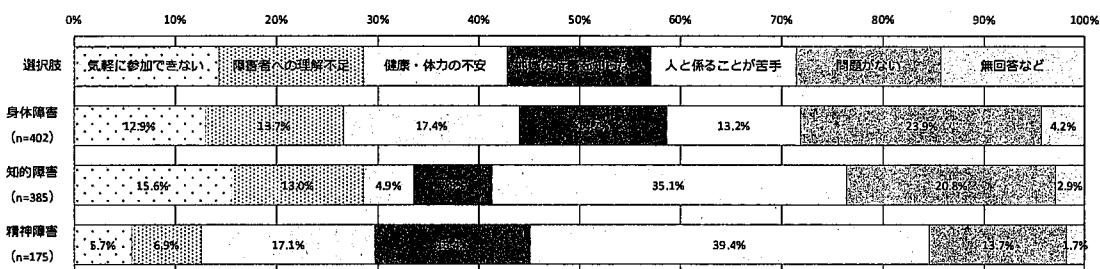
3 地域の行事に参加しようと思ったときに、問題となること -もっとも当てはまるものを選択-

19歳未満では、身体・知的障害の方ともに「気軽に参加できない」「障害者への理解不足」を回答した方の割合はそれぞれ2割前後を占めております。一方で、精神障害方では4割が「人と係ることが苦手」と回答をしております。年齢が高くなるにつれ、「気軽に参加できない」「障害者への理解不足」と回答する方の割合は、障害種別を問わず小さくなります。一方で、「健康・体力の不安」と回答する方の割合が高くなります。

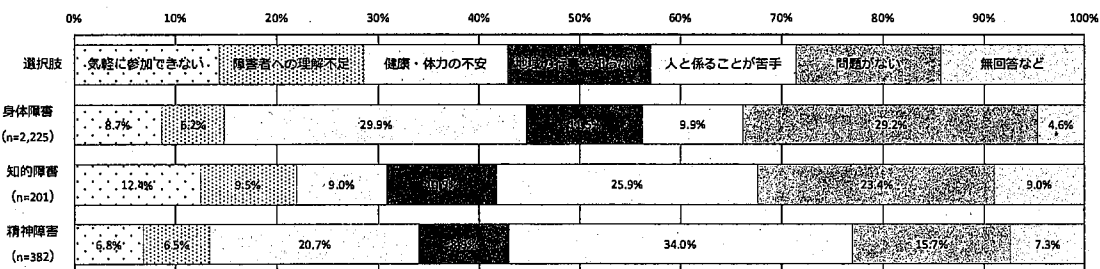
(1) 19歳未満



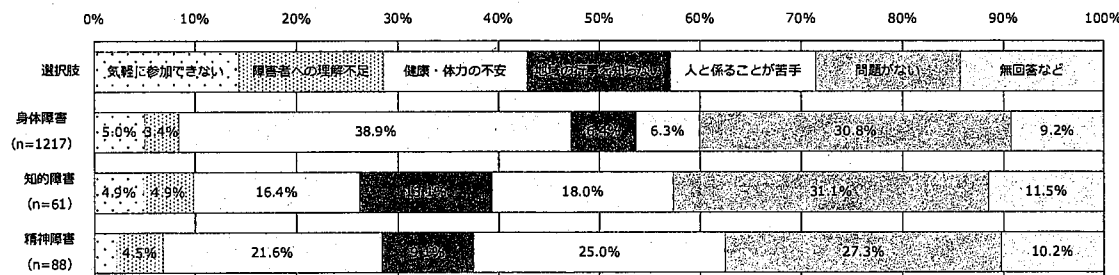
(2) 19歳以上40歳未満



(3) 40歳以上65歳未満



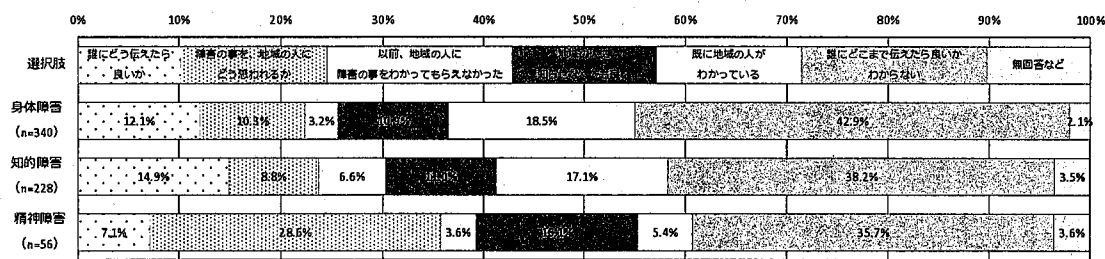
(4) 65歳以上



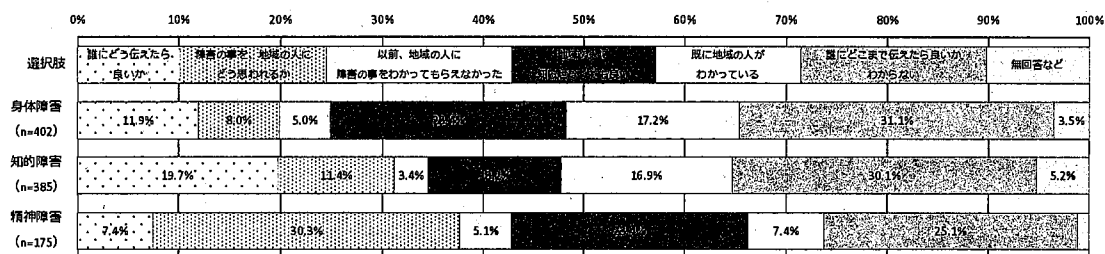
4 自分の障害のことを身近な人に伝えるときに、どんな事が不安か
-もっとも当てはまるものを選択-

「誰にどう伝えたら良いか」「誰にどこまで伝えたら良いかがわからない」と回答する方が、40歳未満では障害種別に係らず4割から5割程度と一定の割合を占めております。
また、19歳以上の身体・精神障害の方の2割～3割は、「地域の人に知らせなくても良い」と回答をしています。

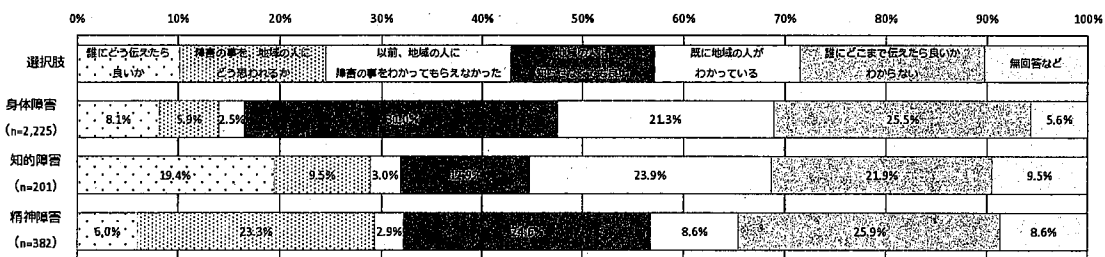
(1) 19歳未満



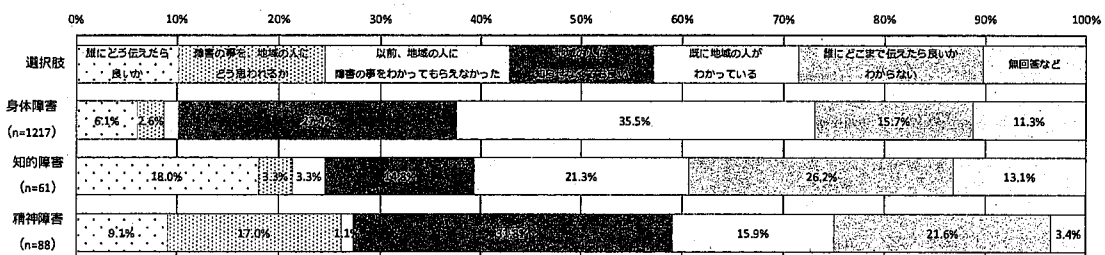
(2) 19歳以上40歳未満



(3) 40歳以上65歳未満



(4) 65歳以上

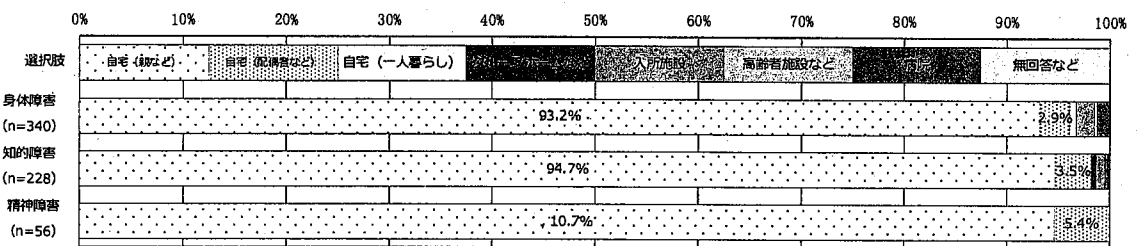


[アンケート回答結果：いまの「暮らし」について]

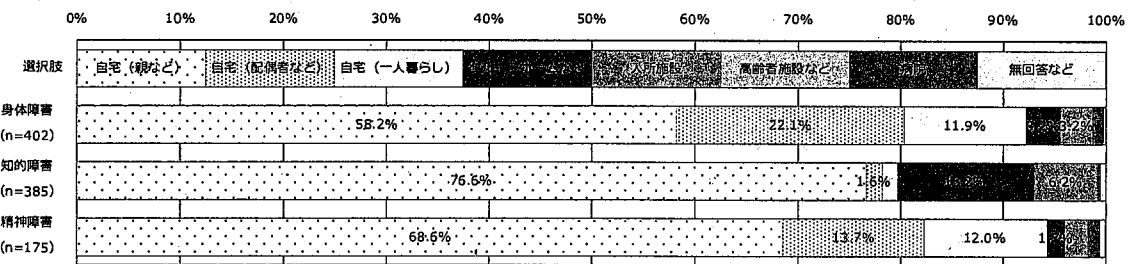
1 いまの暮らしについて、教えてください
-もっとも当てはまるものを選択-

自宅で親とともに暮らしをしている方が、40歳未満では障害種別に係らず、最低でも6割以上と非常に高い割合を示しております。一方、40歳以降では、身体障害・精神障害の方では、親ではなく配偶者と暮らす方・一人で暮らす方の割合が高くなっています。

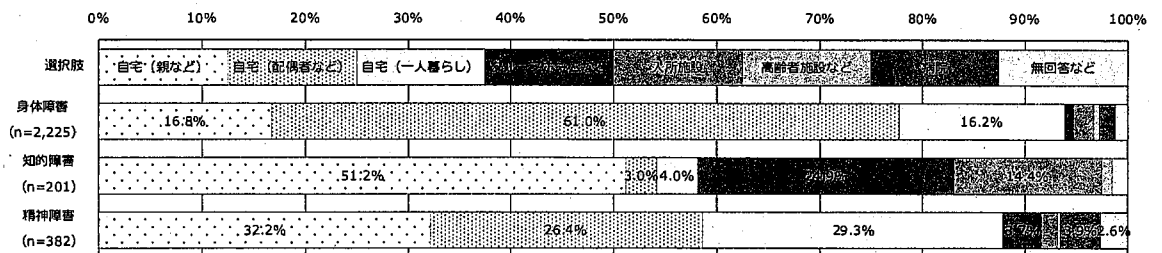
(1) 19歳未満



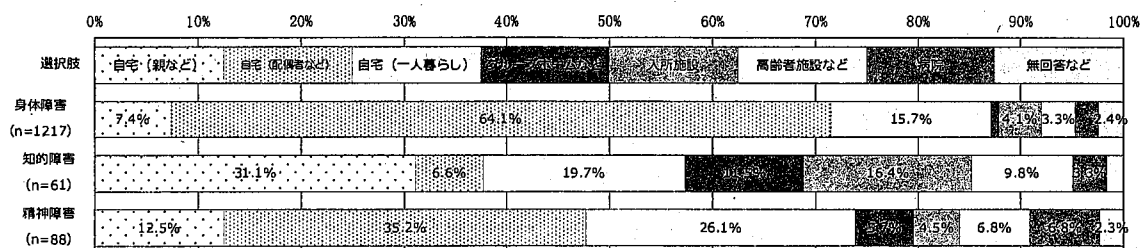
(2) 19歳以上 40歳未満



(3) 40歳以上 65歳未満



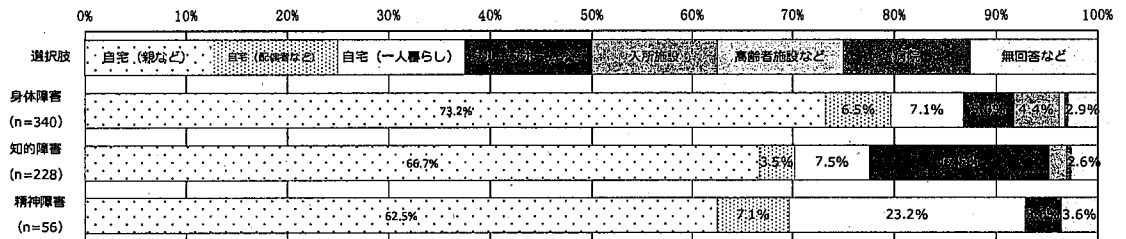
(4) 65歳以上



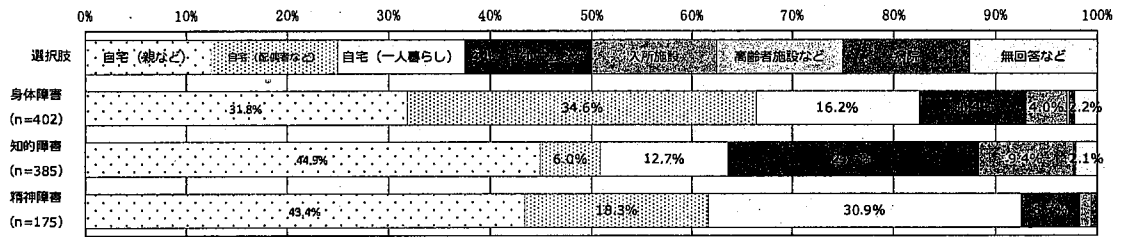
2 今後、どのようなところで暮らしたいか
-もっとも当てはまるものを選択-

障害種別・年代に係らず、「自宅」と回答をした方の割合が、最低でも4割以上を占めており、65歳未満の精神障害の方では9割近くが「自宅」と回答をしています。一方で、知的障害の方では19歳以上40歳未満の方の2割以上、40歳以上65歳未満の方の3割以上が「グループホームなど」と回答をしています。

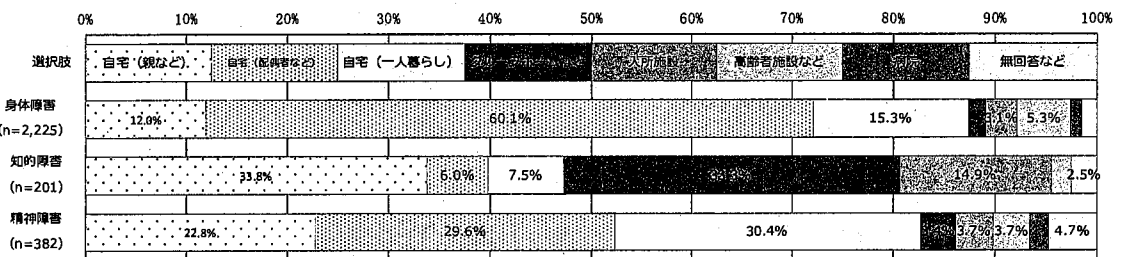
(1) 19歳未満



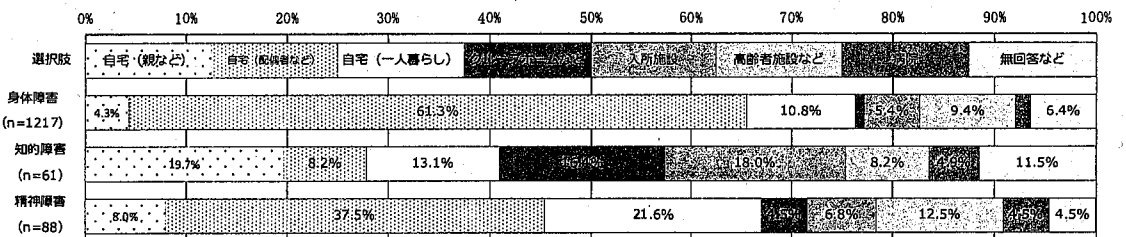
(2) 19歳以上40歳未満



(3) 40歳以上65歳未満



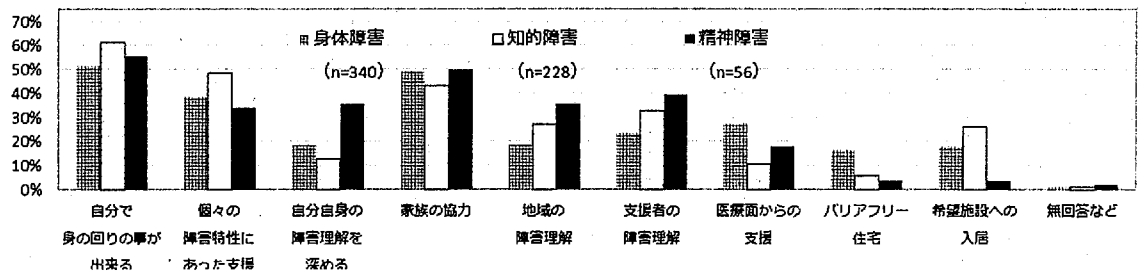
(4) 65歳以上



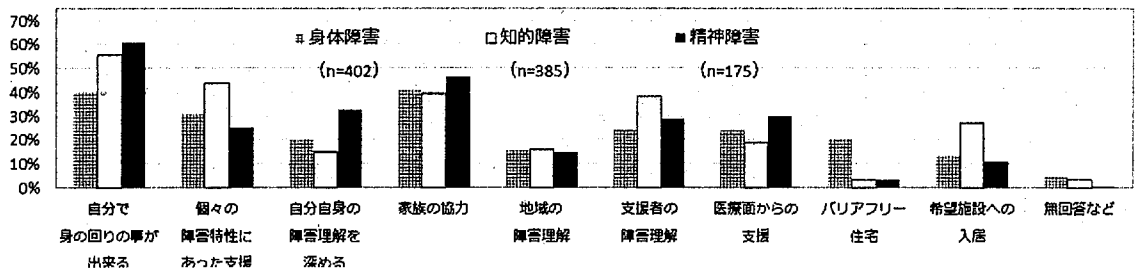
3 暮らしたいところで暮らすために、まず必要なことは何か
 -当てはまるものを3つまで選択-

年代・障害種別に係らず、「家族の協力」を挙げている方が4割近くをしめています。一方で、「自分で身の回りの事が出来るようになること」と回答している方は、19歳未満では年代・障害種別に係らず5割以上の割合を占めています。しかし、年齢が高くなるにつれ、特に知的障害の方は、「自分で身の回りの事が出来るようになること」と回答している割合が小さくなります。

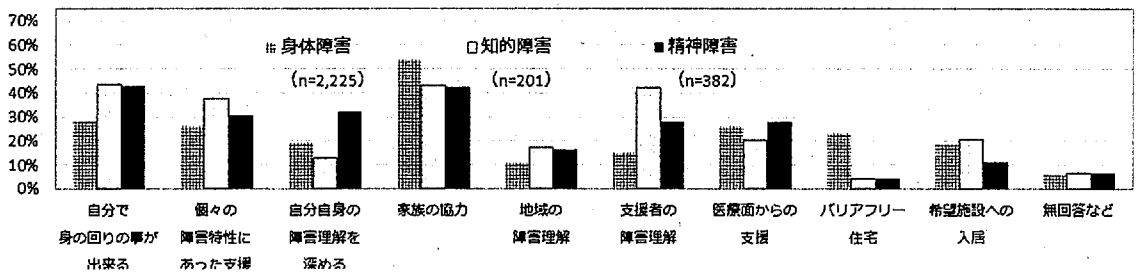
(1) 19歳未満



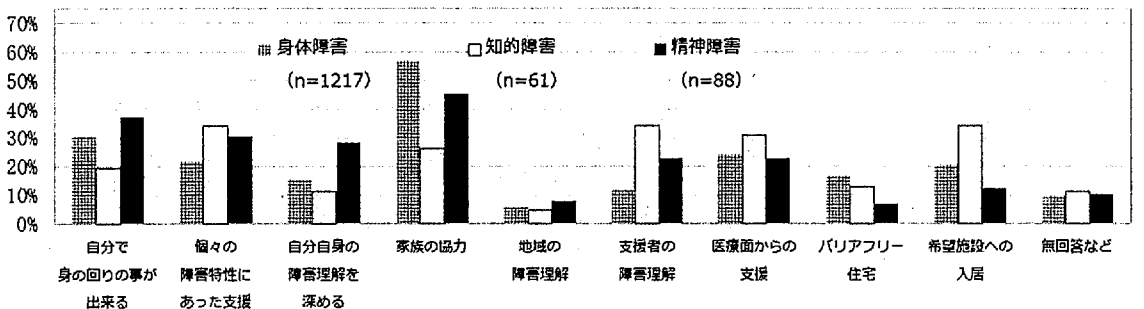
(2) 19歳以上40歳未満



(3) 40歳以上65歳未満



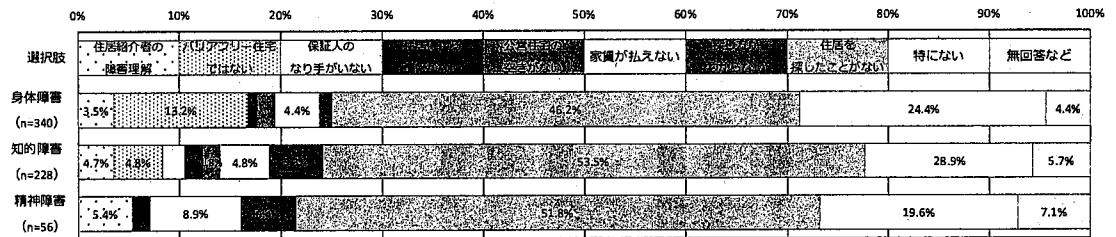
(4) 65歳以上



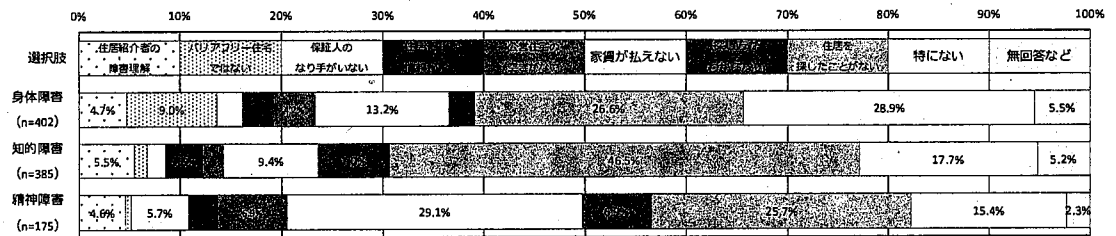
4 住まいを探すときに、もっとも不安なことや困ったことは何か
-もっとも当てはまるものを選択-

年代・障害の種別に係らず「住居を探したことがない」「特に（不安なことは）ない」と回答をした方が、大きな割合を占めます。
但し、「家賃が払えない」との回答が19歳以上40歳未満の精神障害の方では約30%を占めています。

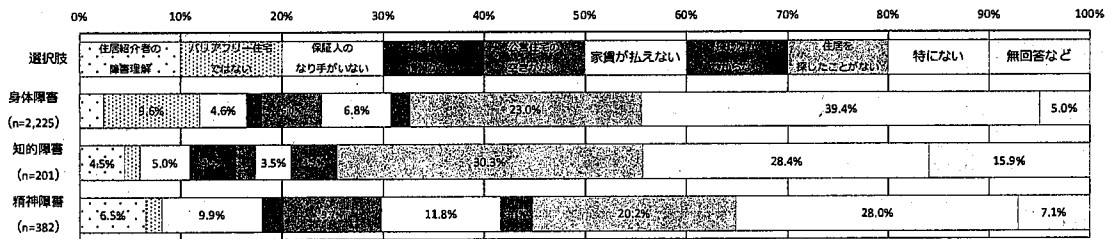
(1) 19歳未満



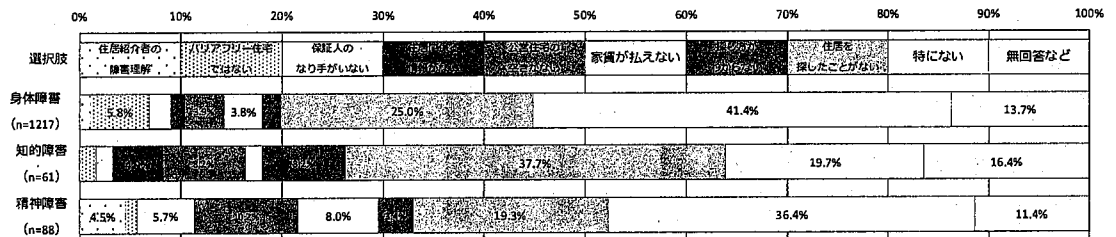
(2) 19歳以上40歳未満



(3) 40歳以上65歳未満



(4) 65歳以上

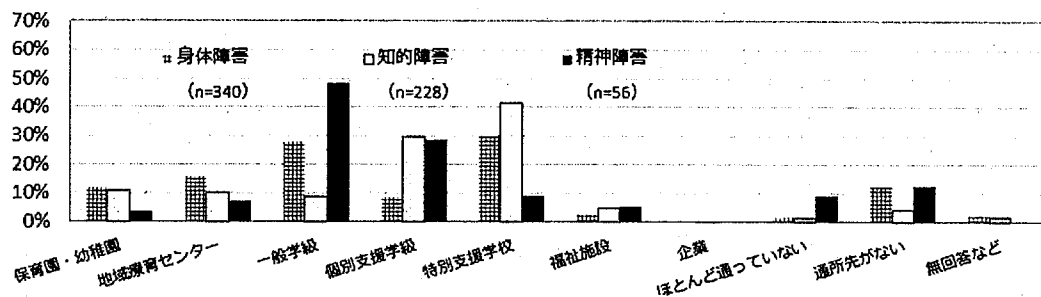


[アンケート回答結果：日中の過ごし方について]

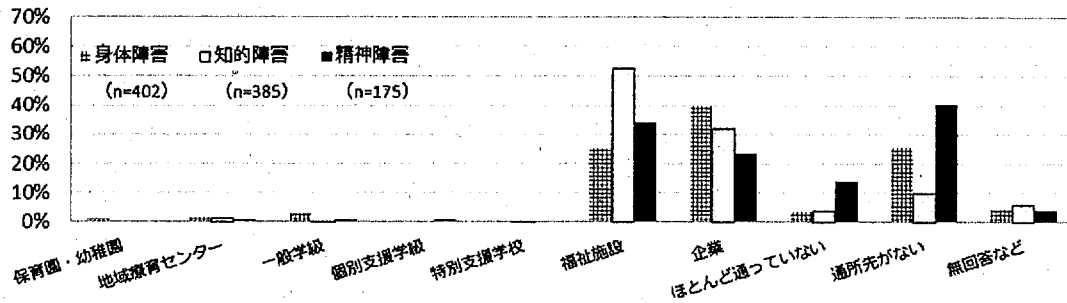
1 平日の日中、どのように過ごしていますか
-当てはまるものを2つまで選択-

身体障害の方は、19歳以上40歳未満では4割が、「企業」と回答をしています。一方で、40歳以上では、「通所先がない」との回答が5割以上を占めています。知的障害の方は、どの年代でも「福祉施設」が多くを占めています。精神障害の方は、19歳以上では「通所先がない」の回答が一番を占めています。

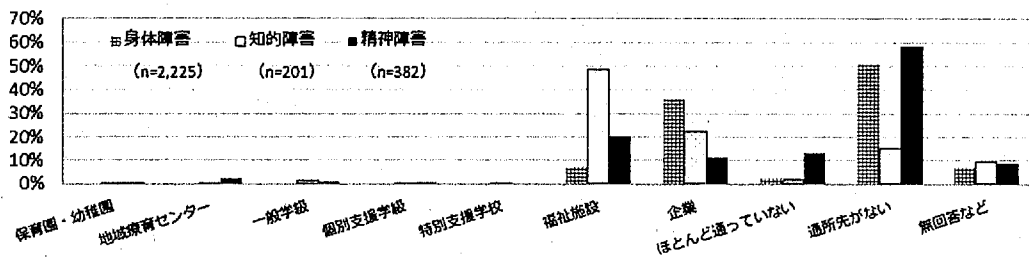
(1) 19歳未満



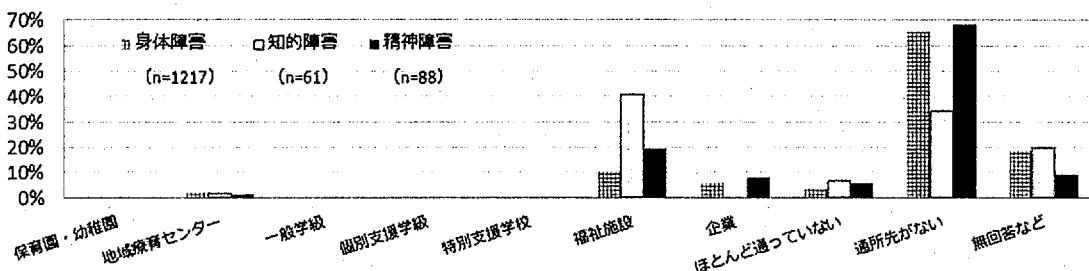
(2) 19歳以上40歳未満



(3) 40歳以上65歳未満



(4) 65歳以上

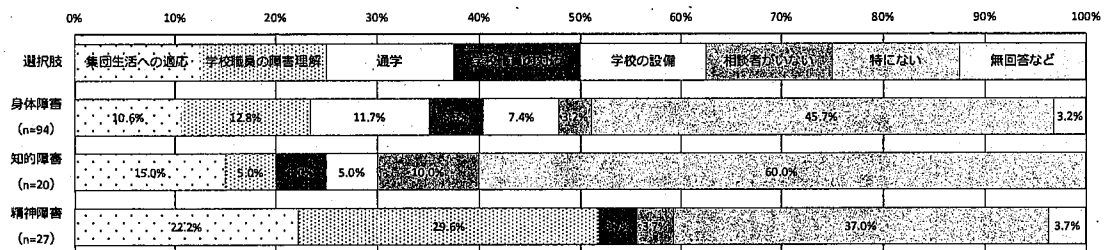


2 学校に通うなかで、おもに困っていることはなんですか
 -もっとも当てはまるものを選択 (6歳~18歳 限定) -

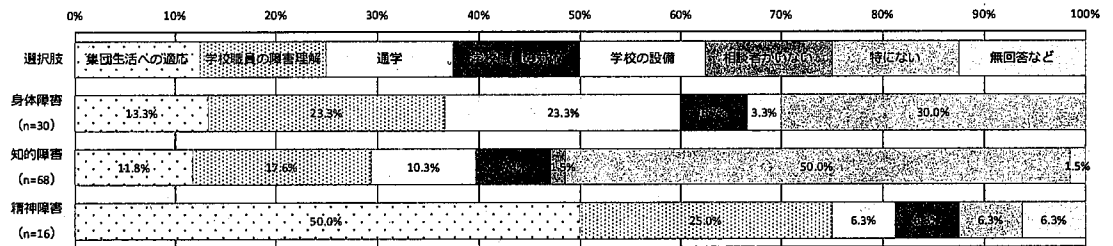
一般学級、個別支援学級に通っている身体・知的障害の方は「(困りごとは) 特にない」と回答をしている方が大きな割合を占めています。一方で精神障害の方は、「集団生活への適応」「学校職員の障害理解」という回答が大きな割合を占めております。

特別支援学校(養護学校)に通っている方は、「(困りごとは) 特にない」と回答をしている方が大きな割合を占めております。

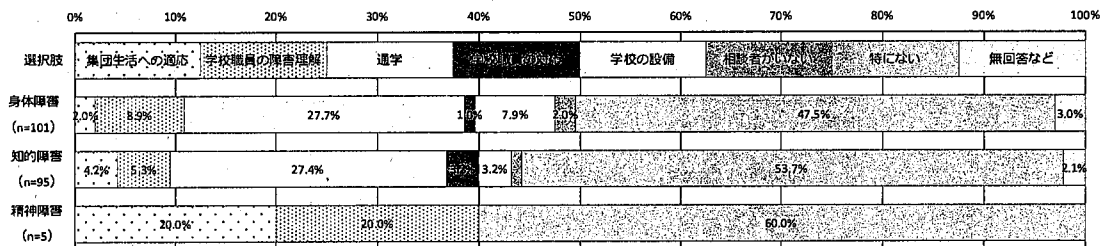
(1) 小・中・高等学校の一般学級に通っている方



(2) 小・中学校の個別支援学級に通っている方



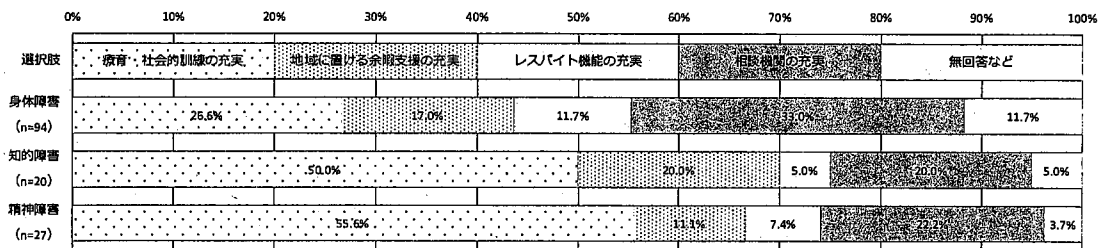
(3) 特別支援学校(養護学校)などに通っている方



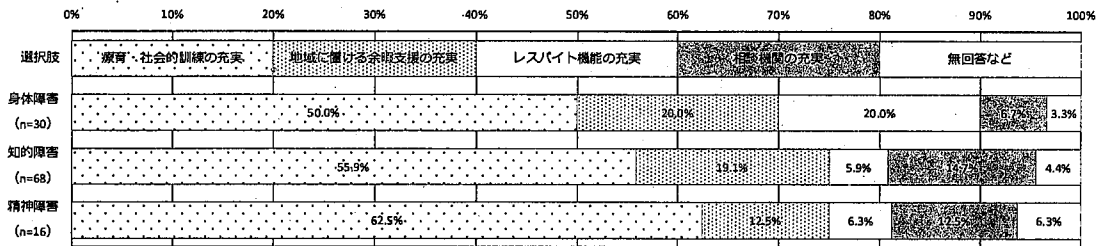
3 学齢期において、充実させてほしい支援は何ですか
 -もっとも当てはまるものを選択 (6歳~18歳 限定) -

一般学級に通っている方は、障害の種別に係りなく「療育・社会的訓練の充実」「相談機関の充実」を挙げている方が多くの割合を占めております。
 個別支援学級・特別支援学校（養護学校）に通っている方では、「相談機関の充実」に変わり「地域に置ける余暇活動の充実」「レスパイト機能の充実」といった回答が大きな割合を占めております。

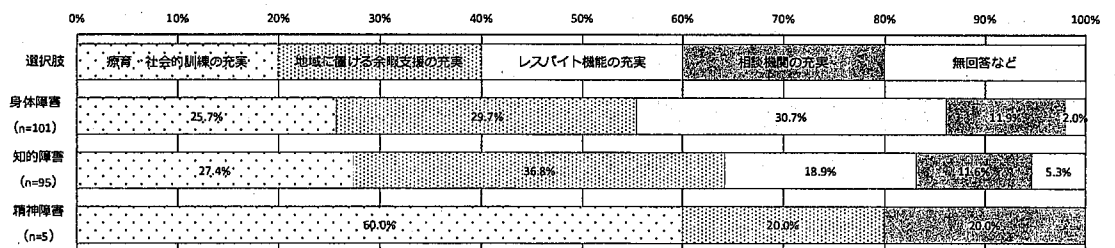
(1) 小・中・高等学校の一般学級に通っている方



(2) 小・中学校の個別支援学級に通っている方



(3) 特別支援学校（養護学校）などに通っている方

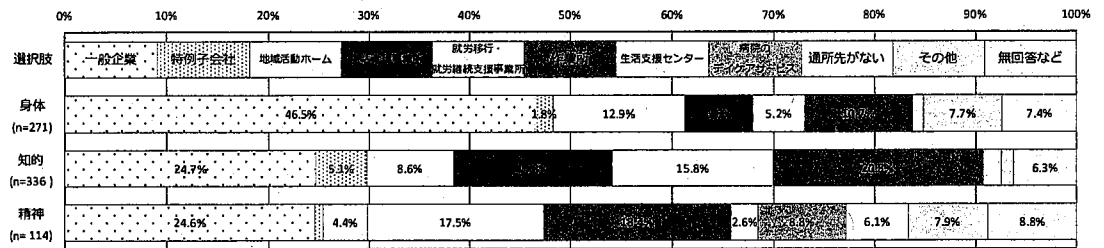


4 いま通っているところ

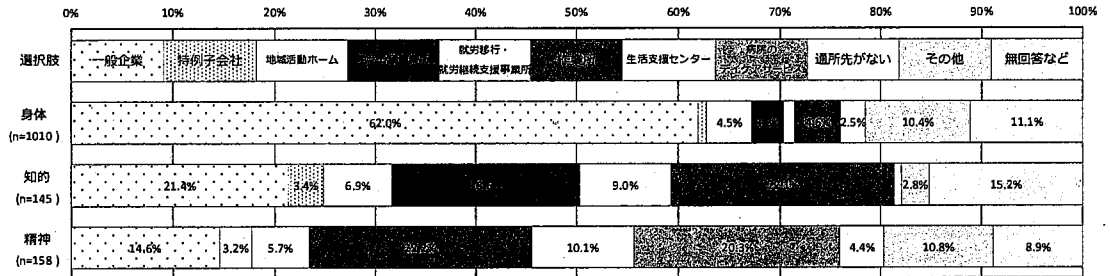
-もっとも当てはまるものを選択 (19歳以上 限定) -

65歳未満の方では、身体障害の場合「企業」と回答が一番大きな割合を占めています。一方で知的・精神障害の場合では、「企業」と回答する方と「作業所」と回答する方の割合が同程度です。
65歳以上の方では、知的障害の場合では「作業所」と回答する割合が多くなっています。

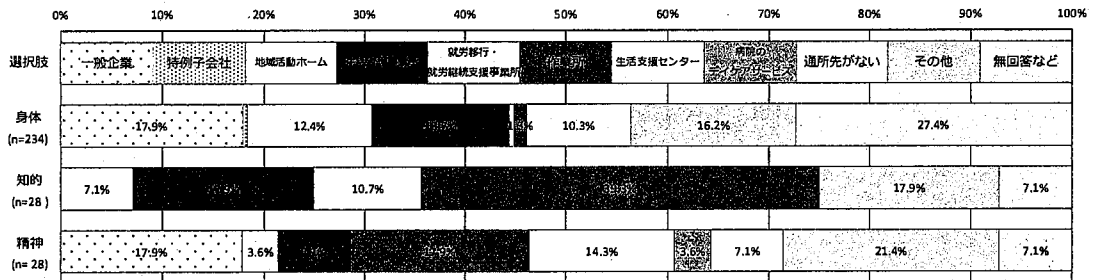
(1) 19歳以上 40歳未満



(2) 40歳以上 65歳未満



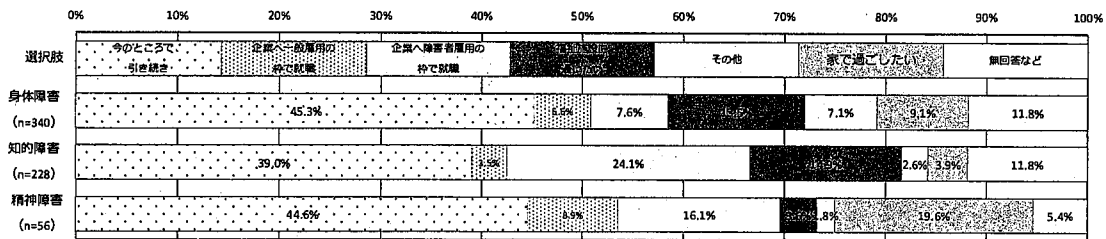
(3) 65歳以上



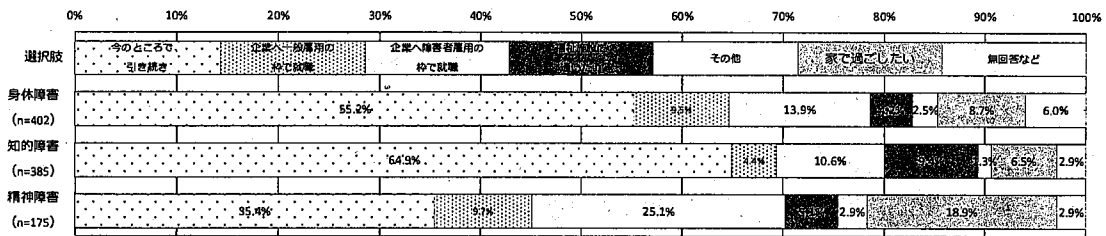
5 今後、日中どんなところで過ごしていきたいか
-もっとも当てはまるものを選択-

障害種別・年代に係りなく「今のところで引き続き」という回答が一番多くを占めています。
2番目に割合が大きい回答としては、19歳未満40歳以上では「企業への障害者雇用の枠で就職」です、40歳以上では、「家で過ごしたい」との回答です。

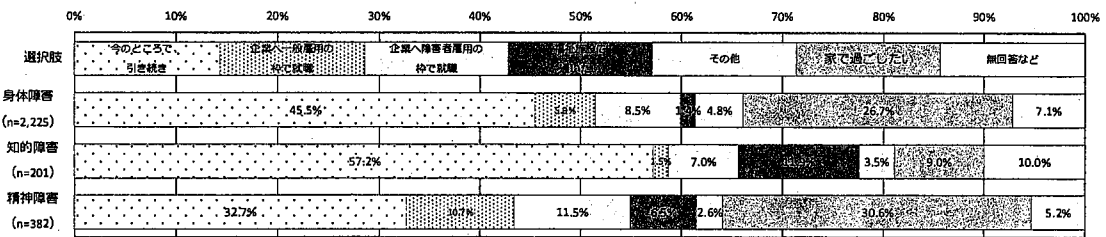
(1) 19歳未満



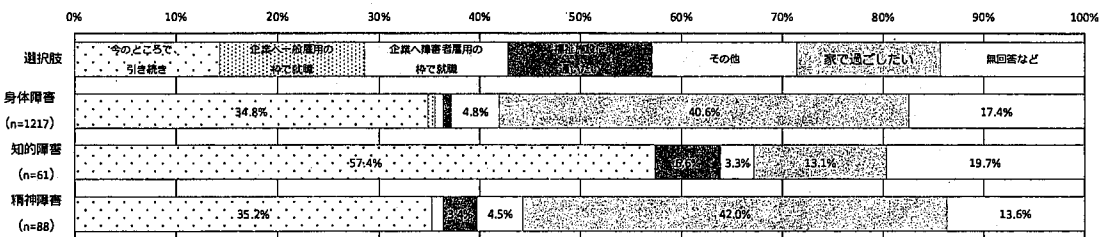
(2) 19歳以上40歳未満



(3) 40歳以上64歳未満



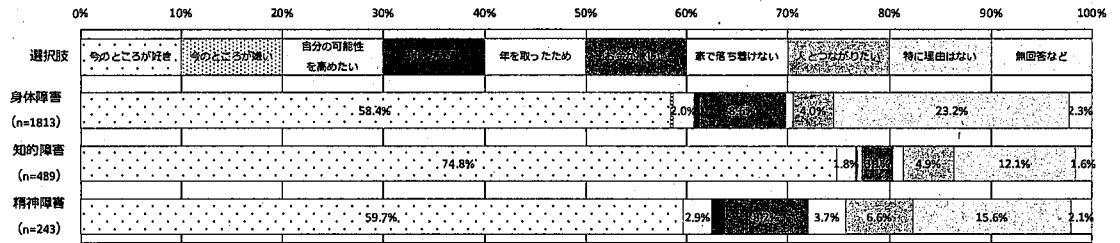
(4) 65歳以上



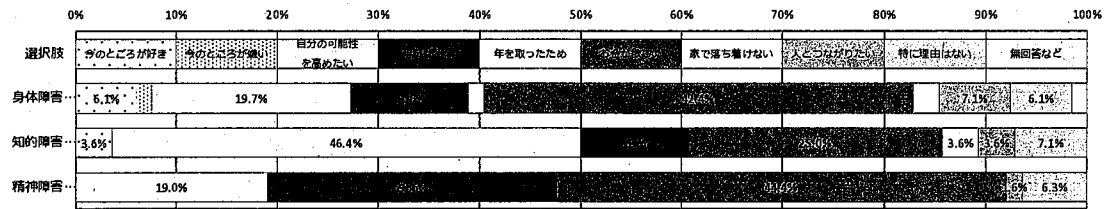
6 その理由はなんですか
-もっとも当てはまるものを選択-

「今のところで、引き続き生活をしたい」と回答した方の多くは、「今のところが好き」という理由を挙げています。
「一般雇用や障害者雇用で企業へ就職をしたい」と回答した方の多くは、「お金がほしい」という理由を挙げています。
「福祉施設に通所したい」と回答した方の2割は、どの障害でも「人とつながりたい」という理由によります。

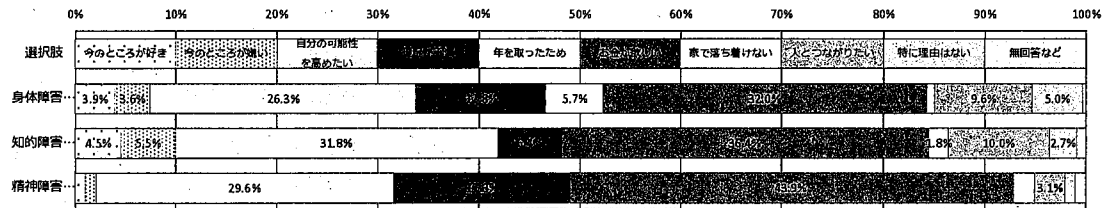
(1) 今のところで、引き続き生活をしたいと回答をした方



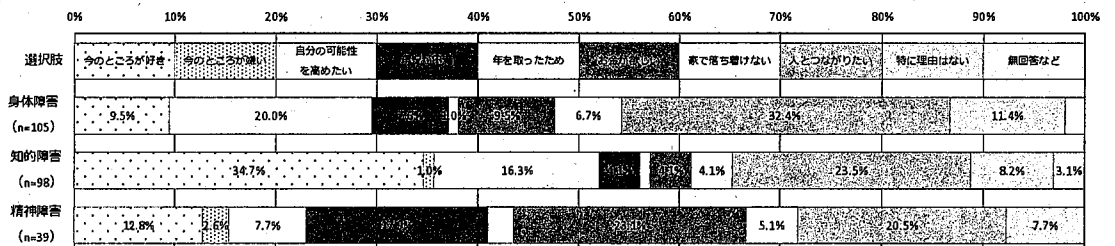
(2) 企業へ一般雇用の枠で就職したいと回答をした方



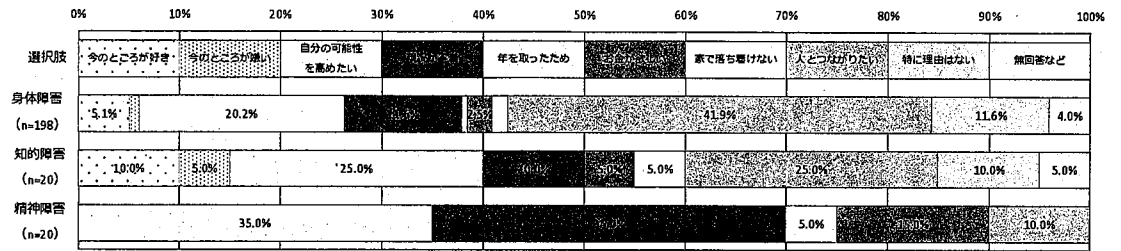
(3) 企業へ障害者雇用の枠で就職したいと回答をした方



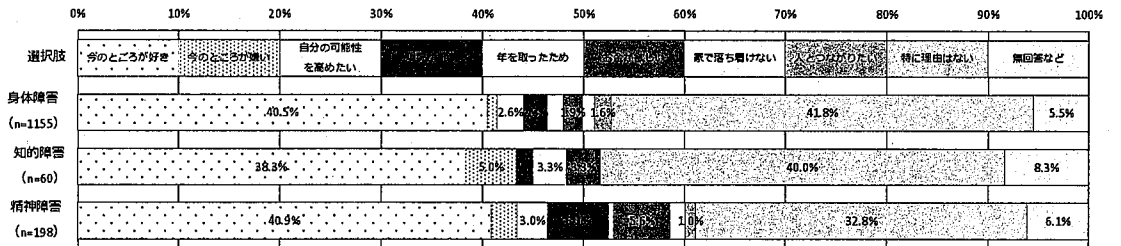
(4) 福祉施設（作業所など）に通いたいと回答した方



(5) その他（余暇施設「横浜ラポール」など）に通いたいと回答した方



(6) 家で過ごしたいと回答をした方



7 日中過ごす施設で、おもに困っていることは

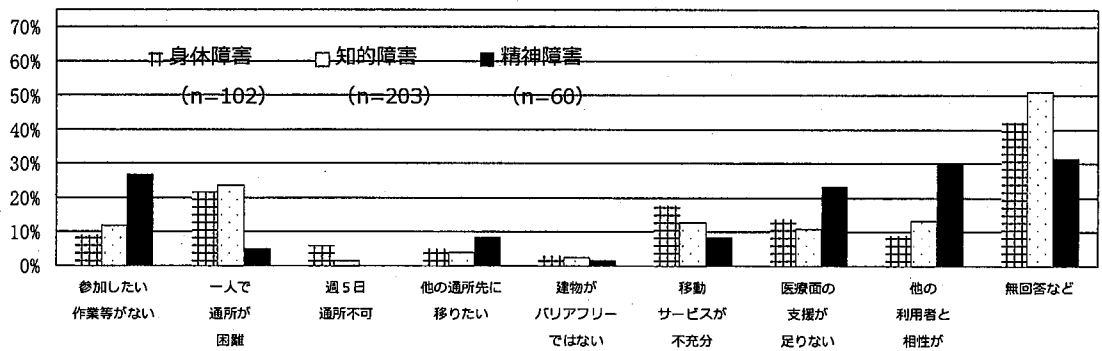
-当てはまるものを3つまで選択-

(平日の日中に福祉施設に通所している19歳以上に限定)

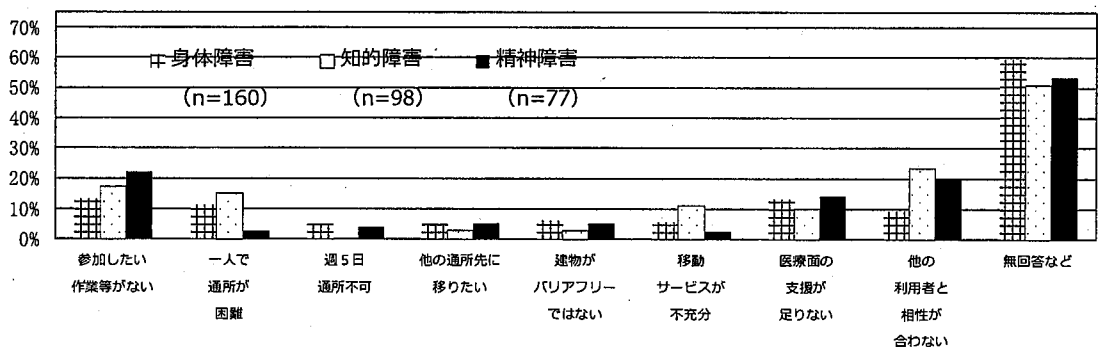
身体障害の方では、「一人での通所が困難」「移動サービスが不十分」、知的障害の方では「参加した作業などがない」「他の利用者との相性」、精神障害の方では、「参加したい作業がない」「医療面での支援が足りない」「他の利用者との相性」といった回答を挙げています。

但し、障害種別・年代に係りなく「無回答」が、大きな割合を占めております。

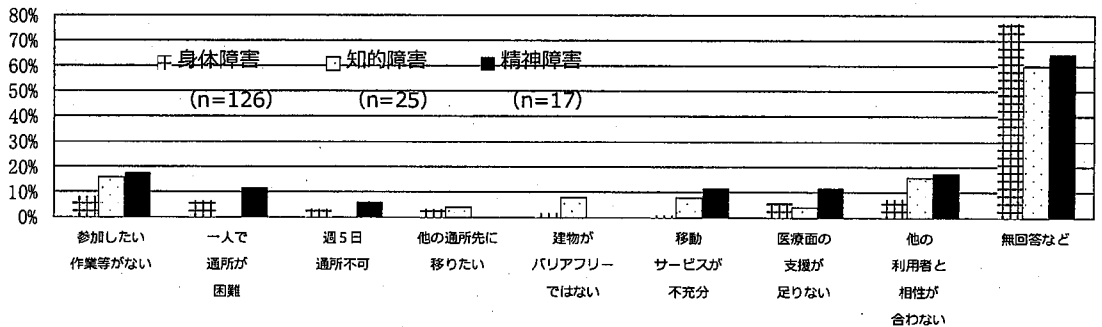
(1) 19歳以上40歳未満



(2) 40歳以上65歳未満



(3) 65歳以上

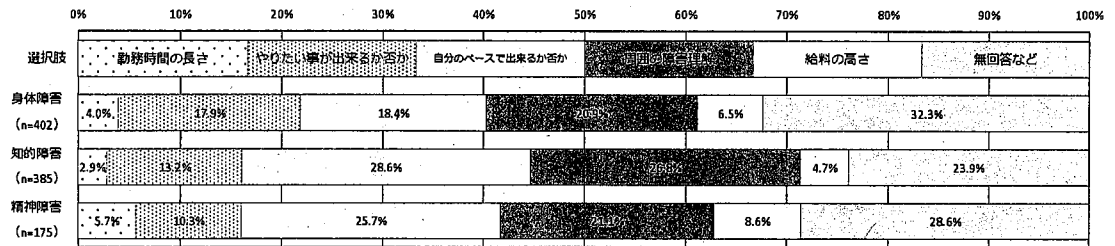


[アンケート回答結果：働くことについて]

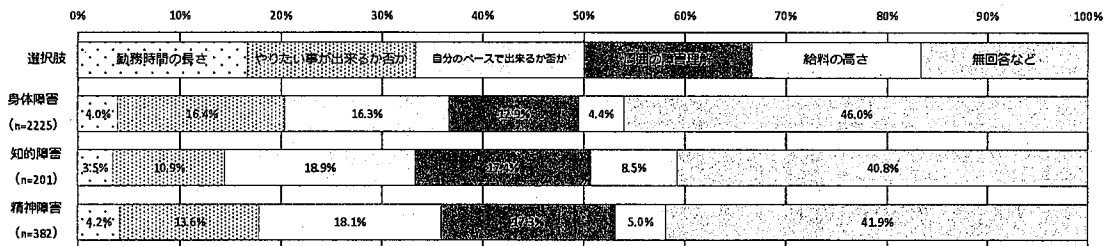
1 働くにあたって、いちばん大事だと思っていることは
-もっとも当てはまるものを選択 (19歳以上) -

年代・障害種別に係らず「自分のペースで出来るか否か」「周囲の障害利害」が、大切であると回答した方の割合が大きいです。
但し、障害種別に係らず回答がなかった方は、40歳未満では3割前後、65歳未満では4割、65歳以上では6割と大きな割合を占めています。

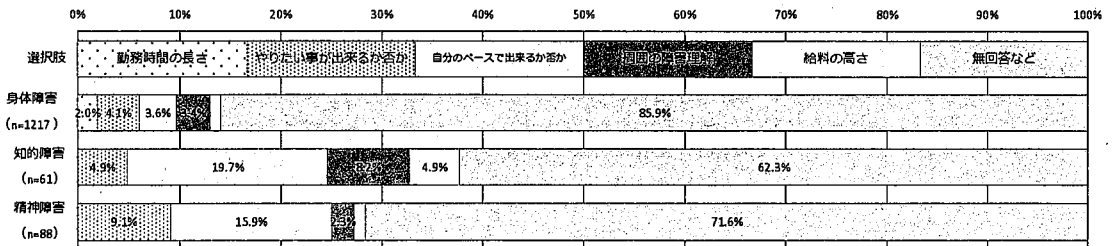
(1) 19歳以上40歳未満



(2) 40歳以上65歳未満



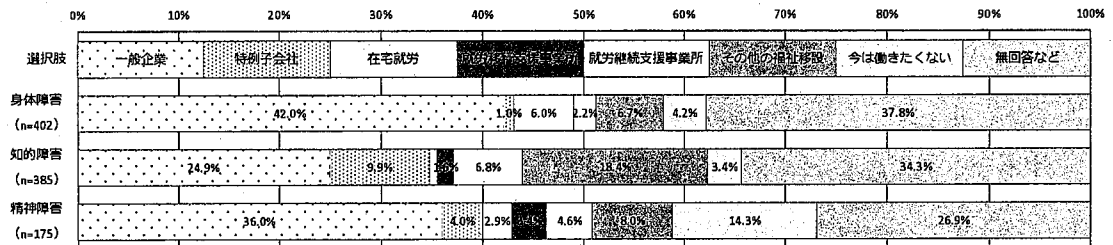
(3) 65歳以上



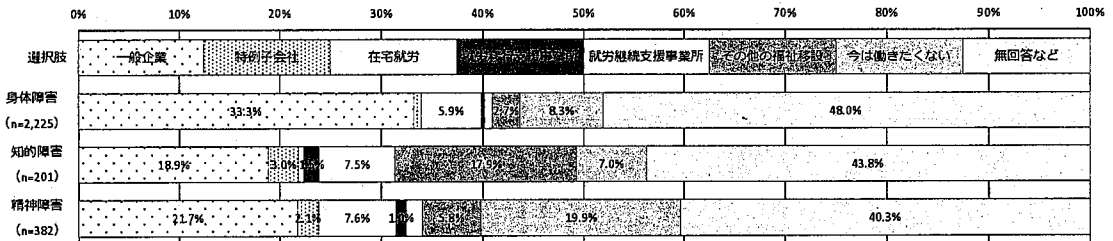
2 これから働きたい・通いたい場所はどんなところか
 -もっとも当てはまるものを選択 (19歳以上 限定) -

障害種別に係らず働きたい場所として「一般企業」を挙げている方の割合が大きいです。年齢が高くなるにつれ回答者に占める割合は小さくなります。
 「福祉施設」を挙げている方は、知的障害の方では年代に係らず 2 割程度を占めています。また、40 代以上の精神障害の方でも、2 割程度を占めています。

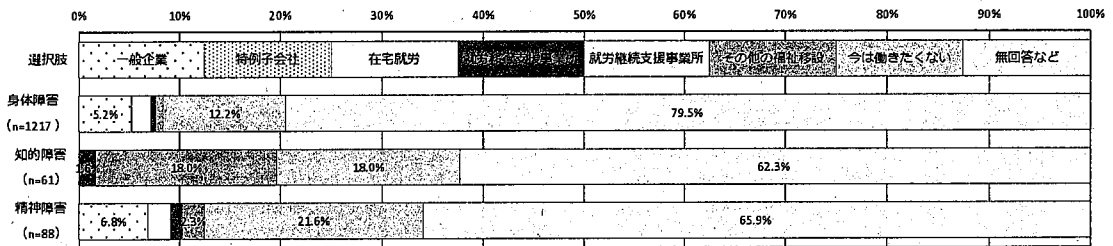
(1) 19歳以上 40歳未満



(2) 40歳以上 65歳未満



(3) 65歳以上

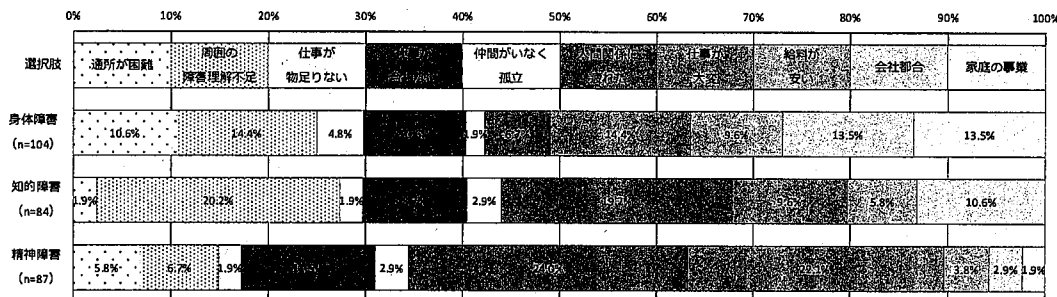


3 仕事や通所先を辞めたおもな理由は何ですか

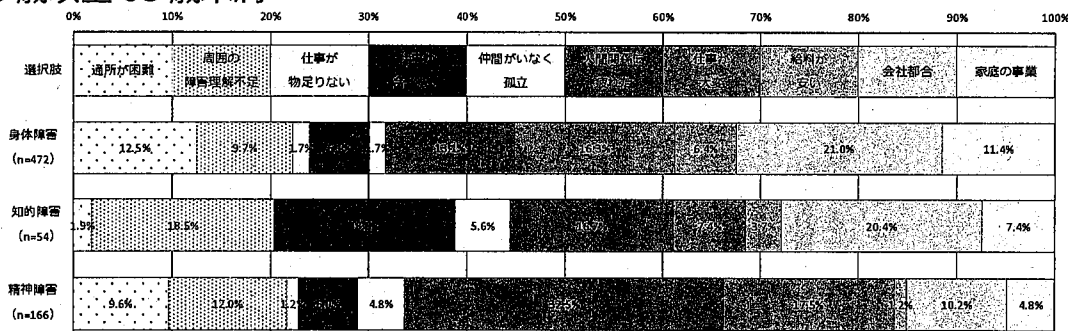
-もっとも当てはまるものを選択 (19歳以上の有効な回答をした方に限定) -

辞めた理由として、「周囲の障害理解が不足している」「人間関係に疲れた」と回答をしている方が、65歳以上の知的障害の方を除いては、年代・障害種別を問わず一定の割合を占めています。

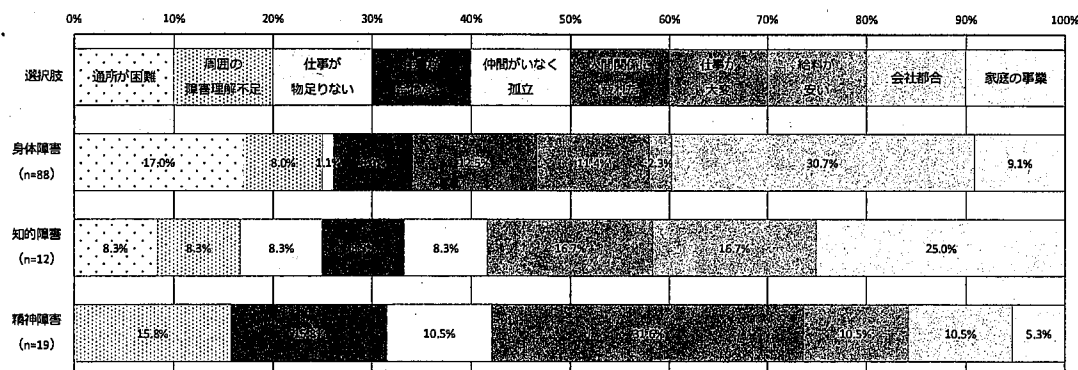
(1) 19歳以上 40歳未満



(2) 40歳以上 65歳未満



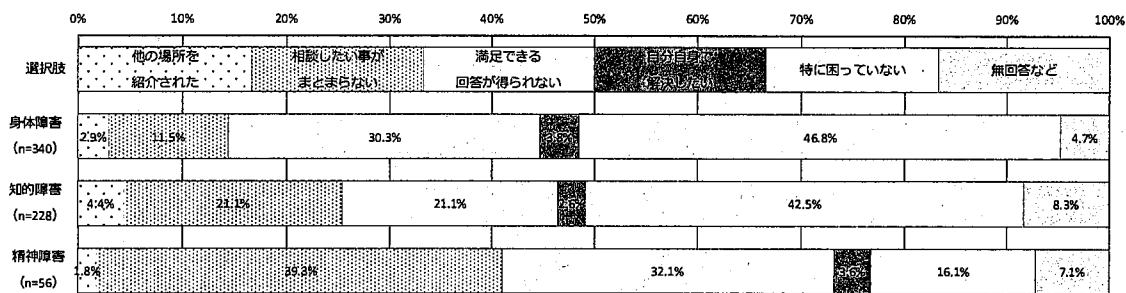
(3) 65歳以上



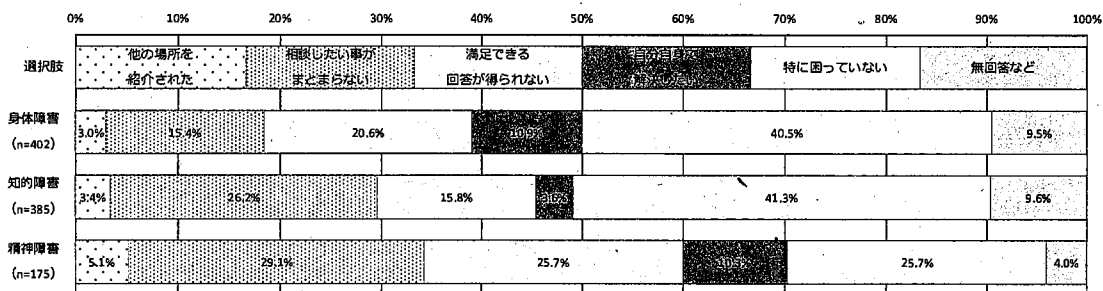
2 今まで相談したときに、困ったことは、どんなことですか
 -もっとも当てはまるものを選択-

19歳以上65歳未満の知的・精神障害の方では、「相談したいことがまとまらない」「満足できる回答が得られない」という回答が2割程度を占めています。
 一方で、障害種別・年代に係りなく「特に困っていない」という回答が2割から4割程度を占めています。

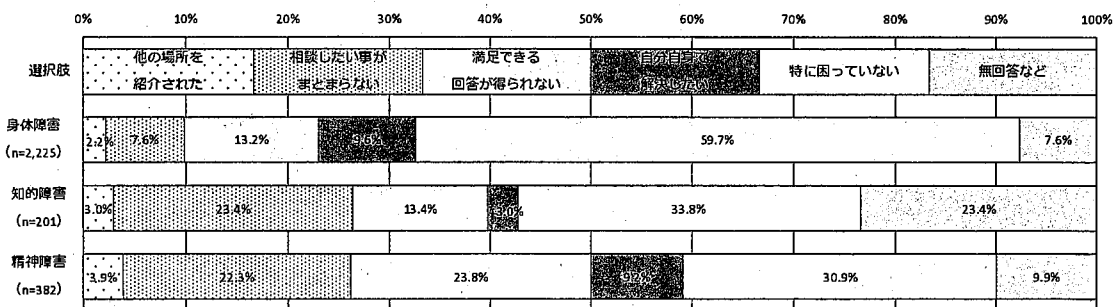
(1) 19歳未満



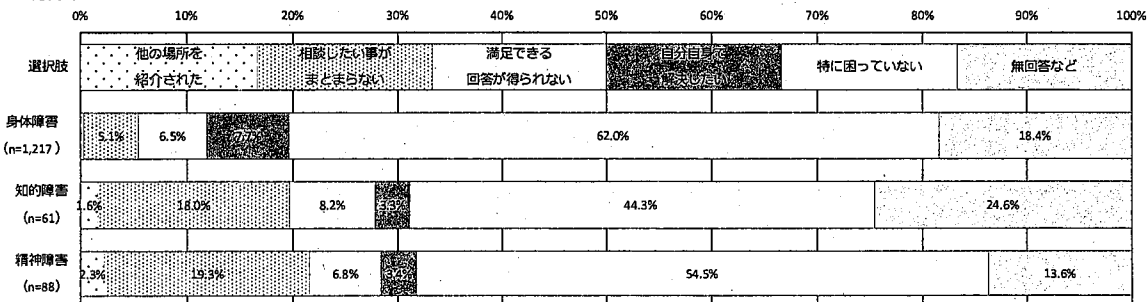
(2) 19歳以上40歳未満



(3) 40歳以上65歳未満



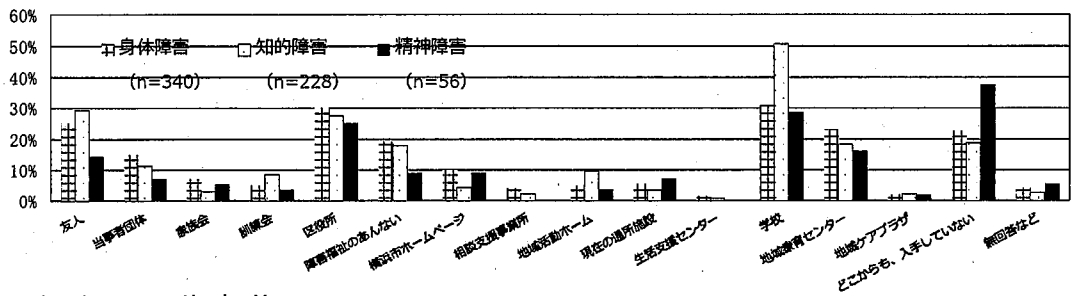
(4) 65歳以上



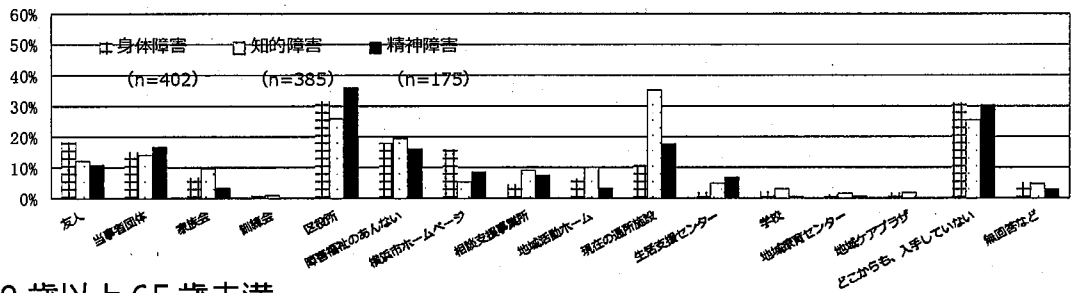
3 障害福祉にかかわる情報について、家族以外にどこから情報を入手していますか
-当てはまるものを全て選択 -

障害種別・年代に係らず「区役所」と回答する方の割合が2割から4割を占めています。
一方で、19歳未満の知的障害の方では「区役所」よりも「学校」、19歳以上では「現在の通所施設」と回答する割合が他の選択肢よりも多くなっています。
また、19歳以上の身体・精神障害の方では、「どこからも入手していない」と回答が、3割程度占めています。

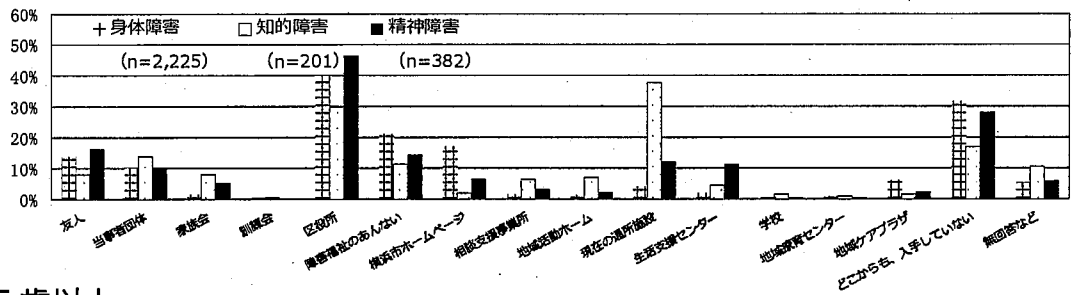
(1) 19歳未満



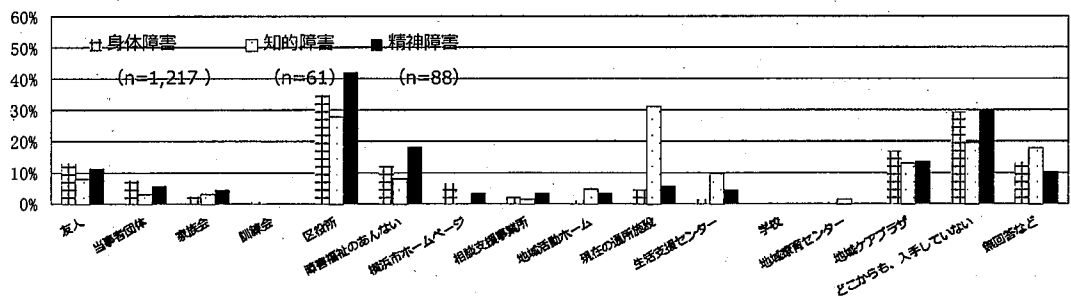
(2) 19歳以上 40歳未満



(3) 40歳以上 65歳未満



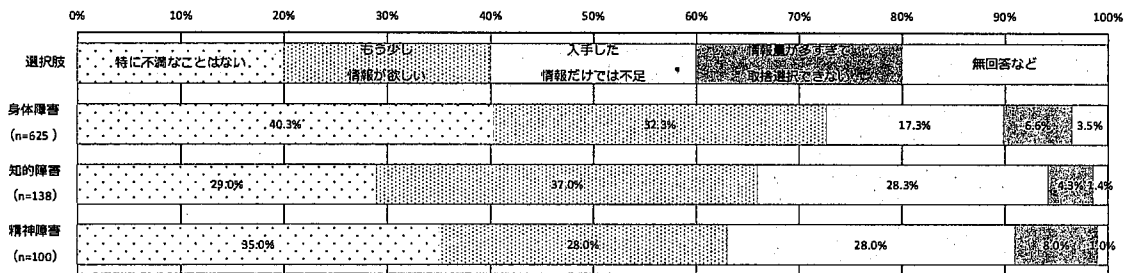
(4) 65歳以上



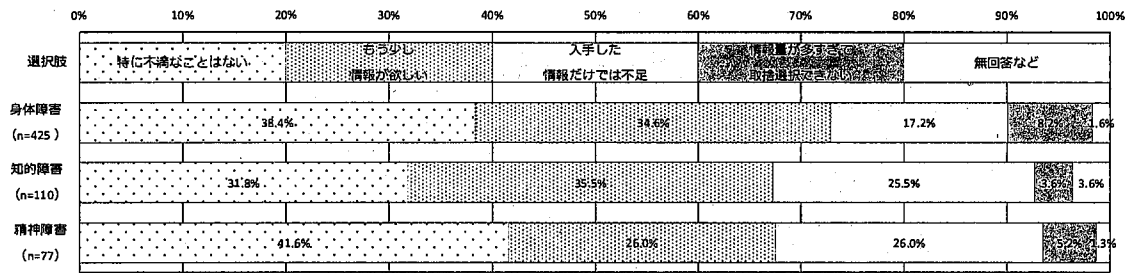
4 前問で選択した場所や人から入手した情報について、不満に感じたことはありますか
 -一つ選ぶ-

「区役所」「横浜市ホームページ」を比較すると、知的・精神障害の方では、「入手した情報だけでは不足」と回答をしている方が「横浜市ホームページ」では15ポイント程度高くなっています。

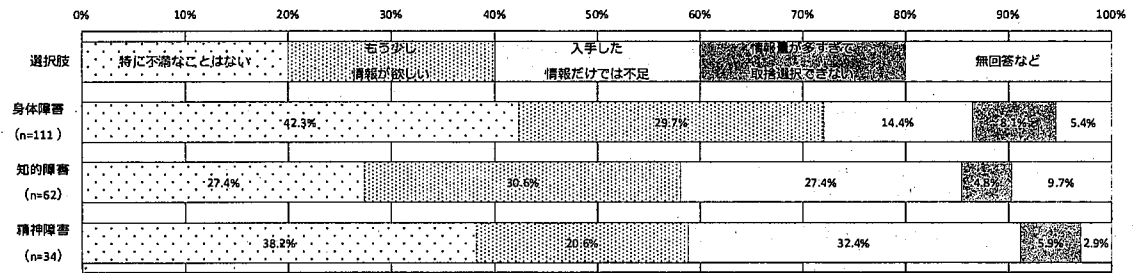
(1) 友人



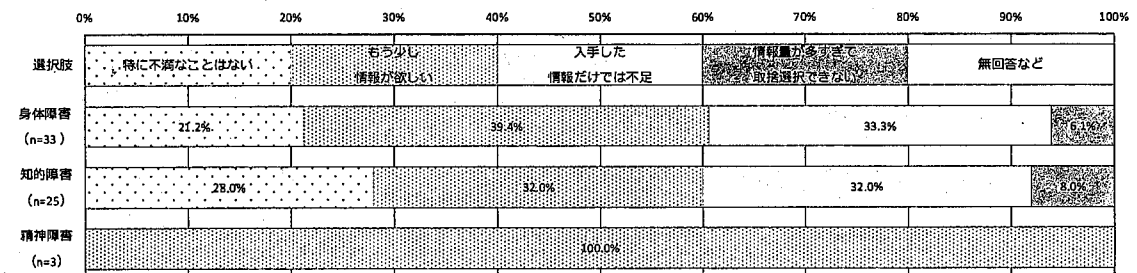
(2) 当事者団体



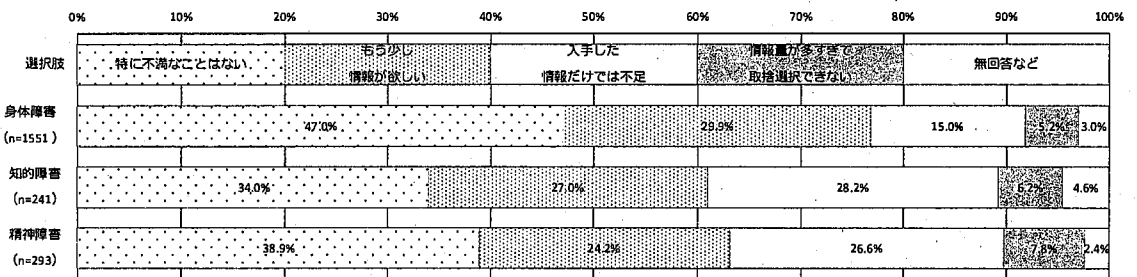
(3) 家族会



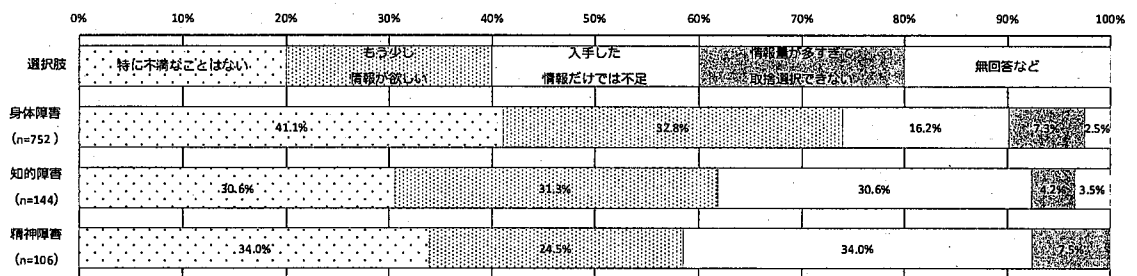
(4) 訓練会



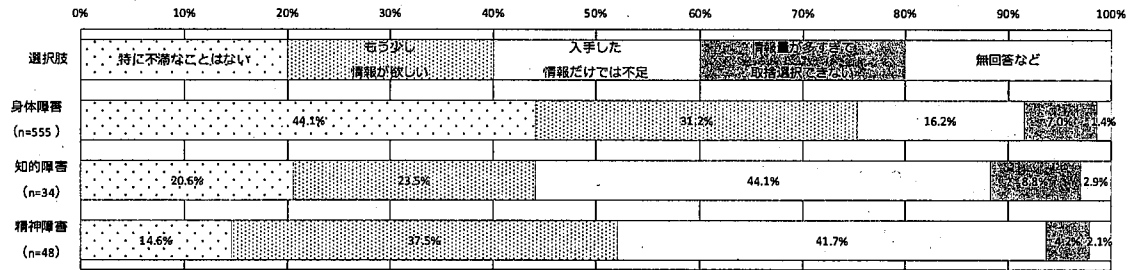
(5) 区役所



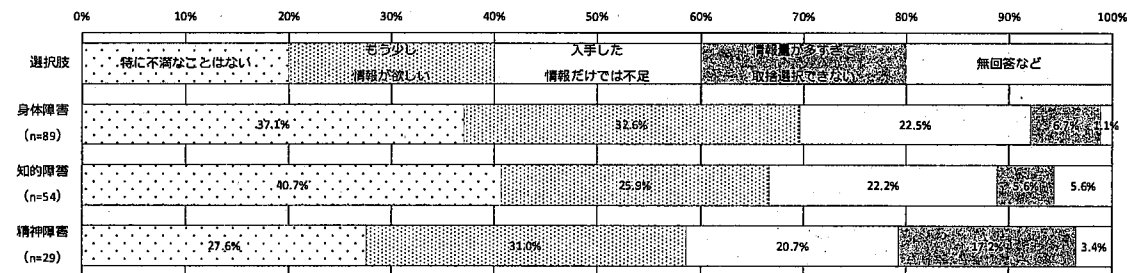
(6) 障害福祉のあんない



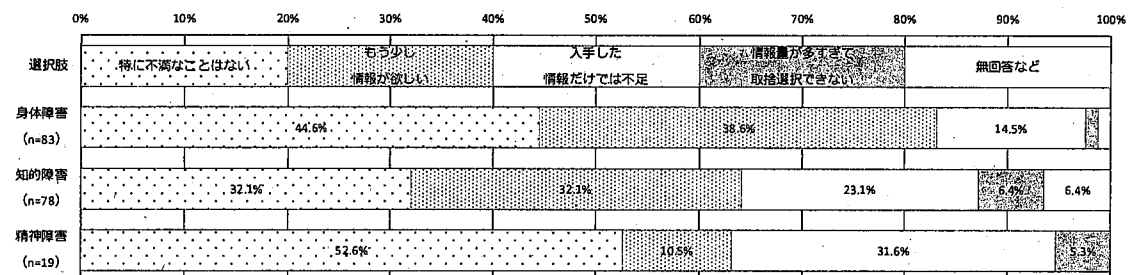
(7) 横浜市ホームページ



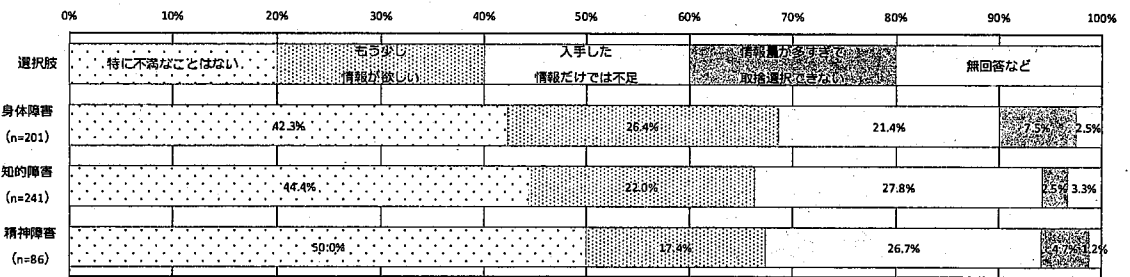
(8) 相談支援事業所



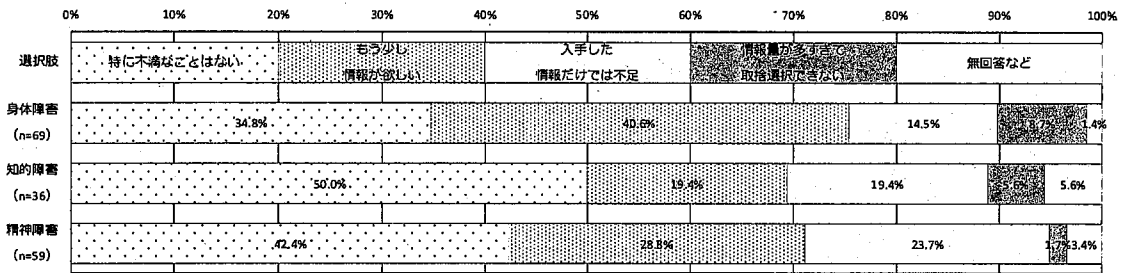
(9) 地域活動ホーム



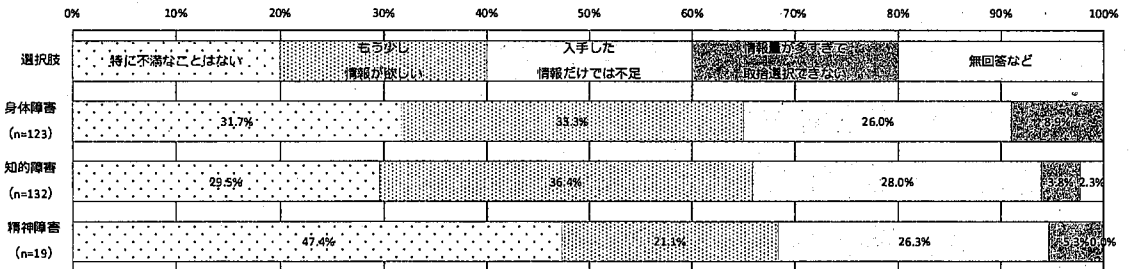
(10) 現在、通っている福祉移設



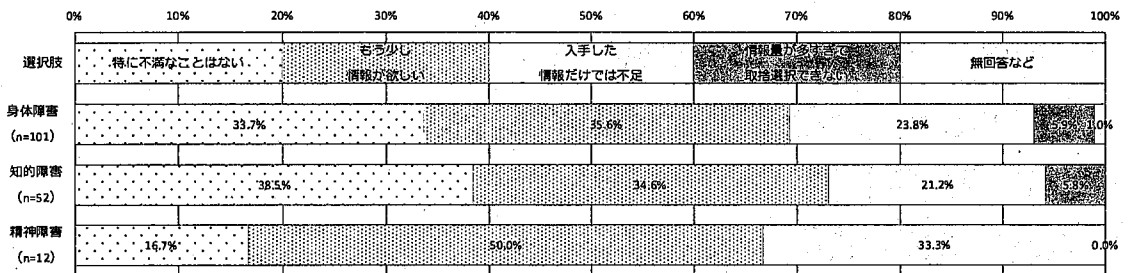
(11) 生活支援センター



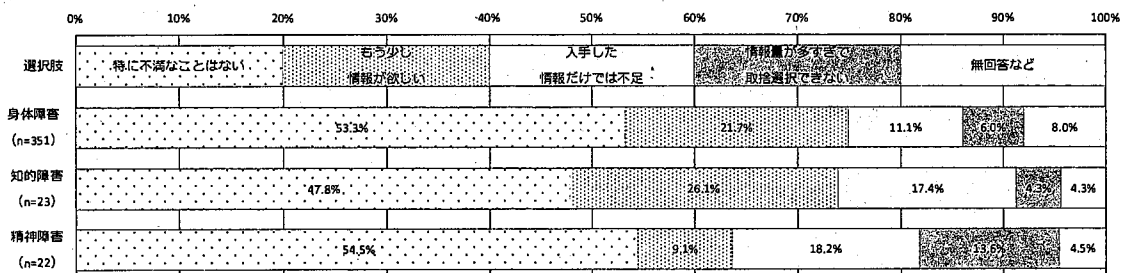
(12) 学校



(13) 地域療育センター



(14) 地域ケアプラザ

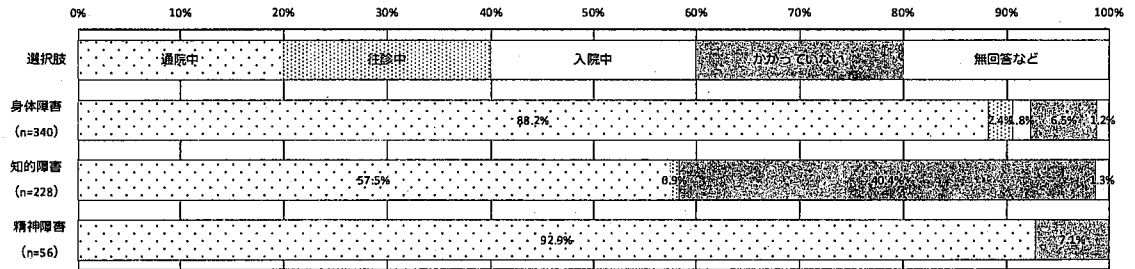


[アンケート回答結果：医療と健康について、うかがいます。]

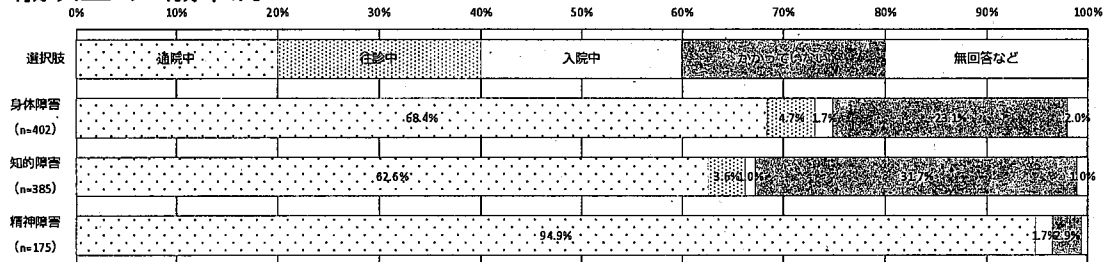
1 現在、医療機関にかかっていますか
-当てはまるものを1つ選択 -

知的障害の方では、身体・精神障害の方と比べて、「医療機関にかかっていない」割合が大きいです。19歳未満では4割、19歳以上40歳未満では3割、65歳未満では2割が医療機関にかかっていません。

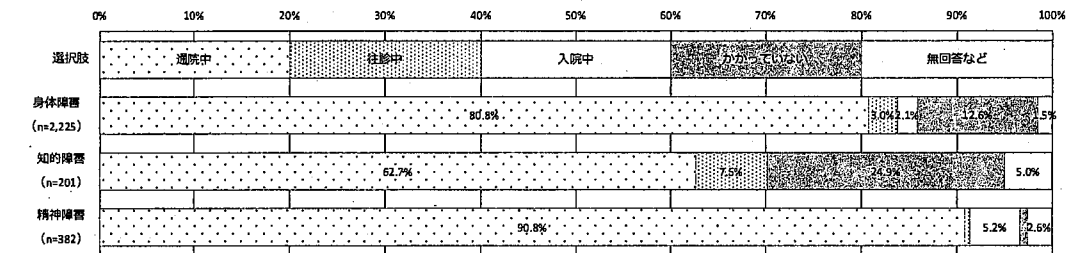
(1) 19歳未満



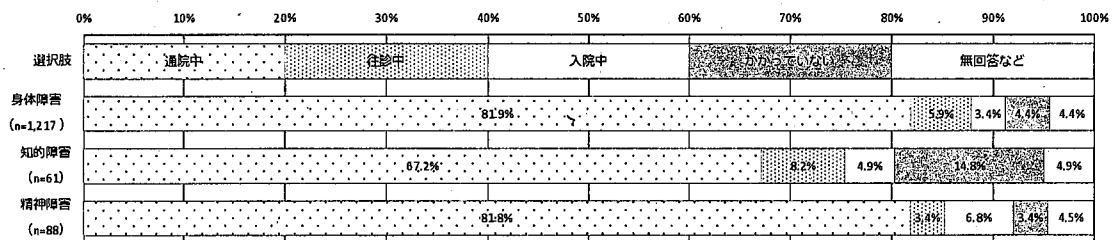
(2) 19歳以上40歳未満



(3) 40歳以上65歳未満



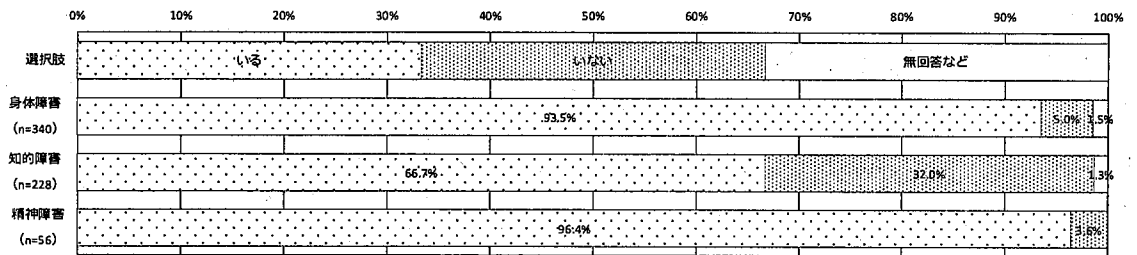
(4) 65歳以上



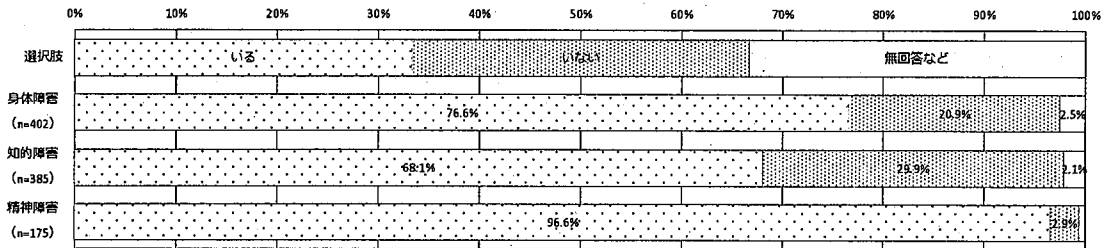
2 現在、主治医はいますか
 -当てはまるものを1つ選択 -

知的障害の方では、身体・精神障害の方と比較し「主治医がない」割合が大きい。ただし、高齢になるにつれ、「主治医がない方」の割合が小さくなります。

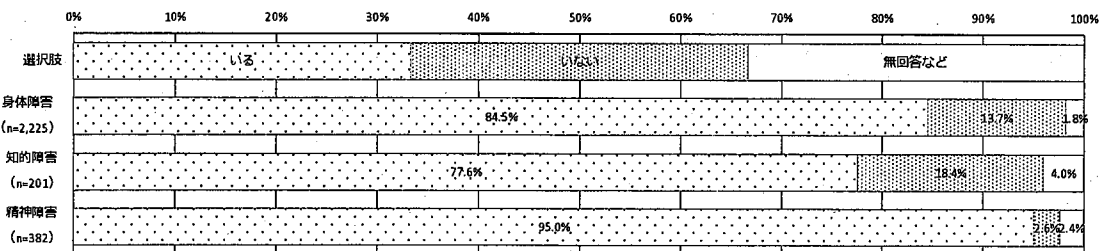
(1) 19歳未満



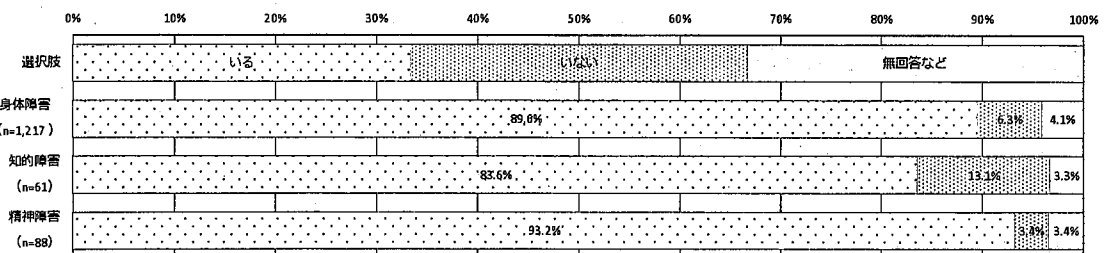
(2) 19歳以上 40歳未満



(3) 40歳以上 65歳未満



(4) 65歳以上



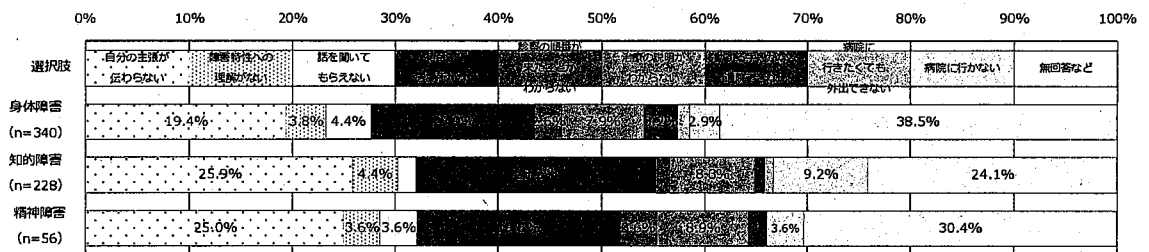
3 病院に行く時で、おもに困ったことはなんですか

-当てはまるものを1つ選択 -

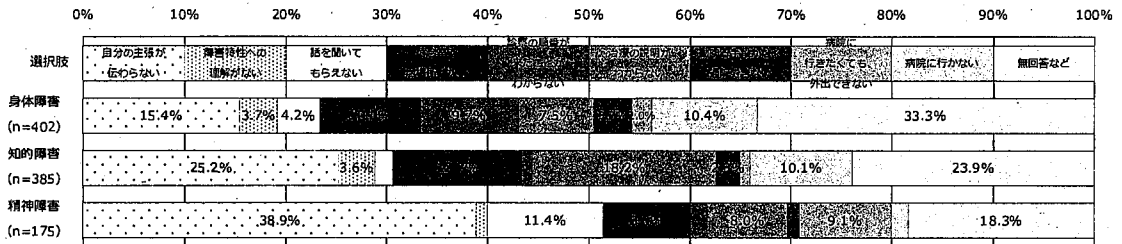
知的・精神障害の方では年代に係りなく「自分の主張が伝わらないこと」を挙げている方が大きな割合を占めております。一方、身体障害の方では19歳以上の場合、困りごととして特色的なものはありません。

一方で、障害種別・年代に係りなく回答がない方が大きな割合をしめております。

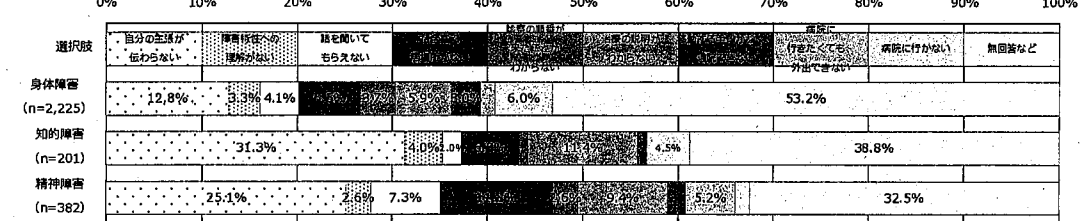
(1) 19歳未満



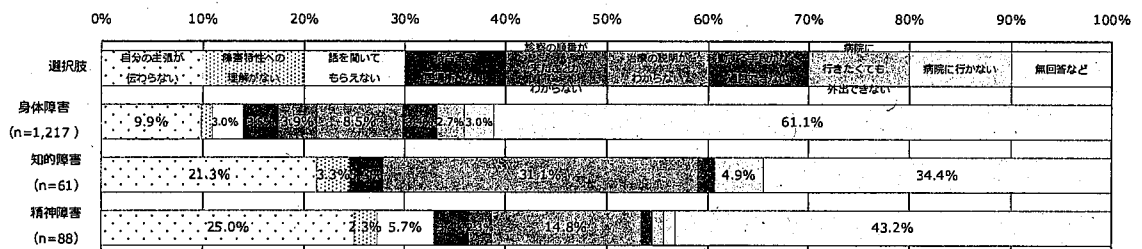
(2) 19歳以上40歳未満



(3) 40歳以上65歳未満



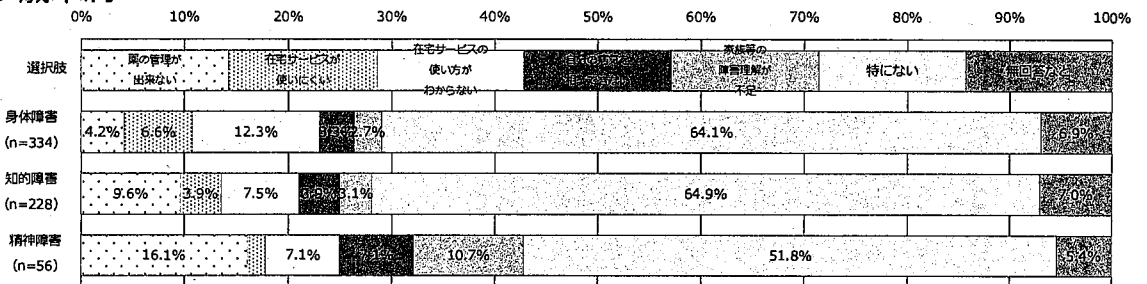
(4) 65歳以上



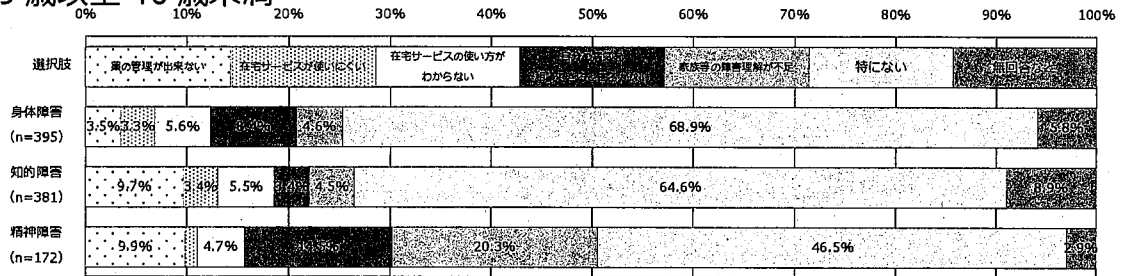
4 自宅にいて困ることは何ですか (入院している人は除く)
 -当てはまるものを1つ選択 -

障害種別・年代に係りなく、「困りごととは特にない」と回答をしている方が、大きな割合を占めております。

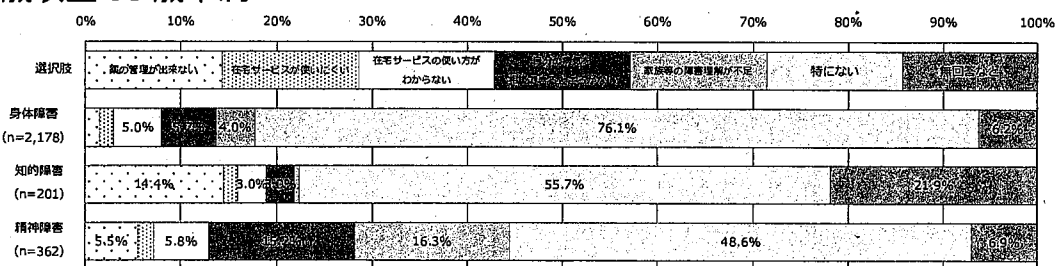
(1) 19歳未満



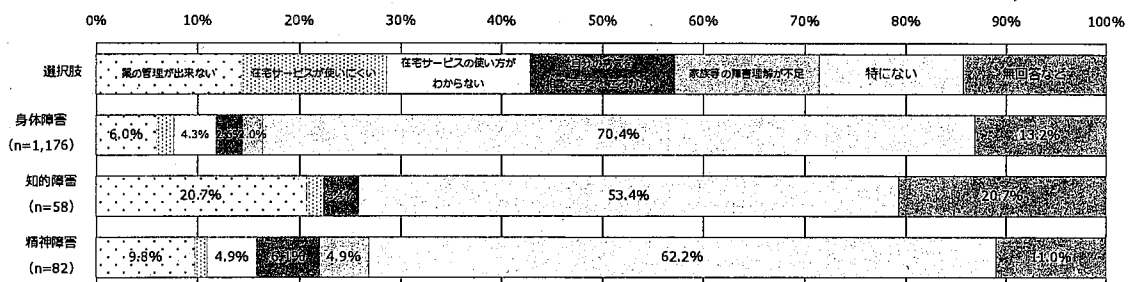
(2) 19歳以上 40歳未満



(3) 40歳以上 65歳未満



(4) 65歳以上

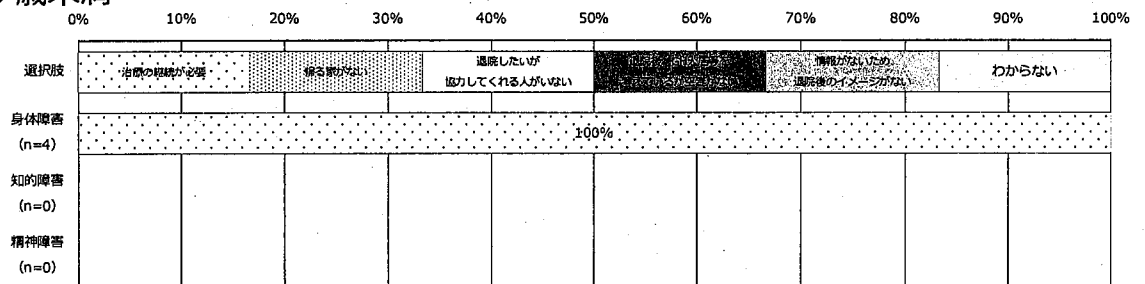


5 病院での生活が長くなっている理由はどのようなものですか

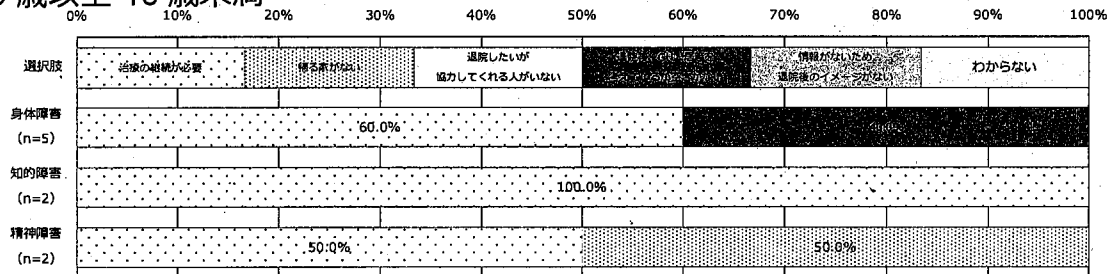
- 当てはまるものを1つ選択 (1年以上、入院をしている方に限定) -

障害種別・年代に係らず「治療の継続の必要性」を挙げている方が、大きな割合を占めています。

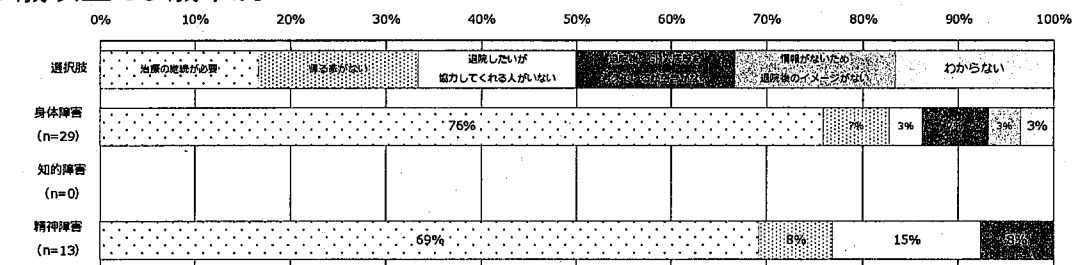
(1) 19歳未満



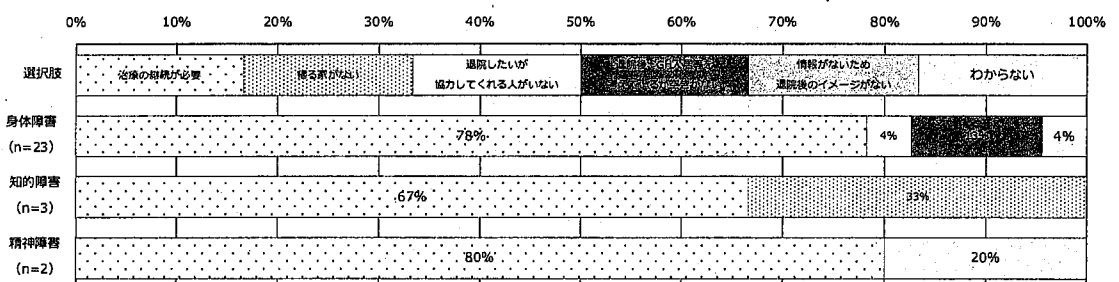
(2) 19歳以上40歳未満



(3) 40歳以上65歳未満



(4) 65歳以上



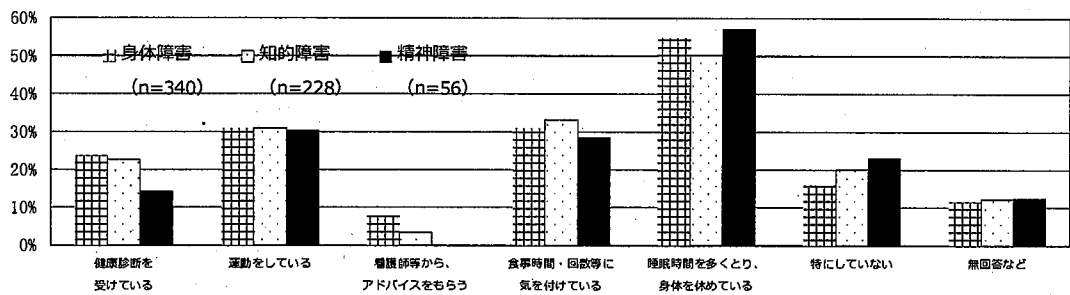
6 あなたの健康について、あなたや家族が心がけている事

-当てはまるものをすべて選択-

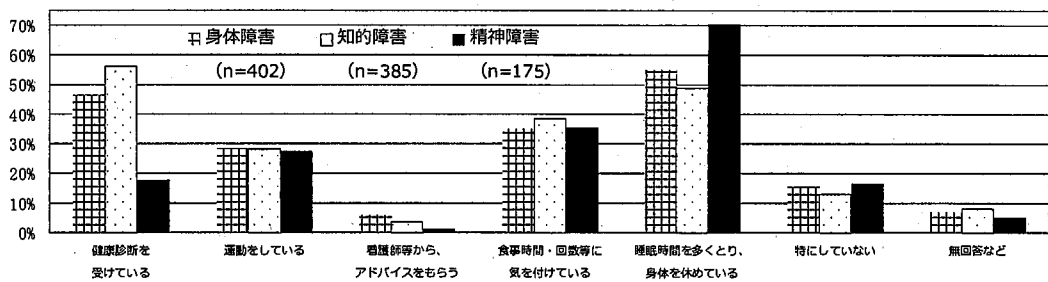
「睡眠時間を多くとり、身体を休めている」と回答している方が、年代、障害種別に係らず大きな割合を占めています。

「健康診断を受けている」と回答している方は年齢が高くなるに比例し、割合も大きくなります。

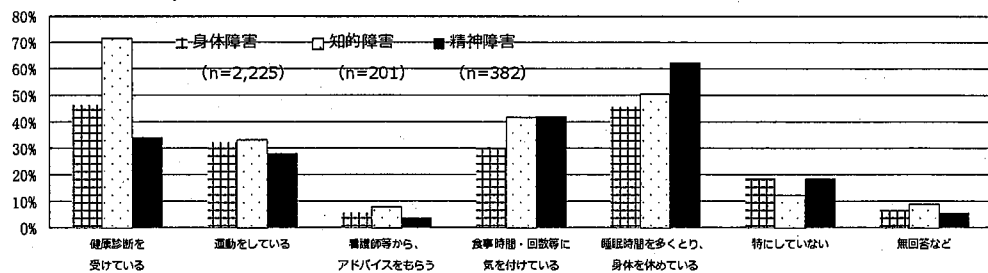
(1) 19歳未満



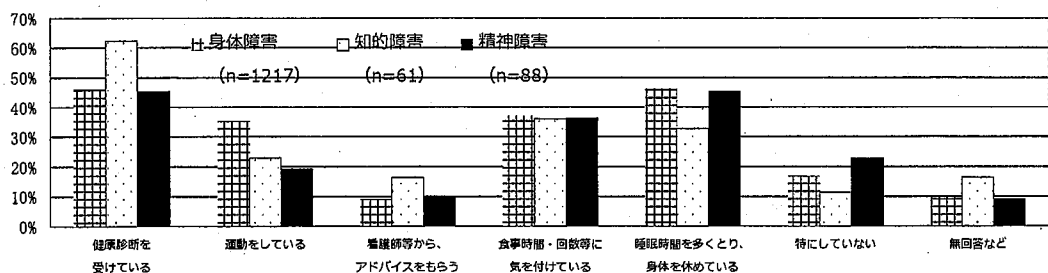
(2) 19歳以上 40歳未満



(3) 40歳以上 65歳未満



(4) 65歳以上



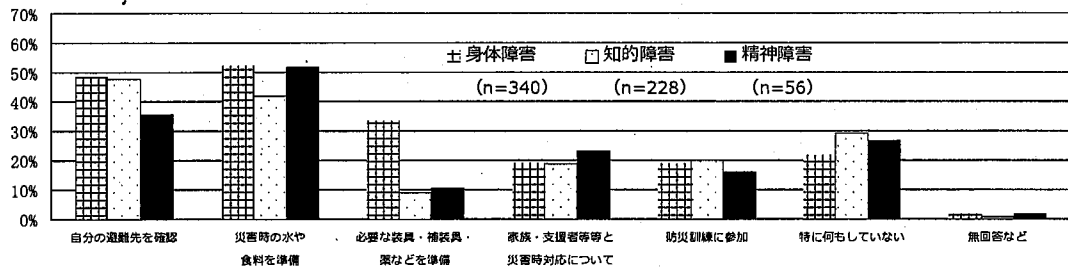
[アンケート回答結果：災害関係について、うかがいます。]

1 災害時への備えとして、どんなことをしていますか
-当てはまるものを全て選択 -

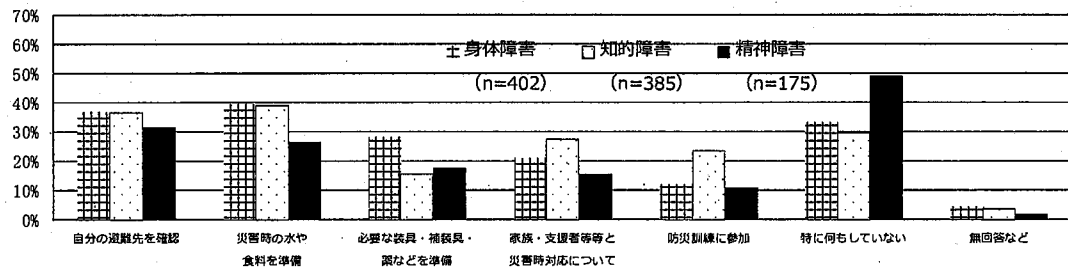
障害種別に係らず、19歳未満では、「自分の避難先の確認」や「災害時の水や食料を準備」と回答している割合が多くを占めています。

19歳以上の場合、知的障害の方では、「防災訓練に参加」と回答する割合が大きいです。また、精神障害の方では「特に何もしていない」との回答する割合が大きいです。

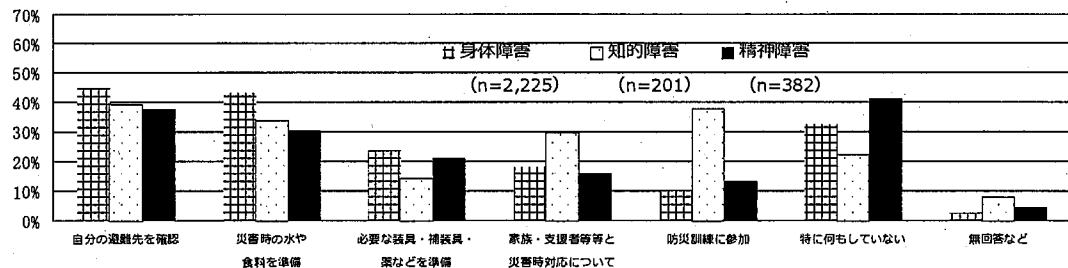
(1) 19歳未満



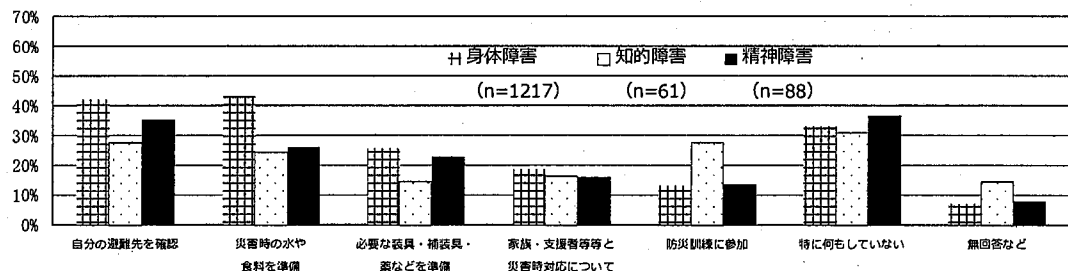
(2) 19歳以上 40歳未満



(3) 40歳以上 65歳未満



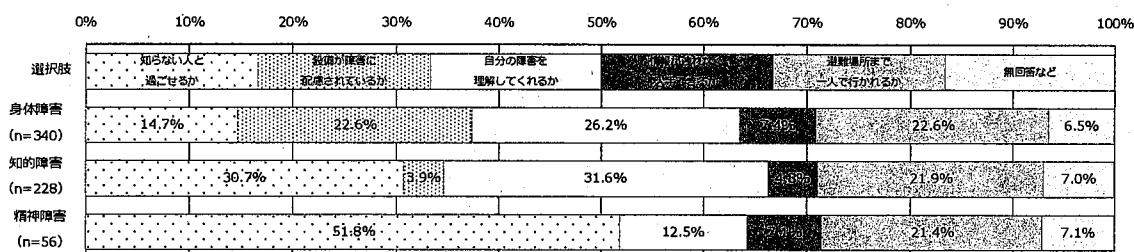
(4) 65歳以上



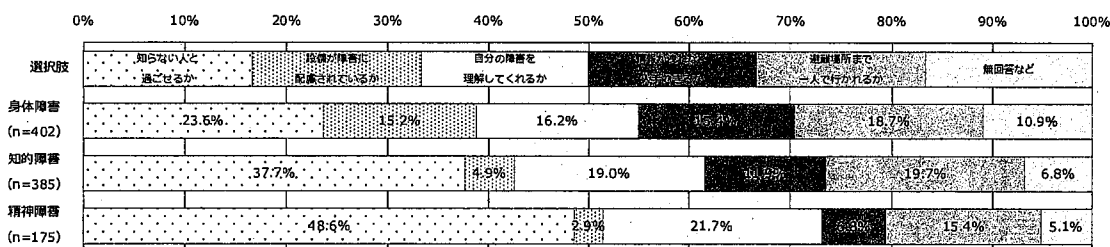
2 避難場所について、備えていても、不安に思うことはありますか
 -もっともあてはまるものを1つ選ぶ -

身体障害の方は、年代に係りなく「避難場所まで一人で行けるか」という回答が約2割を占めています。
 知的・精神障害の方では、65歳未満の場合は「知らない人と過ごせるか」と回答が最も大きな割合を占めています。
 65歳以上では、「避難場所まで一人で行けるか」と回答する割合が約3割となっています。

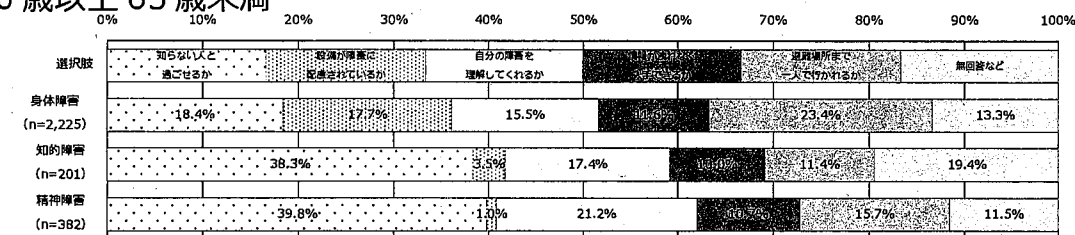
(1) 19歳未満



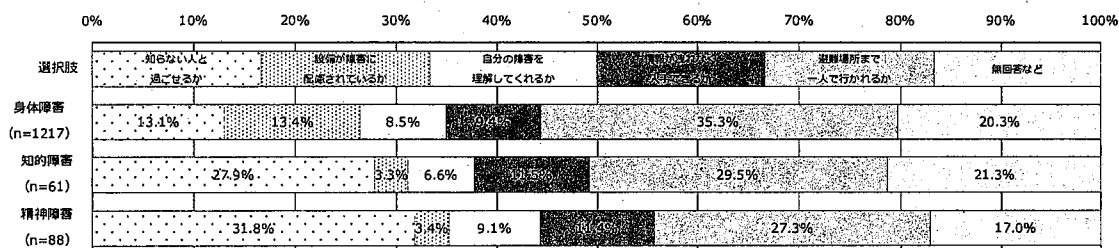
(2) 19歳以上 40歳未満

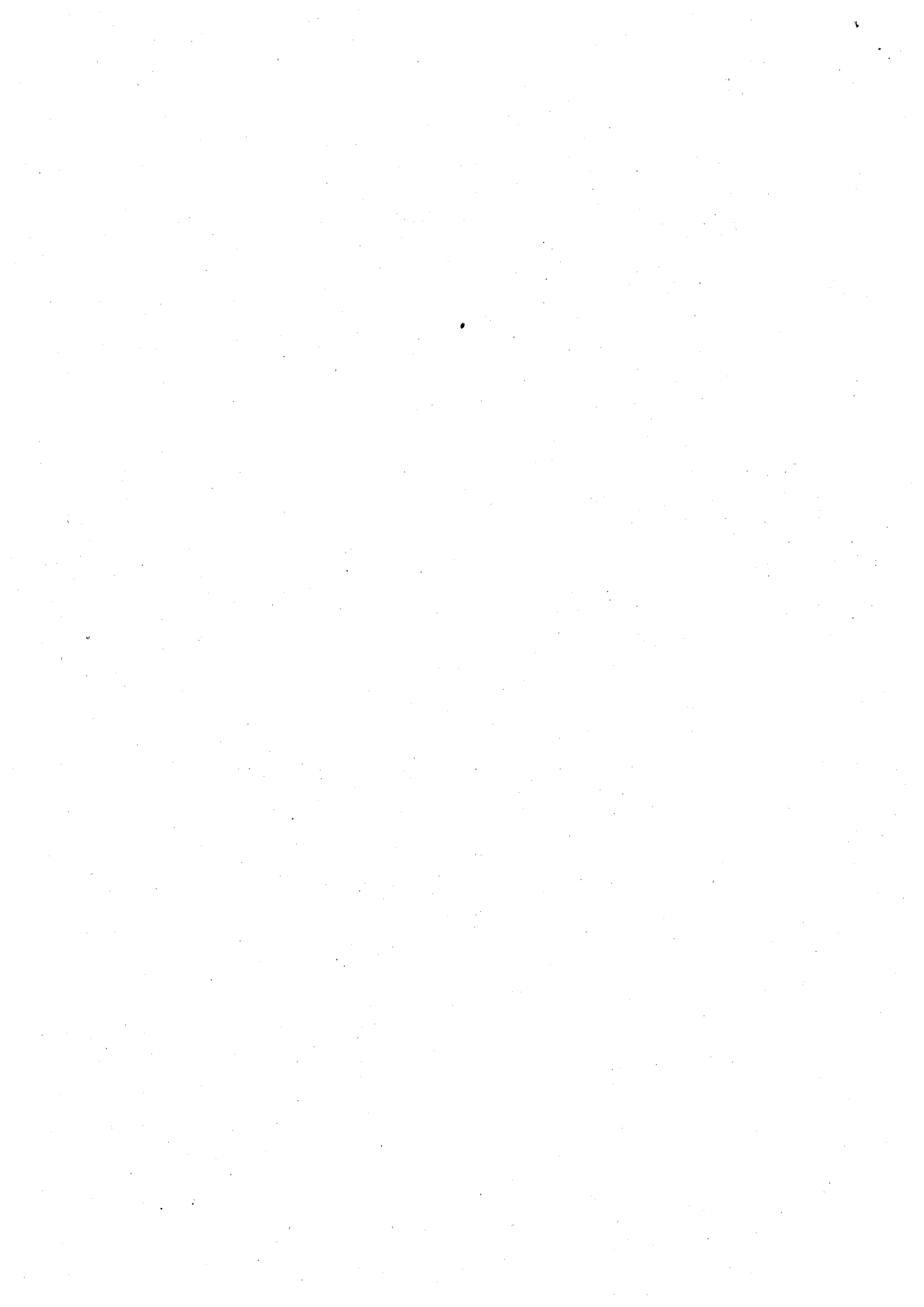


(3) 40歳以上 65歳未満



(4) 65歳以上





だいさんきよこほまししょうがいしゃぶらん
第3期横浜市障害者フロン

そあん
素案

へいせい わん ど へいせい わん ど
平成27年度～平成32年度

へいせい わん がつ
平成26年9月

よこほまし
横浜市

目次

第I章 計画の概要 1

- 1 計画の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 第3期計画の全体像
- 4 国の動向

第II章 横浜市における障害福祉の現状 11

- 1 横浜市の障害福祉
- 2 横浜市の各障害者手帳等統計の推移
- 3 第2期の振り返り
- 4 第2期を踏まえた今後の施策推進の視点

第III章 基本目標とテーマ 39

- 1 基本目標
- 2 テーマ
 - (1) テーマ1 出会う・つながる・助け合う
 - (2) テーマ2 住む、そして暮らす
 - (3) テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす
 - (4) テーマ4 いきる力を学び・育む
 - (5) テーマ5 働く・活動する・余暇を楽しむ

第IV章 PDCAサイクルによる計画の見直し 125

資料編 129

- 1 第2期横浜市障害者プランの検証評価
- 2 当事者アンケート実施概要
- 3 推進体制

第I章

計画の概要

だい しょう けいかく がいよう
第 I 章 計画の概要

1 計画の趣旨

よこはまし しょうがいふくし せさく ちゆう ちゆうきてき けいかく しょうがいしやばらん いか
横浜市では、障害福祉施策にかかわる中・長期的な計画である「障害者プラン」(以下
「プラン」といいます。)を、へいせい ねんど だい き へいせい ねんど だい き さくてい
平成16年度に「第1期」、平成21年度に「第2期」として策定
し、しょうがいじ しゃ じこ せんたく じこ けつてい しゃがい こうちく してん ちゆうしん せさく すいしん
障害児・者が自己選択・自己決定のできる社会の構築という視点を中心に、施策を推進
してきました。

このプランは、しょうがいしやきほんほう ちと よこはまし しょうがいしや かん せさく ほうこうせいとう
障害者基本法に基づく、横浜市における障害者に関する施策の方向性等
を定める基本的な計画である「障害者計画」と、しょうがいしやそうごうしえんほう ちと えんかつ さ
障害者総合支援法に基づき、円滑にサ
ービス提供が進むよう、しょうがいふくし さいびす ひつよう りりょう みこ りりょう せだめ
障害福祉におけるサービスごとに、必要な利用の見込み量を定め
る「障害福祉計画」の二つの性質をもつ計画です。

だい き 3 期においても、ひ つづ よこはまし せさく しょうがいふくし さいびす れんけい ほか
第3期においても、引き続き、横浜市における施策と、障害福祉サービスの連携を図って
いく必要があることから、この二つの計画を一体的に策定していきます。

しょうがいじ しゃ とくべつ せんざい ひとり しみん す な ちいき あ まえ
障害児・者は、特別な存在ではなく、一人の市民として、住み慣れた地域で、当たり前の
ようにせいかつ じつげん ひつよう
生活していけるまちを実現していくことが必要です。

そのために、だい き 3 期では、じこ せんたく じこ けつてい す な ちいき あんしん
「自己選択・自己決定のもと、住み慣れた地域で、安心して、
まな そだ く よこはま めざ きほん もくひよう かなか
学び・育ち・暮らしていくことができるまち、ヨコハマを目指す」を基本目標として掲げ、
しょうがいふくし せさく ちやくじつ すす
障害福祉施策を着実に進めていきます。

2 計画の位置づけ

(1) 計画期間

第2期のプランは、平成21年度から26年度までの6年間を計画期間として策定しました。

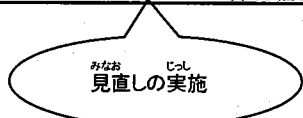
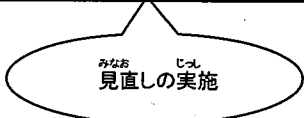
そして、24年度には、3年を1期として作成することとしている国の基本方針に基づき、障害福祉計画部分を見直し、第2期の改定版を策定しました。

第3期についても、第2期と同じく、中・長期的なビジョンをもって施策を進めていくために、計画期間を6年間として策定していきます。

また、障害福祉計画部分については、3年後に見直すとともに、プランの進行管理、進捗についても、適宜、評価を行い、当該施策・事業の必要性の検討、事業規模や期間等を見直します。

さらに社会情勢やニーズの変化に伴う新しい課題に、柔軟に対応するための施策の再構築なども併せて実施します。

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
名称	横浜市障害者プラン(第2期)						第3期 横浜市障害者プラン					
構成	障害者計画						障害者計画					
	障害福祉計画			障害福祉計画			障害福祉計画			障害福祉計画		



(2) 他計画との関係性

横浜市においては、個別の法律を根拠とする福祉保健の分野別計画として、横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（老人福祉法、介護保険法）、横浜市子ども・子育て支援事業計画（仮称）（次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て支援法）、健康横浜 21（健康増進法）があります。これに加えて、横浜市独自に「よこはま保健医療プラン」という本市の保健医療施策に関する総合的な計画があります。

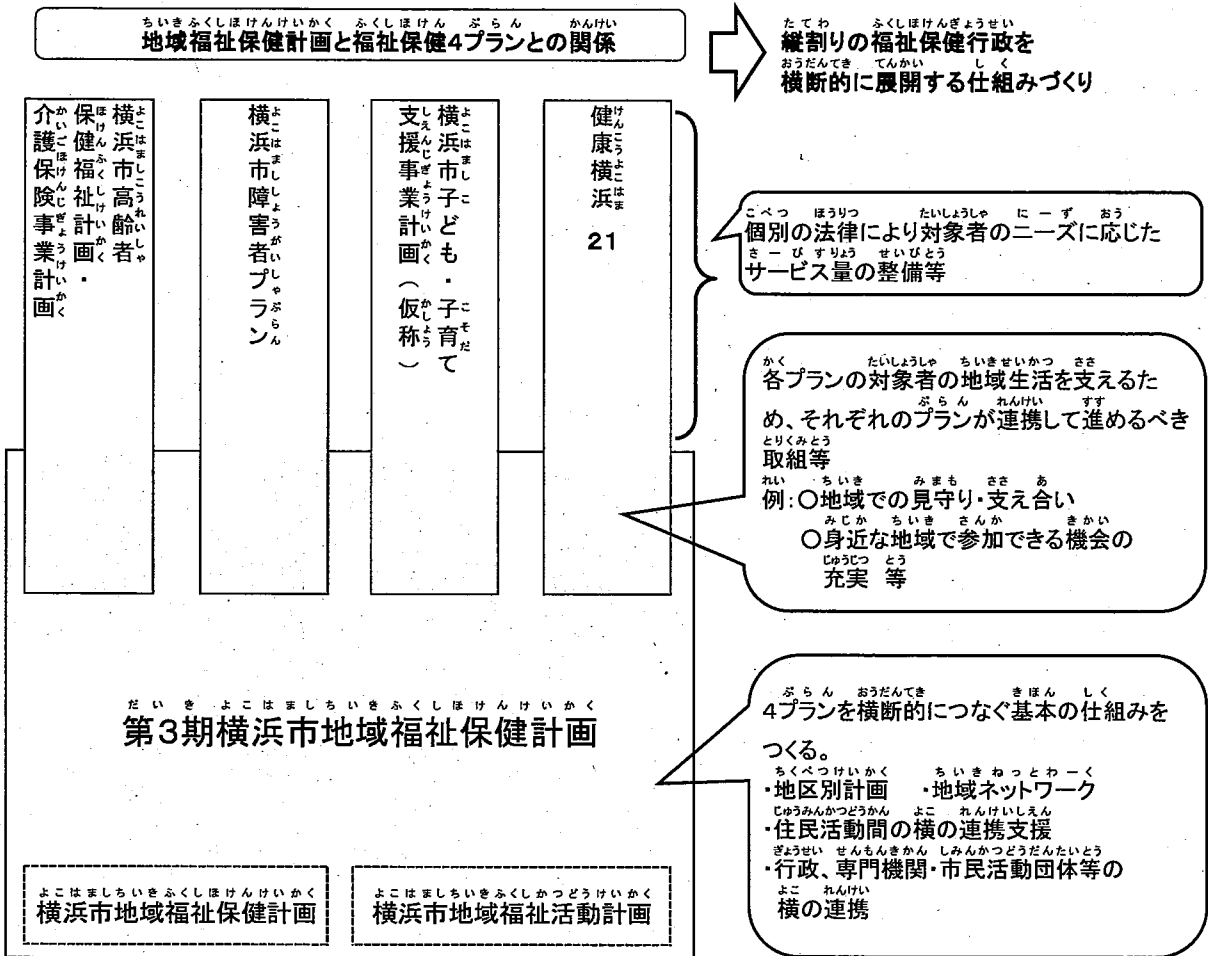
また、横浜市地域福祉保健計画では、「地域の視点から高齢者、障害者、子ども等の対象者や、保健の視点等に関する分野別計画に共通する理念、方針、地域の取組の推進・方向などを明示し、各対象者全体の地域生活の充実を図ること」を目指しています。区計画・地区別計画の推進を通して、身近な地域での見守りや支え合いの仕組みづくりなど、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりのための取組を進めています。

このように、障害のあるなしにかかわらず、地域での生活を支援するためには、人々の暮らしの場である地域において、さまざまな取組をそれぞれの関係性や相互のつながり、全体の総合性、連続性といった視点で捉え、関連付けて行うことが、「地域福祉」の大事な視点です。

施策の展開にあたっては、関係するそれぞれの分野別計画が、有機的に連動していくことによって、一層の効果があがってきます。

行政分野ごとの専門性を充実させ、質の高い施策を展開していくとともに、関連する分野を意識し、整合性を図りながら取り組むことを重視していきます。

【他計画との関係性】



※地域福祉保健計画から抜粋（一部改訂）

3 第3期計画の全体像

第3期では、障害児・者の生活を『5つのテーマ』に分類しました。テーマ1では「出会う・住む、そして暮らす」では、住まい・暮らし、テーマ3「毎日を安心して健やかに過ごす」療育・教育・人材の確保・育成、最後に、テーマ5「働く・活動する・余暇を楽しむ」では、基本目標の達成に向けて、各テーマの連携を図りながら、施策を進めていきます。(詳細は

テーマ1

出会う・つながる・助け合う

P.42

普及啓発・相談支援・情報の保障・災害対策

テーマ2

P.58

住む、そして暮らす

住まい・暮らし

テーマ3

毎日を安心して健やかに過ごす

P.75

健康医療・バリアフリー・権利擁護

つながる・助け合う」として、普及啓発・相談支援・情報の保障・災害対策、テーマ2の
として、健康医療・バリアフリー・権利擁護、テーマ4「いきる力を学び・育む」として、
就労・福祉的就労・日中活動・文化・スポーツ・レクリエーションを位置づけました。
各テーマのページをご覧ください。)

テーマ4

P.91

いきる力を学び・育む

療育・教育・人材の確保・育成

テーマ5

働く・活動する・余暇を楽しむ

P.107

就労・福祉的就労・日中活動・

文化・スポーツ・レクリエーション

4 国の動向

(1) 共生社会の実現に向けて…

障害者 施策にかかわる主な動きとしては、障害者 権利条約 の締結に必要な制度改革を行うために内閣に設置された「障がい者制度改革推進会議」にて、基本的な方向の検討を進め、平成22年6月に「第一次意見」、同年12月に「第二次意見」をまとめました。

その意見を受け「相互に個性の差異と多様性を尊重 し、人格を認め合う共生 社会の実現」を掲げることや、その考えを基にした「障害者 制度改革の基本的方向と今後の進め方」や「横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方」が閣議決定されました。

そして、障害者 権利条約 の趣旨に沿った障害者 施策の推進を図るため、「障害者基本法」が差別の禁止や防災及び防犯などを盛り込む形での改正となり、平成23年8月に施行されました。

また、平成24年6月に、虐待を発見した人の通報を義務付け、自治体などが調査・保護を行う仕組みの構築など、障害者に対する支援のための措置を盛り込んだ「障害者 虐待防止法」が成立しました。そして、平成25年6月には、障害者 への差別的取扱いの禁止について、自治体・民間事業者 とともに法的義務を設け、合理的配慮の不提供の禁止を、自治体には法的義務、民間事業者 には努力義務として盛り込んだ「障害者 差別解消法」が制定されました。このように、近年は「障害者 基本法」の他にも多くの制度改革が行われました。

そして、これらの制度改革を受け、平成19年9月に障害者 権利条約 に署名していた状況から、平成26年1月には批准をし、障害者 の権利の実現に向けた取組を一層強化するための歩みを進めています。

※参考文献

平成25年度版 障害者白書

(2) 自己決定・自己選択による地域生活へ…

障害福祉サービスの動向については、近年、地域生活支援を主眼として、市町村を中心にサービス提供を行う体制を構築してきました。

まずは、平成15年の支援費制度の成立により、それまでの行政の「措置制度」による「施設収容型」の福祉から、ノーマライゼーションの理念のもとに在宅福祉サービスを進める、利用者本人の「契約制度」へと考え方が転換されました。その後、障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにと、平成18年4月から「障害者自立支援法」が施行され、身体・知的・精神の三障害共通の仕組みでのサービス提供が開始されました。

この「障害者自立支援法」では、地域移行の促進・就労支援の強化などが盛り込まれたものの、これまでにない改革であったことから、法の定着を図るため、幾つかの施策が取られました。

また、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備などを図るため、「障がい者制度改革推進会議」で検討を重ねました。そして、平成23年8月には骨格提言としてまとめ、それらを踏まえ、例えば、「障害者自立支援法」の一部を改正し「障害者総合支援法（通称）」と名称を変更する内容を含む、「地域社会における共生社会の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が平成25年4月より施行されました。

年月	国の動向
平成18年4月	しょうがいしゃじりつ しえんほう せこう 「障害者 自立支援法」施行 (3障害 一元化 障害 程度区分導入 等)
平成19年9月	しょうがいしゃ けんり かん じょうやく しょめい 「障害者 の権利に関する条約」に署名
平成22年12月	しょうがいしゃじりつしえんほう かいせい 「障害者自立支援法」改正 (発達障害が対象として明確化)
平成23年8月	しょうがいしゃきほんほう かいせい 「障害者基本法」改正 (差別の禁止、教育の配慮 等)
平成24年10月	しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう せこう 「障害者虐待防止法」施行
平成25年4月	しょうがいしゃそうごうしえんほう いちぶ せこう 「障害者 総合支援法」一部施行 (難病 の追加 地域生活支援事業の追加等)
	しょうがいしゃゆうせんちようたつすいしんほう せこう 「障害者優先調達推進法」施行 (国、地方公共団体等は、調達方針を策定することとする。)
	しょうがいしゃ ほうていこようりつ ひ あ 障害者 の法定雇用率の引き上げ (民間1.8%→2%、行政 2.1%→2.3%に引き上げ)
平成25年6月	しょうがいしゃさべつ かいしょうすいしんほう せいりつ 「障害者 差別解消 推進法」成立 (H28年4月～施行予定) (差別の取りあつか 禁止、合理的配慮の不提供の禁止)
	しょうがいしゃこよう そくしんほう かいせい 「障害者 雇用促進法」の改正 (H28年4月～施行予定：雇用分野における差別の禁止) (H30年4月～施行予定：精神障害者 を法定雇用率の算出 に加える 等)
平成26年1月	しょうがいしゃけんりじょうやく ひじゅん 「障害者権利条約」批准
平成26年4月	せいしんほけんふくしほう かいせい 「精神保健福祉法」改正 (保護者制度の廃止)
	しょうがいしゃそうごうしえんほう せこう 「障害者 総合支援法」施行 (グループホーム一元化・障害 支援区分へ変更)

第Ⅱ章

横浜市における障害福祉の現状

第Ⅱ章 横浜市の障害福祉について

(地域活動の視点から)

1 横浜市の障害福祉

(1) 横浜市の知的・身体障害者の福祉施策の展開

昭和40年代は、教育委員会が学齢期に達した子の保護者に対し、その子を学校に就学させる義務を猶予または免除する法律が、障害児に適用されていた時代でした。

そのような状況下においても、本市には、数えるほどの知的障害児・者施設もなく、公設の「ときわ学園」や「さざんか学園」に、就学 猶予・免除された子どもたちの一部が通っており、多くは「家族が面倒を見る」というような時代でした。

また、当時 障害者施策の責務は都道府県にあり、本市が独自に施策を展開していくことが難しい時代でもありました。

このような時代の中で、市内で障害児の保護者たちが立ち上がり、障害児の療育・レクリエーションや保護者の学習会などを行う「地域訓練会」、成人した障害者の日中活動の場として「地域作業所」を立ち上げて活動を進めました。その後、地域で暮らし続けられる住まいについて、行政と共に検討を重ね、「グループホーム」の制度化へつながっていきます。

これらの活動に対する助成制度創設の要望をいただき、本市としても必要な支援として、運営費の助成を開始しました。

そして、この活動の中心にあったのが、重い障害者の家族によって設立された「横浜市在宅障害児援護協会*1」(以下「在援協」と言います。)であり、横浜市は、この在援協に補助を行い、在援協が各訓練会や地域作業所へ運営費として、助成を行ってきました。

*1…重い障害のある人の家族によって、1973年(昭和48年)に設立されました。設立当時、障害児の保育活動グループ(地域訓練会)の支援に力を注いでいましたが、その後は地域作業所、地域活動ホームといった日中活動の場を支援しながら、暮らしの場であるグループホームへとその支援の範囲を広げ、総合的に障害児者の地域生活を推進してきました。
(社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会のホームページから引用)

当事者の活動が広がる中、その活動場所の確保に苦慮していたことから、運営団体と本市の助成金をもとに、安定的な地域活動の場として「障害者地域活動ホーム」の建設を開始し、昭和55年から平成6年までの間に、市内で23か所建設しました。

そして、地域活動ホームの目的は「地域生活の拠点」へと転換していきました。そのよ
うな中で、運営委員会の統合や職員体制の一体化等による運営体制の効率化や、「障害者地域活動ホーム」の機能充実が求められてきたことから、平成7年度から夜間の介助や見守りを行う「ショートステイ事業」等をはじめたことで「機能強化」が行われました。平成25年10月までで、すべての地域活動ホームに行われ、形を「機能強化型地域活動ホーム」（以下「機能強化型地活ホーム」といいます。）と変えてきました。

しかし、障害児・者が、自宅での生活から、地域での生活へ転換していく中で、機能強化型地活ホームが地域の拠点として全てを担っていくには、施設や事業の規模が小さいために、非常に困難な状況が発生してきました。

そこで、この機能強化型地活ホームの「発展形」として、施設や事業の規模を拡大した地域生活の拠点、「社会福祉法人型地域活動ホーム」（以下「法人型地活ホーム」といいます。）の設置を平成11年から開始しました。

この法人型地活ホームでは、相談支援事業として専任の職員配置やショートステイの機能など、多彩な機能を備えています。

平成25年3月には、市内各区1館整備を完了し、地域生活の拠点としての役割を担い、活動を進めています。

一方、社会福祉法人における通所施設の支援では、重症心身障害者の地域生活を支援するため、昭和61年に、重症心身障害者にとって初めての通所施設を全国に先駆けて整備しました。この取組は、その後の本市における重症心身障害者の生活の姿を大きく変えたものとなりました。

また、平成5年度の知的障害者福祉法改正により、大都市特例が導入され、それまで都道府県が行っていた障害者施策の権限が政令指定都市に移譲されたことにより、本市独自の展開が可能となりました。

それを受けて、社会福祉法人における入所施設の支援では、いち早く小舎制やユニット制（個室化）を導入し、施設生活の質の向上だけでなく、地域生活移行を想定した支援が行えるよう、取組を行ってきました。

(2) 横浜市の精神障害者の保健福祉施策の展開

一方で、精神障害については長く医療の対象とされ、福祉の対象とはなっていませんでした。

そうした中で本市においては、全国的な施策展開よりはるかに早期の昭和23年から保健所(当時)に医療社会事業員を配置し、3区に精神衛生相談所を設け、これを発展させて、全区に専任の医療ソーシャルワーカー(M S W)を配置してきました。M S Wが中心となって、家族会の創設やその後の精神障害者地域作業所の設置など、さまざまな地域活動を展開してきました。昭和57年に初めて2か所の精神障害者地域作業所が開所し、「病院の外」で社会復帰の場所ができました。そして昭和62年、社会復帰施設が初めて法律上位置づけられ、平成元年には初めて精神障害者のための授産施設が市内に設置されるなど、社会復帰のための福祉施設が整備されてきました。また、このころから県レベルでの当事者活動が開始され、本市の障害者も参加しました。その後、平成11年には精神障害者への地域生活を支援する拠点として、相談支援事業や居場所の提供などのサービスから地域交流まで、さまざまな機能を備えた、生活支援センターの整備も進めてきました。そして平成25年3月に市内各区に1館整備が完了しています。

今後とも精神障害は「疾病」と「障害」を併せ持っていることに配慮した施策展開が必要と見られます。

【平成21年度以降の横浜市の障害福祉施策】

年月	横浜市の経緯
平成21年4月	第2期 障害者プラン 策定
平成22年4月	在宅心身障害者 手当を廃止し、平成21年度から実施していたプロジェクト内容を踏まえて「将来にわたるあんしん施策」を開始
平成22年10月	後見的支援制度を4区で開始
平成24年4月	第2期 障害者プラン 改定版を策定
	神奈川県から事業者指定業務が移管される
平成24年10月	横浜市障害者 虐待 防止センターの開設
	多機能型拠点1か所目が開所
平成25年3月	後見的支援制度を新たに3区で開始し、計7区とする
	社会福祉法人型地域活動ホームの市内18区整備完了
	生活支援センターの市内18区整備完了
平成25年4月	「移動支援施策の再構築」を実施 (一部は平成25年10月から実施)
	「横浜市における障害者 就労 施設等からの物品等の調達 方針」を年度ごとに作成
	就労 支援センター9か所目の開所
	地域療育 センター8か所目の開所
平成25年10月	多機能型拠点2か所目が開所
平成26年3月	後見的支援制度を新たに4区で開始し、計11区とする
平成27年3月	第2期障害者プラン 計画期間終了
	後見的支援制度を新たに3区で開始し、計14区とする(予定)
平成27年4月	第3期障害者プラン 開始

2 横浜市の各障害者手帳等統計の推移

(1) 横浜市の障害者手帳所持者数

横浜市発行の各障害者手帳（身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳）の平成26年3月末時点での所持者数の合計は、約14万9千人（横浜市全体人口比で4.03%）となっています。

表1によると21年の約12万5千人から、現在までに、約2万3千人増加したということになり（増加率約18.9%）、年々所持者数が伸びていることが分かります。

また、表2からわかるように、障害者手帳所持者数の増加率については、ここ数年3%から4%の間で推移しており、横浜市人口の増加率と比べても大きいことから、障害者手帳所持者の割合が増えてきているといえます。今後も障害者手帳所持者数の割合は増えていくことが推測されます。

表1 横浜市人口と障害者手帳所持者数の比較

（3月末時点、ただし、横浜市人口のみ4月1日時点。以下同様）（人）

	21年	22年	23年	24年	25年	26年
横浜市人口	3,659,010	3,672,985	3,686,481	3,688,624	3,693,788	3,702,093
身体障害者	89,607	90,322	91,605	94,291	96,114	98,706
知的障害者	18,674	19,751	20,807	21,864	23,005	24,171
精神障害者	17,304	19,152	20,912	22,785	24,538	26,475
手帳所持者全体	125,585	129,225	133,324	138,940	143,657	149,352
横浜市人口における障害者手帳所持者数割合	3.43%	3.52%	3.62%	3.77%	3.89%	4.03%

表2 横浜市人口と障害者手帳所持者数の増加数の比較

（人）

	21～22年	22～23年	23～24年	24～25年	25～26年
横浜市人口増加数	13,975	13,496	2,143	5,164	8,305
（増加率）	(0.38%)	(0.37%)	(0.06%)	(0.14%)	(0.22%)
手帳所持者の増加数	3,640	4,099	5,616	4,717	5,695
（増加率）	(2.90%)	(3.17%)	(4.21%)	(3.39%)	(3.96%)

図1 市人口と手帳所持者の増加数の推移

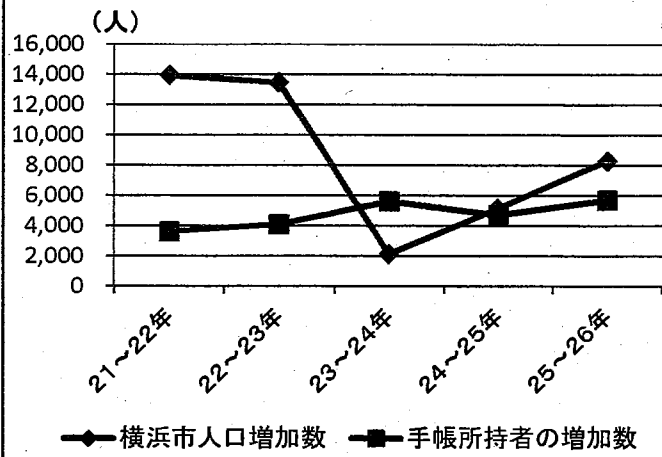
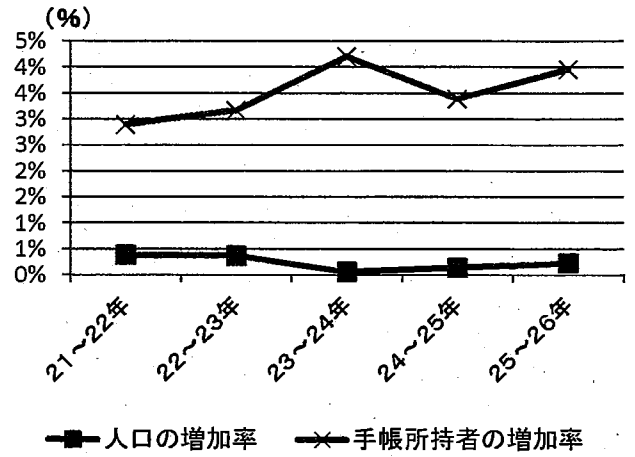


図2 市人口と手帳所持者の増加率の推移



(2) 障害別の状況

ア 身体障害者手帳

表3によると、手帳所持者数は、肢体不自由が最も多く、次いで、内部障害となっており、各障害も年々増加しています。

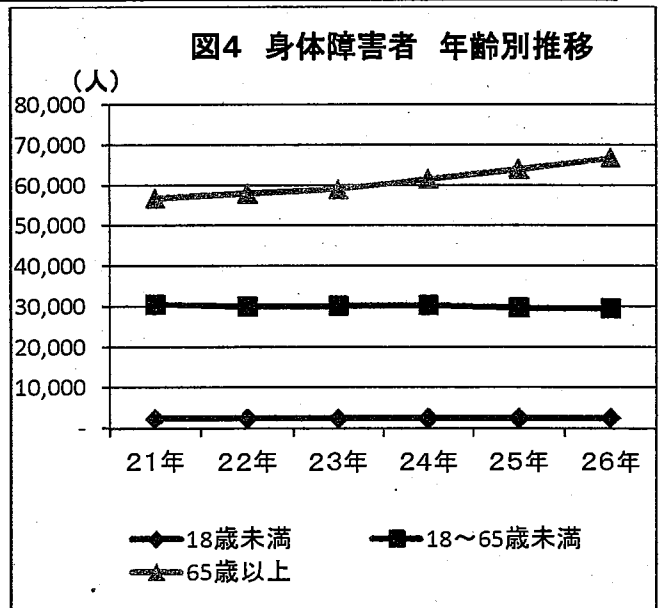
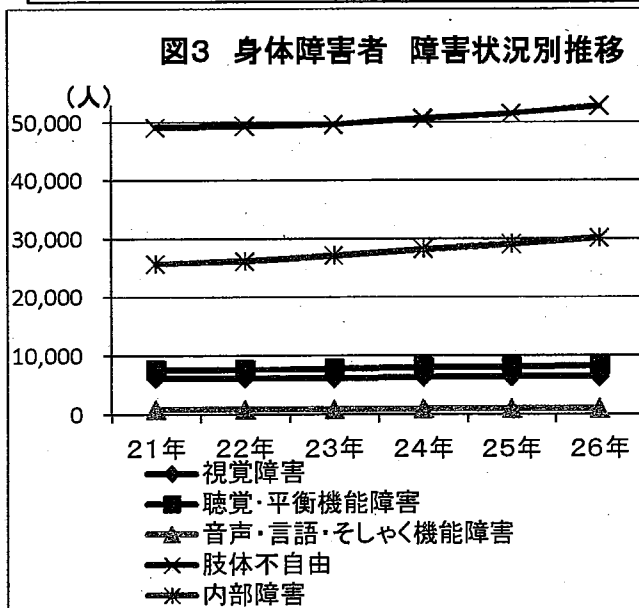
また、表4からわかるように、18歳から65歳未満の人数が横ばいとなっているのに対して、65歳以上の人数は、年々増加しています。

表3 身体障害者手帳 障害状況別推移 各年3月末時点(人)

	21年	22年	23年	24年	25年	26年
視覚障害	6,276	6,227	6,177	6,400	6,441	6,435
聴覚・平衡機能障害	7,582	7,630	7,764	7,987	8,083	8,321
音声・言語・そしゃく機能障害	886	885	885	946	957	964
肢体不自由	49,146	49,408	49,647	50,706	51,519	52,813
内部障害	25,717	26,172	27,132	28,252	29,114	30,173
計	89,607	90,322	91,605	94,291	96,114	98,706

表4 身体障害者手帳所持者数 年齢別推移 各年度3月末時点(人)

	21年	22年	23年	24年	25年	26年
18歳未満 (下段:全体に占める割合)	2,385 (2.7%)	2,367 (2.6%)	2,383 (2.6%)	2,423 (2.6%)	2,425 (2.5%)	2,469 (2.5%)
18~65歳未満 (下段:全体に占める割合)	30,512 (34.1%)	29,997 (33.2%)	30,197 (33.0%)	30,332 (32.2%)	29,702 (30.9%)	29,509 (29.9%)
65歳以上 (下段:全体に占める割合)	56,710 (63.3%)	57,958 (64.2%)	59,025 (64.4%)	61,536 (65.3%)	63,987 (66.6%)	66,728 (67.6%)
計	89,607	90,322	91,605	94,291	96,114	98,706



愛の手帳(療育手帳)

表5によると、26年3月末時点では、21年と比べ、5千5百人以上増えています。中でも、B2の手帳を所持している方が、約3千3百人と、全体の増加数の約6割を占めています。

また、表6からわかるように、全体の所持者数における各年齢の所持者数の割合は、この6年間を通して、ほぼ横ばいとなっています。

表5 愛の手帳 障害程度別推移 各年3月末時点(人)

	21年	22年	23年	24年	25年	26年
A1	4,062	4,211	4,351	4,502	4,629	4,775
A2	4,151	4,258	4,383	4,487	4,617	4,706
B1	4,487	4,669	4,829	5,004	5,164	5,366
B2	5,974	6,613	7,244	7,871	8,595	9,324
計	18,674	19,751	20,807	21,864	23,005	24,171

※参考 A1…IQ 20以下、A2…IQ 21～35、B1…IQ36～50、B2…IQ51～75

表6 愛の手帳所持者数の年齢別推移 各年3月末時点(人)

	21年	22年	23年	24年	25年	26年
18歳未満	7,059	7,508	7,941	8,315	8,761	9,172
(下段:全体に占める割合)	(37.8%)	(38.0%)	(38.2%)	(38.0%)	(38.1%)	(37.9%)
18～65歳未満	11,173	11,770	12,377	13,010	13,636	14,312
(下段:全体に占める割合)	(59.8%)	(59.6%)	(59.5%)	(59.5%)	(59.3%)	(59.2%)
65歳以上	442	473	489	539	608	687
(下段:全体に占める割合)	(2.4%)	(2.4%)	(2.4%)	(2.5%)	(2.6%)	(2.8%)
計	18,674	19,751	20,807	21,864	23,005	24,171

図5 愛の手帳 障害程度別推移

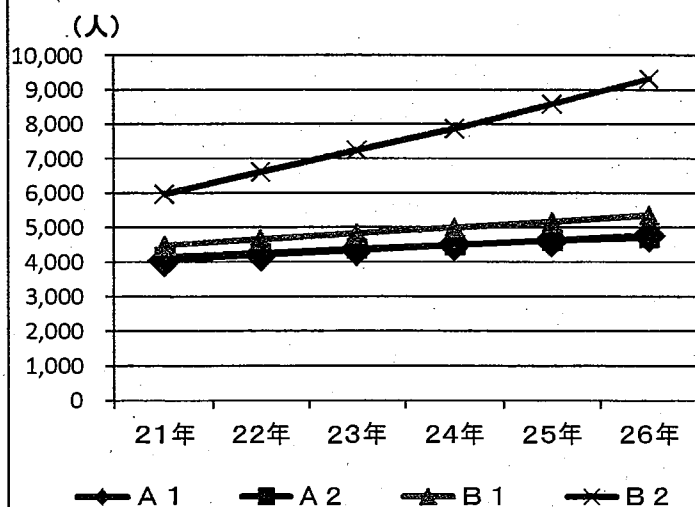
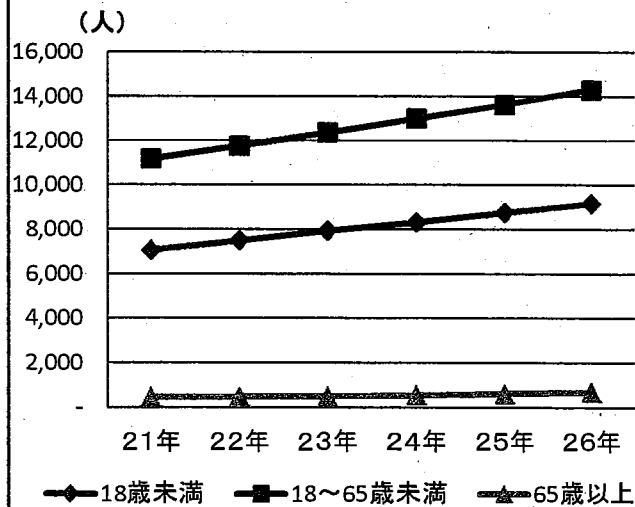


図6 愛の手帳 年齢別推移



ウ 精神障害者保健福祉手帳

身体障害・知的障害・精神障害の3障害の手帳所持者のうち、この5年間でもっとも増加してきているのが、精神障害です。表7からわかるように、26年3月末時点では、21年と比べ、9千人以上増えており、特に2級が約5千人（約1.5倍）増えています。

また、表8からわかるように、20歳～65歳未満の所持者数が大きく増加してきている傾向に対し、20歳未満の所持者数はほぼ横ばい、65歳以上の所持者数は、若干の増加という傾向となっています。

表7 精神障害者保健福祉手帳 等級別推移

各年3月末時点(人)

	21年	22年	23年	24年	25年	26年
1級	2,206	2,355	2,499	2,669	2,694	2,870
2級	9,341	10,309	11,368	12,387	13,399	14,497
3級	5,757	6,488	7,045	7,729	8,445	9,108
計	17,304	19,152	20,912	22,785	24,538	26,475

表8 精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別推移

各年3月末時点(人)

	21年	22年	23年	24年	25年	26年
20歳未満 (下段:全体に占める割合)	139 (0.8%)	180 (0.9%)	234 (1.1%)	298 (1.3%)	408 (1.7%)	493 (1.9%)
20～65歳未満 (下段:全体に占める割合)	15,111 (87.3%)	16,649 (86.9%)	18,156 (86.8%)	19,663 (86.3%)	20,952 (85.4%)	22,355 (84.4%)
65歳以上 (下段:全体に占める割合)	2,054 (11.9%)	2,323 (12.1%)	2,522 (12.1%)	2,824 (12.4%)	3,178 (13.0%)	3,627 (13.7%)
計	17,304	19,152	20,912	22,785	24,538	26,475

※精神障害者保健福祉手帳については、18歳未満での統計を取っていないため、20歳未満としています。

図7 精神障害者 等級別推移

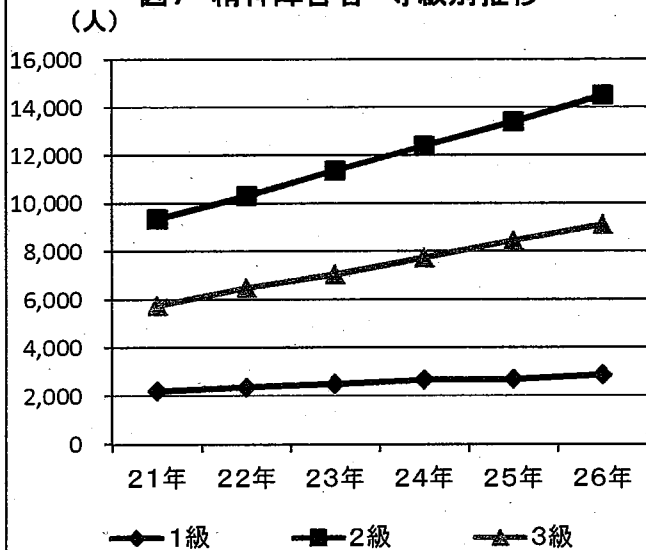
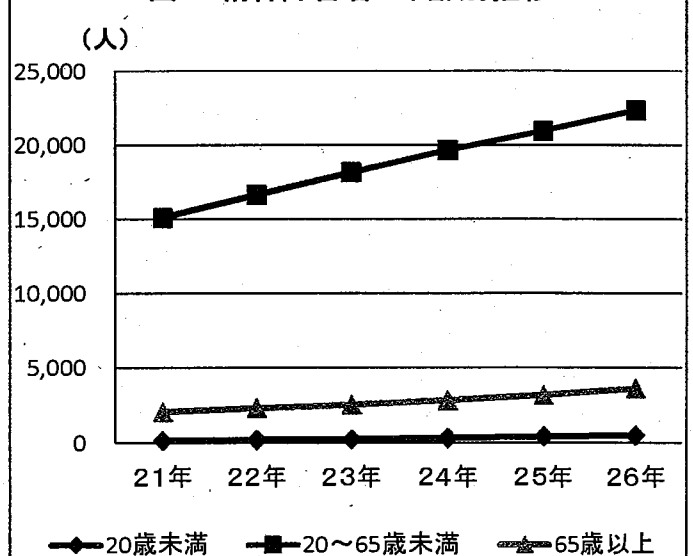


図8 精神障害者 年齢別推移



エ 横浜市の難病患者数（特定疾患医療受給者証所持者数）

平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、制度の谷間の無い支援を行うため、障害者の範囲に、新たに難病等を加えました。

このことにより、これまで、難病患者等で症状の変動があり、身体障害者手帳を取得することができなかった方が、障害福祉サービスを利用できることとなりました。

（対象疾患：難治性疾患克服研究事業（臨床調査研究分野）*1の対象疾患の130疾患）

今後、障害福祉サービスの推進にあたっては、難病等の患者数も考慮しながら、進めていきます。

（参考）神奈川県特定疾患医療受給者証所持者数*2（56疾患）（横浜市）（各年3月末現在）

21年	22年	23年	24年	25年	26年
17,835人	18,775人	19,797人	20,898人	22,065人	23,157人

*法律施行により、今後大きな変更が見込まれます。

※1…難治性疾患克服研究事業（臨床調査研究分野）

症例数が少なく、原因不明で治療方法も未確立であり、かつ、生活面で長期にわたる支障がある疾患について、研究班を設置し、原因の究明、治療方法の確立に向けた研究を行うもの。

（難病情報センターH・Pから抜粋）

※2…特定疾患

原因が不明で治療方法が確立していないいわゆる難病のうち、厚生労働省が定める疾患を「特定疾患」といいます。

3 第2期の振り返り

第2期では、障害者が自己選択・自己決定のできる社会の構築という視点を中心とし、また、障害者の力を十分に発揮していくことを念頭において「プランでめざす社会」を4つ設定しました。

そして、その社会を目指すために、重点的に進めていく項目を7つの「重点施策」として取りまとめました。また、ニーズ把握調査などの結果、特に重要で緊急と思われる課題認識を「将来にわたるあんしん施策」としてまとめ、「親亡き後の生活」・「高齢化・重度化」・「地域生活のためのきめ細やかな対応」といった視点を柱として、施策を着実に進めてきました

(1) 将来にわたるあんしん施策

将来にわたるあんしん施策は、「在宅心身障害者手当」の質的転換策として、平成21年度から進めてきた施策です。

「在宅心身障害者手当」とは、障害のある方への在宅福祉サービスがほとんどなかった昭和48年につくられた制度です。その後、30年以上経過する中で、障害基礎年金の創設やグループホーム、地域作業所、地域活動ホーム、ホームヘルプなど、在宅福祉サービスが充実してきました。

このような変化のもと障害者やその家族、学識経験者などが参加する「横浜市障害者施策推進協議会」で「在宅心身障害者手当」のあり方について話し合いを重ねました。その結果、個人に支給する手当を、多くの障害者や家族が切実に求めている「親亡き後の生活の安心」「障害者の高齢化・重度化への対応」などの必要な施策に転換すべきであると確認されました。

これらの声を受けて、本市では「在宅心身障害者手当」を廃止して、その財源を活用し、将来にわたるあんしんのための施策に転換することとしました。そこで、それらの施策を進めていくための課題認識を示すものとしてあんしん施策をとりまとめ、第2期のプランに明記しました。

《親亡き後も安心して地域生活が送れる仕組みの構築》

障害者児やその家族へのニーズ把握調査などでは、「親亡き後の不安」や「将来を見据えた支援」などの声が多く聞こえてきました。

それを受けて、障害者児やその家族が地域で安心して暮らすために必要な、日常生活の見守りや将来の不安に関する相談等を行う「後見的支援制度」を開始しました。

また、常に医療的ケアが必要な重症心身障害者児やその家族の地域での暮らしを支援するため、その支援機能を一体的に提供できる拠点として、多機能型拠点の整備を開始しました。

おち じぎょうめい 主な事業名 (*1)	とうしよちくひよう 当初目標 (第2期改定時)	じっせき 実績 (*2)	しんこう 進行 じようきよう 状況
こうけんてきしえんすいしんじぎょう 後見的支援推進事業	かくじゅう 拡充	11区	○
たきのうがたきよてん せいび 多機能型拠点の整備	かくじゅう 拡充	かんかいしょ かんめせいびかいし 2館開所、3館目整備開始	△
きんきゅうじ ほつ とらいん 緊急時ホットライン	けんとう 検討	ほんじぎょう 本事業としての実施は見送り	×

【進行状況】

○：想定した目標を達成し、想定したとおりの効果が得られた。

△：一定程度の効果は得られた。

×：想定した目標は達成できず、効果も得られなかった。

【振り返り】

後見的支援制度の実施区の展開や多機能型拠点の整備は、概ね想定とおりの進捗となりました。後見的支援制度については、親亡き後の不安の解消のために期待も大きく、利用者及び家族にアンケートを実施した結果、利用者の79%、家族の89%以上が「登録して良かった」という回答だったこと等もあり、早急に18区展開を行う必要があります。

また、多機能型拠点の整備についても、早期に整備してほしいという要望が多く、市としても医療が必要な方の地域生活支援のさらなる充実が必要との認識から、整備手法を検討しながら、早急に市内6カ所への整備を進めていく必要があります。

なお、緊急時ホットラインについては、平成22年度から検討を進めてきましたが、実効性のある手法を見出すことができなかったため、本事業としての実施は見送ることとし、代替する仕組みについては、引き続き検討していきます。

《障害者の高齢化・重度化への対応》

親亡き後の不安と並んで、多くの声が寄せられたのが、「高齢化に伴って、これまで自分で出来ていたことが出来なくなる」といった、「障害者の高齢化・重度化」による将来の不安でした。

これを受けて、障害児・者が住みなれた地域で安心して暮らせるために、高齢化や重度化にも対応できるグループホームにおける支援体制について、検討を進めてきました。

※1…あんしん施策の項目から主な事業を抜粋しています。全事業の振り返りについては、資料編をご覧ください。(以下、同様とします。)

※2…実績は、平成25年度末時点の実績です。原案では、26年度の見込み数を含めて記載する予定です。(以下、同様とします。)

おも じぎょうめい 主な事業名	とうしょちくひょう 当初目標 (だい きかいていじ 第2期改定時)	じっせき 実績	しんこう 進行 じょうきょう 状況
しょうがいしゃぐるーぷほむ 障害者グループホーム (GH) せつちうんえいひほじょ 設置運営費補助 じぎょう 事業	すいしん 推進	じゅうどかたいおうぐるーぷほむ ・重度化対応グループホーム もてるじぎょう じっし モデル事業の実施 こうれいかたいおうぐるーぷほむ ・高齢化対応グループホーム もてるじぎょう じっし モデル事業の実施	△

ふ かえ
【振り返り】

こうれいかたいおうぐるーぷほむ もてる じぎょう
 高齢化対応グループホームのモデル事業については、せつち ばしょ ちょうせい じかん か
 設置場所の調整に時間が掛かり、
 じっし おく たいおうぐるーぷほむ もてる じぎょう じっし けんしょう すす
 実施が遅れましたが、重度化対応グループホームはモデル事業を実施し、検証を進めるこ
 とができました。

じゅうどか たいおうもてる じぎょう げんざい けんしょう すす じぞく かのう しく
 重度化対応モデル事業については、現在も検証を進めていますが、持続可能な仕組みを
 けんとう ひつよう
 検討していくことが必要です。

もてる じぎょうけつか けんしょう こんご ぐるーぷほむ じゅうどか たいおう
 このモデル事業結果をしっかりと検証し、今後のグループホーム重度化対応として、
 しゃかいしげん かつよう さまざま せんたくし ふく けんとう
 社会資源の活用など、様々な選択肢も含めて検討していきます。

ちいき せいかつ こま たいおう
 ≪地域生活のためのきめ細やかな対応≫

しょうがいじ しゃ す ちいき あんしん せいかつ つづ ひどろ せいかつ こべつ
 障害児・者が住みなれた地域で安心して生活し続けるために、一人ひとりの生活を個別に
 しえん とりくみ じゅうじつ ひつよう かんが かくせ さく すす
 支援するための取組を充実させていくことが必要と考え、各施策を進めてきました。

だい き しょうがいしゃ しゃかいさんか かつどうはんい ひろ げんこう いどう しえん せさく
 第2期では、障害者の社会参加や活動範囲をさらに広げ、現行の移動支援施策がより
 つか ひつよう ひと ひつよう しえん てきせつ おこな いどう しえん せさく たいけい さいこうちく
 使いやすく、必要な人に必要な支援が適切に行われるように、移動支援施策体系の再構築に
 とく
 取り組みました。

しょうがい しゆるい ていど あんしん じゅしん いりょうかんきょう
 また、障害の種類や程度にかかわらず、安心して受診することができるような医療環境
 じゅうじつ む いりょうじゅうじしゃ しょうがいりかい ふか けんじゅうどう じっし
 の充実に向けて、医療従事者の障害理解を深めるための研修等を実施してきました。

おも じぎょうめい 主な事業名	どうしょもくひょう 当初目標 (第2期改定時)	じっせき 実績	しんどう 進行 じょうきょう 状況
しょうがいしゃいどうしえんじぎょう 障害者移動支援事業	すいしん 推進	せいど みなお じっし ・制度見直し実施 つうがく つうしよしえん じっし ・通学・通所支援の実施	○
いどうじょうほうせんたーうんえい 移動情報センター運営 じぎょう 事業	かくじゅう 9 く けんとう 拡充9区・検討	9 区実施	○
しょうがいじしゃ いりょうかんきょう 障害児者の医療環境 すいしんじぎょう 推進事業	すいしん 推進	いりょうじゅうじしゃ けんしゅうじっし 医療従事者への研修実施	△
ふくしじんざい かくほ いくせい 福祉人材の確保・育成	すいしん 推進	しゅうしょくふえあじっし ・就職フェア実施 さいようにんずう めい へいせい ねんど (採用人数：10名(平成25年度 じっせき 実績) がいどへるばーすきるあつぷ ・ガイドヘルパースキルアップ けんしゅう へいせい ねんど じっせき 研修(平成25年度実績) さーびす ていきょうせきにんしゃむ じん (サービス提供責任者向け：168人 がいどへるばー げんじんしゃむ じん ガイドヘルパー現任者向け：291人)	○

ふ かせ
 【振り返り】

訪問看護師や障害児・者施設に対する障害特性を理解するための研修実施や、障害者移動支援施策体系の再構築の実施など、概ね想定どおりの進捗となり、進捗がよくなりました。

しかし、医療従事者に対する障害理解の機会については、例年どおりの規模での開催になっており、訪問看護の事業所等が増加しているにもかかわらず、拡充がはかられていない状況であり、引き続き、取り組んでいく必要があります。

また、移動支援については、ガイドヘルパー・ガイドボランティアの発掘・育成に伴う利用状況の改善や、移動情報センター機能等の充実を図る必要があります。

さらに、人材の確保・育成について、着実に取り組みましたが、就職フェアでの来場者の減少が続いており、今後、効果的な手法へと見直していく必要があります。

(2)重点施策

第1期での振り返りから、各項目においては、第1期に構築してきた内容を、より充実させ、強化していくことが必要と考え、基本的な方向性を継承しながら、新たに発達障害の視点を加え、7つの項目を設定し、進めてきました。

また、これらの重点施策を進めていくにあたっては、障害特性や乳幼児期～高齢期におけるそれぞれのライフステージに応じた課題に対応していくという視点に立って施策の充実に取り組んできました。

● 重点施策1 普及・啓発のさらなる充実

障害のある人もない人も同じように地域で生活することができる社会の実現を目指し、すべての人が、疾病や障害に対する正しい理解を深めることが重要と考え、当事者や市民団体による普及・啓発活動への支援等に取り組んできました。

第2期では、市内の障害福祉関係団体・機関で組織する「セイフティーネットプロジェクト」への活動支援や、当事者による市庁舎等でのパン販売を行うことにより、障害理解の促進を図る「わたしは街のパン屋さん」事業を継続して実施してきました。

また、「障害者週間」における障害者のコンサート実施や、芸術作品展などの実施、及び小学生を対象として、夏休み期間に車いすの利用や点字を読む体験を行うなど、障害理解促進のためのイベントを開催しました。

さらには、特別支援学校の児童生徒が、居住地の小中学校の児童生徒と一緒に学ぶための仕組みである、「副学籍の交流」を通じた学齢期への障害理解の促進など、さまざまな普及啓発を進めてきました。

おも じぎょうめい 主な事業名	とうしよちくひよう 当初目標 (第2期改定時)	じっせき 実績	しんどう 進行 じようきよう 状況
とうじしゃ しみん だんたい 当事者や市民団体による ふきゅうけいはつかつどう しえん 普及啓発活動への支援	すいしん 推進	ふきゅうけいはつ いべんと とうじ じっし 普及啓発イベント等の実施	△
ふくがくせき ころりゅうきょういく 副学籍による交流教育 および共同学習	すいしん 推進	じっしりつ へいせい ねんど 実施率(平成25年度) しょうがくぶ ばーせんと 小学部 42 % ちゅうがくぶ ばーせんと 中学部 9 %	○

【振り返り】

各種イベント等を開催した後、さらに別の取組等へ広がっていくことが大切ですが、そこまでは取り組めませんでした。

また、障害の理解を進めていく開催だけではなく、継続的な取組を面的な広がりにしていく必要がありました。

また、そもそも普及啓発を効果的に行っていくには、早い段階から障害児と健常児の交流を促進していくことが重要です。

第2期で取り組んできた事業を継続するほか、小学校期における交流を進め、子どもの時から障害理解が図られる機会を提供していくことによって、啓発を効果的なものとすることができると考えます。

● 重点施策2 相談支援システムの機能強化

障害児・者やその家族が、地域で自立した生活を送ることができる社会の実現を目指し、どこに相談しても適切に課題解決が行えるようにするため、情報提供から一般相談、緊急性や専門性を必要とする相談を、一体的に支援していく相談体制の構築・推進に取り組んできました。

第2期では、相談支援システムを広めるために、各区の「自立支援協議会」などを活用した相談支援体制の普及活動に取り組むとともに、相談業務にかかわる人材の育成を図るため、相談支援従事者初任者研修及び現任者研修に加え、事例検討研修等を実施してきました。また、研修体系の整理に向けた取組を開始するなど、相談体制の推進をしてきました。

さらには、当事者相談を「ピア相談センター」として一つにまとめ、横浜ラポールにある社会参加推進センター内に設置し、相談員の相談支援機関等への派遣を開始しました。

おも じぎょうめい 主な事業名	とうしょちくひょう 当初目標 (第2期改定時)	じっせき 実績	しんこう 進行 じょうきょう 状況
そうだんしえんしすてむ ふきゅう 相談支援システムの普及 ひろ (広める)	すいしん 推進	かくくちいきじりつしえんきょうぎかい 各区地域自立支援協議会で ほんにん かぞく ふきゅうかつどう てんかい 本人・家族への普及活動を展開	△
そうだんしえんじゅうじしゃ ようせい 相談支援従事者の養成	すいしん 推進	そうだんしえんじゅうじしゃ 相談支援従事者にかかわる けんしゅう じっし 研修の実施	△
とうじしゃ そうだん すいしん 当事者相談の推進 ふか (深める)	すいしん 推進	ひあそうだんせんたー ピア相談センターの設置	○

【振り返り】

自立支援協議会において、区内にある事業者や本人・家族等への相談支援体制や計画相談支援等諸制度の周知に取り組んできたことにより、区内事業者間の連携の構築には一定の効果が表れていますが、本人等からは「どこに相談したらよいかわからない」との声もあるなど、その取組には課題が残っています。

また、各区の自立支援協議会の活動内容については差があるため、全市的に取り組むテーマ等の設定の必要性などを検討する必要があります。

さらに、計画相談支援の対象者拡大に伴い、これまで築いてきた相談支援体制の見直しも必要になっています。また、それぞれの機関で活躍する相談支援従事者に加え、計画相談支援を実施する指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の質の向上についても、今後、さらに力を入れて取り組む必要があります。

● 重点施策3 地域生活を総合的に支える仕組み

障害児・者やその家族が、安心して地域での生活を継続していくためには、一人ひとりの障害特性や意向を踏まえた総合的な支援の仕組みを構築することが必要と考え、施策に取り組んできました。

第2期では、「社会福祉法人型障害者地域活動ホーム」や「精神障害者生活支援センター」、「多機能型拠点」の整備など、ハード面の整備を着実に実施するとともに、「障害者自立生活アシスタント事業」の推進や「移動支援施策体系の再構築」を行うなど、ソフト面における事業も着実に進め、地域で安心して暮らせるように、社会資源の充実を図ってきました。

また、安心できる住まいの確保をめざし、「グループホーム」の設置促進を図ってきました。

主な事業名	当初目標 (第2期改定時)	実績	進行 状況
地域生活を支援する拠点 施設の整備と機能拡充	推進	地域活動ホーム 41か所 (累計) 生活支援センター 18か所 (累計)	○
障害者自立生活 アシスタント事業	推進	36事業所	○
グループホームの設置 促進	680か所 3,400人	607か所 (累計) 3,290人分	○

ふ かえ
【振り返り】

しゃかいふくしほうじんがたちいきかつどうほ ーむ しょうがいしゃじりつせいかつあしすたん とじぎょう じゅうじつ ちいき
社会福祉法人型地域活動ホームや障害者自立生活アシスタント事業の充実により、地域
せいかつしえん じゅうじつ はか
生活支援の充実を図ることができました。

しかし、医療的ケアが必要な方から生活支援の充実を求める声があります。

こんご せいび しゃかいしげん いっそう かつよう ひつよう しえん すいしん
今後は、これまで整備してきた社会資源の一層の活用などにより、必要とされる支援の推進
ねつとわーく けいせい ひつづ とく ちいき
とネットワークの形成に、引き続き取り組んでいくことが必要です。

ちいき あんしん せいかつ ぼ くる ーぶ ほ ーむ せつち そくしん とうしょ そうていすう
また、地域で安心して生活できる場として、グループホームの設置を促進し、当初の想定数
たっせい みこ ふくしせつ ちいきせいかつ いこうしやすう とうしよかか にゅう
を達成する見込みであり、福祉施設から地域生活への移行者数についても、当初 掲 げた入
しよしゃげんしよしみ こ すう たっせい よてい
所者減少見込み数を達成する予定です。

しかし、まだまだ安心して地域生活を送れる環境や選択肢が整っている状況とは
いえないのが現状であり、引き続き、地域移行のための施策を推進していくことが必要です。

また、精神障害者の地域移行にかかわる目標値には届いていない状況があります。
ひ つづ ほんしじぎょう せいしんしょうがいしゃせいかつしえんせんたー おごな ちいきまいこう ちいきていちゃく
引き続き、本市事業であり、精神障害者生活支援センターで行っている地域移行・地域定着
しえんじぎょう ほうていき ーびす ちいきまいこうしえん かつよう くに どうこう ふ ちいきまいこう
支援事業と法定サービスである地域移行支援を活用し、国の動向も踏まえながら、地域移行を
そくしん ひつよう
促進していくことが必要です。

● じゅうてんせさく いりょうかんきょう いりょうたいせい じゅうじつ
重点施策4 医療環境・医療体制の充実

しょうがいじ しゃ かぞく ちいきしゃがい せいかつ みぢか あんしん じゅうしん
障害児・者やその家族が、地域社会で生活するためには、身近なところに安心して受診で
いりょうきかん できせつ いりょう う ひつよう かんが いりょうかんきょう じゅうじつ
きる医療機関があり、適切な医療を受けられることが必要と考え、医療環境の充実
と
取り組んできました。

だい 2 期では、ほうもんかんごし しょうがいじ しゃしせつ かんごしとう しょうがいとくせい たい ちしみ かんご
第2期では、訪問看護師、障害児・者施設の看護師等が障害特性に対する知識や看護・
かいごぎじゅつ しゅうとく けんしゅう かいさい かんごしとう しょうがい ちしきこうじょう はか
介護技術を習得するための研修を開催し、看護師等の障害にかかわる知識向上を図り
ました。

また、ざいしやうちゆう じゅうしゅうしんしんしょうがいじしゃ かた かぞくとう かいご いちじてき こんなん
在宅療養中の重症心身障害児者の方が、家族等による介護が一時的に困難に
ばあい きょうりよくいりょうきかん いちじてき にゅういん
なった場合、協力医療機関に一時的に入院することができる「メディカルショートステ
い じぎょう ちてきしょうがいしゃ じゅうしん かんきょう せいび ちてきしょうがいしゃたいおうせんもん
イ事業」や、知的障害者が受診しやすい環境を整備するために、「知的障害者対応専門
がいらい せつち しょうがいじ しゃ いりょうかんきょう りょうようかんきょう かくじゅう つと
外来」を設置するなど、障害児・者の医療環境や療養環境の拡充に努めてきました。

よこはまし せいしんかきゅうきゅう かながわけん かわさきし さがみはらし きょうちよう おごな
横浜市の精神科救急については、神奈川県、川崎市や相模原市と協 調して行ってき
ており、とうばん びょういん しがい えんぼう
ており、当番の病院が市外の遠方になることも少なくなりました。しかしそのよう
なか よこはましみんせんよう せいしんかきゅうきゅうびょうしやう ふ よこはましみん かた しない
な中、横浜市民専用の精神科救急病床を増やしたことにより、横浜市民の方が市内の
びょういん じゅうしん きかい ふ
病院に受診できる機会を増やすことができました。

また、当番病院の土・日の午後の受入床について、時間帯をずらすなどの対応を取ることとで、切れ目のない精神科救急対応を目指してきました。それに加えて、深夜帯の土・日の受入病院の枠が少なかったため、民間の精神科病院の協力を得て、当番の病院数を増やしました。

さらに、神奈川県精神神経科診療所協会の協力を得て、夜間、深夜、休日に精神保健指定医に、精神科救急医療情報窓口の相談員が連絡をとり、精神症状急変時の対応方法について相談ができる体制の確保や救急医療体制の整備を図るなど、医療環境・体制の充実を図ってきました。

おち じぎょうめい 主な事業名	とうしよもくひょう 当初目標 (第2期改定時)	じっせき 実績	ひょうか 評価
しょうがいじ しゃ じゆしんかんきょう 障害児・者の受診環境の せいび 整備	すいしん 推進	ちてきしょうがいしゃたいおうせんもんがいらいせっち 知的障害者対応専門外来設置	△
にゅういんじ けあ いりようてきけあ 入院時ケア・医療的ケア けんとう の検討	すいしん 推進	じゅうどしょうがいしゃにゅういんじ こみゆに ・重度障害者入院時コミュニ ケーション事業の実施 ・看護師への巡回相談の実施	○

【振り返り】

医療従事者へ障害特性に対する知識や看護・介護技術を習得するための研修を開催し、障害にかかわる知識向上を図った結果、継続して障害に関する取組を行うようになった訪問看護ステーション等が出てくるなど、一定の効果はありました。しかし、全市レベルから見れば、それは少数派で、まだ十分ではない状況であり、引き続き取り組みます。

知的障害者対応専門外来については、障害年金の医師意見書等の作成を行うなど、知的障害者の外来診療の一助になっています。しかし、2病院の設置だけでは十分ではない状況であり、設置医療機関の拡大手法等を検討します。

また、医療環境・医療体制のさらなる充実のために、医療面への継続した取組を行う必要があります。

● 重点施策5 障害児支援の体制強化

障害児とその家族が、地域の中で安心して安定した生活を送り、自らの力で自らの生活を切り開いていくことができるようになるためには、早期療育体制の拡充や、学齢期の障害児に対する個別支援や集団活動支援の推進・強化などのサービスの充実が必要と考え、施策に取り組んできました。

第2期では、療育相談支援などを行う「地域療育センター」を、新たに1か所整備し、計8か所とし、療育体制の充実を図るとともに、地域療育センターに専門スタッフを配置することで、学校への支援の充実も図りました。

また、学齢後期から成人期への切れ目のない支援を旨とするため、中学校期以降の発達障害児の対応を主に行う3か所目の専門機関を設置するとともに、関係局が定期的に課題を共有し、検討を行いました。

さらに、肢体不自由特別支援学校に看護師を配置し、医療的ケア体制整備等を実施するなど、サービスの充実を図ってきました。

主な事業名	当初目標 (第2期改定時)	実績	評価
地域療育センターの整備・機能拡充	8か所 (累計)	8か所 (累計)	○
中学校期以降における支援の充実	専門機関の設置 4か所 (累計)	・発達障害者の相談支援体制と研修、市域での連携について けんとう、じっし 検討を実施 ・3か所目の相談機関設置	○

【振り返り】

平成25年4月に「よこはま港南地域療育センター」が開所し、周辺区を担当する地域療育センターにおける初診までの待機期間は短縮されましたが、市全体での初診件数は引き続き増加しており、待機期間短縮に向けた取組が必要です。

また、教育について、特別な支援が必要な児童生徒に対する理解は進んできましたが、具体的な対応や環境整備についてはまだ十分とは言えません。今後もさらに理解を深めると共に、適切な指導体制や教育環境・設備の充実を目指していくことが必要です。

● 重点施策6 障害者の就労支援の一層の拡充強化

働くことを希望したり、働く能力がある障害者が、当たり前前に働ける社会を実現するためには、企業への障害理解の促進や、安心して働き続けるための定着支援などが必要と考え、施策に取り組んできました。

第2期では、就労相談、定着支援等を行う「障害者就労支援センター」を、新たに1か所整備し、市内9か所体制とするなど、就労支援の充実を図りました。

また、障害者雇用を広く啓発するための「働きたい!あなたのシンポジウム」や、市内企業と就労支援機関をつなぐための「個別相談セミナー」を開催し、雇用の場の拡大や企業への障害理解を促進しました。

さらに、「障害者優先調達推進法」施行に伴い、平成25年10月には横浜市における「調達方針」を策定し、区局等の物品・役務の調達において、障害者施設等からの優先的な調達を推進するなど、福祉的就労の充実も進めてきました。

主な事業名	当初目標 (第2期改定時)	実績	評価
企業への雇用支援の強化	紹介企業 27社 (累計)	紹介企業 20社 (累計)	△
働き続けるための定着支援の強化	就労支援センター 利用登録者数 3,500人	就労支援センター 利用登録者数 3,800人	○

【振り返り】

企業等への障害者雇用の啓発において、企業が参考としやすい取組をより多く発信していくため、従来の「企業表彰」という手法から、「事例紹介」へ転換したものの、未だ掲載企業数が少ないため、今後は、紹介企業を増やしていきます。

また、就労支援センターにおいては、精神障害・発達障害のある方からの相談・登録件数の増加が続いており、就労後の定着支援における関係機関との連携などが十分に取組むことが出来ていません。就労支援センターは、他の福祉施設や関係機関と連携し、地域の中での包括的な支援体制の構築を目指す必要があります。

重点施策7 発達障害児・者支援の体制整備

発達障害についての社会的な関心が高まりを見せていることなどから、発達障害に対する理解の促進や発達障害児・者への支援の体系化を図る必要があると考え、発達障害児・者の支援等に関する検討を行う委員会で、さまざまなご意見をいただきながら施策に取り組んできました。

第2期では、発達障害に関する相談支援、就労支援、発達支援、研修の実施等を行う「発達障害者支援センター」が、市内2区において相談支援機関を巡回し、フォローを行う「サポートコーチ事業」をモデル実施し、地域の相談支援機関のスキルアップを図るとともに、相談支援機関と発達障害者支援センターの連携を強化する仕組みの地盤を作りました。

また、発達障害者に特化し、利用期間を制限したうえで、コーディネーターが地域での生活に向けた支援を行う住まいの場として「サポートホーム事業」を実施しました。その他、発達障害の特性を有しているものの、確定診断や障害者手帳のない方々に対して、実践的な就労体験を通じた自己理解の場の提供と支援手法の開発を目的とした「横浜市発達障害者就労支援事業」をモデル実施し、今後の発達障害者の就労支援の検討を行うなど、発達障害児・者支援の体制整備を進めてきました。

おも じぎょうめい 主な事業名	とうしよちくひょう 当初目標 (第2期改定時)	じっせま 実績	ひょうか 評価
はつたつしょうがい たい りかい 発達障害に対する理解の そくしん とりくみ 促進のための取組	すいしん 推進	せかいじへいしよけいほつ でー いん 「世界自閉症啓発デー in よこはま じっし 横浜」を実施	○
かんけいきかん れんけい そくしん 関係機関の連携の促進	すいしん 推進	さぽーとこーちじぎょう じっし ・サポートコーチ事業を実施 ちいき そろだんしえんまかん む ・地域の相談支援機関に向けた けんしゅう じっし 研修を実施	○

【振り返り】

「発達障害」という言葉については、マスコミや第2期の障害者プランを通じて広く浸透してきました。一方で、その支援体制はいまだ不十分な状況にあります。発達障害の特性は多様であり、個別性も高く、その支援には特性を十分理解した上での対応が必要となるため、関係機関及び人材の育成が課題です。

その課題を受けて、まず発達障害に関する相談支援について、身近な場所で相談が受けられる体制を作るための研修を開始しました。

また、今後「サポートホーム事業」やモデル実施した「就労支援事業」を通じて取り組んだ、ある一定の層に対して有効な支援手法等の活用が必要です。

(3)第2期 振り返りの総括

これまでに記載した通り、第2期においては、着実に施策を進め、国の制度も含めて、社会資源やサービスの整備は進んできました。

しかし、それでもまだ障害児・者やその家族の周りには、いまだに多くの生活のしづらさが残されており、グループインタビューやアンケート等でいただいたご意見では、

- ・「普及啓発」では、他人の言動や対応などで悩むことが多いこと
- ・「相談」では、どこに相談したら良いかが分からないこと
- ・「住まい」では、安心した生活を送れる環境や選択肢が整っていると感じられないこと
- ・「暮らし」では、サービスをどのように使えばよいか分からないこと
- ・「医療」では、身近にかかれる医療機関がないこと
- ・「療育・教育」では、療育と教育の密接な連携が求められていること
- ・「就労」では、引き続き働き続けるための支援が足りていないこと
- ・「発達障害」をはじめ、障害特性に応じた支援が足りていないこと

…などの声が多くありました。

こうしたことに対応していくためには、国の制度や、それだけでは足りないところを、横浜市の障害福祉施策を組み合わせるなどの工夫を行うとともに、関連する横浜市のさまざまな施策を連携させることが必要です。また、行政として必要な支援を整えるとともに、障害児・者やその家族が住み慣れた地域で、どのように暮らしていきたいかということについて、障害者本人主体で考えていく姿勢も必要となります。

その他、グループインタビューやアンケート等を通じて、行政の情報が障害児・者やその家族に十分行き届いていなかったという声があり、情報発信についても課題の一つだと認識しています。

以上を踏まえ、今後の施策展開を支える基本的な視点を3つ掲げ、第2期での振り返りを踏まえた課題を、第3期では5つのテーマとして取り組んでいきます。

4 第2期を踏まえた今後の施策推進の視点

● 障害状況にあわせた支援やライフステージを通じて一貫した支援

第2期では、身体・知的・精神の3障害に加えて、難病や発達障害、高次脳機能障害など、これまでの障害認定基準ではとらえきれない方々のニーズにも対応できるよう、きめ細かな支援を進めてきました。

また、「障害児を育てる家族が不安や困難を感じることなく、適した教育を受け、成長し、本人の自己選択と自己決定ができる生活支援と生活基盤の充実」を図っていくことも計画に位置づけ、ライフステージに応じた支援体制の構築を進めてきました。

しかし、きめ細かい対応や学齢期における支援が十分に行き届いていない現状があります。

また、地域における社会資源が整いつつあるなかで、障害者が安心して生活し続けるためには、地域住民の障害に対する理解を進め、見守りや支え合いの仕組みづくりを進めていくことや、本人が生活における主体性を獲得する力（エンパワメント）を引き出し、高めていくための支援等も必要です。

そこで、障害者が地域社会の一員として、誰もが安心して自分らしく健やかに生活していくため、地域福祉保健計画等において、住民相互の互助の取組を推進していきます。その中で、障害者個人が抱えている暮らしにくさなどを地域で共有できる場を確保したり、障害者が地域活動に参加しやすくなるための環境づくりを進めていきます。また、学齢期における相談支援体制の充実や療育と教育との連携強化をはじめ、卒業後の企業就労の促進や施設等での福祉的就労の充実などの、本人のライフステージを通じて一貫した支援の強化と、自己選択・自己決定のためには、個々の状況に応じた本人の主体性を獲得する力（エンパワメント）への支援が基本という視点を持って、施策にと取り組んでいきます。

● 障害者の高齢化・重度化への対応

団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる「2025年問題」に象徴されるように、今後10数年間で、全国的に高齢化が一層進んでいくことが予測されています。横浜市においても、2025年には、約3.8人に1人が65歳以上になることが見込まれています。

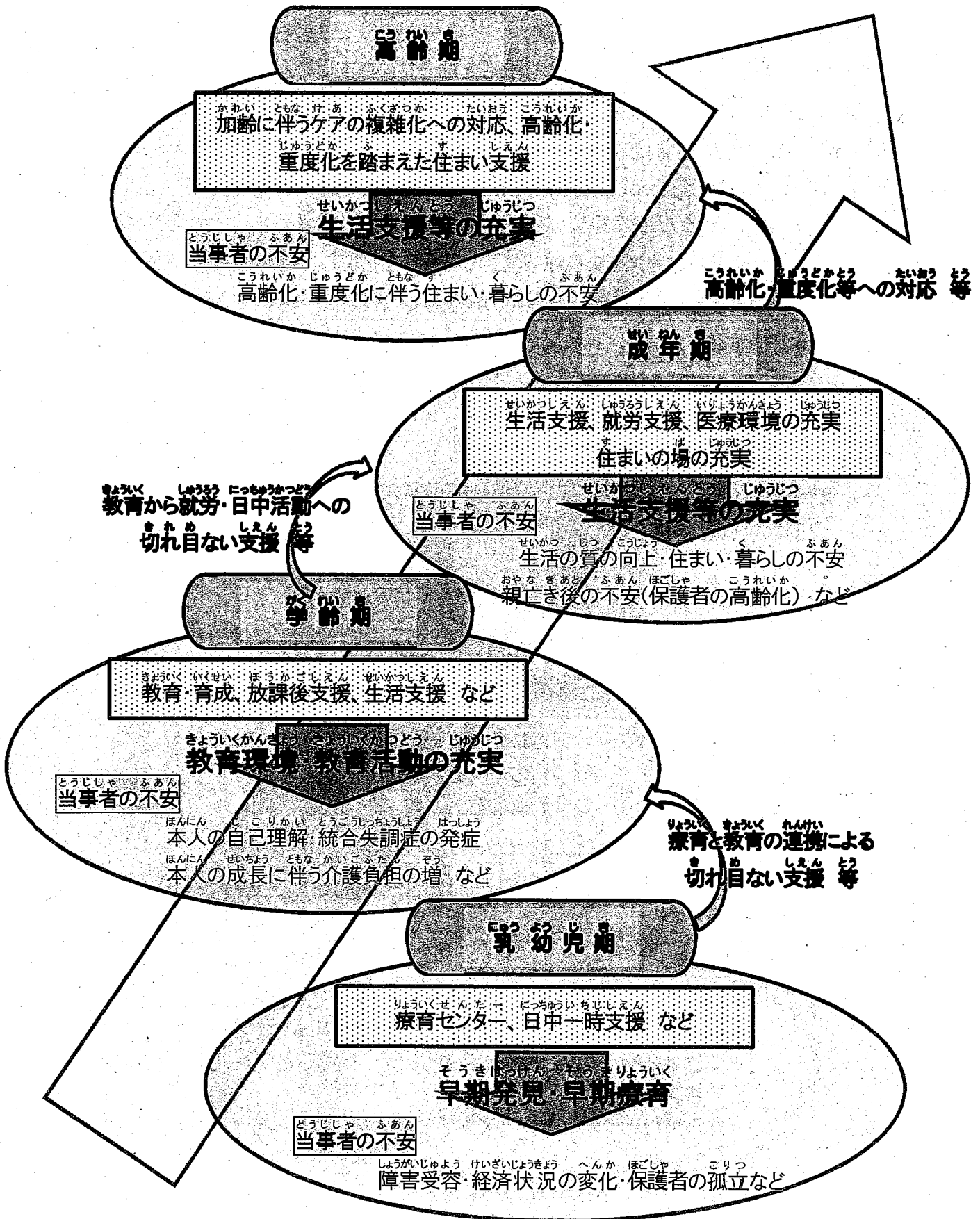
そのような中で、障害者のなかには、比較的早い段階から高齢に伴う諸症状が出現する方がいるといった声も、現場のスタッフから聞こえています。高齢化すると、体力や運動機能の低下、病気への抵抗力などが弱くなり、新たな病気やけがのリスクも高くなります。それに加えて、日常生活での主な身辺動作や活動、社会生活への参加などに少しずつ不自由さや困難性が増えてくるため、見守りや介助などの具体的な支援が不可欠な状態になります。今回のアンケートでは、「高齢になった時に、これまでと同じように生活を続けていけるかが不安」といった声があがっています。

また、行動障害や医療的ケア等については、専門的な対応が求められており、「高齢化・重度化」と併せて取り組んでいくことが必要です。

それと同時に、障害者本人はもちろんのこと、保護者の高齢化も考えていかななくてはなりません。これまで支えていた家族の高齢化により、障害者本人が従来通りの生活を続けることが難しくなるといったことが、今後さらに増えていくことが予想されます。

これらの問題に対応していくためには、現在の障害者の生活状況を丁寧に把握しながら、家族を含めて地域で生活していくことを支える仕組みの充実が必要です。

ライフステージを通じて一貫した支援



● 将来にわたるあんしん施策の継承

第2期では、「将来にわたるあんしん施策」として、①親亡き後も安心して地域生活が送れる仕組みの構築、②障害者の高齢化・重度化への対応、③地域生活のためのきめ細かな対応という項目を中心に、さまざまな取組を推進してきました。

しかし、「将来にわたるあんしん施策」の実施から数年を経た今でも、グループインタビューやアンケートからは、親亡き後の不安の解消が求められている現状があります。

今後も「将来にわたるあんしん施策」で確認された課題については、障害児・者や家族の方などのご意見をいただきながら、継続して取り組んでいく必要があると考えています。

また、当事者や家族のニーズをあらゆる場面で継続して把握し、その課題解決にあたっては、「将来にわたるあんしん施策」策定時の視点を継承しながらも、それにとどまらず、広く障害福祉施策全体で捉え、一体的に進め、さまざまな施策展開を図っていきます。

しょうがいふくしせさくぜんたい きほんてき 障害福祉施策全体の基本的

してん けいしょう 視点へと継承

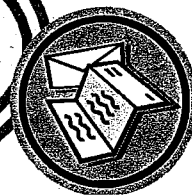
しょうらい せさく すいしん 将来にわたるあんしん施策の推進

- ・親亡き後も安心して地域生活が送れる仕組みの構築
- ・障害者の高齢化・重度化への対応
- ・地域生活のためのきめ細かな対応

せさく てんかん 施策 転換

たい まさく ていしん 第2期策定時の声

「親亡き後の不安」
「家族がいるうちに将来を見据えた支援が欲しい」
「高齢化に伴って、これまで自分で出来ていたことが
できなくなる」
「住み慣れた地域で安心して生活したい」 など



第Ⅲ章

基本目標とテーマ

だいさんしょう きほんもくひょう てーま
第三章 基本目標とテーマ

1 きほんもくひょう
基本目標

じ こ せんたく じ こ けってい
自己選択・自己決定のもと
す な ちいき あんしん
住み慣れた地域で、「安心」して
まな そだ く
「学び」「育ち」暮らしていくことが
よ こ は ま めざ
できるまち 三浦を 目指す

しょうがいじ しゃ とくべつ そんざい ひitori しみん す な ちいき あ まえ
障害児・者は、特別な存在ではなく、一人の市民として、住み慣れた地域で、当たり前の
ように生活していけるまちを実現していくことが必要です。

そして、そのようなまちを目指すためには、公民連携して、必要に応じた意思決定支援を
おこな しょうがいじ しゃ じぶん えら じぶん き かんきょう せいび か
行いながら、障害児・者が「自分で選んで・自分で決める」環境の整備が欠かせません。

また、この基本目標は、「障害者権利条約」に記された一般原則（「固有の尊厳、個人
の自律（自ら選択する自由を含む。）及び個人の自立の尊重」等）が土台となっており、
この基本目標を基に、各施策を推進していきます。

2 てーま
テーマ

だい 2 き では、ぶらん わくく せさく すいしん してん く た かくぶんや
第2期では、プランの枠組みについて、施策を推進する視点で組み立てていたため、各分野
についての記載内容がうまく伝わらず、当事者からも「どこに何が書いてあるかが分かりにく
い」という声をいただいていた。

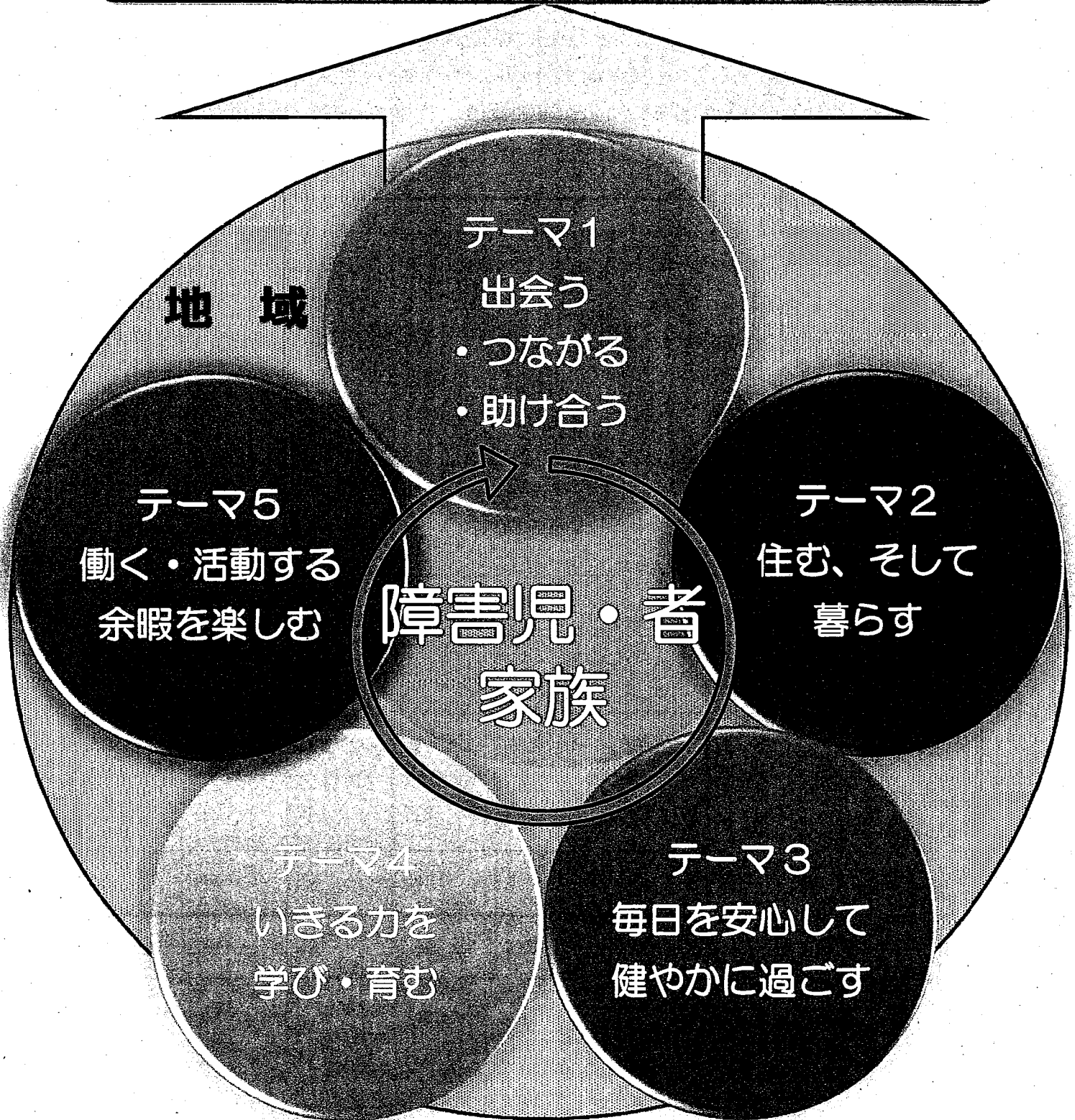
そこで第3期では、障害の種別にかかわらず、障害児・者が日常生活を送るうえでの視点
に立った枠組みとして、5つのテーマを設定しました。そして、このテーマを連携させていく
ことが障害児・者の生活を豊かにするという認識のもと、各施策を着実に進めていきます。

5つのテーマ

てーま テーマ1	であ たす あ 出会う・つながる・助け合う
てーま テーマ2	す く 住む、そして暮らす
てーま テーマ3	まいにち あんしん すこ す 毎日を安心して健やかに過ごす
てーま テーマ4	ちから まな はぐく いきる力を学び・育む
てーま テーマ5	はたら かつどう よか たの 働く・活動する・余暇を楽しむ

きほんもくひょう てーま かんけいず
【基本目標とテーマの関係図】

基本目標



テーマ1 出会う・つながる・助け合う

幼少期、学齢期から障害のある人たちと出会い・つながり、相互理解を深めていくことで、障害特性や、対応などをお互いに理解し、日ごろの生活から災害等の緊急時にも支えあい・助け合うことができるまち、ヨコハマを目指します。

そのためには、障害のある人たちの生活を支え、困ったときにいつでも相談できる場所や、どこに相談しても適切に対応できる支援体制を構築することが必要です。

また、障害特性に応じて、必要な情報を適切に発信するとともに、障害理解に向けた普及啓発、相談支援体制の整理と相談窓口の明確化、行政から発信する情報の保障のほか、災害への備え等を進めます。

** 当事者からの声 **

- ・ どんなことに困るのかを、障害のない人に体験してもらうことが大事。障害が多様であることを知ってもらいたい。
- ・ 何か分からないことがあったら聞いてくださいといわれるが、何が分からないのかが分からない。
- ・ 防災訓練などの情報を、訓練終了後に回ってきた町内会の回覧板などで知った。地域防災拠点における訓練について、実際に参加してみないと、理解してもらえない。

** ニーズ把握調査結果から **

● 障害があることを理由に経験した嫌な思い・不適切な対応など (当事者アンケート)

	身体障害		知的障害		精神障害	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
他人の視線や言動	1,072	16%	449	22%	295	20%
移動中 (通勤・通所・買い物)	1,283	19%	317	16%	189	13%
近所付き合い	385	6%	167	8%	169	11%
とくにない	1,763	26%	165	8%	192	13%

● 相談で困ったこと

	身体障害		知的障害		精神障害	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
相談したいことがまとまらない (何を話したらよいかわからない)	333	8%	208	24%	177	25%
相談したが満足できる回答ではない	560	13%	141	16%	164	23%
特に困ったことはない	2,411	57%	353	40%	223	31%

とりくみ ふきゅう けいはつ
取組1-1 普及・啓発

げんじつ と とりくみ の ほうこうせい
現状と取組の方向性

しょうがい ひと ひと とも ちいき あんしん じりつ せいかつ おく しゃがい
障害のある人もない人も共に地域で安心して自立した生活を送ることができる社会を
めざ しつぱい しょうがい たい ただ りかい そくしん つと ぐるーぷいん
目指して、疾病や障害に対する正しい理解の促進に努めてきました。しかし、グループイン
たびゅー あんけーとけっか がいしゅつじ いや おも たにん げんどう たいおう なや
タビュ-やアンケート結果では、外出時に嫌な思いをしたり、他人の言動や対応で悩むと
いけん いっそう しょうがいじ しゃ ただ りかい はいりよ ひつよう
の意見もあり、より一層の障害児・者への正しい理解や配慮が必要です。

ひ つづ ようしょうき がくれいき しょうがい りかい こうりゅう ふか そうごりかい
そこで、引き続き、幼少期、学齢期から障害を理解し、交流を深められるよう相互理解
む きょういく とりくみ すす どうじしゃ しみんだんたいどう ちいきじゅうみん
に向けた教育や取組を進めていきます。また、当事者や市民団体等による地域住民への
けいはつ じゅうみん こうりゅう ひごろ せいかつ なか しゅく とりくみ
啓発、住民との交流や、日頃の生活の中でかかわれる仕組みづくりなど、さまざまな取組
つう しょうがいりかい そくしん
を通じて障害理解を促進します。

し ざ
施策

じぞくてき ふきゅうけいはつ そくしん
◆持続的な普及啓発の促進

しみん む ふきゅうけいはつ
▶市民へ向けた普及啓発

しょうがいしゃしゅうかん かくしゅいべんと つう しょうがいじ しゃ であ ば すす
…障害者週間や各種イベントを通じて、障害児・者と出会う場づくりを進めていき
ます。

ちいきふくしほけんけいかく すいしん とお しょうがいしゃ けんこう かつどう ちいきかつどう
また、地域福祉保健計画の推進を通して、障害者が健康づくり活動や地域活動に
さんが きかい ふ だれ たが りかい う と きかい おこな ちいき
参加する機会を増やし、誰もがお互いを理解し受け止める機会づくりを行うなど、地域
じゅうみん しょうがい たい りかい すす
住民の障害に対する理解を進めます。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成29年度	へいせい ねんど 平成32年度
とうじしゃ しょうがいふくし 当事者や障害福祉 かんれんしせつ しみんだんたい 関連施設、市民団体 とう ふきゅうけいはつ 等による普及啓発 かつどう しえん 活動への支援	せいふてい-ねつとぶろじえくと セイフティーネットプロジェクト よこはま いか えすぶろ しょうがい 横浜(以下「Sプロ」*1)や障害 ふくしかんれんしせつ しみんだんたいとう 福祉関連施設、市民団体等による しょうがいりかい けんしゅう こうえん 障害理解のための研修や講演、 ちいきかつどう しえん きょうどう 地域活動を支援・協働するなど、 さまざまな普及啓発を推進しま す。	すいしん 推進*2	すいしん 推進
しょうがいしゃ ほんにん およ 障害者本人及び かぞく ふきゅうけいはつ 家族による普及啓 はつかつどう すいしん 発活動の推進	よこはま ししょうがいしゃしゃがいきん か すいしん せ 横浜市障害者社会参加推進セ んた-ちゅうしん しょうがいしゃ ンターが中心となり、障害者 ほんにん かぞくおよ かくだんたい れんけい 本人、家族及び各団体と連携・ きょうどう しょうがいりかい そくしん む 協働し、障害理解の促進に向け ふきゅうけいはつかつどう すいしん た普及啓発活動を推進します。	すいしん 推進	すいしん 推進
しっぺい しょうがい 疾病や障害に かん じょうほう はつしん 関する情報の発信	ほ-むページなどの媒体を活用 して、疾病や障害に関する情報 しっぺい しょうがい かん じょうほう や支援にかかわる活動を紹介 しえん かつどう しょうがい し、市民や当事者・関係者の理解 しみん とうじしゃ かんけいしゃ りかい 促進に努めます。	すいしん 推進	すいしん 推進
かくく ふきゅうけいはつ 各区の普及啓発 かつどう そくしん しんき 活動の促進【新規】	かくく じゅうみん たい しっぺい 各区の住民に対して、疾病や しょうがいたう たい りかい ふか 障害等に対する理解を深めるた め けんしゅう けいはつかつどう しえん めの研修や啓発活動の支援を おこな 行います。	すいしん 推進	すいしん 推進
こうしゅ ずがこうさく 4校種 凶画工作・ びじゅつ しょうさくひんてん 美術・書道作品展 とくべつしえんきょういくぶちん 特別支援教育部門 ～つたえたい ぼく のおもいわたしの かいいい きもち～の開催	こうしゅ しょう ちゅう こう とくべつしえん 4校種(小・中・高・特別支援) ようじじどうせいと さくひん いちどう の幼児児童生徒の作品を一堂に あつ しみんこうかい さくひんてん かいいい 集め、市民公開の作品展を開催す ることで、しょうがい こ 障害のある子どもの ぶんかかつどう かん ふきゅうけいはつ ほか 文化活動に関する普及啓発を図 ります。	すいしん 推進	すいしん 推進

*1…Sプロは、横浜市内の15の障害福祉関係団体と機関で組織されています。当事者
や家族が主体となって、自分たちのできることから活動していくことを大切にしながら
ら、地域の人々へさまざまな障害についての理解を深めてもらい、障害のある人が
地域で安心して暮らしていけるよう、活動しています。

*2…「推進」とは、継続して着実に取り組むことを表しています。

がくれいき じゅうてんてき ふきゅうけいはつ
◆学齢期への重点的な普及啓発

しょう ちゅうがっこう しょうがいりかい そくしん
▷小・中学校への障害理解の促進

ふくしきょういふ れんけい こうえん たいけん きかい せっち けんとう がくれいき ころ
 …福祉教育と連携しながら、講演や体験の機会の設置を検討し、学齢期の頃から、
 しょうがいじ もの きかい そうか めざ
 障害児・者とかかわる機会の増加を目指します。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成29年度	へいせい ねんど 平成32年度
がくれいきじどうおよ 学齢期児童及び ほごしゃ しょうがい 保護者への障害 りかいけいはつ しんぎ 理解啓発【新規】	しな い どうじしゃだんたいどう きょうりよく 市内の当事者団体等の協力を え しょうがいりかい すず 得ながら、障害理解を進める きょうざいどう きょういふいいんかい れんけい 教材等を、教育委員会と連携 しながら作成します。また、そ れとともに、がくれいきじどう ほごしゃ 学齢期児童と保護者 が、しょうがいじ もの いっしょ 障害児・者と一緒にかかわ る機会の場について、実施方法 けんとう を検討します。	すいしん 推進	すいしん 推進

とも そだ とも まな こうりゅうおよ きょうどうがくしゅう
▷共に育ち、共に学ぶ交流及び共同学習

とくべつしえんがっこう しょう ちゅうがっこう こ とも まな とも そだ
 …特別支援学校と小・中学校の子どもが、共に“学び”共に“育つ”ことができる
 たいせい づくりをすすめ、なかまいしき そだ しょうがい びょうき とくべつ
 体制づくりを進め、仲間意識を育てます。また、障害や病気を特別なこととせず
 うけいれられるような意識を育てます。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成29年度	へいせい ねんど 平成32年度
ふくがくせき こうりゅう 副学籍による交流 きょういふおよ きょうどう 教育及び共同 がくしゅう 学習	とくべつしえんがっこう ざいせき じどうせい 特別支援学校に在籍する児童生 徒が、居住地のしょう ちゅうがっこう 小・中学校の じどうせいと いっしょ まな きかい かく 児童生徒と一緒に学ぶ機会の拡 だい はか こうりゅうきょういふ きょう 大を図るなど、交流教育と共 どうがくしゅう すず とくべつ 同学習を進めるとともに、特別 しえんがっこう じどうせいと たい ひつ 支援学校の児童生徒に対する必 よう きょういふてきしえん きょうじゅうち がっ 要な教育的支援を、居住地の学 こう おこ 校においても行います。 しょう ちゅうがっこう じどうせいと 小・中学校の児童生徒には、 しょうがいじ しゃ たい りかい ふく 障害児・者に対する理解を含め、 こころ しょうへき こころ 心の障壁をつくらない「心の ばりあふりー はぐく め バリアフリー」を育むことを目 ざ 指します。	すいしん 推進	すいしん 推進

とりくみ
取組1-2 そろだんしえん
相談支援

げんじょう と とりくみの ほうこうせい
現状と取組の方向性

しょうがいしゃ かぞく ちいき じりつ せいかつ おく しゃかい じつげん む
障害者やその家族が、地域で自立した生活を送ることができる社会の実現に向けて、ど
こに しろだん てきせつ かだいかいけつ おこな たいせいせいび すす しょうがい
こに相談しても適切に課題解決が行えるよう、体制整備を進めてきました。しかし、障
害 じ しゃ こま そろだん ばしょ くやくしょ おも う ひと しろだん
児・者が困ったときに相談する場所として、区役所を思い浮かべる人や、どこに相談した
ら によ わ こん たい そろだんまかん にんち すす しょうきょう
良いか分からないとの声もあり、他の相談機関の認知が進んだといえる状 況 にはあり
ません。

そのため、ひきつづき くやくしょおよ しゃかいふくしほうじんがたちちいまくつどう ほーむとう そろだんしえんじぎょう
引き続き区役所及び社会福祉法人型地域活動ホーム等による相談支援事業
いぢじしろだんしえんまかん しゅうち すす そろだんしえん ひつよう ひと わ
(一次相談支援機関)の周知を進め、相談支援を必要とする人たちへ分かりやすい情報提
きょう おこな そろだんしえん ぶろせす ほんにん みずか かいけつ ちから たか
供を行うとともに、相談支援のプロセスにおいて「本人が自ら解決する力を高めてい
くための支援」や、「家族支援の視点」が支援者に求められています。

また、らいふすてーじによって支援の中心が異なるため、いっかん しえん おこな
また、ライフステージによって支援の中心が異なるため、一貫した支援を行うために
きょういくまかんとつ た ぶんや れんけい ぶかけつ
は教育機関等、他の分野との連携も不可欠です。

そこで、どこに相談してもライフステージに応じた各相談支援機関等が連携して対応す
る とりくみ きょうか よこはまし こうちく そろだんしえんしすてむ せいり
取組を強化するとともに、横浜市がこれまで構築してきた相談支援システムを整理しま
す。そして、しょうがいふくしまーびす かつよう しょうがいじ しゃ ほんにん しゅたいせい たか きぼう
す。そして、障害福祉サービスを活用する障害児・者が、本人の主体性を高めながら希望
する暮らしの実現に向けて、けいかくそろだんしえん すいしん
する暮らしの実現に向けて、計画相談支援を推進していきます。

さらに、しょうがいじ しゃしえん ちいまいかだい けんどう かかく じっし じりつしえんきょうぎかい
さらに、障害児・者支援における地域課題の検討や、各区で実施している自立支援協議会
きのうきょうか かつせいか はか ちいまいせい ぶ しえんたいせい ネットワークづくりを進めます。

し 策
施

そろだんしえんたいせい さいこうちく じゅうじつ
◆相談支援体制の再構築と充実

そろだんしえんまかん やくわり めいかくか じゅうじつ
▶相談支援機関の役割の明確化と充実

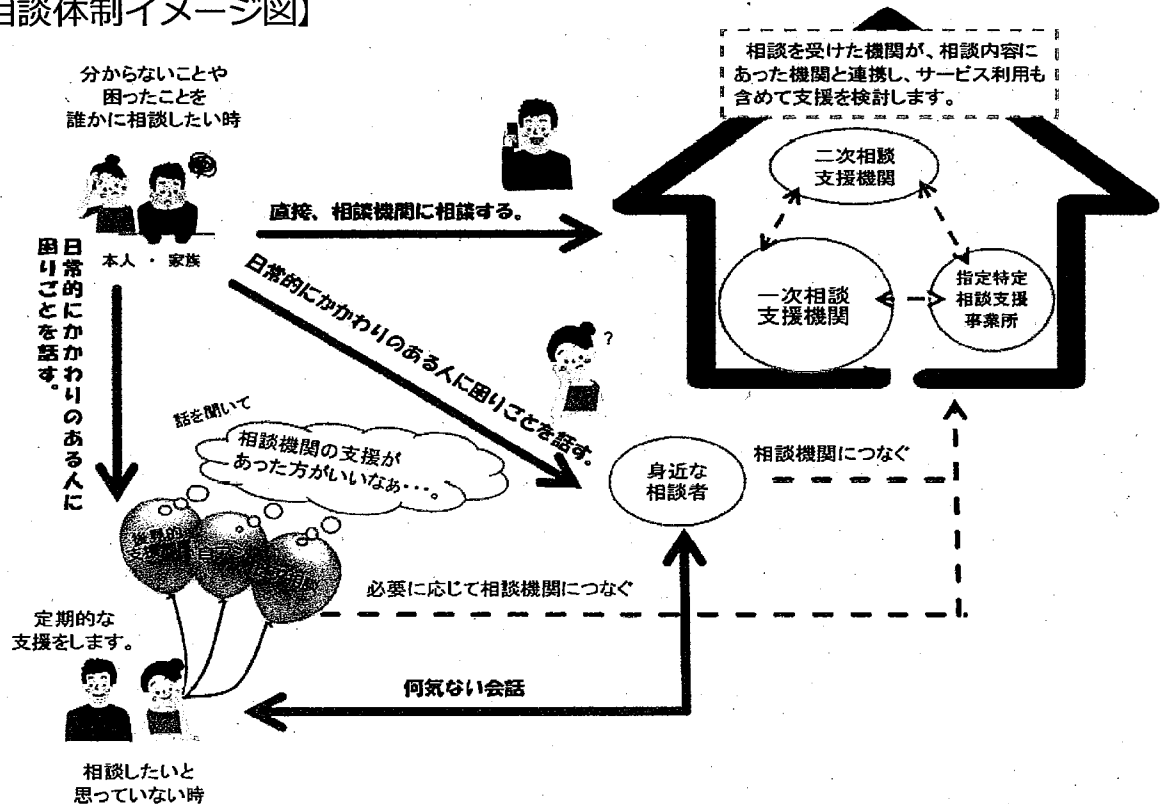
かくそろだんしえんまかん やくわり いち めいかくか しょうがいじ しゃ らいふすてーじ おう
…各相談支援機関の役割・位置づけを明確化し、障害児・者のライフステージに応じた
そろだんしえんたいせい じゅうじつ はか
相談支援体制の充実を図ります。

また、ちいまいけあぶらざとう きそん そろだんしえんまかん れんけい そろだんしえんたいせい
また、地域ケアプラザ等の既存の相談支援機関と連携をとりながら、相談支援体制の
じゅうじつ すす
充実を進めます。

さらに、ひつよう ひと てきせつ けいかくそろだんしえん じっし そろだんしえんせんもんいんどう しつ
さらに、必要な人に適切な計画相談支援を実施できるよう、相談支援専門員等の質の
こうじょう かかく じりつしえんきょうぎかい かつどう とお そろだんしえんじぎょう しゅうち すす
向上と、各区の自立支援協議会の活動を通じた相談支援事業の周知を進めます。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成29年度	へいせい ねんど 平成32年度
そうだんしえんじぎょう 相談支援事業の しゅうち ふきゅうけいはつ 周知・普及啓発	しょうがいしゃ かぞく みぢか き 障害者やその家族が身近な機 かん あんしん そうだん 関に安心して相談することがで きるよう、身近な相談者を対象 として、相談支援事業の周知、 けいはつ おこな 啓発を行います。	すいしん 推進	すいしん 推進
そうだんしえんじゅうじしゃ 相談支援従事者の じんざい 人材育成	しじりつしえんきょうぎかい さくせい 市自立支援協議会で作成した 「相談支援従事者人材育成ビ ジョン(仮称)」に基づき、人材 いっせい すす 育成を進めます。	すいしん 推進	すいしん 推進
とうじしゃ そうだん 当事者による相談 じゅうじつ の充実	しゃかいさんかすいしんせんたー せっち 社会参加推進センターに設置す るピア相談センターでの当事者 相談を検証し、当事者による 相談支援を推進します。	じっせき けんしやう 実績の検証	く ほうじんち 18区の法人地 かつ は 活において派 けんそうだん かつやう 遣相談の活用
ちいきけあぶらざ 地域ケアプラザ	ひごろのかかわりのなか なにげ 日頃のかかわりの中で、何気ない かいわ ふく そうだん みぢか 会話に含まれている相談を身近 な相談者としてとらえ、必要に おう いちじおよびにじそうだんしえん 応じて、一次及び二次相談支援 きかん 機関につなげます。	すいしん 推進	すいしん 推進

そうだんたいせい いめーじず
 【相談体制イメージ図】



ぶん 類	やく わり 割	き 関 関
みぢか そろだんしや 身近な相談者	ひごろのかかわりのなか なにげ かいわ 日頃のかかわりの中で、何気ない会話に ふく そろだん まつ ひつよう おう 含まれている相談に気づき、必要に応 じて適したそろだんしえんきかん つな 相談支援機関に繋がります。	サービス提供事業者、施設、学校、作 業所、グループホーム、地域 ケアプラザ、障害者支援センター、区 社会福祉協議会、中途障害者地域 活動支援センター、医療機関、ピア相談 センター、近隣住民など
してい とくてい そろだん しえん 指定 特定 相談 支援 事業所	けいかく そろだん しえん りよう かた しえん 計画 相談 支援 を利用する方の支援の ちゆうしん にな 中心を担います。	かくしていとくていそろだんしえんじぎょうしよ 各指定特定相談支援事業所
いちじそろだんしえんきかん 一次相談支援機関	ちいき そろだんしえんせんもんきかん 地域の相談支援専門機関として、どん な相談でも受け止め、支援を考えます。 また、けいかくそろだんしえん りよう かない 計画相談支援を利用しない方の しえん ちゆうしん にな 支援の中心を担います。	しょうがいしゃ ちいきかどう ほ ーむ そろだん しえんたん 障害者地域活動ホーム相談支援担 当、生活支援センター、療育センター、 くふくしほけん せんたー じどうそろだんじよ 区福祉保健センター、児童相談所、 しゆうろうしえんせんたー 就労支援センターなど
にじそろだんしえんきかん 二次相談支援機関	せんもんでき こべつてき そろだんおよ じよげん おこな 専門的・個別的な相談及び助言を行 います。他の機関と異なり、専門知識を いかしていちじそろだんしえんきかんとう おこな 活かして一次相談支援機関等が行う しえん さぽーと 支援をサポートします。	しょうがいしゃこうせいそろだんじよ 障害者更生相談所、こころの健康相 談センター、総合保健医療センター、 そうごうりはびりてーしよんせんたー、じゆう 総合リハビリテーションセンター、十 あいびょういん よこはまりよういく いりよう せんたー 愛病院、横浜療育医療センター、 てらんひろば はなみずき あおぼめ ぞん てらん広場、花みずき、青葉メゾン、 はつたつしょうがいしゃしえんせんたー 発達障害者支援センター

④*1【見込み】

けいかくそろだんしえん 計画相談支援 りようしやすう 利用者数 ねんかん (年間)	へいせい ねんど 平成27年度		へいせい ねんど 平成28年度		へいせい ねんど 平成29年度		へいせい ねんど 平成30年度～ 平成32年度
	21,500 人	23,000 人	24,500 人	へいせい ねんど 平成29年度までの状況等 を基に設定する。			

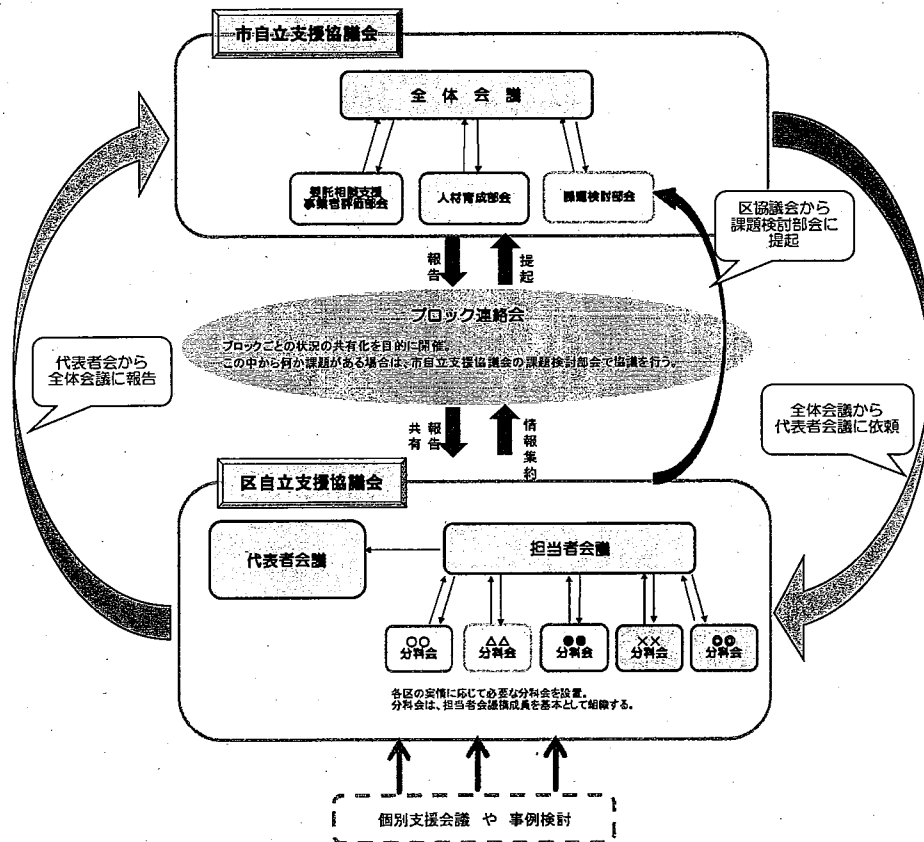
*1…④は、「障害福祉計画」で定めるサービスの数値目標を指します。(以下、同様とします)

じりつしえんきょうぎかい もくてき やくわりとう せいり
▶ 自立支援協議会の目的・役割等の整理

かくく かいさい じりつしえんきょうぎかい とりくみないよう しゅうやく かだいけんとう
…各区で開催している自立支援協議会の取組内容を集約し、課題検討だけではなく
しゃかいしげん そうせつ せさくていあん けんりようごとう してん じりつしえんきょうぎかい もくてき
社会資源の創設、施策提案、権利擁護等のさまざまな視点で、自立支援協議会の目的や
やくわり せいり きのうきょうか はか
役割を整理し、機能強化を図ります。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成29年度	へいせい ねんど 平成32年度
しきょうぎかい くきょうぎ 市協議会と区協議 会の連携・運動	かくく かいさい じりつしえん 各区で開催されている自立支援 きょうぎかい とりくみ けんとうないよう 協議会での取組や、検討内容を しきょうぎかい せさくてんかい い 市協議会での施策展開に生かす れんけい れんどう しゅく せいり ため、連携・運動の仕組みを整理 します。	すいしん 推進	すいしん 推進
くいき こ おうだん 区域を超えた横断 的検討の推進	くいき かいけつ かだい きょう 区域で解決できない課題の共 ゆう あら しゃかいしげん そうせつ 有や、新たな社会資源の創設に む けんとう しきょうぎかい せさく 向けた検討、市協議会への施策 ていあん じょうほうていきょう もくてき 提案(情報提供)などを目的と くいき こ けんとう ば して、区域を超えた検討の場を せつち 設置します。	すいしん 推進	すいしん 推進

じりつしえんきょうぎかい たいせい いめーじず
【自立支援協議会 体制イメージ図】



【コラム】各区自立支援協議会の取組

○相談部会の設置による推進

計画相談支援の推進に向けて、指定特定相談支援事業所とその他の事業所により相談部会を立ち上げ、事例検討や障害福祉サービスの学習会等を開催することで計画相談支援の理解が深まるとともに、事業所の連携にもつながりました。

○地域とのつながりを推進する取組

区協議会全体会で「地域とのつながりの必要性」を再確認し、地域とのつながりに向けて地域ケアプラザや自治会等地域の方々と一緒に取り組むことの重要性を共有することにつながりました。

また、区協議会で検討された障害者の課題や必要な取組などを、地域福祉保健計画の区計画や地区別計画の取組に活かせるよう、連携を行っています。

▶ 難病患者への相談支援の実施

…医療・福祉及び生活等に関する知識を得るための難病医療講演会や、生活上の工夫などについて情報交換を行うための交流会等を引き続き実施します。

▶ 発達障害者にかかわる相談支援の充実

…発達障害者支援センターの職員が各区に出向き、区の職員と一緒に相談を受ける相談日（＝特定相談日）を設けます（平成27年度中に18区設置）。それにより、身近な場所で相談が受けられる仕組みを作るとともに、広報周知を行います。

また、関係機関のネットワークを構築・強化します。

▶ 高次脳機能障害にかかわる関係機関の連携促進

…高次脳機能障害に対する支援ニーズに対応するため、高次脳機能障害支援センターと地域の関係機関の連携を促進します。

とりくみ じょうほう ほししょう
取組1-3 情報の保障

げんじょう とりくみ ほうこう せい
現状と取組の方向性

じょうほうかしゃかい はってん ともな けいたいでんわ すまーとふおん ぱそこん じょうほうきき
情報化社会の発展に伴い、携帯電話、スマートフォン、パソコンなどの情報機器をは
じめ、情報の伝達や入手の方法は多様化してきました。しかし、障害児・者はその特性に
より、情報入手に困難を伴う場合があります。また、行政情報の提供にあたり、情報
が遅滞なく確実に伝わる必要があります。

しょうがいとくせい たいおう じょうほう はっしん しょうがいじ しゃ せいかつ ひつよう じょうほう しゅとく
そこで、障害特性に対応した情報の発信や、障害児・者が生活に必要な情報を取得す
るための支援を行います。障害者差別解消法の趣旨等を踏まえながら、横浜市からの
情報発信や、関係機関、民間事業者等による情報発信のルール化やガイドライン等の
作成を検討します。

し 策
施 策

ぎょうせいじょうほう ごうりてきはいりよ すいしん
◆ 行政情報における合理的配慮の推進

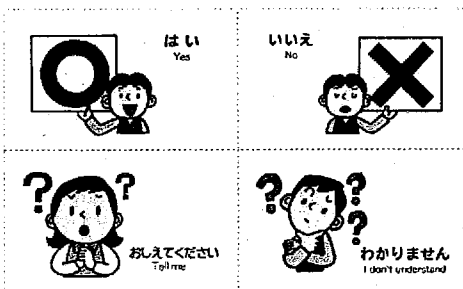
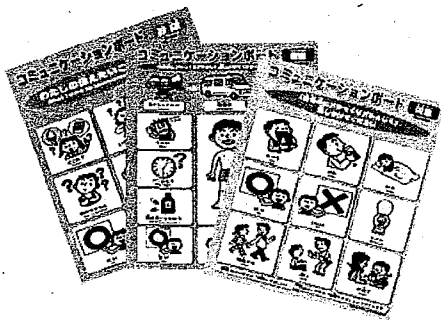
こみゅにけーしょんぼーど かーど かつようそくしん
▶ コミュニケーションボード・カードの活用促進

もじ ことば こみゅにけーしょん にがて ひと ぼーど かーど か えて
…文字や言葉によるコミュニケーションが苦手な人が、ボードやカードに描かれた絵や
まごう ゆび いし つた える かつよう けいそく おこな
記号を指さすことで、意思を伝えやすくするツールの活用を継続して行っています。

※これまでに「お店用」「救急用」「災害用」「鉄道用」のボードやカードにつ
いては、以下のホームページから自由にダウンロード・作成して使えます。

<http://www.yokohamashakyo.jp/sientcenter/safetynet/safetynet.html>

こみゅにけーしょんぼーど ひだり かーど みぎ
コミュニケーションボード（左）・カード（右）



じょうほう ほしょう かん けんとう すいしん
▷ 情報の保障に関する検討と推進

… 障害の有無にかかわらず、必要な情報が提供されることは大切です。障害者差別
解消法の施行に向けて今後の市の取組を検討していく中で、横浜市からの情報
発信についても検討を行い、具体化していきます。また、災害時において、きめ細やか
で、障害特性を踏まえた情報が等しく保障されるようにします。

※「障害者差別解消法に基づく取組」については、P.88に記載します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
ごうりてき はいりよ ふ 合理的配慮を踏ま えた情報発信の ルール化【新規】	しかくしょうがいしゃ ちょうかくしょうがいしゃおよ 視覚障害者、聴覚障害者及び ちてきしょうがいしゃとう じょうほうていきよう 知的障害者等への情報提供 について、ぎょうせいじょうほう はっしん 行政情報の発信の ルール化、が이드ライン とう ガイドライン等の さくせい けんとう 作成を検討します。	すいしん 推進	すいしん 推進

とりくみ さいがいたいさく
取組1-4 災害対策

現状と取組の方向性

さいがいはっせいじ ようえんごしや あんびかくにんとう じんそく おこな ひごる ちいき ささ あ
災害発生時に、要援護者の安否確認等が迅速に行えるよう、日頃からの地域の支え合い
とりくみ しえん さいがいじ ようえんごしやしえんじぎょう すいしん しょうがいじ しゃ あんしん ひなんじょ せいかつ
の取組を支援する災害時要援護者支援事業の推進や、障害児・者が安心して避難所で生活が
できるよう、しょうちゅうがっこう ちいきぼうさいきょてん たもくてきと いれ せいび おこな
小中学校などの地域防災拠点への多目的トイレの整備などを行ってきました。

また、ちいきぼうさいきょてん ひなんせいかつ しえんとう ひつよう ようえんごしや にじてきひなんぼしよ
地域防災拠点での避難生活に支援等が必要な要援護者のための二次的避難場所
ある、とくべつひなんぼしよ かくほ びちくぶつし せいび すいしん
特別避難場所の確保や備蓄物資の整備などを推進してきました。

しかし、げんざい ひなんじょ (ちいきぼうさいきょてん) へは ばりあ があって いくことができない、避難所
で しょうがいしゃ す ふあん おお しょうがいしゃ ひさいじ しえんたいせい たいおう
障害者が過ごしていけるか不安が多いなど、障害者の被災時の支援体制について、対応
ひつよう
が必要です。

そこで、さいがいはっせいじ しょうがいとくせい おう じょうほうていきょう ひなんじょ ようえんごしや
災害発生時における、障害特性に応じた情報提供や避難所における要援護者
のためのスペースの確保等、す ペー す かくほう かつよう はいりょ おこな ひ つづ かんきょうせいび すす
必要な配慮が行われるよう引き続き環境整備を進めていき
ます。また、ちいき ぼうさいくねん しょうがいしゃ さんか じじょ きょうじょ しえん
地域での防災訓練に障害者がともに参加できるような、自助・共助への支援
とう ふく けんとう
等も含め検討します。

施策

さいがいじ じじょ きょうじょ こうじょ じく しんとう
◆災害時の自助・共助・公助の仕組みの浸透

さいがいじ ようえんごしや たいさく
▶災害時要援護者への対策

じしんとうさいがいはっせいじ じりきひなん こんなん こうれいしゃ しょうがいしゃ ようえんごしや あんびかくにん
…地震等災害発生時に、自力避難が困難な高齢者や障害者などの要援護者の安否確認
ひなんしえん じんそく おこな ひごる ようえんごしや かんけい ちいき
や避難支援などが迅速に行われるためには、日頃からの要援護者との関係づくり、地域
での支えあいが じゅうよう じちかいちょうないかいとう じしゅうぼうさいそしきとう じしゅてき しゅ
重要です。そこで、自治会町内会等の自主防災組織等が、自主的・主
体的に たいてき ようえんごしや しえん と じえん かんけいきかん だんたいとう
要援護者の支援に取り組んでいけるよう支援するとともに、関係機関・団体等の
れんけい じょうほうきょうゆうとう すす さいがい そな へいじょうじ ようえんごしやたいさく すい
連携、情報共有等が進んでいくよう、災害に備えた平常時からの要援護者対策を推
しん
進していきます。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
さいがいじ ようえんごしゃ 災害時要援護者 しえんじぎょう 支援事業	さいがいじ じりきひなん こんなん ようえん 災害時に自力避難が困難な要援 護者 がんびかくにん ひなんしえんどう の安否確認や避難支援等の かつどう えんかつ おこな 活動が円滑に行われるよう、 じょうほうきょうゆうほうしき じっしどう 「情報共有方式」の実施等を つう さいがい そな ひこ 通じて、災害に備えた日頃から ちいき じしゅてき ささ あ の地域での自主的な支え合いの どりくみ しえん 取組を支援します。	さいがいじ ようえんご 災害時要援護 しゃしえん どりくみ 者支援の取組 じっし を実施している じちがい ちょうない 自治会・町内 かい わりあい 会の割合 パーセント : 80 %	すいしん 推進
しょうがいしゃ しえんしゃ 障害者・支援者に きやらばんたい よるキャラバン隊 はけんしえんじぎょう 派遣支援事業 しんき 【新規】	かくく じっし ちいきほうさいきてん 各区で実施される地域防災拠点 くんれん せいふてい ーねつ とよこ 訓練に、セイフティーネット横 はま さんか しえん 浜が参加しやすいように支援し、 しょうがいどくせい せつめい 障害特性を説明します。そして さんかしゃ たい しょうがいしゃ ぼら 参加者に対し、障害者へのボラ ンティア支援や 障 害児・者との こみゆにけーしょん しかい コミュニケーションについて、理解 はか を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進
しょうがいしゅべつさいがいじ 障害種別災害時 たいおうまにゅあ 対応マニュアルの さくせい しんき 作成 【新規】	さいがいほつせいちよくご ぶつこうき いた 災害発生直後から復興期に至る きかん しょうがいしゅべつ 期間において、障害種別ごとの たいおうまにゅあ さくせい 対応マニュアルを作成します。	たいおうまにゅあ 対応マニユア る ないようけんどう ルの内容検討	たいおうまにゅあ 対応マニユア る さくせい ルの作成
ちいきほうさいきてん 地域防災拠点にお しょうがいしゃ たいけん ける 障害者体験 しんき 【新規】	かくちく ねん かいかいさい ちいき 各地区、年1回開催される地域 ほうさいきてんくんれん めにゅー 防災拠点訓練のメニューとし しょうがいしゃたいけん じっし て、障害者体験を実施できるよ しえん う支援します。	すいしん 推進	すいしん 推進

こうじょ やくわりぶんたん めいかくか
 ▶ 公助の役割分担の明確化

くやくしよ ふくしほけんせんたー けんこうふくしきょく さいがいじ とうりつてき とうかてき こうじょ
 …区役所の福祉保健センターと健康福祉局が災害時において、効率的・効果的に公助の
 やくわり は
 役割が果たせるような連携方法の検討を進めていきます。
 くわ さいがい きぼ おう しがい ほんそう ほうほう けんどう すず
 加えて、災害の規模に応じて、市外へ搬送する方法についての検討を進めていきます。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成29年度	へいせい ねんど 平成32年度
くきょくしょうがいしゃさいがい 区局障害者災害 たいさくかいぎ しんぎ 対策会議【新規】	さいがいほっせいじ くぶくし ほけんせん 災害発生時の、区福祉保健セン ター、健康福祉局のそれぞれの やくわり れんけいほうほう けんとう 役割、連携方法について、検討し ます。 しいま こ れんけい はんそうほうほう 市域を越えた連携・搬送方法に けんとう についても検討します。	くきょくしょうがいしゃ 区局 障害者 さいがいたいさくかいぎ 災害対策会議 じっし の実施	すいしん 推進

▶ 共助（自助）の仕組みの構築

…障害特性に応じた共助としての災害対策の可能性について、検討者が一堂に
 かい ば せっち しゅく けんとう
 会する場を設置し、仕組みを検討します。

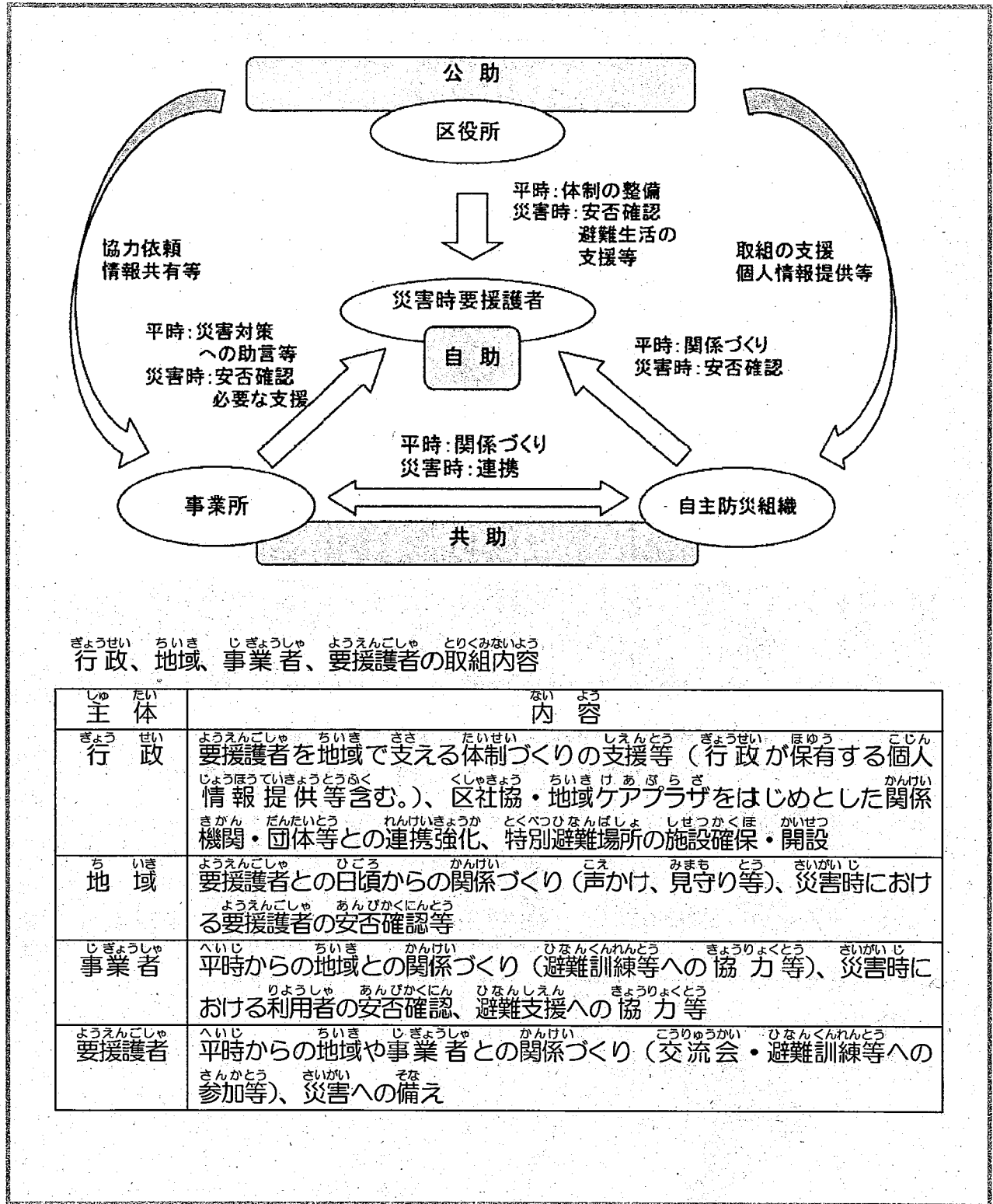
じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成29年度	へいせい ねんど 平成32年度
しょうがいしゃさいがいたいさく 障害者災害対策 かいぎ しんぎ 会議【新規】	しょうがいしゃ しえんしゃ じぎょうしゃ ちいき 障害者、支援者、事業者、地域、 ぎょうせいとう さいがいじ きょうじょ 行政等が災害時における共助 かのうせい けんとう ば の可能性について、検討する場 を設けます。 しいきない そうごれんけいおうえんたいせい 市域内の相互連携応援体制の こうちく けんとう 構築を検討します。	しょうがいしゃさいがいたい 障害者災害対 さくかいぎ じっし 策会議の実施	すいしん 推進

▶ 障害特性に応じた応急備蓄物資の保管場所の確保

…障害特性に応じて、災害発生直後から必要となる物資と、保管場所の提供が可能
 しせつ つな
 な施設を繋げます。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成29年度	へいせい ねんど 平成32年度
しょうがいしゅべつおうきゅうび 障害種別応急備 ちくぶつしれんけいじぎょう 蓄物資連携事業 しんぎ 【新規】	すとまようそうぐ しょうがいとくせい ストマ用装具など障害特性に おう おうきゅうびちくぶつし 応じた応急備蓄物資について、 ほかんばしょ かのう しせつ 保管場所が可能な施設をそれぞ こうぼ ほん む れ公募するなど、保管に向けた けんとう おこな 検討を行います。	すいしん 推進	すいしん 推進

横浜市における自助・共助・公助の考え方



行政、地域、事業者、要援護者の取組内容

主体	内容
行政	要援護者を地域で支える体制づくりの支援等（行政が保有する個人情報提供等含む）、区社協・地域ケアプラザをはじめとした関係機関・団体等との連携強化、特別避難場所の施設確保・開設
地域	要援護者との日頃からの関係づくり（声かけ、見守り等）、災害時における要援護者の安否確認等
事業者	平時からの地域との関係づくり（避難訓練等への協力等）、災害時における利用者の安否確認、避難支援への協力等
要援護者	平時からの地域や事業者との関係づくり（交流会・避難訓練等への参加等）、災害への備え

テーマ2 住む、そして暮らす

社会資源は充実してきていますが、障害児・者が、地域の中で希望にあった暮らしを選択することが、まだまだ十分できているとは言えません。

どんな障害があっても、できる限り、自ら「住まいの場」を選択し、住みなれた地域で安心して暮らし・生活し続けることができるまち、ヨコハマを目指します。

そのためには、「住まいの場」を確保することと、そこで安心して暮らし続けていくために、一人ひとりの生活を十分に支援するための施策を充実させていくことが必要です。

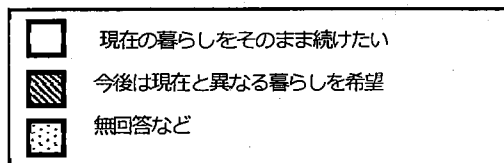
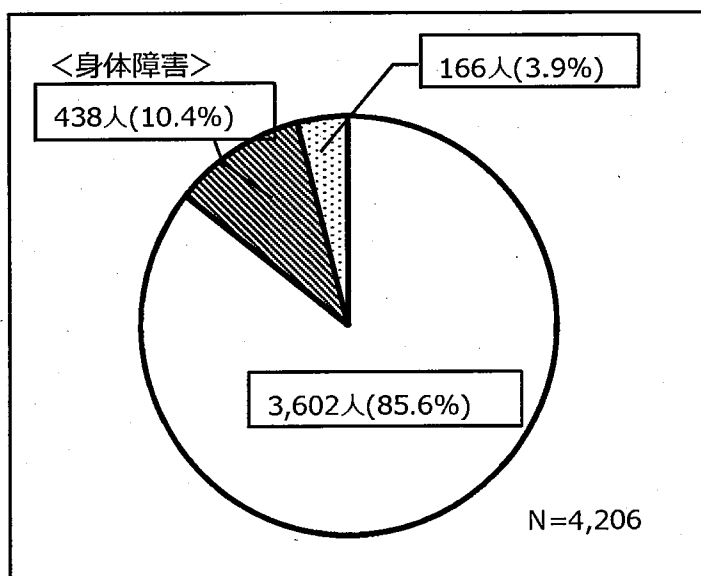
そこで、多様な形態の住まいや、地域で充実した生活の実現に必要な施策を検討していきます。

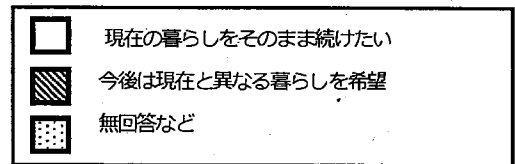
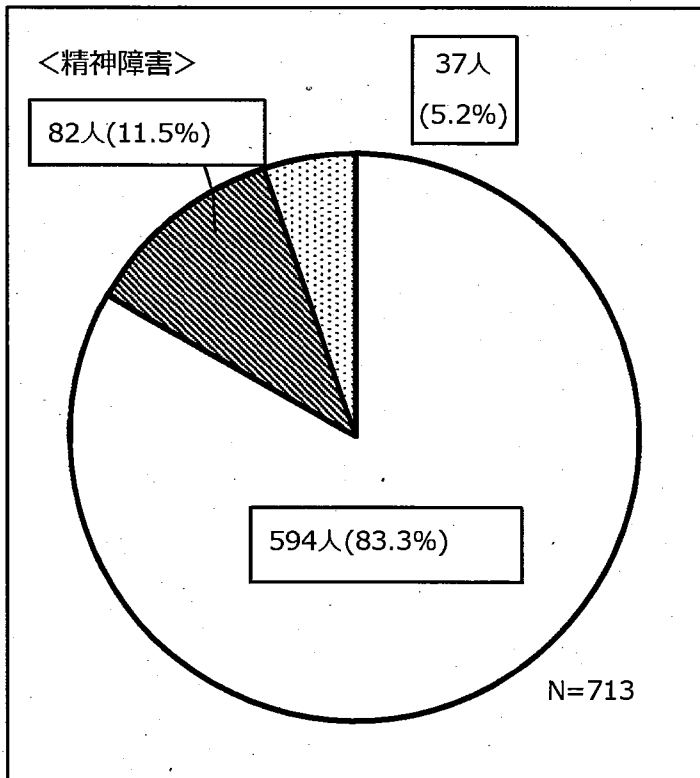
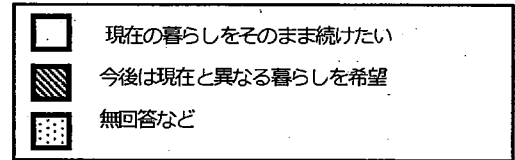
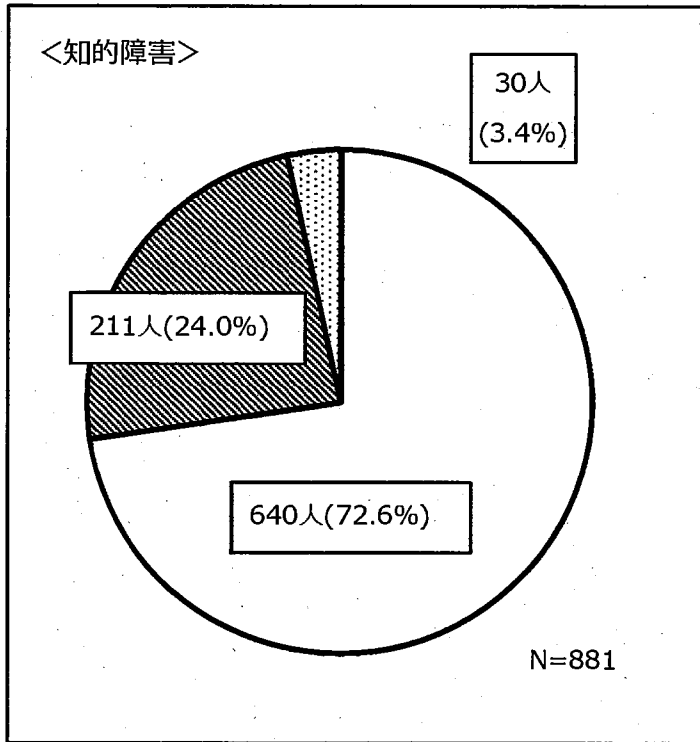
** 当事者からの声 **

- ・一人暮らしは孤立しがちなので、グループホームで生活できれば安心。
- ・いずれはグループホームを出て一人暮らしをしてみたい。
- ・医療的な体制が整っている施設が必要ではないか。
- ・障害が重くても、必要な支援さえあれば、在宅で生活できる。施設かグループホームかだけでなく、在宅生活の幅を広げていくことも一つの方法。

** ニーズ把握調査結果から **

現在の暮らしをそのまま続けたいと思う方の割合が、70～85% となっています。
また、今後は現在と異なる暮らしを希望する方の割合は、10～24% となっています。





とりくみ す
取組 2-1 住まい

げんじょう と とりくみ ほうこう せい
現状 と 取組 の 方向性

す まいは、せいかつ きほん しょうがいじょうきょう こうれいか さゆう だれ かのう かぎ
住まいは、生活の基本であり、障害状況や高齢化などに左右されずに、誰もが可能な限
り住み慣れた場所で住み続けられるようになっていくことが望めます。一方で、やむを得
ず今の住まいで住み続けることが困難になる場合も想定されるため、そのような場合でも、
しょうがいじょうきょう とときどき しょうがいしゃ じょうたい あ せいかつ しゅく ひつ
障害状況やその時々障害者の状態に合ったところで生活できるような仕組みが必
要です。

しょうがいしゃ きぼう じょうきょう てき ばしょ す にーず
そこで、障害者の希望や状況に適した場所に住むことができるなど、さまざまなニーズ
にこたえられるよう、たよう けいたい す こうちく すす
多様な形態の住まいの構築を進めていきます。

し 策
施 策

しょうがいじょうきょう す じゅうじつ
◆ 障害状況にあわせた住まいの充実

にーず こた す こうちく
▶ さまざまなニーズに応える住まいの構築

たよう きょじゅうしえん ほうほう けんとう しょうがいじょうきょう こうりよ せんもんてき
…多様な居住支援の方法について検討するとともに、障害状況を考慮した専門的
な支援が必要な場合にも対応できるよう、けんしょう すす
検証を進めます。

また、こうどうしょうがい かた す せんたく にーず こた ひつよう しえんとう
行動障害のある方の住まい選択のニーズに応えられるよう、必要な支援等に
ついてけんとう
検討します。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成29年度	へいせい ねんど 平成32年度
こうどうしょうがい かた 行動障害のある方 の住まいけんとう の住まい検討	ひつよう 必要とされる支援などを整理し、 しえんたいせい せいかつ しゅく 支援体制のある生活の仕組みづく りについて、けんとう すす 検討を進めます。	すいしん 推進	すいしん 推進

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
<p>さぼーとほーむ サポートホーム じぎょう 事業 ㊦*1 (発達障害者に対し 生活支援の推進)</p>	<p>はつたつしょうがい にゆうきよしゃ たい 発達障害のある入居者に対し、 せいかつしえん おこな ちいき 生活支援を行うことで、地域での ひとりく む じゆんぴ しえん 一人暮らしに向けた準備を支援す る「サポートホーム」について、効果 をけんしょう すす を検証しながら進めます。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>ようごろうじんほーむせい 養護老人ホーム整 び じぎょう しかくしょうがい 備事業 (視覚障害 者の入所) しんき 【新規】</p>	<p>かんきょうじょう りゆうおよ けいざいてまりゆう 環境上の理由及び経済的理由に より、居宅において養護を受けるこ とがこんなん ころれいしゃ にゆうしよ みん とが困難な高齢者が入所する民 せつみんえい ようごろうじんほーむ へいせい 設民営の養護老人ホーム (平成27 ねんどまつかいしよよてい こうなんくのばちよう 年度末開所予定) を港南区野庭町 の旧野庭小学校跡地に整備しま す。その一部居室において、視覚 しょうがいしゃ うい 障害者を受け入れます。</p>	<p>しかくしょうがいしゃ 視覚障害者 の入所実施</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>しんたいしょうがいしゃ ころれい 身体障害者・高齢 者の住宅改造及び ちようが 模様替え</p>	<p>しえいじゅうたく にゆうきよ しょうがい 市営住宅に入居している障害 者の要望に対し、トイレや浴室への て とりつけ じゅうたくかいぞう 手すりの取付などの住宅改造を じっし 実施します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>

●グループホームの設置・運営

・共同生活住居

しょうがい かがた ちいき あんしん せいかつ おく
障害のある方が地域で安心した生活が送れるよう、グループホームの設置を進
めます。また、グループホーム運営の支援を充実します。

・サテライト型住居

グループホームの趣旨を踏まえつつ、一人で暮らすというニーズにも応えていく
ため、支援形態の1つとしてサテライト型住居の活用について働きかけます。ま
た、サテライト型から、さらに一人暮らしを実現するための支援の方法についても
けんとう
検討します。

*1…第2期であんしん施策として開始した事業を表します。(以下同様とします)

⑧ 【目標】グループホームの設置

		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度 ~平成32年度
共同生活援助 (グループホーム) 利用者数	新規設置/年	200	人分	200	人分	200	人分	平成29年度ま での状況等 を基に設定す る。
	利用者数/年	3,700	人分	3,900	人分	4,100	人分	

※別途、障害児入所施設における18歳以上入所者の移行用グループホームを設置します。

▶ 障害者支援施設・障害児施設の再整備等

…地域生活支援及び重度障害者支援の視点から障害者支援施設が担う役割・機能やあり方について検討し、それらを踏まえ老朽化施設の再整備を進めます。

また、あわせて、耐震構造に問題があり、建物の老朽化が著しい施設を対象に、建て替え等による整備を行うことにより、地震や火災などの諸災害から入所者等の安全を確保します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
障害者支援施設の 再整備	耐震基準を満たしていなかったり、老朽化している障害者支援施設について、個室化・ユニット化を進めつつ建て替えを行います。	工事完了 2か所	施設状況等 より検討する
障害児施設の整 備・再整備 ㊤	市所管3か所目の重症心身障害児施設を整備するとともに、老朽化が進んでいる障害児入所施設の再整備・ユニット化を進めます。	工事完了 4か所	施設状況等 より検討する
公立障害者支援施設(横浜市松風学園)の再整備の検討	障害者支援施設である横浜市松風学園の担うべき役割や求められる機能について、検証しながら、再整備を検討します。	推進	推進

福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設入所者の状況を引き続き把握しながら、さまざまな社会資源のより一層の活用を図り、多様なニーズに応える住まいのあり方を構築していくことで、行動障害のある方も含めた福祉施設入所者の地域移行を推進します。

福祉施設入所者の地域生活への移行の考え方

平成25年度から平成29年度までの入所者減少数を29人と想定し、同期間での地域生活移行の目標数は、186人と見込みます。

国の第4期障害福祉計画指針では、平成29年度末において、平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行するとともに、平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減することとされています。

さらに第3期障害福祉計画で定めた平成26年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成29年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とすることを基本として、地域の実情に応じて設定することが望ましいとされています。

本市においては、地域生活への移行を186人（平成25年度末時点の施設入所者数の約12%）と見込むとともに、施設に入所して支援を受けることが真に必要とされている新規利用者などへのサービス提供を確保する必要があること及び市外入所施設の利用者への対応などから、平成29年度末における施設入所者数は29人（約2%）の減少を見込み、入所定員数は現状を維持することとします。

【目標】福祉施設入所者の地域生活への移行

現状	すうち 数値	けいかくち 計画値	すうち 数値	びこ 備考
平成25年度末時点での施設入所者数	1,544 人	平成29年度末時点での施設入所者	1,515 人	平成32年度末時点での施設入所者数
平成25年度末時点での定員数	1,125 人	平成29年度末時点での定員数	1,125 人	は平成29年度の状況等を基に設定する

福 【目標】

施設入所支援 （利用人数/月）	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度～ 平成32年度
	人数	人分	人数	人分	人数	人分	
施設入所支援 （福祉型・医療型） （利用児童数/月）	1,530	人分	1,523	人分	1,515	人分	平成29年度まで の状況等を基に 設定する。
障害児入所支援 （福祉型・医療型） （利用児童数/月）	226	人分	256	人分	256	人分	平成29年度まで の状況等を基に 設定する。
宿泊型自立訓練 （利用人数/月）	2,516	人日分	2,516	人日分	2,516	人日分	平成29年度まで の状況等を基に 設定する。
	96	人分	96	人分	96	人分	
療養介護	189	人分	295	人分	295	人分	平成29年度まで の状況等を基に 設定する。

※施設入所支援は、旧身体障害者更生施設を除く。

▶ 障害児入所施設の18歳以上入所者の障害者支援施設及び地域への移行

…児童福祉法の改正に伴い、障害児施設の18歳以上入所者は29年度末までに退所する
 必要があります。18歳以上入所者の障害者支援施設やグループホームへの移行
 を促進します。

福 【目標】

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	人数	人	人数	人	人数	人
18歳以上入所者の移行人数	22	人	22	人	21	人
18歳以上入所者数	43	人	21	人	0	人

▶ 入院中の精神障害者の地域生活への移行

…入院中の精神障害者の地域生活への移行の推進に取り組みます。

現在行われている精神障害者地域移行・地域定着支援事業を着実に推進するとともに、退院支援に携わる医療従事者及び地域援助事業者等を対象とした研修など、長期入院者の退院促進に資する取組も新たに進めます。また、長期入院者の実態や退院に向けた課題の把握も行いつつ、必要に応じて新たな施策についても検討します。

●精神障害者地域移行・地域定着支援事業（市事業）

精神科病院との協働活動を通じた連携体制の構築や、総合支援法の「地域移行支援」の利用に至らない方への退院の動機づけ、退院後のフォロー等を行い、地域移行及び定着を支援します。

【目標】精神障害者地域移行・地域定着支援事業（市事業）

個別支援対象者数 (人/年)	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度～ 平成32年度 平成29年度までの 状況等を基に設定 する。
	70	人	70	人	70	人	

●地域移行支援

障害者施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための相談・同行等、必要な支援を行います。

●地域定着支援

居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

福 【目標】地域相談支援（年間の人分は延べ数）

		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度～ 平成32年度 平成29年度までの 状況等を基に設定 する。
		5	人分	7	人分	8	人分	
地域移行支援	(/月)	5	人分	7	人分	8	人分	
	(/年)	60	人分	80	人分	100	人分	
地域定着支援	(/月)	10	人分	15	人分	20	人分	
	(/年)	120	人分	180	人分	240	人分	

みんかんじゅうたく にゅうきよすいしん
▶ 民間住宅への入居推進

…グループホームから一人暮らしを希望する障害者が地域で生活しやすくなるように、従来の民間住宅あんしん入居事業も含めて、一体的な支援体制を構築します。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成29年度	へいせい ねんど 平成32年度
みんかんじゅうたく 民間住宅あんしん にゅうきよじぎょう 入居事業	やちんとう しはらいのうりよく 家賃等の支払能力はあるもの、連帯保証人が確保できないことなどを理由に民間賃貸住宅への入居に困難している障害者等に対して、協力不動産店による物件の紹介と民間保証会社を利用した家賃保証により入居の機会を増やします。	すいしん 推進	すいしん 推進
みんかんじゅうたくにゅうきよ 民間住宅入居の そくしん しんき 促進【新規】	ぐるーぶほーむとう みんかんちんたい グループホーム等から民間賃貸住宅への転居や、その後の単身生活が安心して送れるための仕組みについて、検討した上で、実施します。	みんかんじゅうたく 民間住宅 にゅうしょ しゆく 入所の仕組み けんとう じっし 検討・実施	すいしん 推進

こうれいか・じゅうどか ふ す こうちく
◆ 高齢化・重度化を踏まえた住まいの構築

こうれいか じゅうどかたいおう ぐるーぶほーむ けんしょう けんとう
▶ 高齢化・重度化対応のグループホームの検証・検討

…現在実施している重度化対応グループホームやモデル事業の高齢化対応グループホームの検証を行い、今後も進んでいくことが見込まれる障害者の高齢化・重度化を見据えて、一日を通して安心して暮らせる住まいの確保を目指して、持続的に実現可能な住まいの形を構築します。

また、グループホームのバリアフリー等改修に係る経費を補助します。

<small>じぎょうめい</small> 事業名	<small>じぎょうないよう</small> 事業内容	<small>へいせい ねんど</small> 平成29年度	<small>へいせい ねんど</small> 平成32年度
<small>こうれいか じゅうどかたいおう</small> 高齢化・重度化対応 <small>ばりあふりーかいしゅう</small> バリアフリー改修 <small>じぎょう</small> 事業	<small>ぐるーぷほーむ りよう</small> グループホームを利用する障 <small>がいしゃ こうれい</small> 害者が高齢になり、それに伴う <small>しんたいきのう ていかとう</small> 身体機能の低下等により、従来 <small>ほーむ せつび せいかつ</small> のホームの設備で生活すること <small>こんなん ばあい きょじゅう</small> が困難となる場合でも、居住し <small>ほーむ あんしん せいかつ</small> ているホームで安心して生活し 続けることができるよう、バリア <small>ふりーとうかいしゅう かか けいひ ほ</small> フリー等改修に係る経費を補 助します。	すいしん 推進	すいしん 推進

とりぐみ
取組 2-2 暮らし

現状 と 取組の方向性

しょうがいじ しゃ かぞくむ じっし あんけーと こんご きぼう せいかつ
障害児・者やその家族向けに実施したアンケートから、今後の希望する生活について、
きほんてき げんざい せいかつ か かんが かつ おお けつが
基本的に「現在の生活を変えたくない」と考えている方が多いという結果がでています。
このことから、住み慣れた住まいで、引き続き、生活していける支援が必要です。

そこで、みづか せんたく す 安心して暮らししていけるような施策を推進するとともに、
ほんにん せいかつりょく ひ だし えん じゅうじつ はか
本人の生活力を引き出す支援の充実を図ります。

また、いりょうてきけあ どうせんもんてき しえん ひつよう かつ たい せさく けんどう
また、医療的ケア等専門的な支援が必要な方に対する施策についても検討します。

施 策

ちいき せいかつ ささ しく じゅうじつ
◆**地域での生活を支える仕組みの充実**

ざいたくせいかつ ささ ちいき きよてん
▶**在宅生活を支える地域の拠点**

よこはまし どりくじ せつち せいび すず きよてん しょうがい かつ かぞく
…横浜市が独自に設置し、整備を進めている拠点について、障害のある方やその家族
の要請に応えるよう、機能の充実を図ります。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成29年度	へいせい ねんど 平成32年度
しょうがいしゃ ちいき かつ どう 障害者地域活動 ほーむ うんえい ホームの運営	しょうがいしゃ ちいき かつ どう ほーむ は、ちいき 障害者地域活動ホームは、地域 における拠点として、設置して きました。これからも、しょうがい 障害 ふくし しゃかいしげん ちゅう 福祉にかかわる社会資源の中 心として、より利用しやすい 拠点となるよう、社会福祉法人 がた きのう きょうか がた りょうほう 型・機能強化型の両方につい て、ちいき やくわり いち 地域における役割や位置づ けを明確にするため、あらた め検討し、機能の充実を図りま す。	すいしん 推進	すいしん 推進

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
精神障害者生活支援センターの運営	設置当初の居場所機能だけではなく、既存のサービスを整理・再構築した上で、早期対応や生活支援センターに来られない方向けた相談体制などの機能に重点を置いた精神障害者に対する支援の充実を図ります。	推進	推進
多機能型拠点の整備・運営 (あ)	重症心身障害児・者など、常に医療的ケアが必要な人やその家族の地域での暮らしを支援するため、相談支援、生活介護、訪問看護サービスや短期入所などを一体的に提供できる拠点(多機能型拠点)の整備を市内方面別に進めます。	開所2か所 開所2か所 (累計4か所)	開所2か所 開所2か所 (累計6か所) (整備完了)

● 地域生活支援拠点の整備 (機能整備も含む)

国で掲げる障害者の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点*1 について、既存の施設を活用するなど手法も含めて検討し、平成29年度末までに1か所以上を設置します。

(福)

地域生活支援拠点の整備	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度～平成32年度
	検討	検討	1か所	平成29年度までの状況等を基に設定する。

*1 障害者の地域生活を支援する機能の集約等を行う拠点

…国では、「相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等」を集約した拠点を、圏域もしくは市町村ごとに、1か所以上設置(機能的整備も含む)する方針を定めています。

ちいきせいかつ きさ きーびす
▶地域生活を支えるサービス

しょうがい じょうきょう か みずか きぼう
…障害の状況が変わっても、自ら希望するところで暮らしていくために、障害児・者や
その家族にとって必要なサービスを提供する事業を引き続き実施します。

とく こうどうしょうがい かた しえん じゅうじつ こうどうえんごじぎょうしょ いくせい すす
特に、行動障害のある方への支援を充実させるため、行動援護事業所の育成を進めま
す。

きょたくかいご
●居宅介護

きょたく にゅうよく はい しょくじどう しんたいかいご そうじ せんたくどう かじえんじょ つういん
居宅において入浴・排せつ・食事等の身体介護、掃除・洗濯等の家事援助、通院
さい かいじょとう ていきょう
の際の介助等を提供します。

じゅうどほうもんかいご
●重度訪問介護

きょたく かいご かじなら せいかつどう かん そうだんおよ じょげん た せいかつぜんばん
居宅における介護、家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般
えんじょなら がいしゅつじ いどうちゅう かいごとう そうごうてき おこな
にわたる援助並びに外出時の移動中の介護等を総合的に行います。

へいせい ねん がつ たいしょうしゃ じゅうど したいふじゅうしゃ くわ こうどうじょういちじる こん
※平成26年4月から対象者が、重度の肢体不自由者に加え、「行動上 著しい困
なん ゆう ちてき せいしんしょうがいしゃ かくだい
難を有する知的・精神障害者」にも拡大されました。

どうこうえんご
●同行援護

しかくしょうがい いどう いちじる こんなん ゆう しょうがいじ しゃ がいしゅつじ どうこう
視覚障害により移動に著しい困難を有する障害児・者の外出時に同行し、
いどう ひつよう じょうほう ていきょう いどう えんご たひつよう えんじょ おこな
移動に必要な情報の提供、移動の援護その他必要な援助を行います。

こうどうえんご
●行動援護

ちてきしょうがいまた せいしんしょうがい こうどうじょういちじる こんなん ゆう しょうがいじ しゃ
知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害児・者であって
じょうじかいご よう こうどう さい しょう う きげん かいひ ひつよう
常時介護を要するものにつき、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要
えんご がいしゅつじ いどうちゅう かいご はいせつおよ しょくじどう かいご たひつよう えんじょ
な援助、外出時における移動中の介護、排泄及び食事等の介護その他必要な援助を
おこな
行います。

たんきにゅうしょ にっちゅういちじしえん
●短期入所・日中一時支援

りゅう いちじてき しせつ びょういんとう にゅうしょ にっちゅうす
さまざまな理由により、一時的に施設や病院等に入所したり、日中過ごすこ
とが必要な方が、必要時に利用しやすくなるよう充実を図ります。

じゅうどしょうがいしゃとうほうかつしえん
●重度障害者等包括支援

かいご ていど いちじる たか じょうじかいご よう しょうがいじ しゃ きょたくかいご た
介護の程度が著しく高い、常時介護を要する障害児・者に居宅介護その他の
ふくしきーびす ほうかつてき ていきょう りょうじつせき
福祉サービスを包括的に提供します。（※利用実績はありません。）

にちじょうせいかつようくきゅうふどう
●日常生活用具給付等

じゅうど しんたいしょうがい かた ちてきしょうがい かたとう にちじょうせいかつ ひつよう きくどう
重度の身体障害のある方や知的障害のある方等に日常生活に必要な器具等
きゅうふまた たいよ にちじょうせいかつようくきゅうふどうじぎょう きゅうふひんもく みなお
を給付又は貸与している日常生活用具給付等事業について、給付品目の見直しを
とう つか せいど こうちく ほか
行う等、より使いやすい制度の構築を図ります。

福 【目標】

きょたくかいご 居宅介護	へいせい ねんど 平成27年度		へいせい ねんど 平成28年度		へいせい ねんど 平成29年度		へいせい ねんど 平成30年度～ 平成32年度
	じかん 時間	にんぶん 人分	じかん 時間	にんぶん 人分	じかん 時間	にんぶん 人分	
じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護	140,521	じかん 時間	149,710	じかん 時間	159,499	じかん 時間	へいせい ねんど 平成29年度までの じょうきょうとう もと せつてい 状況等を基に設定 する。
	6,896	にんぶん 人分	7,336	にんぶん 人分	7,804	にんぶん 人分	
どうごうえんご 同行援護	42,593	じかん 時間	45,378	じかん 時間	48,345	じかん 時間	へいせい ねんど 平成29年度までの じょうきょうとう もと せつてい 状況等を基に設定 する。
	239	にんぶん 人分	254	にんぶん 人分	270	にんぶん 人分	
どうごうえんご 行動援護	14,649	じかん 時間	15,607	じかん 時間	16,627	じかん 時間	へいせい ねんど 平成29年度までの じょうきょうとう もと せつてい 状況等を基に設定 する。
	713	にんぶん 人分	758	にんぶん 人分	807	にんぶん 人分	
どうごうえんご 行動援護	2,833	じかん 時間	3,018	じかん 時間	3,215	じかん 時間	へいせい ねんど 平成29年度までの じょうきょうとう もと せつてい 状況等を基に設定 する。
	106	にんぶん 人分	113	にんぶん 人分	120	にんぶん 人分	
たん きにゅうしょ 短期入所	1,300	にんぶん 人分	1,432	にんぶん 人分	1,576	にんぶん 人分	へいせい ねんど 平成29年度までの じょうきょうとう もと せつてい 状況等を基に設定 する。
	7,834	にんにち 人日	8,362	にんにち 人日	8,925	にんにち 人日	
にっちゅういちじしえん 日中一時支援	411	にんぶん 人分	411	にんぶん 人分	411	にんぶん 人分	へいせい ねんど 平成29年度までの じょうきょうとう もと せつてい 状況等を基に設定 する。
	729	かい 回	729	かい 回	729	かい 回	
にちじょうせいかつよう 日常生活用 具給付・貸与 (/年)	65,000	けん 件	65,000	けん 件	65,000	けん 件	へいせい ねんど 平成29年度までの じょうきょうとう もと せつてい 状況等を基に設定 する。

※この表における単位の考え方は以下のとおりです。

- ・「人分」「回」… 月間の利用人数・回数
- ・「人日」… 「月間の利用人数」×「一人一か月あたりの平均利用日数」
- ・「時間」… 月間のサービス提供時間

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
メディカルシヨートステイシステム ㊦	医療的ケアが必要な重症心身障害児・者を、在宅で介護する家族の負担軽減と在宅生活の安定を目的として、一時的に在宅生活が困難となった場合などに、病院での受け入れを実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進
精神障害者の家族支援事業 ㊦	精神障害者とその家族が適切な関係を保つため、緊急滞在場所を準備するとともに、家族が精神疾患について理解を深める機会を提供します。	すいしん 推進	すいしん 推進

◆ 本人の生活力を引き出す支援の充実

▶ 障害者自立生活アシスタント事業と後見的支援制度の推進

…全区での事業実施を実現するとともに、地域の関係機関との連携を進め、地域で安心して暮らすことを支援します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
横浜市障害者自立生活アシスタント事業 ㊦	地域で単身等で生活する障害者に対して、自立生活アシスタントが、その障害特性を踏まえて、具体的な生活場面での社会適応力を高める助言を中心とした支援を行います。	事業所数 40か所 (整備完了) 現状：36か所	すいしん 推進
横浜市障害者後見的支援制度 ㊦	障害者本人に障害福祉サービスに係る支援が必要とされていない時から関係性を持つことにより、「親なきあとも安心して地域生活が送れる仕組みの構築」を行います。	市内18区で運営 開始 現状：11区	すいしん 推進

しょうがいしゃじりつせいかつあしすたん とじぎょう じれい
** 障害者自立生活アシスタント事業の事例 **

せいしんしょうがい さいだんせい だい ひ どうきよ ははおや せわ
精神障害のある45歳男性、20代から引きこもりで、同居の母親が世話をしていた。
ははおや たかい たんしんせいかつ かいし たんしんせいかつ ほんにん こみ
母親が他界したことにより、単身生活が開始。単身生活をしたことがない本人は、ゴミの
す かたとう せいかつのうりよく かん ふあん く たんとうしゃ じりつせいかつあしすたん と そうだん
捨て方等の生活能力に関する不安があり、区の担当者から自立生活アシスタントに相談
が入る。

じりつせいかつあしすたん と ほうもんとう つう ほんにん きぼう せいかつ かくにん もくひょう せつてい
自立生活アシスタントは、訪問等を通じて、本人の希望する生活を確認し、目標を設定
して、助言を中心とした支援を開始した。

ほんにん こみ す かた くふう じすい いよく
本人にとってゴミの捨て方がわかりやすいような工夫をしたり、自炊への意欲があった
ため、ヘルパーにつなげたり、お金の使い方の計画を一緒に立てたりし、本人の地域生活
のうりよくこうじょう しえん おこな
での能力向上の支援を行った。

よこはまししょうがいしゃこうけんてきしえんせいど じれい
** 横浜市障害者後見的支援制度の事例 **

ちてきしょうがい さいだんせい ちちおや ははおや にん く とくべつしえんがっこう そつぎょうご
知的障害のある45歳男性、父親・母親と3人で暮らしている。特別支援学校を卒業後、
いっばんきぎょう しゅうろう げんざい いた げんじてん しゅうろうしえんせんたーとう さーびす う ひつ
一般企業に就労し現在に至る。現時点では、就労支援センター等のサービスを受ける必
ようせい りょうしん こうれい しんぞく きんじよ す ため しょうらい ぼくぜん ふあん
要性はないが、両親も高齢で親族も近所には住んでいない為に将来に漠然とした不安
を感じ、両親が区役所へ相談。区役所で後見的支援制度を紹介され、登録へつながっ
た。

こうけんてきしえんせいど すたっふ ほんにん かぞく あ いま そだ なか え
後見的支援制度のスタッフが本人や家族と会い、今まで育ててきた中でのさまざまなエ
びそーど き きさいしよ ははおや かた おお ほんにん じよじよ な みずか きぼう
ピソードを聞いた。最初は母親が語ることが多かったが、本人も徐々に慣れ、自らの希望
ふあん かた が増えてきた。お話を伺う中で、「両親に異変があった時にどうすれ
よ ば良いかわからない」と不安を語った。その不安を聞き、後見的支援制度のスタッフが、てい
きてき せつ ちいき かたがた たい かぞく りょうかい しんぶんろ しんぶん
期的に接する地域の方々に対し、家族の了解のもとで「新聞受けに新聞がたまっている
など、何か異変があったら連絡をして欲しい」と依頼をした。

ちいき かたがた ほんにん こと き いらい ひ う
地域の方々も本人の事を気にかけており、依頼を引き受けてくれた。
こうけんてきしえんせいど すたっふ かぞく りょうかい ちいき なか ほんにん みまも ねつとわ
後見的支援制度のスタッフは、家族の了解のもとで地域の中で本人を見守るネットワ
ークを広がっていった。

しょうひしゃきょういく すいしん
 ▶ 消費者教育の推進

にちじょうせいかつ おく うえ しょうがいしゃ しょうひしゃ とらぶるとう まな けんしゅうかい
 …日常生活を送る上で、障害者が消費者としてのトラブル等を学ぶ研修会などを
 みんかんきぎょうとう きょうどう じっし
 民間企業等と協働して実施します。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成29年度	へいせい ねんど 平成32年度
しょうひしゃきょういくじぎょう 消費者教育事業 ㊤	しょうがいしゃ かぞくおよ しえんしゃ 障害者や家族及び支援者が、 しょうひん きーびす りょうおよ けいやく 商品・サービスの利用及び契約 とらぶるとう まな にかかわるトラブル等を学ぶこ とにより、あんしん にちじょうせいかつ とにより、安心した日常生活を す 過ごせるよう、いしきけいはつ はか 意識啓発を図りま す。	すいしん 推進	すいしん 推進

テーマ3 毎日を安心して健やかに過ごす

毎年実施する市民意識調査において、心配ごとや困っていることとして「自分の病気や老後のこと」を上げる方が最も多く、それに次いで「家族の健康や生活上の問題」が上げられています。障害児・者やその家族にとっても同じ様に、健康や老後のこと、生活上の問題に対する心配・困りごとが大きな課題であると考えられますが、さらには障害ゆえにさまざまな支援を必要とせざるを得ないわが子が「親亡き後」にどうやって生きていくのかも、切実な課題です。

障害があるが故に必要なとされる制度の充実を図るだけでなく、障害のあるなしにかかわらず、お互いを尊重し、誰もが、毎日を安心して過ごし、地域の中で健やかに育ち、ともに生きていくことができるまち、ヨコハマを目指します。

そのために、「よこはま保健医療プラン2013」や「第2期健康横浜21」にも位置づけられている「医療受診環境の向上」や「障害特性を踏まえた心身の健康対策」等をライフステージ別に推進し、かつ、障害児・者の福祉・保健・医療のネットワークの構築等を進めます。

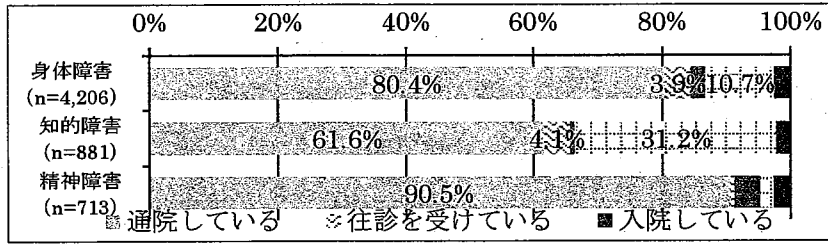
また、生活環境のバリアフリーや権利擁護の取組を引き続き推進し、制度やハード面の整備と併せ、障害児・者の誰もが地域で安全に、安心して暮らし続けられるよう、ソフト面の整備にも取り組みます。

** 当事者からの声 **

- 何がバリアフリーなのか、分かっているのか疑問を持つことがあり、基準に沿ってやっているだけではないかと感じることがある。
- 障害者を診てくれる病院が地域に増えれば、地域で安心して暮らすことができる。特に、障害者を手厚くしてもらいたいわけではなく、当たり前のように、病院に通い、生活を安定させたい。
- 障害理解をしてくれる医療機関は本当に少ないように感じる。
- 予防医療という観点を考えていく必要があるのではないか。
- 重症心身障害者のように、医療との関係が切り離せない障害者もいる。医者にはその対応に慣れて欲しい。

** ニーズ把握調査結果から **

● 現在、医療機関にかかっていますか。



とりくみ けんこう いりょう
取組 3-1 健康・医療

現状と取組の方向性

かくかぞくか かいじょしゃ こうれいか しょうがいしゃじしん こうれいか じゅうどか こんご すすむ
核家族化や介護者の高齢化だけでなく、障害者自身の高齢化・重度化も今後さらに進む
よそく げんざい しょうがい じゅうどか かんわ せいかつしゅうかんびょう よぼう がっぺいしょう じゅうしょうかよぼう
と予測される現在、障害の重度化の緩和、生活習慣病の予防・合併症や重症化予防は、
ちいき なか く つづ うえ ひじょう じゅうよう
地域の中で暮らし続けていく上で非常に重要です。

そこで、障害特性を理解した対応ができる医療機関・医療従事者を育成するだけでなく
ネットワーク化による医療機能の充実によって、いざという時にも速やかに対応できる
いりょうかんきょう せいび いちしみん あ まえ けんこうさばーと う 受けられる仕組みなど、保健・
医療環境の整備や、一市民として当たり前に健康サポートを受けられる仕組みなど、保健・
いりょう じゅうじつ せいかつしゅうかんびょう よぼう
医療の充実を図ります。また、障害特性やライフステージに応じた生活習慣病の予防な
どの普及啓発を進めることで重度化を防止し、家族の不安の軽減にもつなげます。

施策

いりょうかんきょう せいび
◆医療環境のさらなる整備

なんびょうかんじゃ しえん じゅうじつ
▶ 難病患者への支援の充実

ざいたく なんびょうかんじゃ たい ほけん いりょう ふくし かくさーびす てきせつ ていきょう
…在宅の難病患者に対し、保健、医療、福祉の各サービスを適切に提供するために、
いりょういそんど たか なんびょうかんじゃ しえんしすてむ こうちく すす
医療依存度が高い難病患者への支援システムの構築を進めます。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成29年度	へいせい ねんど 平成32年度
じゅうどしんけいなんびょうかんじゃ 重度神経難病患者 ざいたくしえんしすてむ 在宅支援システム こうちく の構築	はつびょう すうねん きゅうそく しんこう 発病から数年で急速に進行す る神経難病患者に対する在宅 しんけいなんびょうかんじゃ たい ざいたく 支援システムを、専門医療機 かん ざいたくりほびりてーしよんとう 関・在宅リハビリテーション等 ほけん いりょうかんけいしゃ しょうがいふくし の保健・医療関係者と障害福祉 さーびすじぎょうとう れんけい サービス事業等との連携によ り、構築します。	すすん 推進	すすん 推進
なんびょうかんじゃざいたく 難病患者在宅 りょうようけいかくさくてい 療養計画策定・ ひょうかじぎょう 評価事業	ざいたくなんびょうかんじゃ たい ほけん 在宅難病患者に対し、保健、 いりょう ふくし かくさーびす てきせつ 医療、福祉の各サービスを適切 ていきょう かんけいしゃ に提供するために、関係者が ごうどう さーびすないよう けんとう 合同でサービス内容を検討しま す。	すすん 推進	すすん 推進

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
難病患者一時入院事業	医療依存度の高い難病患者が介助者の事情により、在宅で介助を受けることが困難になった場合、一時的に入院できるようにします。	推進	推進

▶ 障害者の医療等への対応

…障害者自身の高齢化・重度化、介護者の高齢化、核家族化等による介護力の低下を見通し、福祉・保健・医療が連携を図りながら、在宅生活を支援していきます。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
健康ノート	障害児・者が自分の住む地域の医療機関で受診する際に活用できる「健康ノート」について、あり方を検討します。	あり方の検討	検討結果による
医療従事者研修事業 ㊦	疾病や障害のある小児及び重症心身障害児・者の支援に必要な知識・技術の向上を図り、障害特性を理解した医療従事者を育成するための研修を実施します。	推進	推進
障害福祉施設等で働く看護師の支援 ㊦	障害福祉施設等で働く看護師の定着に向けた支援を行うとともに、確保の方策について検討します。	推進	推進
重度障害者入院時コミュニケーション事業 ㊦	入院先医療機関の医師・看護師等との意思疎通が十分に図れない障害児・者を対象に、入院先にコミュニケーション支援員を派遣します。	推進	推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成29年度	へいせい ねんど 平成32年度
はいえん きゅうきん わくちん 肺炎球菌ワクチン せつしゅじよせいじぎょう 接種助成事業 (あ)	はいえん りかん ばあい きけんせい 肺炎に罹患した場合に危険性が たか ないぶ しょうがい しんたいしょうがいしゃ 高い内部障害の身体障害者 てちょうしよじしゃ たい ひ つづ 手帳所持者に対し、引き続き23 か はいえん きゅうきん わくちん せつしゅ ひよう 価肺炎球菌ワクチン接種費用 いちぶ じよせい の一部を助成します。	すいしん 推進	すいしん 推進

しょうがいとくせい りかい たいおう いりようきかん ぞうか いりようねつとわーく こうちくけんとう
▶ 障害特性を理解して対応できる医療機関の増加と、医療ネットワークの構築検討

ちてきしょうがい せいしんしょうがい じゅうしょうしんしんしょうがい りかい いりようきかん ちいき ふ
…知的障害や精神障害、重症心身障害に理解がある医療機関を地域に増やし、
しょうがいじ しゃ じゆしん いりようかんきょう じゅうじつ しょうがいじ しゃほんにんおよ ざいたくせいかつ
障害児・者が受診しやすい医療環境の充実、障害児・者本人及び在宅生活を
ささ かぞく りようようかんきょう せいび かくじゅう ほか
支える家族のために療養環境の整備・拡充を図ります。また、医療的ケアを要す
しょうがいじ しゃ ざいたくせいかつ ささ いちりつ ちいき ちゅうかくびょういんとう しえんたいせい
る障害児・者の在宅生活を支えるための市立・地域中核病院等の支援体制
ばっくあっぷたいせいとろ ねつとわーく こうちく ほか
(バックアップ体制等) とネットワークの構築を図ります。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
いりょうきかんれんけいじぎょう 医療機関連携事業 ㊦	しょうがいじ しゃ みちか ちいき てきせつ 障害児・者が身近な地域で適切 な医療が受けられる環境づく りを推進するため、障害特性等 を理解し適切な医療を提供で きる医療機関を増やします。	すいしん 推進	すいしん 推進
めでいかるしょー メディカルショー とすていしすてむ 【再掲】 ㊦	いりょうてきけ あ ひつよう じゅうしょうしんしん 医療的ケアが必要な重症心身 障害児・者を、在宅で介護する 家族の負担軽減と在宅生活の 安定を目的として、一時的に 在宅生活が困難となった場合な どに、病院での受け入れを実施 します。	すいしん 推進	すいしん 推進
ざいたくりょうようじ ちいき 在宅療養児の地域 せいかつ きさき ねっ 生活を支えるネッ トワーク連絡会	しょうがいじしゃ いりょう にゅういん ざいたく 障害児者の医療（入院・在宅） にかかわる医療関係者を中心 に、福祉・教育関係者を対象と して、在宅支援に必要な情報 交換や人的交流を通じて、障 害理解を促進します。	すいしん 推進	すいしん 推進
いりょう きかん ネットワ ーク等の構築 【新規】	しょうがいじ しゃ ざいたくせいかつ きさき 障害児・者の在宅生活を支える ための医療機関の支援体制とネ ットワークを検討し、構築を図 ります。	じつたいはあくおよ 実態把握及び いりょう ネットワ ーク検討と 構築	すいしん 推進
しかほけんいりょうすいしん 歯科保健医療推進 じぎょう 事業 (しんしんしょうがいじ しゃし 心身障害児・者歯 科診療)	しかしんりょう きかい めぐ 歯科診療の機会に恵まれない 心身障害児・者に対する歯科 治療の確保を、引き続き、図り ます。	すいしん 推進	すいしん 推進

◆参加しやすい健康づくり施策の推進

▶参加しやすい健康づくり事業の検討

…「よこはま健康アクション推進事業」を推進する中で、健康スタンプラリーのよう
に障害者も楽しみながら健康づくりに取り組めるよう、障害者団体とも協力し
ながら、障害特性等にも配慮した健康づくり・介護予防事業を検討します。

▶健康づくり環境の整備

…障害特性を理解したスタッフや専用設備を有する関連施設を生かし、障害者が
地域で生活していくために必要な体力づくりやリハビリテーションに活用できる
よう、地域の人材育成も含めた環境の整備を進めます。

きゅうきゅういりようたいせい じゅうじつ
◆ 救急医療体制の充実

せいしんかきゅうきゅういりようたいせい じゅうじつ
▷ 精神科救急医療体制の充実

どにちしゅくじつ びょういん たいせい と ひ およ じかんたい
…土日祝日などの病院が体制を取りづらい日にち及び時間帯における受け入れ
びょうしょう かくほ げんざい きゅうきゅういりようたいせい じゅうじつ
病床を確保し、現在の救急医療体制が充実されるように努めていきます。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成29年度	へいせい ねんど 平成32年度
せいしんかきゅうきゅう 精神科救急 いりようたいさくじぎょう 医療対策事業	せいしんしっかん きゅうげき はっしょう せいしん 精神疾患の急激な発症や精神 しょうじょう あつか さっきゅう てきせつ 症状の悪化などで、早急に適切 な精神科医療を必要とする場合に、 せいしんほけん ふくしほう ちと しんさつ 精神保健福祉法に基づく診察や びょういん しょうかい おこな ひつ 病院の紹介を行うとともに、必 よう いりようしせつ かくほ とう 要な医療施設を確保すること等に より、救急患者の円滑な医療及 び保護を図ります。	ばーせんと 83.5 % (市内病院に 対する3次 救急移送先 病院の割合)	ばーせんと 85.0 % (市内病院に 対する3次 救急移送先 病院の割合)

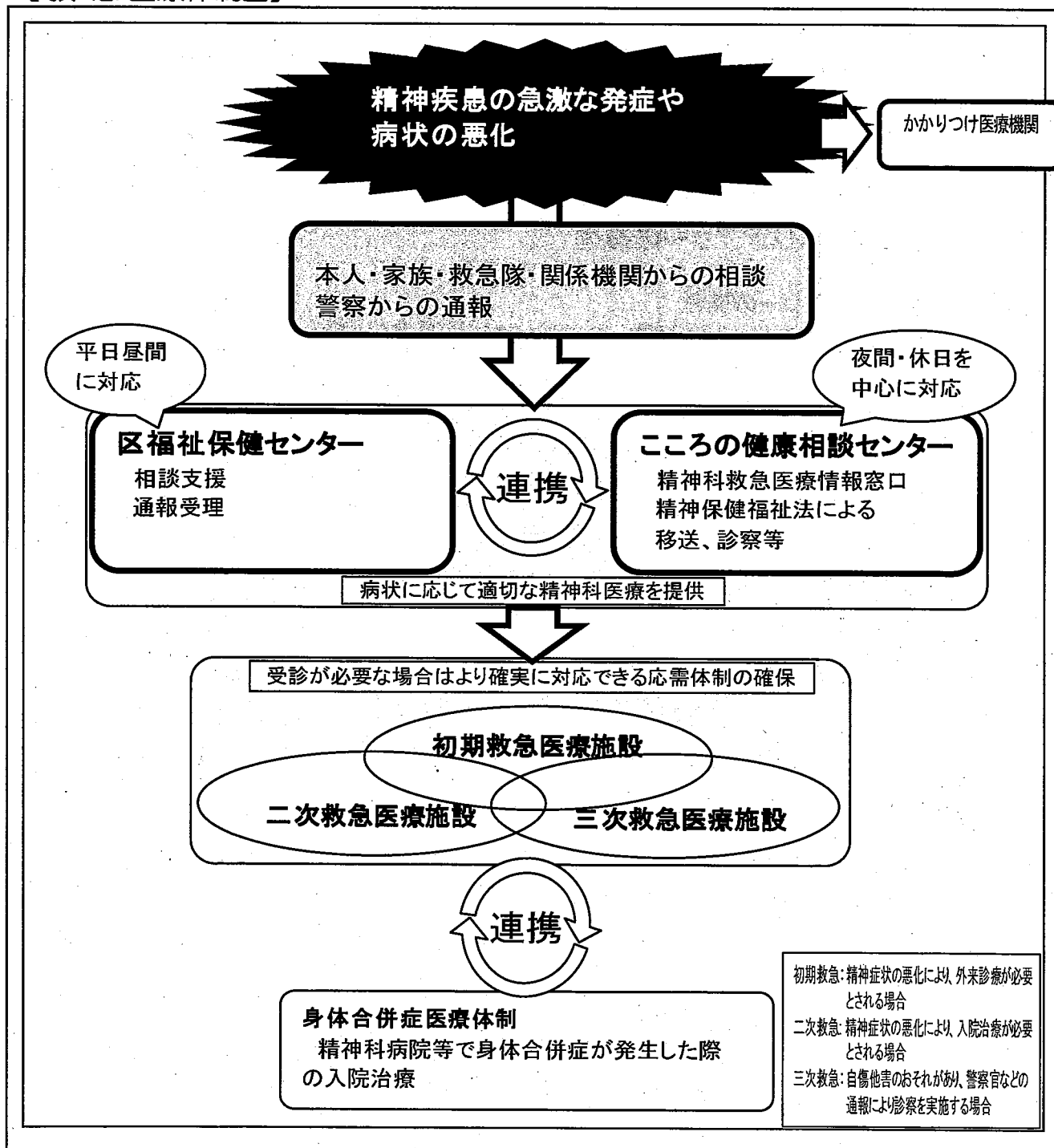
せいしんかいがい きゅうきゅう れんけい
▷ 精神科以外の救急との連携

きゅうきゅうしゃ と あつか きゅうきゅうかんじゃ せいしんしっかんとう きおうれきとう りゆう
…救急車を取り扱う救急患者において、精神疾患等の既往歴等があることを理由
として、病院の受け入れが断られることが多いという課題があります。そこで、精神
しっかん がっぺい しんたいきゅうきゅうかんじゃ きゅうきゅうしゃ はんそうたいせい よこはましきゅうきゅう
疾患を合併する身体救急患者の救急車による搬送体制について、横浜市救急
いりようけんとういんかい へいせい ねんど けんとう てーま せいしんしっかん がっぺい
医療検討委員会(※)の平成25・26年度の検討テーマとしました。精神疾患を合併
する身体救急患者の救急搬送の充実に向けて、精神科以外の救急と連携した
きゅうきゅういりようたいせい こうちく
救急医療体制を構築します。

よこはましきゅうきゅういりようけんとういんかい ほんし ふぞくきかん いし かんごし べんごし
※ 横浜市救急医療検討委員会は、本市の附属機関として、医師、看護師、弁護士
などの有識者で構成されています。2年ごとに本市救急医療の重要課題をテ
マに定めて検討し、課題解決策を提言としてとりまとめ、市長に提出しています。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
精神疾患を合併する身体救急患者の救急医療体制整備事業	精神疾患を合併する身体救急患者を適切な医療機関へ円滑に搬送できるよう、救急医療体制を構築します。	推進	推進

きゅうきゅういりょうたいせいす
【救急医療体制図】



とりくみ ばりあふりー
取組 3-2 バリアフリー

げんじょう と とりくみ ほうこう せい
現状 と 取組 の 方向性

ばりあふりー とりくみ すす ことば しゃがい にんち しょうがいしゃ
バリアフリーの取組は進み、言葉としても社会に認知されてきています。しかし、障害者
の社会参加や活動も広がってきたなかでは、引き続き、福祉・交通・建築等の関係機関が、
さらなる連携を図りながら障害に配慮したバリアフリーの推進が必要です。

はーどめん ばりあふりーか とりくみ けいぞく しみんひとり しょうがい
そこで、ハード面のバリアフリー化の取組を継続するとともに、市民一人ひとりの障害に
たい 理解が少しずつ広がるよう、ソフト面での取組も併せて推進します

施策

◆さらなるバリアフリーの推進

▶バリアフリーの推進

ばりあふりー 基本構想の検討・策定や公共交通機関のバリアフリー化の促進な
ど、障害者がより生活しやすい環境を整備します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
福祉のまちづくり 条例推進事業	「横浜にかかわる全ての人がお 互いを尊重し、助け合う、人の やさしさにあふれたまちづくり」 を実現するため、ハード（施設 の整備）とソフト（思いやりの 心の育成）を一体的に取り組 み、福祉のまちづくりを推進し ます。	推進	推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成29年度	へいせい ねんど 平成32年度
<p>こうきょうこうつう き かん 公共交通機関の ばりあふりーか バリアフリー化</p>	<p>だれ いどう かんきょうせいび 誰もが移動しやすい環境整備 いつかん てつどうえきしゃ え の環として、鉄道駅舎への工 れべーたーとう せつちおよ のん レベーター等の設置及びノン すてつぷばす どうにゅうそくしん はか ステップバスの導入促進を図 ります。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>てつどうえきしゃ 鉄道駅舎への えれべーたーとう エレベーター等 の設置： ばーせんと 100 % たいしやう いちにち (対象は1日の りようしゃ にん 利用者3,000人 以上の駅) のんすてつぷばす ノンステップバス どうにゅうりつ 導入率： ばーせんとすいしん 70 % 推進</p>
<p>ばりあふりーの すいしん 推進 (バリアフリー基 ほんこうそう けんとう 本構想の検討・ さくてい 策定)</p>	<p>えき ちゅうしん ちく 駅を中心とした地区などを たいしやう ばりあふりーほう 対象として、バリアフリー法 ちと ばりあふりー に基づき、まちのバリアフリー か ほうしん けいかく ばりあ 化の方針・計画である「バリア ふりーきほんこうそう さくてい ひ フリー基本構想」の策定を、引 つづ すす き続き、進めます。</p>	<p>かくく しゅうえき 各区の主要駅 さくてい への策定 (18 ちく かんりやう 地区) 完了</p>	<p>みさくてい ちく しんき 未策定地区の新規 さくていとう すいしん 策定等を推進</p>
<p>ばりあふりーの すいしん 推進 (バリアフリー ほんこうくわん せいび 歩行空間の整備)</p>	<p>えきしゅうへん ばりあふりーか 駅周辺のバリアフリー化を すいしん ばりあふりー 推進するため、バリアフリー きほんこうそう ちと どうろ ばり 基本構想に基づき、道路のバリ あふりーか ひ つづ すす アフリー化を、引き続き、進め ます。</p>	<p>ばりあふりーか バリアフリー化 せいびえんちやう 整備延長 るいけい きろめーとる 累計36 k m</p>	<p>ばりあふりーか バリアフリー化 せいびえんちやう 整備延長 るいけい きろめーとる 累計42 k m</p>
<p>よこはましこうきやうさい 横浜市公共サイ んが이드ラインの かいてい 改訂</p>	<p>こうきやうきかん せつち ほ 公共機関により設置される歩 こうしやようあんない ゆうどうさいん きかく 行者用案内・誘導サインの規格 ひようじないやうとう どういつ はか や表示内容等の統一を図るた めが이드ラインを改訂しま す。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>がっこうしせつ ばりあ 学校施設のバリア ふりー フリー</p>	<p>えれべーたー せいび がっこう エレベーターの整備など、学校 しせつ ばりあふりーか すす 施設のバリアフリー化を進め、 しょうがいじ まな かんきやう 障害児が学びやすい環境を せいび 整備します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>

じぞくてき ふきゅうけいはつ そくしん さいけい
◆持続的な普及啓発の促進 <<再掲>>

しみん む ふきゅうけいはつ
▷市民へ向けた普及啓発

こうれいしゃ しょうがいしゃとう ふく すべ ひと そうご こうりゅう ささ あ あんぜん
…高齢者、障害者等を含む全ての人が相互に交流し、支え合うとともに、安全か
えんかつ しせつ りよう しょうがい ただ りかい ひつよう ひろ しみん
つ円滑に施設を利用するためには、障害への正しい理解が必要なため、広く市民へ
む ふきゅうけいはつ すす
向けた普及啓発を進めます。

とりくみ
取組3-3 権利擁護

現状と取組の方向性

障害児・者は、決して特別な存在ではありません。我が国が障害者権利条約を批准し、また、国内の法律の整備が進められてきた中、障害者の権利擁護について、横浜市としても積極的に取り組み、一人ひとりの人権が十分に尊重される仕組みを構築することが必要です。

そこで、全ての人々が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会をこの横浜で実現することができるよう、障害者差別解消法等の趣旨を基本としながら、一つひとつの取組を着実に進めるとともに、権利擁護に関する啓発活動を通して市民への浸透を図ります。

施策

◆ **障害者虐待防止の取組の浸透**

▶ **普及啓発**

…障害者虐待の具体例や通報等に関する理解が深まり、障害者虐待が重大な人権侵害であることが市民の方々により一層浸透し、そのことが虐待の予防や早期発見につながることから、普及啓発に引き続き取り組みます。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
障害者虐待対策 事業 (普及啓発)	市民向けのリーフレット作成等により広報を行います。 また、これまでの虐待事例を検証した上で、障害福祉サービスの事業者等を対象とした研修を実施します。	推進	推進

しょうがいしゃさべつかいしょうほう ちと とりくみ
 ◆障害者差別解消法に基づく取組

ほうりつ せこう む とりくみ せこうご すいしん
 ▶法律の施行に向けた取組と施行後の推進

しょうがいしゃさべつかいしょうほう へいせい ねん がつ にち せこう ほうりつ くに きほん
 …障害者差別解消法が平成28年4月1日に施行となります。この法律や国の基本
 ほうしん しゆし ふ ほうりつ せこう む よこはまし こんご とりくみ けんとう
 方針の趣旨を踏まえながら、法律の施行に向け、横浜市としての今後の取組を検討し
 ていきます。また、施行後は、取組を推進するとともに、実施状況の検証を行います。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成29年度	へいせい ねんど 平成32年度
しょうがいしゃ さべつかいしょう 障害者差別解消 ほう せこう む たい 法施行に向けた対 おう しんき 応【新規】	よこはまし こんご とりくみ 横浜市の今後の取組について、 しょうがいとうじしゃ がくしきけいけんしゃとう こう 障害当事者、学識経験者等で構 せい かいぎ けんとう 成する会議において検討します。 また、かいぎ けんとうけつか また、会議の検討結果をもとに、具 たいてき とりくみ すいしん 体的な取組を推進します。	へいせい ねんど 平成27年度 けんとう うえ 検討の上、 とりくみ すいしん 取組を推進	—
ししよくいんたいおうようりょう 市職員対応要領 さくていおよ しゅうち の策定及び周知 しんき 【新規】	ししよくいん てきせつ たいおう おこな 市職員が適切な対応を行って いくためのしんしん さべつてきとり 指針として、差別的取 あつか え じれい ごうりてき 扱いとなり得る事例や、合理的な はいりよ こうじれいとう ふく たいおうようりょう 配慮の好事例等を含む対応要領 をさくてい ししよくいん しゅうち しんとう 策定し、市職員への周知、浸透 をはか を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進
しみん ぷきゅうけいはつ 市民への普及啓発 しんき 【新規】	しょうがい りゆう さべつ かいしょう 障害を理由とする差別の解消 あたっては しみん かたがた かんしん に当たっては、市民の方々に関心 りかい ふか すいしん なに と理解を深めていただくことが何 よりもたいせつ 大切であることから、市民 む こうほう けいはつかつどう こうかてき 向けの広報、啓発活動を効果的に じっし 実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進
そうだんたいせいとう せいび 相談体制等の整備 しんき 【新規】	しょうがいしゃさべつ かん そうだん ぶんそう 障害者差別に関する相談、紛争 ぼうしとう たいせい せいび の防止等のための体制を整備する とともに、そのしゅうち はか 周知を図ります。 また、そうだん ぶんそう ぼうしとう ちいき また、相談、紛争の防止等を地域 においてすいしん ちいききょう 推進するための地域協 ぎかい そしき 議会を組織します。	すいしん 推進	すいしん 推進

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
ほうせこうご じっし 法施行後の実施 じょうきょう けんしやう 状況の検証 しんき 【新規】	し とりくみ じっしじょうきょう かくにん 市の取組の実施状況を確認す るとともに、かだい かくにんおよ 課題の確認及びその ご とりくみ ほうこうせい かん けんとう 後の取組の方向性に関する検討 を定期的に行う仕組みを構築し ます。	すいしん 推進	すいしん 推進

せいねんこうけんせいど りようそくしん
◆ 成年後見制度の利用促進

せいねんこうけんせいど とりくみ
▶ 成年後見制度にかかわる取組

けんりやうご ひつよう ちてきしやうがいしや せいしんしやうがいしや そうか たいおう ちいき あんしん
…権利擁護を必要とする、知的障害者・精神障害者の増加に対応し、地域で安心し
た生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用を促進するための取組を進め
ていきます。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
せいねんこうけんせいど りよう 成年後見制度利用 しえんじぎやう 支援事業 ㊤	ひやう ぶたん こんなん ちてき しやうがいしや 費用負担が困難な知的障害者・ せいしんしやうがいしや ちゅうた ひやう 精神障害者に、申立て費用や こうけんにんとう ほうしゅう じよせい 後見人等の報酬を助成します。	すいしん 推進	すいしん 推進
しみんこうけんにんやうせい 市民後見人養成・ かどうしえんじぎやう 活動支援事業	ちいき けんりやうご しみんさんかく 地域における権利擁護を市民参画 すす よこはませいかつ で進めるため、横浜生活あんしん せんたー ぜんく しみんこうけんにん センターが全区で市民後見人の ようせい じっし くやくしよ しゃかいふくし 養成を実施し、区役所、社会福祉 きやうぎかい せんもんしよくだんたいどう れんけい 協議会、専門職団体等が連携し かどうしえん たいせい こうちく た活動支援の体制を構築します。	すいしん 推進	すいしん 推進
ほうじんこうけんしえんじぎやう 法人後見支援事業	よこはませいかつ せんたー 横浜生活あんしんセンターが、こ れまでのほうじんこうけんじゆにんじっせき ふ れまでの法人後見受任実績を踏 まえて、しなひ しゃかいふくしほうじんとう 市内の社会福祉法人等へ ほうじんこうけんじっし む しえん の法人後見実施に向けた支援を おこな 行います。	すいしん 推進	すいしん 推進
せいねんこうけんせいど 成年後見制度の りようそくしん む 利用促進に向けた かんけいだんたい けんとう 関係団体との検討 しんき 【新規】	けんしゅう じれい つう べんご 研修や事例などを通じて、弁護 し しほうしよし ぎやうせいしよしどう 士、司法書士、行政書士等と、 しやうがいしや せいねんこうけんせいど りようそく 障害者の成年後見制度の利用促 しん む けんとう おこな 進に向けた検討を行います。	すいしん 推進	すいしん 推進

けんりようご しえん
 ▶ 権利擁護にかかわる支援

じぶん きんせん たいせつ じよるい かんり ふあん こうれいしゃ しょうがいしゃ ふくし
 …自分で金銭や大切な書類を管理するのに不安のある高齢者や障害者の、福祉
 さーびす りよう かん えんじょ きんせんかんり おこな あんしん せいかつ おく
 サービスの利用に関する援助や金銭管理などを行うことで、安心して生活を送れるよ
 う支援します。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成29年度	へいせい ねんど 平成32年度
にちじょうせいかつじりっしえん 日常生活自立支援 じぎょう 事業	けんり まも そうだん けいやく 権利を守るための相談や契約に ちと きんせんかんり さーびす 基づく金銭管理サービスなどの にちじょうせいかつ しえん く 日常生活の支援を、区あんしん せんたー けいやく ちと じっし センターが、契約に基づいて実施 します。	すいしん 推進	すいしん 推進

テーマ4 いきる力を学び・育む

障害児に必要な支援を行う機関や福祉サービス等、少しずつ社会資源などが増えてきており、横浜では、早期発見・早期療育システムの仕組みの充実や、療育と教育の連携強化などに取り組んできました。

また、障害の有無にかかわらず、全ての子どもが健やかに成長するための施策も、良質かつ適切に確保しなければなりません。例えば、保育所や幼稚園などを利用する障害児の積極的な受け入れを促進することは、広く子育て支援の質の向上にもつながります。その上で、障害の状況等個々のニーズに応じた専門的な支援を行う体制の充実が必要です。

乳幼児期から学齢期を通じて、家族や友だち、学校の先生などの大人たちとかわり、語りあい、学びあい、生きる力を身につけていくことができるまち、ヨコハマを目指します。

そのためには、乳幼児期、学齢期、成年期、そして高齢期と、ライフステージを通じて切れ目のない一貫した支援体制の構築という視点を踏まえた施策展開が必要です。

特に、早期に行われる療育の充実や学齢期におけるきめ細やかな対応は、その後の成長にとって重要です。

そこで、その視点を踏まえ、多様な人間関係や社会生活の経験を重ねられるような取組を行いながら、地域療育センターを中心とした早期療育体制の充実や、教育環境の充実を進めていきます。

また、このような取組等を円滑に進めていくために、障害児・者を支える人材の確保・育成や、そのための取組の強化を進めていきます。

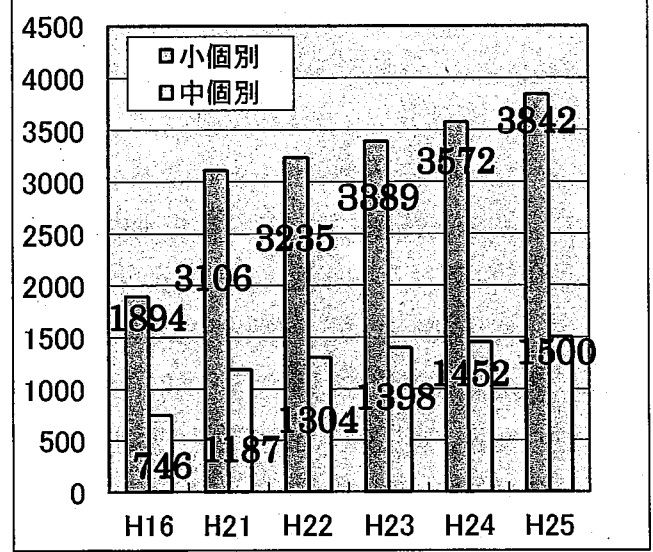
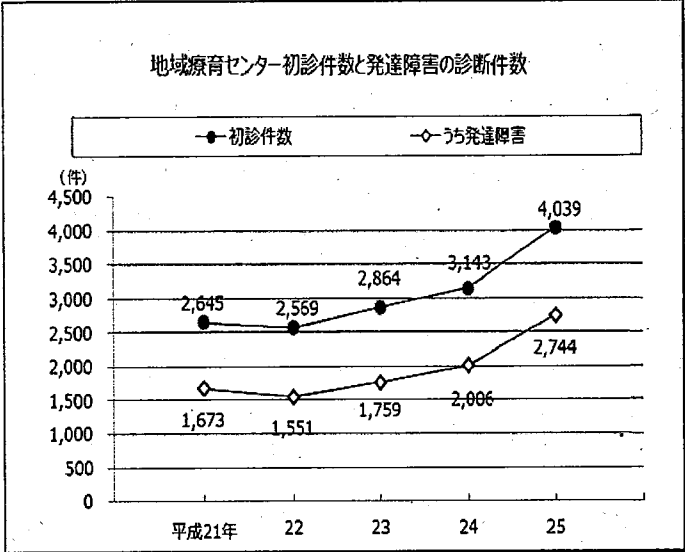
** 当事者からの声 **

- ・地域療育センター等の待ち時間が年々増えている。相談員の増員などをして欲しい。
- ・療育センターや学校などが終わってから過ごす場所がなくて困る。
- ・昔に比べると、学齢期の障害福祉サービスが充実してきている。しかし、それによって親子が離れる時間が長くなると、家庭が本人へのかかわり方を熟知できなくなる恐れがあるし、本人自身にも生活していくのに必要な力が身に付かない。何事に関しても、学齢期に親は本人に向き合い、本人に対してどうかかわっていくかを考える必要があると思う。
- ・早い段階で障害者とかかわることで、「障害」に関する意識が深まるきっかけになる。福祉の実習機会や、お互いに触れ合う機会などが増えていくことが重要だと思う。
- ・「障害福祉の仕事をやっていたよかった」と思えるような環境づくりが必要ではないか。

とうけいちょうさけっか
 ** 統計調査結果から **

ちいきりょういく せん た - しょしんけんすう はったつしょうがい しんだん
 ● 地域療育センター初診件数と発達障害の診断

こべつしえんがっきゅうざいせきにんずうすい
 ● 個別支援学級在籍人数推移



とりくみ りょういく
取組 4-1 療育

現状と取組の方向性

ちいきりょういくせんたー ひじょう にーず たか じゅうよう しゃかいしげん ひつよう ひと ひつよう
地域療育センターは非常にニーズが高く重要な社会資源です。必要な人が必要なとき
りょういく う ちいきりょういくせんたー きのう じゅうじつ ひつよう
に療育を受けられるためにも、地域療育センターの機能の充実が必要です。

そこで、しょうがいじ かぞく ちいき なか あんしん あんてい せいかつ おく みずか ちから みずか
障害児とその家族が、地域の中で安心して安定した生活を送り、自らの力で自
らのかつらきを切り開いていくことができるよう、こんご けいぞく りょういくせんたー きのうきょうか
や、さまざまな福祉サービスの充実を図ります。それとともに、ひきつづき ひつづ かくれいき しょうがいじ
に対する個別支援や集団活動支援を推進していきます。

施策

そうきりょういくたいせい じゅうじつ
◆早期療育体制の充実

そうだんしえんたいせい しょうがいじそうだん かくりつ しゅうち
▶相談支援体制（障害児相談）の確立と周知

げんざい そうだんしえんきかん やくわり せいり いち せいり おこな ちいきりょういくせんたー
…現在の相談支援機関の役割の整理・位置づけの整理を行い、地域療育センターを
ちゅうしん しょうがいじ かぞく たい ほんにん じりつ みす そうだんしえんたいせい かくりつ
中心とした、障害児とその家族に対する、本人の自立も見据えた相談支援体制の確立
をめざします。

さらに、く じょうきょう ふ かくくじりつしえんきょうぎかい れんけい そうだんしえんたいせい
区の状況を踏まえながら各区自立支援協議会と連携し、相談支援体制の
しゅうち すす
周知を進めます。

福 【目標】

しょうがいじそうだん 障害児相談	へいせい ねんど 平成27年度		へいせい ねんど 平成28年度		へいせい ねんど 平成29年度		へいせい ねんど 平成30年度～ 平成32年度
	4,000 人	4,500 人	5,000 人	へいせい ねんど じょうきょうとう 平成29年度までの状況等を もと せってい を基に設定する。			

▶ 児童発達支援体制の確立

…地域療育センターにおいて、初診までにかかる時間を短縮するとともに、利用申込みを受けた際は、できるだけ速やかに面談を実施し、そこから支援を開始する相談体制を構築します。切れ目のない支援に向けても、保育所・幼稚園、学校及び自主的な活動である地域訓練会などとの連携強化を進めます。

また、医学的な診断に基づく「療育」を核としつつ、児童の主体性を育てながら発達上の目標を達成する「発達支援」、家族に寄り添い子育ての力を高める「家族支援」、そして、地域で成長していくことを支える「地域支援」を、包括的に行うことを進めます。

さらに、地域療育センターが中心的役割を担い、民間事業者が実施する未就学児に対する療育を目的としたサービスの提供を、質、量ともに充実するための仕組みを構築していきます。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
地域療育センター運営事業	障害がある、またはその疑いのある児童の地域における療育体制の充実などを目的として運営を行います。 また、区福祉保健センターの療育相談へのスタッフ派遣、関係機関への巡回訪問による技術支援、障害児相談支援等を行います。	初診待機期間 3.0月 (現状3.5月)	推進
地域訓練会運営費助成事業	障害児の保護者等が自主的に組織し、地域で機能回復訓練や保育を行う、地域訓練会の運営費を助成します。	推進 (現状69団体)	推進

● 保育所等訪問支援・巡回訪問

保育所等を訪問し、当該施設を利用する障害児を中心に、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

● 児童発達支援・医療型児童発達支援

学齢前の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練（及び治療）等を行います。

④ 【目標】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度～ 平成32年度
保育所等訪問 支援・巡回訪問	1,500 人	1,500 人	1,750 人	平成29年度までの 状況を基に 設定する。
	11,000 人日	11,000 人日	14,000 人日	
児童発達支援※	49 か所	52 か所	55 か所	平成29年度までの 状況を基に 設定する。
	133,000 人日	141,000 人日	149,000 人日	
医療型 児童発達支援※	9 か所	9 か所	9 か所	平成29年度までの 状況を基に 設定する。
	19,000 人日	19,000 人日	19,000 人日	

※いずれも地域療育センター実施分を含む

◆ 学齢障害児の支援の充実

▷ 放課後等における居場所の充実

…学齢期の障害児を対象に、放課後や夏休みなどに、のびのびと過ごして療育訓練や余暇支援を受けられる居場所の確保を進めます。

併せて、放課後キッズクラブ等、放課後児童育成事業における受け入れも、引き続き推進します。

また、増加する放課後等デイサービス事業所に対し、研修受講の機会を提供する等、障害児支援の質の向上に向けた取組を充実します。

● 放課後等デイサービス事業

就学している障害児に、放課後や長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流促進の活動等を行います。

④ 【目標】

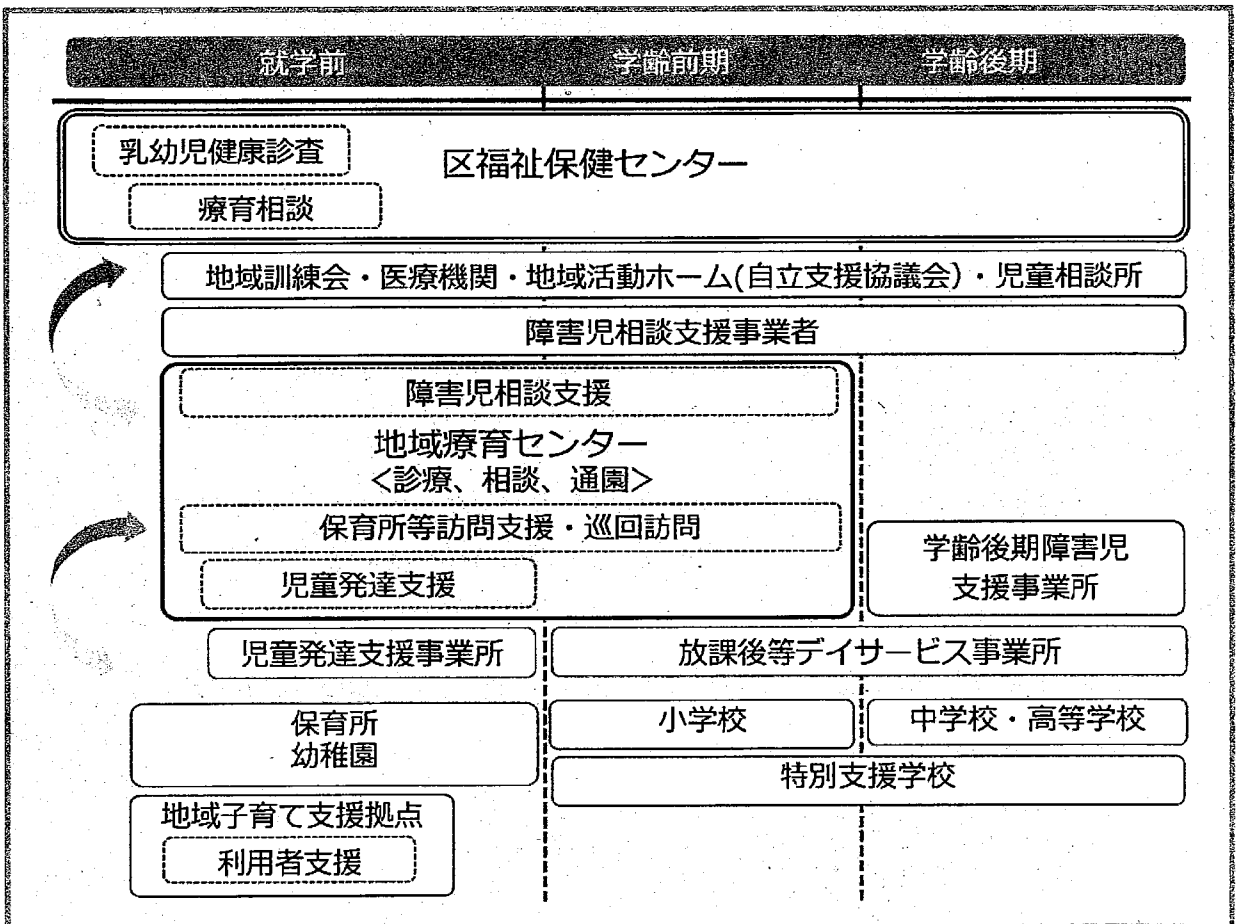
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度～ 平成32年度
放課後等デイ サービス事業	130 か所	165 か所	200 か所	平成29年度まで の状況を基に 設定する。
	229,000 人日	298,000 人日	368,000 人日	

ちゅうがっこうまいこう そろだんしえん かくじゅう
▶ 中学校期以降の相談支援の拡充

がくれいこうき おも はったつしょうがい じどう あんてい せいじんき むか せいかつじょう
… 学齢後期の主に発達障害のある児童が安定した成人期を迎えられるよう、生活上の
かだい かいけつ む がくれいこうきしょうがいじしえんじぎょう たいせい かくじゅう
課題の解決に向け、学齢後期障害児支援事業の体制を拡充します。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成29年度	へいせい ねんど 平成32年度
がくれいこうきしょうがいじ 学齢後期障害児 しえんじぎょう 支援事業	いし そーしゃるわーかーとう 医師、ソーシャルワーカー等の すたっふ はいち がくれいこうき スタッフを配置し、学齢後期 (おおむ ちゅうがっこうまいこう) しゅ (概ね中学校期以降)の主とし て発達障害のある児童を対象 として、しゅんまき 思春期におけるそれぞ れの課題の解決に向けた診療、 そろだん かんけいきかん ちようせいとう 相談、関係機関との調整等を おこな 行います。	4か所 (けんじょう かしよ 現状3か所)	すいしん 推進

しょうがいじ りょういくしえんたいせい
○ 障害児の療育支援体制



※図の中において、実線で囲われたところは機関を表します。その中の点線で囲われた部分は、
事業を表します。各機関がライフステージの中で連携をとり、支援を実施します。

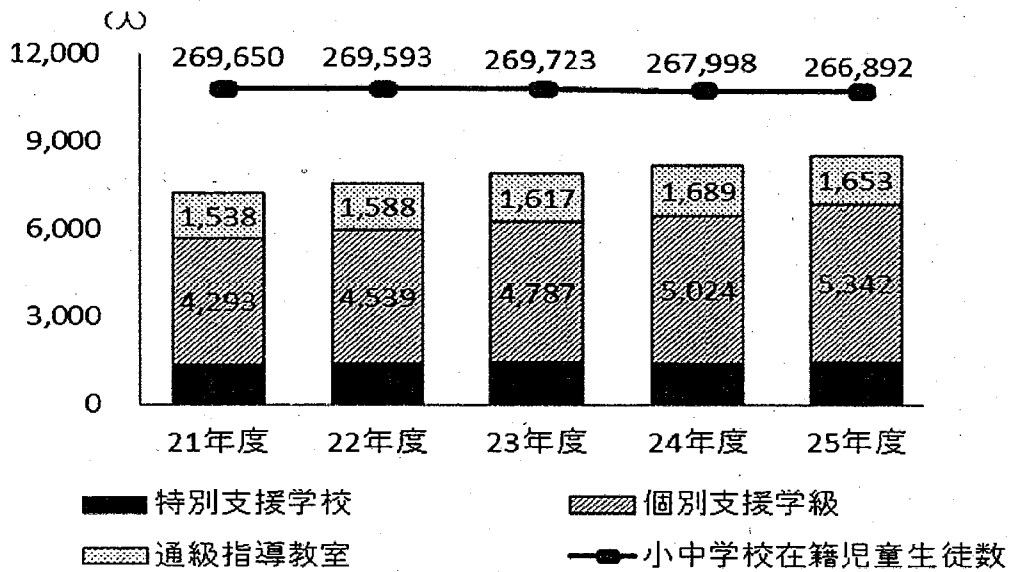
とりくみ きょういく
取組 4-2 教育

現状と取組の方向性

小中学校在籍者数が減少している中で、発達障害など特別な支援が必要な子どもたちの増加や、障害の重度化・多様化している状況を踏まえ、福祉・療育と教育の連携強化による、子ども一人ひとりの障害の状態や特性に対応した支援の充実が必要です。

そこで、支援が必要な子ども一人ひとりのニーズに対応するため、地域療育センター等による学校支援や保育所・幼稚園・小学校の連携による切れ目のない一貫した支援、教員の専門性の向上と指導・支援体制の充実、特別支援学校の再編整備による教育環境や教育活動の充実、福祉と連携した就労支援の充実を進めます。

●特別な支援を必要とする児童生徒数の推移 <出典>横浜市教育委員会調べ



施策

◆療育と教育の連携による切れ目のない支援

▶小中学校等への支援の充実

地域療育センターや特別支援学校等の専門性を活用した学校支援の実施、幼稚園や保育所等と小学校との連携による情報の共有化等により、乳幼児期から学齢期まで、切れ目のない一貫した支援を目指します。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成29年度	へいせい ねんど 平成32年度
よこはまかたせんたー 横浜型センター きのう じゅうじつ 機能の充実	ちいきりょういくせんたー とくべつしえんがっ 地域療育センターや特別支援学 こう つうきゅうしどうきょうしつどう たんとしや 校、通級指導教室等の担当者が せんもんせい かつよう しえん おこな 専門性を活用して支援を行う がっこうしえんたいせい よこはまがたせんたー 学校支援体制（横浜型センター きのう じゅうじつ はか 機能）の充実を図ります。そして、 しょうちゅうがっこう そうだん じどう 小中学校からの相談や児童 せいと ほごしや そうだん たいおう 生徒、保護者からの相談に対応す るなど、特別な支援が必要な児童 せいと てきかく しえん 生徒を的確に支援します。	すいしん 推進	すいしん 推進
とくべつしえんきょういく 特別支援教育にお ける幼保小の連携 【新規】	しょうがっこう ようちえん ほいくしょうと 小学校が、幼稚園・保育所等と きょうりよく けんきゅうじっせん おこな 協力して、研究実践を行い、 とくべつしえんきょういく ようほしょう 特別支援教育における幼保小 れんけい じょうほう きょうゆか かん の連携と情報の共有化に関する けんきゅう おこな 研究を行います。	すいしん 推進	すいしん 推進
しゅうがくせつめいかい 就学説明会	とくべつしえんきょういく きぼう ようじ 特別支援教育を希望する幼児の しゅうがく かん せつめいかい かいさい 就学に関する説明会を開催しま す。	すいしん 推進	すいしん 推進
しゅうがく きょういくそうだん 就学・教育相談 たいせいきょうか の体制強化	ひとり きょういくに ーず てきかく 一人ひとりの教育ニーズを的確 はあく じんそく てきせい しゅうがく に把握し、迅速で適正な就学・ きょういくそうだん おこな かんけい 教育相談を行うために、関係 きかん そうご れんけい 機関が相互に連携しながら、 しゅうがくまえ そつぎょうご みとお 就学前から卒業後までを見通し た相談体制の強化を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進
ちょうかくしやうがいじしえん 聴覚障害児支援 じぎょう 事業	よこはましりつしょう ちゅうがっこう ざいせき 横浜市立小・中学校に在籍する ちょうかくしやうがい じどうせいと 聴覚障害のある児童生徒に のーとていく じょうほう ほ ノートテイクによる情報の保 しょう じっし 障を実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進
ほごしやきょうしつかいさい 保護者教室開催 じぎょう 事業	よこはましりつしょう ちゅうがっこう とくべつしえん 横浜市立小・中学校、特別支援 がっこう ほごしや たいしやう しょう 学校の保護者を対象とした障 がい たい ただ ちしき けいはつ 害に対する正しい知識の啓発を すす 進めます。	すいしん 推進	すいしん 推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成29年度	へいせい ねんど 平成32年度
なつやす しえんじぎょう 夏休み支援事業 きゅうがくれいしょうがいじ (旧学齢障害児 なつやす しえんじぎょう 夏休み支援事業)	とくべつしえんがっこうようじどうせいと なつ 特別支援学校幼児児童生徒の夏 やす きかんちゅう よ かかつどう 休み期間中における余暇活動の じゅうじつ ほごしや かいごふたん けいげん 充実、保護者の介護負担の軽減、 ちいき れんけい すず 地域との連携を進めます。	すいしん 推進	すいしん 推進
しりつようちえんどう 私立幼稚園等 とくべつしえんきょういくひ 特別支援教育費 ほじょじぎょう 補助事業	しりつようちえんどう ざいえん 私立幼稚園等に在園している しょうがいじ たい きょういく しょうがい 障害児に対する教育が、障害の しゅるい ていど おう てきせつ 種類・程度などに応じて適切に おこな けいひ いちぶ 行われるよう、その経費の一部を せつちしや ほじょ しょうがいじ きょういく 設置者に補助し、障害児の教育 やくだ に役立てます。	すいしん 推進	すいしん 推進

◆ 教育環境・教育活動の充実

▶ 教員の専門性向上、特別支援学校の再編整備

…研修による人材育成、ユニバーサルデザインの視点に基づく授業等の指導方法の研究、通学区の設定や学習環境の改善による特別支援学校の再編整備等により、教育環境や教育活動を充実します。

一般学級においても特別な支援を要する児童生徒が増加し、支援のニーズが多様化している状況を踏まえ、すべての教員が障害の状態や特性に応じた指導・支援を行えるよう、ケーススタディを重視した研修の充実による専門性の向上や、大学等専門機関への派遣によるリーダーの養成を進めます。

表 一般学級に在籍する特別な支援が必要とされる児童生徒数の推移

		へいせい ねん 平成22年	へいせい ねん 平成23年	へいせい ねん 平成24年	へいせい ねん 平成25年
しょう が く 校	しえん ひつよう にんずう 支援が必要な人数	8,700人	10,124人	10,078人	10,907人
	ぜん たい ずう 全体数	192,629人	190,265人	187,361人	185,380人
	わり 割合 割 合	4.52 %	5.32 %	5.37 %	5.88 %
ちゅう が く 校	しえん ひつよう にんずう 支援が必要な人数	1,693人	2,141人	1,961人	2,225人
	ぜん たい ずう 全体数	76,964人	79,658人	80,637人	81,512人
	わり 割合 割 合	2.20 %	2.69 %	2.40 %	2.73 %

よこはましきょういくいんかいしらべ
(横浜市教育委員会調べ)

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
<p>とくべつしえんきょういくこーでい 特別支援教育コーディネーターの機能強化とスキルアップ</p> <p>きゅうはつたつしょうがいじどうしえん (旧発達障害児等支援事業)</p>	<p>とくべつしえんきょういくこーでいねーた 特別支援教育コーディネーター ーようせいけんしゅう じゅこう かつどう ー養成研修を受講して活動している特別支援教育コーディネーターを対象に、さらなるスキルアップを目指して、事例研究などを中心とした研修を進めると共に、関係機関との連携を強化し、専門的な資質を高めます。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>ゆにばーさるでざいん ユニバーサルデザインの視点に基づく授業の展開</p>	<p>いっばんがくしゅう きょうがくしゅう 一般学級の教科学習において、特別支援教育で生み出されたさまざまな工夫を取り入れ、すべての子どもたちの授業に対する意欲を高めたり、理解を深めたりすることを目指します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>とくべつしえんがっこう 特別支援学校におけるICT機器の活用【新規】</p>	<p>しゅたいてき がくしゅう こうかてき 主体的な学習のための効果的なタブレット端末の活用について、特別支援学校全校で実践研究を行います。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>とくべつしえんがっこう 特別支援学校の再編整備</p>	<p>にゅうがくしやぞう とちな きょうあいか 入学者増に伴う狭隘化のため、対応が必要な特別支援学校(肢体不自由)を再編整備し、環境の改善と教育内容の充実を図ります。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>さいいんせいび 再編整備 しゅうりよう 終了</p>
<p>とくべつしえんがっこう 特別支援学校 スクールバスの運行</p>	<p>じどうせいと とうげこら あんぜんかくほ 児童生徒の登下校の安全確保と精神的・身体的負担の軽減による学校教育の充実を図るため、スクールバスを運行します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
<p>とくべつしえんがっこういりょうてき 特別支援学校医療的 ケア体制整備事業 (旧肢体不自由特別支援 学校医療的ケア体制 整備事業)</p>	<p>とくべつしえんがっこう したいふじゆう こう 特別支援学校(肢体不自由) 5校 かんごし はいち に看護師を配置しています。 じどうせいと しゅじいとう しじ ちと 児童生徒の主治医等の指示に基 づき、看護師と教員が連携し て、医療的ケア実施体制の整備 を行います。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>こうないけんしゅう じっし 校内研修の実施</p>	<p>いっばんがつきゅう とくべつ し 一般学級においても特別な支 援を要する児童生徒が増加し、 支援のニーズが多様化している 状況を踏まえ、すべての教 員が障害の状態や特性に応 じた指導・支援を行えるよう、 ケーススタディを重視した研 修を充実させ、専門性の向 上を目指します。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>とくべつしえんきょういくしえん 特別支援教育支援 員事業 (旧障害児学校生活 支援員事業)</p>	<p>しょうちゅうがっこう しょうがい がく 小中学校で障害により学 習面、生活面や安全面への支 援が必要な児童生徒に対し、校 内支援体制が整うまでの間、 特別支援教育支援員を配置し ます。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>
<p>とくべつしえんきょういく 特別支援教育の リーダーの育成 【新規】</p>	<p>だいがくとうせんもんきかん はけん おこな 大学等専門機関への派遣を行 うことにより、特別支援教育 を担う教員のリーダーの養成 を行います。</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>すいしん 推進</p>

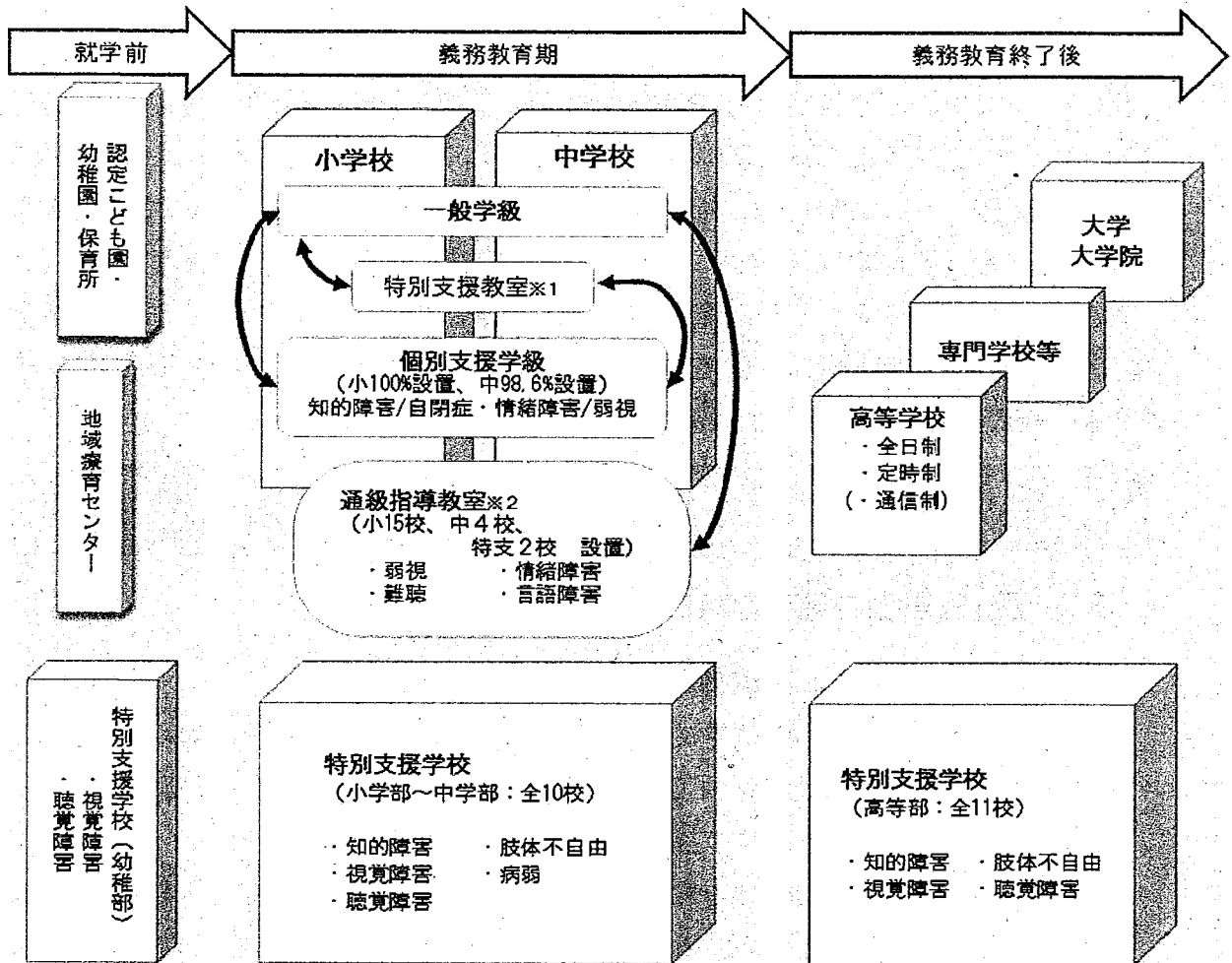
きょういく しゅうろう しえん
◆ 教育から就労への支援

とくべつしえんがっこうとう しゅうろうしえんきかん れんけいきょうか
▶ 特別支援学校等と就労支援機関の連携強化

とくべつしえんがっこうとう しんろたんとうしゃ しょうがいしゃしえんせんたー しゅうろうしえんせんたー きぎょう
… 特別支援学校等の進路担当者と障害者支援センターや就労支援センター、企業、
ふくしせつたんとうしゃとうしゅうろうしえんきかん れんらくかい かいさい れんけい きょうが しゅうろうし
福祉施設担当者等就労支援機関の連絡会を開催し、連携の強化による就労支
えん しょくばていちゃくしえん じゅうじつ すず
援・職場定着支援の充実を進めます。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成29年度	へいせい ねんど 平成32年度
とくべつしえんがっこうしゅうろう 特別支援学校就労 しえんじぎょう 支援事業	きぎょうしゅうろう めざ せいと じっしゅう 企業就労を目指す生徒の実習 さきかいたく しょくばていちゃくしえん おこな 先開拓や職場定着支援を行う ため、高等特別支援学校(若葉台 とくべつしえんがっこうちてきしょうがいきょういく ぶ 特別支援学校知的障害教育部 もん ふく しゅうろうしえんしどういん 門を含む)に就労支援指導員を はいち 配置します。	すいしん 推進	すいしん 推進
とくべつしえんがっこうしんろ 特別支援学校進路 たんとうしゃれんらくかい 担当者連絡会の かいさい しんぎ 開催【新規】	しりつとくべつしえんがっこう しんろたんとうしゃ 市立特別支援学校の進路担当者 しょうがいしゅべつ こ ていきてき が障害種別を超えて定期的に じょうほうこうかん じれいけんきゅう おこな 情報交換や事例研究を行い、 はばひろ しんろ せんたく たいおう 幅広い進路選択に対応できるよ うにします。	すいしん 推進	すいしん 推進

(参考) 横浜市における特別支援教育を行う場所 (平成26年現在)



- ※1 特別支援教室：集団では学習に参加することが難しい児童生徒が、一時的に一般学級を離れて、落ち着ける環境の中で学習するためのスペース
- ※2 通級指導教室：一般学級に在籍する、比較的軽度の障害がある児童生徒に対して、障害の状態に応じて特別な指導をするための場。

特別な支援が必要な子どもたちは、就学前からさまざまな機関の支援を受けていることが多くあります。それぞれの支援の内容や具体的な方法が切れ目なく継続していくようにすることが大切です。就学期には特に「個別の教育支援計画」を作成して、進級・進学の際の引継に活用しています。

とりくみ じんざい かくほいくせい
取組 4-3 人材の確保育成

現状と取組の方向性

施設やサービスなどの社会資源の整備を図りましたが、それらを運営している法人は、現場で働く人材の確保に苦慮しているのが現状です。たとえ、人材が確保できたとしても、なかなか定着しなかったり、人材を育成するのが難しいという声も聞こえてきています。行政としても、各施策における人材確保・育成を推進していくことが必要です。

そこで、横浜市内のそれぞれの障害福祉現場で働く人材の確保や育成について、民間事業者等関係機関と協同した取組を継続して行っていきます。また、人材確保に向けた仕組み等の構築を目指すなど、効率的な実施手法の検討を行います。

施策

◆ **障害福祉従事者の確保と育成**

▷ **障害福祉にかかわる人材の確保・育成**

…障害分野の人材不足解消をめざし、対象者を絞った集中的な確保事業の展開を民間事業者等関係機関と協同で検討・実施します。それとともに、障害福祉施設等で働く看護師の確保及び定着支援のための方策について、検討します。

また、日常生活のさまざまな場面で必要となる移動の支援に携わる人材確保・育成策を引き続き実施するとともに、障害特性に応じた研修などを検討・実施します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
がくせいとう たいしやう 学生等を対象とし た人材の確保事業 ㊦	せんもんがっこう しなだいがくとう れんけい 専門学校や市内大学等と連携 し、学生向けに説明会やセミナー、見学ツアー等を行い、障害福祉に触れる機会を増やすなど、障害福祉への人材確保に向けた取組を行います。	すいしん 推進	すいしん 推進
しょうがいとくせい おう 障害特性に応じた 支援のための研修	こうどうしょうがい ほつたつしょうがいとう しょう 行動障害や発達障害等の障 害特性に応じた研修や、触法 障害者に関する研修などを 検討・実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
いりようじゅうじしゃけんしゅう 医療従事者研修 じぎょう さいけい 事業【再掲】	しつべい しょうがい しょうにおよ じゅう 疾病や障害のある小児及び重 しょうしんしんしょうがいじ しゃ しえん ひつ 症心身障害児・者の支援に必 よう ちしき ぎじゆつ こうじょう はか 要な知識・技術の向上を図り、 しょうがいとくせい りかい いりようじゅう 障害特性を理解した医療従 じしゃ いくせい けんしゅう 事者を育成するための研修を じっし 実施します。	すいしん 推進	すいしん 推進
しょうがいふくししせつどう 障害福祉施設等で はたらくかんごし しえん 働く看護師の支援 さいけい 【再掲】	しょうがいふくししせつどう はたら かんごし 障害福祉施設等で働く看護師 ていちゃく む しえん おこな の定着に向けた支援を行うと かくほ ほうさく けん ともに、確保の方策について検 とう 討します。	すいしん 推進	すいしん 推進
しゅうろうしえんきかん 就労支援機関の じんざいいくせい しんぎ 人材育成【新規】	しゅうろうしえんきかんしよくいん しえんすき 就労支援機関職員の支援スキ る こうじょう じんざいいくせい ルを向上させるため、人材育成 しく けんとう の仕組みづくりを検討します。	けんとう ふ 検討を踏まえた けんしゅうとう じっし 研修等の実施	すいしん 推進
しょうがいふくしきーびす 障害福祉サービス じぎょうしよとうしよくいん む 事業所等職員向け けんしゅう の研修	じぎょうしよ しよくいん しょうがいしやこう 事業所の職員が、障害者雇用 おこな きぎょう を行っている企業での「就業 たいけん つう しゅうろうしえん 体験」などを通じて、就労支援 すきる こうじょう しゅうろう む スキルの向上や、就労に向け いしき おこな た意識づけを行います。	さんかにんずう 参加人数 るいけい (累計) 90人推進	さんかにんずう 参加人数 るいけい (累計) 180人推進
がいどへるばーとう ガイドヘルパー等 けんしゅうじゅうこうりょうじよせい 研修受講料助成 ㊤	がいどへるばーとう しかくしゆとく ガイドヘルパー等の資格取得の けんしゅうじゅうこうりょう いちぶ ための研修受講料の一部を じよせい じんざいかくほ ほか 助成し、人材確保を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進
がいどへるばー ガイドヘルパー すきるあつぷけんしゅう スキルアップ研修 ㊤	しつ たか さーびす ていきょう より質の高いサービスが提供 いどうしえんじぎょう じゅう できるよう、移動支援事業の従 ぎょうしゃ たいしやう けんしゅう じっし 業者を対象に研修を実施し ます。	すいしん 推進	すいしん 推進

とうじしゃ しえんたいせい じゅうじつ
◆当事者による支援体制の充実

とうじしゃだんたい かつどうしえん しゃかいさんかすいしんせんたー じゅうじつ
▷当事者団体の活動支援と社会参加推進センターの充実

しょうがいしゃほんにん かぞく わ なや かいけつほうほう ていじ じんざい かくほ
…障害者本人や家族にしか分からない悩みや、解決方法を提示できる人材の確保・
いくせい じっし よこはまししょうがいしゃしゃかいさんかすいしんせんたー とうじしゃだんたい
育成を実施していくため、横浜市障害者社会参加推進センターによる当事者団体の
かつどうしえんきのう じゅうじつ かくだんたい いくせい とく
活動支援機能を充実し、各団体の育成に取り組みます。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成29年度	へいせい ねんど 平成32年度
しゃかいさんかすいしんせん 社会参加推進セン ターによる団体活 動支援機能の充実	しょうがいしゃほんにん かつどう ささ 障害者本人の活動を支える じんざい いくせい すす 人材の育成を進めるとともに、 おな しょうがい ひと こうりゅう 同じ障害がある人たちの交流 こみゅにけーしょん きかい やコミュニケーションの機会を かくじゅう かくだんたいかつどう そくしん 拡充し、各団体活動を促進する とりぐみ すいしん 取組を推進します。	すいしん 推進	すいしん 推進
しょうがいしゃほんにんおよ 障害者本人及び かぞく ぶきゅうけい 家族による普及啓 はつかつどう すいしん 発活動の推進 【再掲】	よこはまししょうがいしゃしゃかいさんかすいしんせん 横浜市障害者社会参加推進セ ンターが中心となり、障害者 ほんにん かぞくおよ かくだんたい れんけい 本人、家族及び各団体と連携・ きょうどう しょうがいりかい そくしん む 協働し、障害理解の促進に向 ぶきゅうけいはつかつどう すいしん けた普及啓発活動を推進しま す。	すいしん 推進	すいしん 推進



テーマ5 働く・活動する・余暇を楽しむ



障害のあるなしにかかわらず「働く」ということは、自立した生活につながることや、生きがいを高めるなど、とても大事なことです。また、「働く」とは、企業等で働くことはもちろんのこと、通っている事業所等で作業を行うことも含まれます。

どこで何をして働くか、どこでどのように過ごすかは人それぞれ違うため、その人にあった支援が必要です。

よって、一人ひとりの適性や希望に合った仕事を見つけることができ、また、外出したり、趣味・スポーツを楽しんだり、いろいろな余暇が充実したまち、ヨコハマを目指します。

そのためには、企業等で働きたい人が「働き」・「働き続ける」ための支援や、地域の事業所等での作業を充実させて収入（工賃）を向上させる仕組みづくりを進めます。

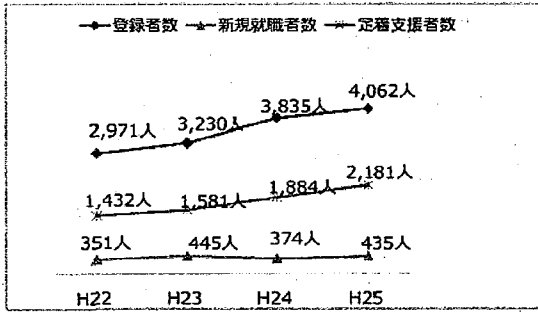
また、障害福祉サービスを利用する人が、住み慣れた地域で一人ひとりの力にあった働き場所や活動場所を選択できる仕組みづくりをはじめ、これらを支える移動のサポートの充実や余暇活動の充実を進めます。

** 当事者からの声 **

- ・働くなかでの困りごとを、何でも相談できる人が必要。また、長くアドバイスしてくれる人が欲しい。
- ・就労をどうやって継続していけるかが大事。
- ・自分のやりたいことができたり、仲間が良かったから、事業所に通い始めることができた。
- ・学校卒業後の行き先が無く、不安を感じる。
- ・成人した障害者や、働いている人への余暇支援が必要。

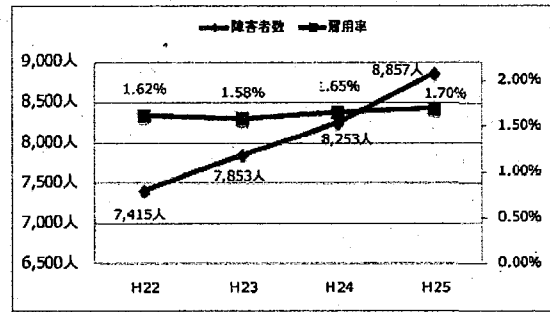
とうけいちょうさけっか
 ** 統計調査結果から **

図1 就労支援センターの実績



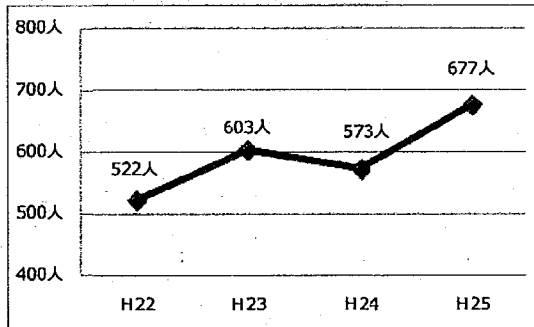
(健康福祉局資料より)

図2 障害者雇用の現状 (市内企業)



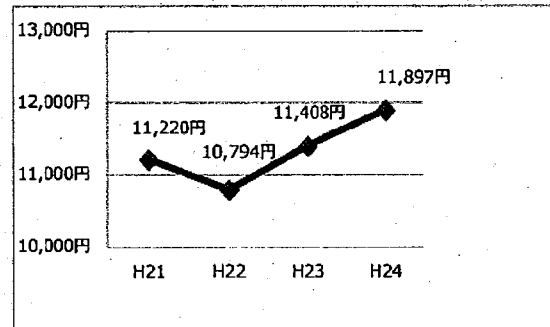
(神奈川労働局資料より)

図3 特別支援学校の卒業生



(進路対策研究会資料より)

図4 障害者施設の平均月額工賃



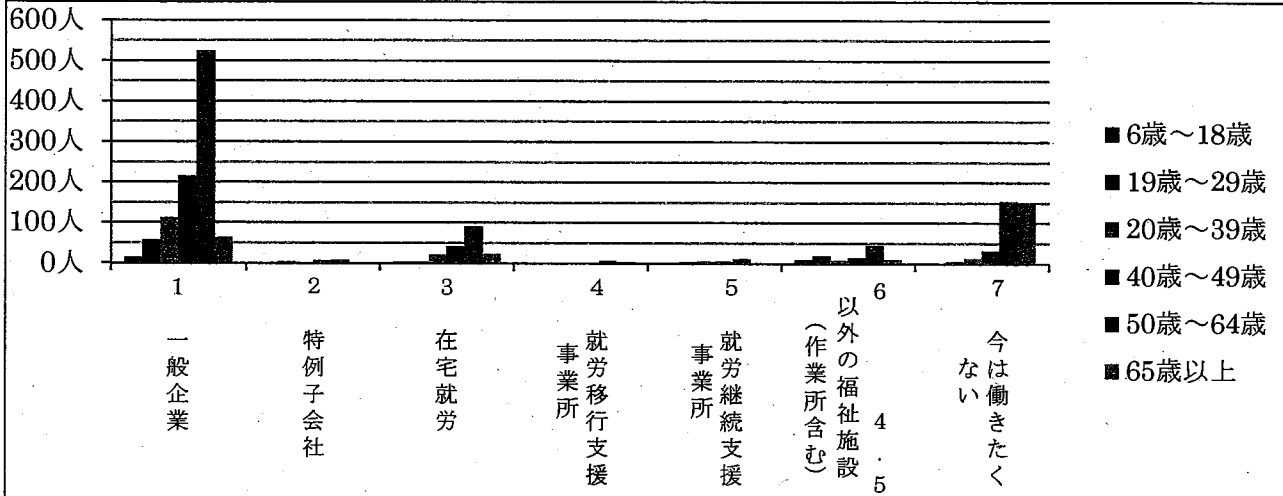
(神奈川県資料及び健康福祉局資料より)

に ずはあくちようさけつか
 ** ニーズ把握調査結果から **

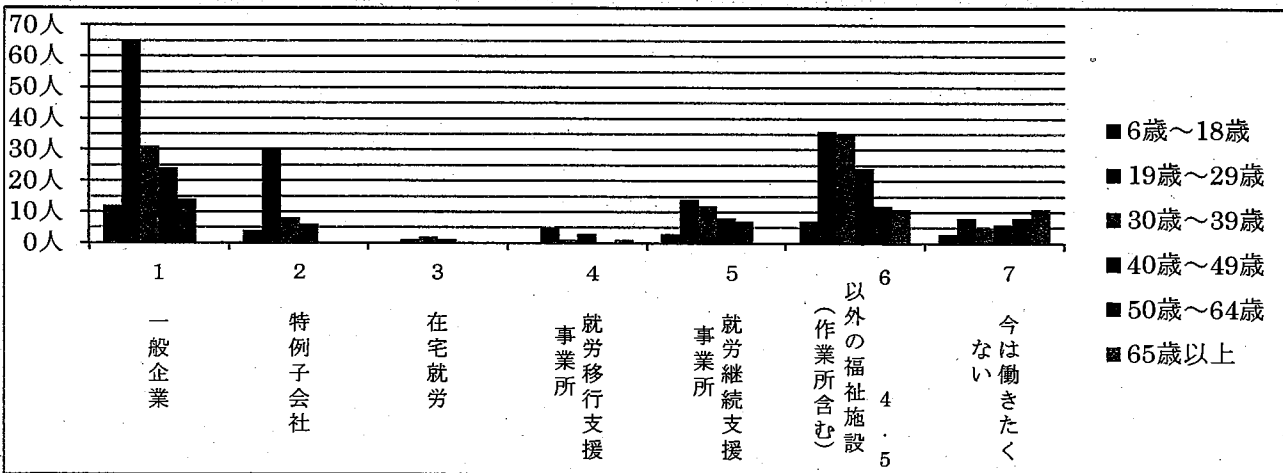
【障害者プラン (第3期) 策定に係るアンケートの調査結果より】

「これから働きたい・通いたい場所はどんなところですか」(1つを選ぶ)

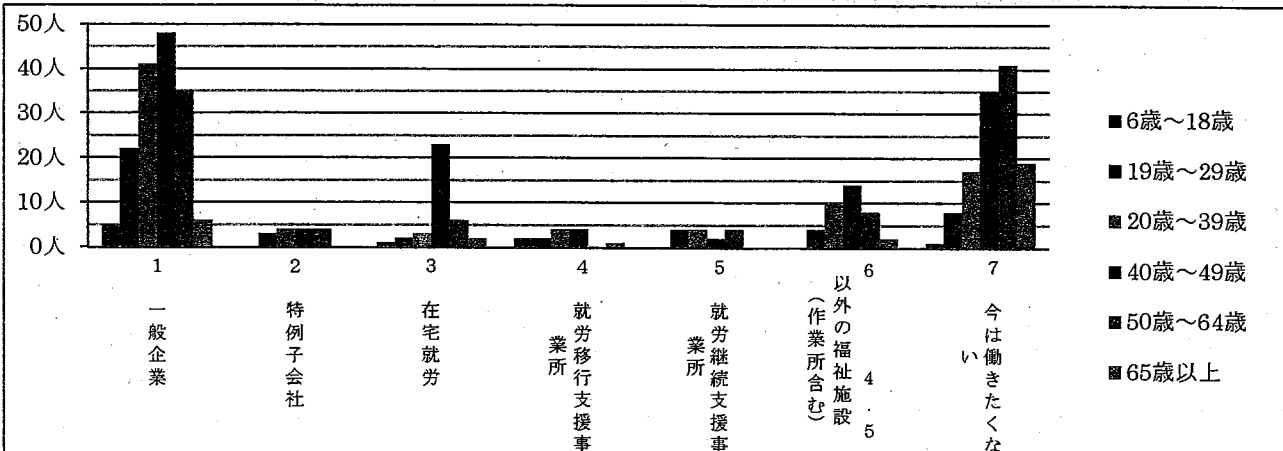
【身体障害】



【知的障害】



【精神障害】



とりくみ しゅうろう
取組 5-1 就労

現状と取組の方向性

平成25年4月には、「障害者雇用促進法」で義務づけている企業等に対する法定雇用率が引き上げられるなど、障害者の就労を取り巻く環境は着実に進んでいます。今後も平成27年4月の「雇用納付金制度」の対象企業拡大や、平成30年の「精神障害者雇用義務化」など、制度改正・法改正等を背景に、障害者が働くことへの社会的関心はますます高まっています。

また、「企業就労」を目指す特別支援学校の卒業生や精神障害のある方は、年々増加傾向にあり、就労支援ニーズがより一層高まると同時に、就労後に安心して、働き続けられるための支援が重要です。個々の障害特性に合わせたきめ細かな支援とともに、精神障害や発達障害などの分かりにくい障害については、企業等の障害理解を進めることが必要です。

そこで、障害者就労支援センター等を中心に、就労支援の促進と、その後の定着支援に取り組みます。また、安定した就労を支えるための生活支援など、各地域の関係機関との連携を強化します。その他、多様化する就労支援ニーズに対応できるよう、支援者のスキルアップ・人材育成や、企業等に対する障害者雇用促進のための啓発を進めます。

施策

◆一般就労の促進と就労後の定着支援の充実

▶ 障害者就労支援センター等を中心とした、就労支援体制の充実・強化
…多様化する就労支援ニーズや生活面での支援も含めた定着支援に対して、就労支援センター強化をはじめ、就労移行支援事業所等、障害福祉サービス事業所や特別支援学校等の関係機関と連携を図りながら、働く障害者への支援の充実を図ります。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
障害者就労支援センター（9か所）	働きたいと願う障害のある方やすでに働いている方が安心して働き続けるための支援を、企業や関係機関と連携しておこなっていきます。	9か所 (支援対象者数3,400人)	平成29年度までの状況等を基に設定

▶ 支援者のスキルアップ・人材育成

…精神障害や発達障害のある方からの相談が増えていることや、視覚障害、聴覚障害など様々な障害特性や支援の専門性に対応し、サービスの質を上げていくため、就労支援スキルの向上を図るなどの人材育成を行います。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
就労支援機関の 人材育成【新規】 【再掲】	就労支援機関職員の支援 スキルを向上させるため、人材 育成の仕組みづくりを検討しま す。	検討を踏まえた 研修等の実施	推進

▶ 企業等への障害者雇用の理解促進

…企業における障害者雇用を促進し、働き続けられる環境づくりを広めるため、障害者雇用に係る制度や支援機関の周知・啓発を進めます。また、障害者雇用率の対象とはならない、※50人未満の市内企業に対する雇用啓発についても検討を進めます。
 (※法定雇用率2.0%：平成26年度時点)

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
働きたい！あなた のシンポジウム	働く障害者や、雇用を進める 企業などの「生の声」を聞くこ とで、障害者雇用の理解促進や 啓発を進めます。	参加者数 (累計) 600人	参加者数 (累計) 1,200人
企業と福祉を繋ぐ セミナー	障害者雇用を検討する企業等 を対象に、福祉の支援機関等を 繋げることや雇用に関する制度 の情報提供を行います。	参加企業数 (累計) 120社	参加企業数 (累計) 240社
障害者雇用事例の 紹介	障害者雇用で優れた取組を 行う企業等をデータベースにし て市のWEBページ等で広く紹 介します。	紹介企業数 (累計) 90社	紹介企業数 (累計) 150社

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成29年度	へいせい ねんど 平成32年度
ちゅうしょう きぎょう 中小企業への しょうがいしゃ こよう しえん 障害者雇用支援 しんき 【新規】	しないきぎょう たいはん し 市内企業の大半を占める中 しょう れいさいきぎょう たい こようけいはつ 小・零細企業に対する雇用啓発 む けんとう に向けて検討します。	けんとう ふ 検討を踏まえた じぎょう じっし 事業の実施	すいしん 推進

ふくしてきしゅうろう いっぱんしゅうろう
◆福祉的就労から一般就労へ

しょうがいふくしきーび すじぎょうじょう れんけいきょうか
▶ 障害福祉サービス事業所等との連携強化

しゅうろういこうしえん しゅうろうけいぞくしえんじぎょうじょう とくべつしえんがっこう くやくしやう かんけい
…就労移行支援・就労継続支援事業所等をはじめ、特別支援学校や区役所等の関係
きかん がそれぞれの役割を発揮し、連携を強化することで「福祉」から「就労」へと繋
ぎを
ける仕組みの構築を目指します。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成29年度	へいせい ねんど 平成32年度
ちいき しゅうろう 地域における就労 しえん ネットワークの こうちく しんき 構築【新規】	かんけいきかんどうし れんけい きょうりよく 関係機関同士の連携・協力 たいせい こうちく きぎょう 体制を構築することで、企業 しゅうろう そくしん しゅうろうご ていちゃく 就労の促進、就労後の定着 しえんおよびせいかつしえん じゅうじつ ほか 支援及び生活支援の充実を図 ります。	かんけいきかん 関係機関との れんけい 連携 がいどらいいん ガイドラインの さくていとう 策定等	すいしん 推進

しゅうろういこうしえんじぎょう
● 就労移行支援事業（※）

いっぱんしゅうろうとう いこう む じぎょうしやない きぎょう さぎょう じっしゅう てきせい
一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適正に
あつた しょくばさが しゅうろうご しよくばていちゃく しえんとう おこな
あつた職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。

しゅうろうけいぞくしえんじぎょう えーがた
● 就労継続支援事業（A型）（※）

つうしょ こようけいやく ちと しゅうろう まかい ていきょう いっぱんしゅうろう
通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に
む しえん いつていきかんおこな
向けた支援を一定期間行います。

しゅうろうけいぞくしえんじぎょう びーがた
● 就労継続支援事業（B型）（※）

つうしょ しゅうろう せいさんかつどう まかい ていきょう いっぱんしゅうろう む
通所により、就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に向けた
しえん おこな
支援を行います。

しゅうろういこうしえん しゅうろうけいぞくしえんとう ぐたいてき もくひょう さーび すみこみりょうとう
※ 就労移行支援、就労継続支援等の具体的な目標（サービス見込量等）については、
とりくみ にっちゅうかつどう けいさい しょうがいふくしけいかくたいしゅうじぎょう
「取組5-3 日中活動（P.116）」に掲載しています。（障害福祉計画対象事業）

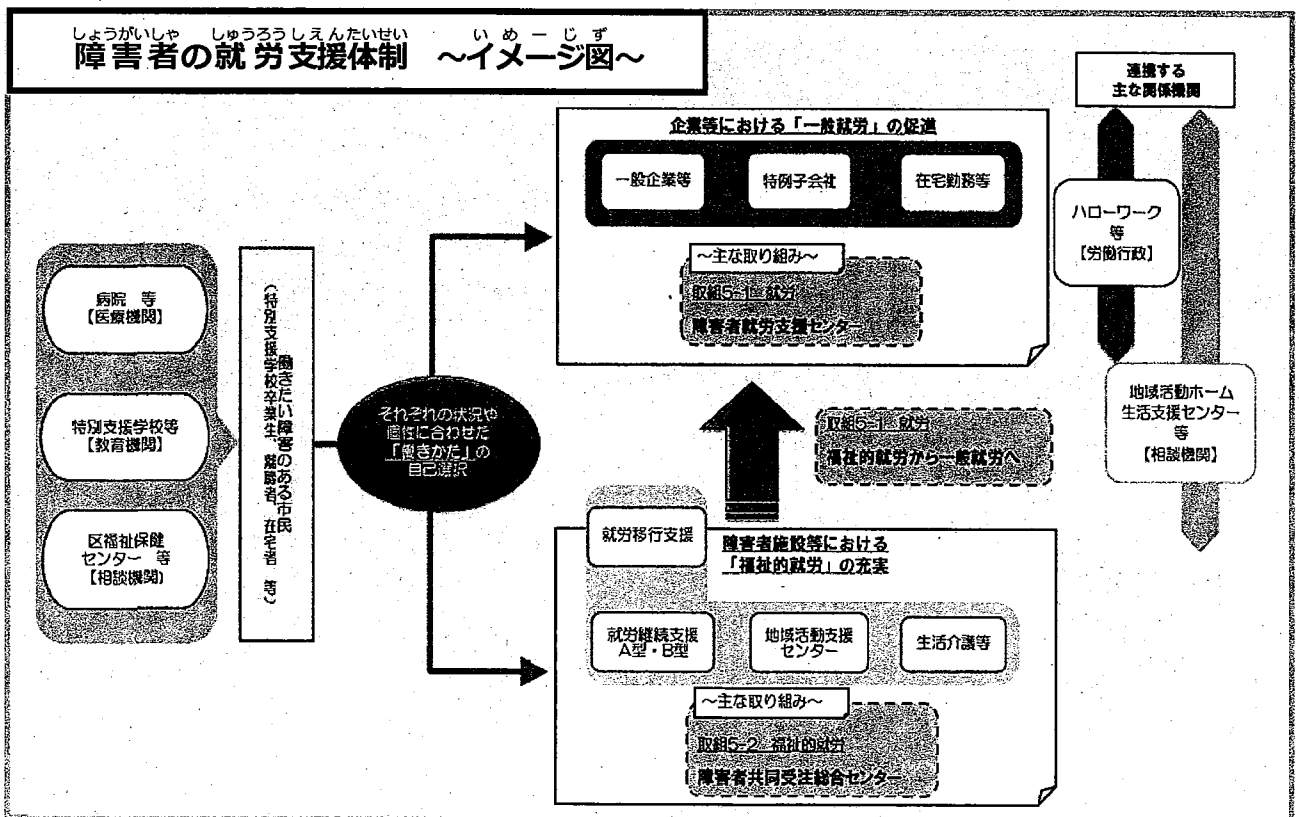
【目標】

平成24年度実績の福祉施設から一般就労への移行者数	160	人	平成29年度見込の福祉施設から一般就労への移行者数	360	人
平成25年度末時点での就労移行支援事業の利用者数	556	人	平成29年度末時点での就労移行支援事業の利用者数	898	人
平成25年度実績の就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率が3割以上の事業所の割合	36	パーセント	平成29年度見込の就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率が3割以上の事業所の割合	41	パーセント

障害福祉サービス事業所等職員の人材育成

…事業所等の職員が就労支援の視点を意識し、必要な技術・知識を習得できるように、研修体系の構築を目指します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
障害福祉サービス事業所等職員向けの研修【再掲】	事業所の職員が、障害者雇用を行っている企業での「就業体験」などを通じて、就労支援スキルの向上や、就労に向けた意識づけを行います。	参加人数 (累計) 90人	参加人数 (累計) 180人



とりくみ ぶくしてきしゅうろう
取組 5-2 福祉的就労

現状と取組の方向性

企業等での就労が困難な方など、地域の障害者施設等に通り、そこでの「福祉的就労」に従事する方の収入（工賃）を向上させることも障害のある方の自立を支えるうえで重要です。

そこで、「障害者優先調達推進法」に基づき、官公需における障害者施設等への優先的な調達に努めるとともに、引き続き、企業等からの受注促進や自主製品の販路拡大に取り組みます。また、施設情報の集約や受注体制の構築など、福祉的就労を充実させていくための仕組みづくりを進めます。

施策

◆作業の充実と工賃向上

▶企業等からの受注促進及び自主製品の販路拡大

…障害者共同受注総合センターを設置し、市内障害者施設等における企業等からの受注促進及び自主製品の販路拡大などを通じて、職業訓練を充実させるとともに、工賃向上を目指します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
よこはま障害者共同受注総合センター【新規】	市内の障害者施設等の情報を集約するとともに、企業等からの作業受注における窓口及びコーディネート等を行います	加盟施設における「月額平均工賃」が10%以上上昇	平成29年度までの状況等を基に設定する。

しょうがいしゃゆうせんちようたつすいしんほう もと ちようない はつちゆうそくしん
▷ 障害者優先調達推進法に基づき、庁内からの発注促進

ほりつ もと よこはまし ちようたつほうしん まいねんどさくてい ちようない しゅうち けいはつ と く
…法律に基づき、横浜市の調達方針を毎年度策定し、庁内への周知・啓発に取り組む
ことで、障害者施設等への発注を促進します。また、さらなる推進のための仕組みづ
くりを進めます。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成29年度	へいせい ねんど 平成32年度
ゆうせんちようたつすいしん 優先調達推進のた めの庁内への啓発	ちようないらん ちようないほう かつよう 庁内LANや庁内報などを活用 し、優先調達における区局等の 優れた発注事例を広く周知・ 啓発を行います。	すいしん 推進	へいせい ねんど 平成29年度まで の状況等を基 に設定する。
たいしやうじぎやうしよ かくだい 対象事業所の拡大 に向けた検討 【新規】	とくれい こがいしゃ、じゅうど たすうこよう 特例子会社、重度多数雇用 事業所及び在宅障害者等、 法律の対象範囲である企業等 への対象拡大に向けて検討を 行います。	かだい けんしやう 課題の検証を 踏まえた実施 検討	すいしん 推進

しゃかいさんか きかい かくほ
▷ 社会参加する機会の確保

きぎやう はたら せつ にちちゆうかよ ごんなん ざいたく かた しゃかいさんか
…企業で働くことや、施設に日中通うことが困難な在宅の方でも、社会参加できる
機会を確保できるような仕組みを検討します。

とりくみ につちゅうかつどう
取組5-2 日中活動

げんじょう と 取組の方向性

ほんにん きぼう や、その人の状態にあった日中の活動場所の充実が必要です。
しょうがいじ しゃじしん が、日中活動場所を選択できるようにするため、各事業所が、それぞれの特 徴を生かした運営ができるような仕組みを検討します。

し 策

につちゅうかつどうばしょ かくじゅう
◆ 日中活動場所の拡充

につちゅうかつどうさき せっちそくしんおよ につちゅうかつどうさき やくわり めいかくか
▷ 日中活動先の設置促進及び日中活動先の役割の明確化

げんざい につちゅうかつどう しゃかいしげん やくわり いち めいかくか
…現在の日中活動にかかわる社会資源の役割・位置づけを明確化します。

しょうがいじやほんにん きぼう かつどうばしょ せんたく ほうほう いるようてきけ あとうせんもんてき しえん
障害者本人が希望する活動場所を選択できる方法や医療的ケア等専門的な支援が
ひつよう なた につちゅうかつどうばしょ じゅうじつ けんとう
必要な方の日中活動場所の充実について、検討します。

とく とくべつしえんがっこう そつぎょうせい いきさきとう につちゅうかつどうばしょ せっち すいしん
特に、特別支援学校の卒業生の行先等となる日中活動場所の設置を推進します。

せいかつかいご
● 生活介護

につちゅう しょくじ にゅうよく はい どう かいご にちじょうせいかつじょう しえん せいさんかつどう まかいとう
日中、食事や入浴・排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動の機会等
ていきょう
を提供します。

じりつくんれん きのうくんれん
● 自立訓練（機能訓練）

りがくりょうほう さぎょうりょうほうとう しんたいてきり はびりてーしょん にちじょうせいかつじょう そうだん
理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション、日常生活上の相談
しえんとう おこな
支援等を行います。

じりつくんれん せいかつくんれん
● 自立訓練（生活訓練）

しょくじ かじとう にちじょうせいかつのうりよく こうじょう しえん にちじょうせいかつじょう そうだん
食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談
えんじょとう おこな
援助等を行います。

しゅうろつういごうしえんじぎょう
● 就労移行支援事業

いっばんしゅうろつうとう いごう む じぎょうしよない きぎょう さぎょう じっしゅう てきせい
一般就労等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適正に
しよくばさが しゅうろつご しょくばていちゃく しえんとう おこな
あった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。

しゅうろつうけいぞくしえんじぎょう エーがた
● 就労継続支援事業（A型）

つうしょ こようけいやく ちと しゅうろつ まかい ていきょう いっばんしゅうろつ
通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に
む しえん いっていきかんおこな
向けた支援を一定期間行います。

● 就労継続支援事業 (B型)

通所により、就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に向けた支援を行います。

● 地域活動支援センター作業所型

創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流促進等の活動を実施します。

● 中途障害者地域活動センター

脳血管疾患の後遺症などで障害のある人に対して、生活訓練や地域との交流などを行いながら、自立した生活や社会参加への支援を実施します。

④ 【目標】

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度～ 平成32年度
	人分	人日	人分	人日	人分	人日	
生活介護	7,150	人分	7,759	人分	8,420	人分	平成29年度までの 状況等を基に 設定する。
	125,140	人日	135,795	人日	147,357	人日	
自立訓練 (機能訓練)	26	人分	26	人分	26	人分	平成29年度までの 状況等を基に 設定する。
	422	人日	422	人日	422	人日	
自立訓練 (生活訓練)	191	人分	193	人分	194	人分	平成29年度までの 状況等を基に 設定する。
	2,801	人日	2,829	人日	2,857	人日	
就労移行 支援事業	657	人分	807	人分	898	人分	平成29年度までの 状況等を基に 設定する。
	10,911	人日	13,683	人日	15,252	人日	
就労継続 支援事業 (A型)	670	人分	891	人分	1,141	人分	平成29年度までの 状況等を基に 設定する。
	13,422	人日	17,851	人日	22,849	人日	
就労継続 支援事業 (B型)	2,964	人分	3,507	人分	4,150	人分	平成29年度までの 状況等を基に 設定する。
	53,365	人日	61,501	人日	72,747	人日	

	へいせい ねんど 平成27年度		へいせい ねんど 平成28年度		へいせい ねんど 平成29年度		へいせい ねんど 平成30年度～ へいせい 平成32年度
ちいきかつどうしえん センター センター さぎょうしょがた 作業所型(※)	189	か所	185	か所	181	か所	へいせい ねんど 平成29年度までの じょうきょうとう ちと 状況等を基に せってい 設定する。
	3,892	にん	3,800	にん	3,707	にん	
ちゅうとしょうがいしゃ 中途障害者 ちいきかつどう 地域活動 センター	18	か所	18	か所	18	か所	へいせい ねんど 平成29年度までの じょうきょうとう ちと 状況等を基に せってい 設定する。
	529	にん	529	にん	529	にん	

※ちいきかつどうしえん せんたー さぎょうしょがた ひつようずう かくほ しょうがいふくし
 ※地域活動支援センター作業所型については、必要数を確保するとともに、障害福祉
 サービスへの事業移行を進めていきます。

※この表における単位の考え方は以下のとおりです。

- ・「人分」「回」…月間の利用人数・回数
- ・「人日」…「月間の利用人数」×「一人一か月あたりの平均利用日数」

とりくみ
取組5-4 移動支援

現状と取組の方向性

移動支援施策体系の再構築等により、ガイドヘルプなどの障害児・者の移動を支える制度は拡充してきていますが、それらの制度をさらに有効に利用できるような取組が必要です。そこで、本人の希望に沿った移動支援に関する情報を整理して提供できる体制を充実させるとともに、引き続きヘルパー等の担い手の確保に取り組み、制度を円滑に利用できるようにします。また、通所等の社会参加を一層効果的に進める送迎の仕組みを検討します。

施策

◆移動支援の充実による社会参加の促進

▶総合的な移動支援策の実施と円滑な利用の支援

…ガイドヘルプ・ガイドボランティアなど移動時の付き添いの支援、福祉特別乗車券・タクシー利用券など経済的な負担の軽減策、車両のバリアフリー化の支援など、総合的に移動支援策を実施し、社会参加の促進を図ります。

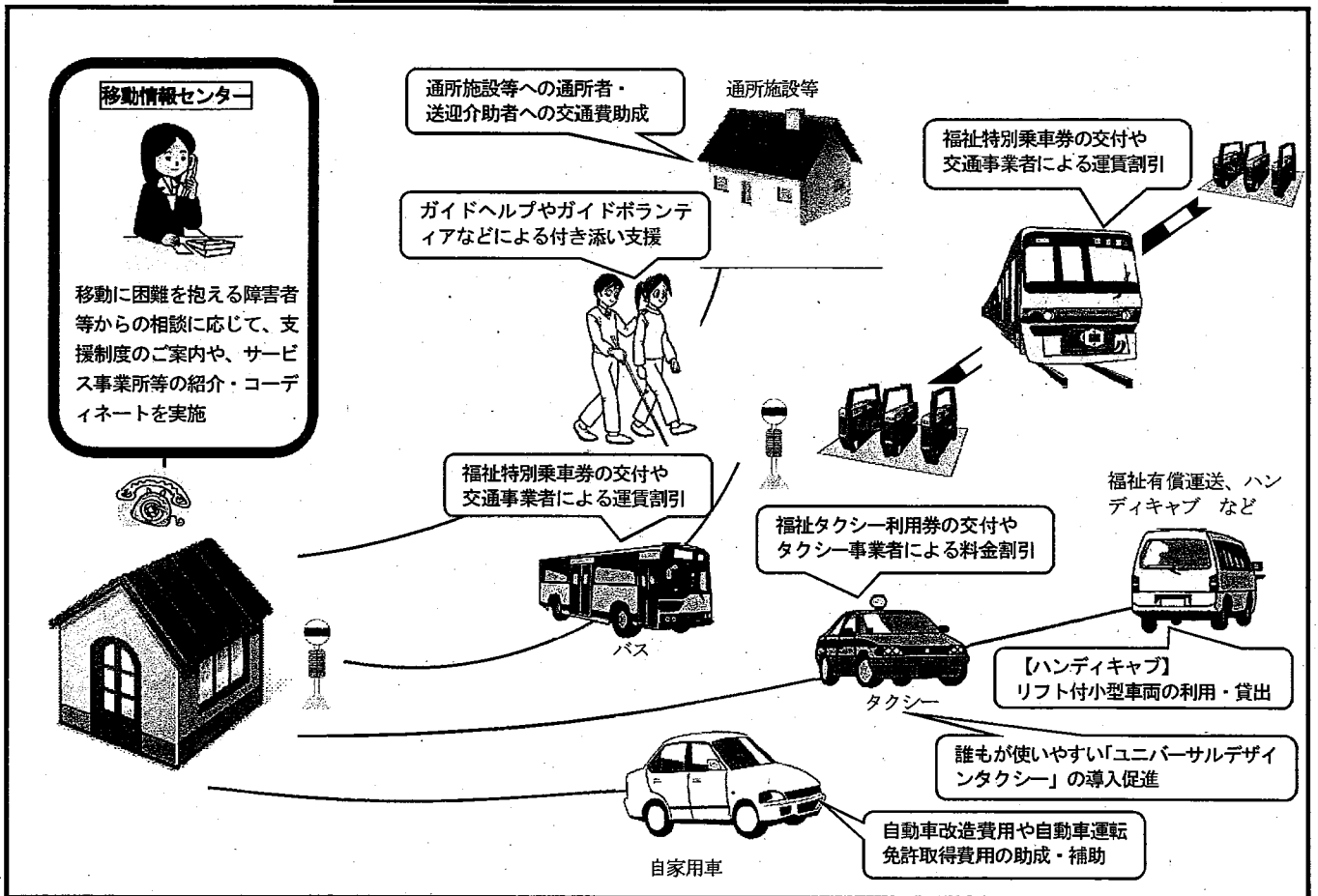
また、これらを含めた移動支援の仕組みについて、一人ひとりにあった適切な利用が円滑にできるよう支援します。

さらに、実施にあたって必要な人材等の確保、効率的な車両利用の仕組みの検討を行います。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
移動情報センター 運営等事業の推進 (あ)	移動支援に関する情報を集約し、一人ひとりにあった適切な情報を提供することや、移動支援を支える人材の発掘・育成を行う移動情報センターの取組を進め、市内のどの地域でも移動支援の仕組みを効果的に利用できるようにします。	相談件数 2,500件	相談件数 3,600件

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
ガイドヘルパー等研修 受講料助成【再掲】 ㊤	ガイドヘルパー等の資格取得のための研修受講料の一部を助成し人材確保を図ります。	推進	推進
ガイドヘルパースキルアップ研修【再掲】 ㊤	より質の高いサービスが提供できるよう移動支援事業の従業者を対象に研修を実施します。	推進	推進
効率的な車両利用の仕組みの検討 ㊤	通所等の社会参加が一層進められるよう、乗合形式等による効率的な車両利用の仕組みを検討します。	推進	推進
難病患者外出支援サービス事業	一般の交通機関を利用しての外出に困難を伴う、車いす利用者等に福祉車両によるサービスを提供します。	推進	推進
在宅重症患者外出支援事業	車いすによる移動が困難でストレッチャー対応車を使用せざるを得ない難病患者が、通院等の際、所定の患者等搬送用自動車を利用した場合に、その移送費の一部を助成します。	推進	推進
福祉有償運送事業	移動に介助が必要な身体障害者等を対象に、登録されたNPO法人等により、自家用自動車を使用して有償で輸送するサービスを促進します。	推進	推進

しょうがいじ しゃ い どう し えん
 障害児・者の移動を支援するさまざまな仕組み



とりにくみ ぶんか すぽーつ れくりえーしょん
取組5-5 文化・スポーツ・レクリエーション

現状と取組の方向性

スポーツ・文化をはじめとするさまざまな余暇活動を楽しむ場や機会の少なさを、それらの情報が入手しづらいといった課題があります。

そこで、スポーツ・文化活動を行う場所や発表の機会などの充実を進めつつ、活動団体の取組の情報を発信することなどにより、多くの方が参加しやすい環境を整えるとともに、活動している方にとっての生きがいに繋げていきます。

また、スポーツ・文化活動だけではなく、余暇活動は、人生を楽しむための大きな要素であるだけではなく、より多くの方々と接点を持つことにより、社会参加のきっかけや就業意欲の向上にもつながるため、さまざまな余暇活動の場の充実を進めます。

施策

ぶんか げいじゅつかつどう すいしん
◆文化・芸術活動の推進

げいじゅつ ふ あ きかい さくひんはっぴょう きかい かくほ
▶芸術に触れ合える機会と作品発表の機会の確保

…さまざまな障害特性に応じて、どのような機会の提供ができるかを検討し、障害者が「観る、聴く、触れる、感じる、楽しむ」を通して、芸術に触れ合う機会の提供を検討します。

また、障害者自身の一層の自立につなげていくため、現代アート国際展である「ヨコハマ・パラトリエンナーレ」を開催します。

さらに、生み出された作品の展示等について、障害のあるなしにかかわらず展示機会の確保、芸術活動の環境づくりを検討します。

事業名	事業内容	平成29年度	平成32年度
参加型アートイベントの開催	市内のさまざまな会場を活用して、参加型のアートイベントを検討・開催します。3年に一度開催されるパラトリエンナーレへの基盤づくりとして、障害者の芸術活動の環境づくりを検討します。	推進	推進

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成29年度	へいせい ねんど 平成32年度
よこはま ばらとり エンナーレの開催	しょうがいしゃ げいじゅつかつどう そくしん 障害者の芸術活動を促進する こと、しょうがいしゃ げいじゅつか ぎょうどう 障害者と芸術家の協働 さくひんづく おこな 作品作りを行うことなどによ り、しょうがいしゃじしん いっそう じりつ り、障害者自身の一層の自立に つなげていくため、「よこはま・ ばらとりエンナーレ」という げんだいあーとこくさいてん かいさい 現代アート国際展を開催しま す。	かいさい 開催	かいさい 開催
ごうしゅ ず がごうさく 4校種 図画工作・ びじゅつ しょうさくひんてん 美術・書道作品展 とくべつしえんきょういくぶちん 特別支援教育部門 ～つたえたい ぼく のおもい わたしの きもち～の開催 【再掲】	ごうしゅ しょう ちゅう とう とくべつしえん 4校種 (小・中・高・特別支援) ようじじどうせいと さくひん いちどう の幼児児童生徒の作品を一堂に あつ しみんこうかい さくひんてん かいさい 集め、市民公開の作品展を開催 することで、しょうがい こ 障害のある子ども ぶんかかかつどう かん びきゅうけいはつ の文化活動に関する普及啓発を はか 図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進

しょうがいしゃ げいじゅつかつどう しえん
 ▶ 障害者の芸術活動を支援するためのネットワークづくり

ぶんか げいじゅつかつどう とく しょうがいしゃ かぞく しえんしゃ たい しえん すいしん
 …文化・芸術活動に取り組む障害者やその家族、支援者に対する支援を推進するため
 ネットワーク・拠点づくりを検討します。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成29年度	へいせい ねんど 平成32年度
しょうがいしゃ げいじゅつかつ 障害者の芸術活 どうしえん ネットワー ク構築【新規】	しょうがいしゃ びじゅつかつどう ささ じん 障害者の美術活動を支える人 ざい だんたいとう かんけいきかん 材、団体等の関係機関による ネットワーク化を図り、芸術活 どう じょうほうしゅうしゅう はっしん おこな 動の情報収集、発信を行う きよてん せっち 拠点を設置します。	こうちく 構築	すいしん 推進

すぽーつかつどう すいしん
 ◆ スポーツ活動の推進

おりんぴっく ばらりんぴっく かいさい あ じょうほうはっしん しょうがいしゃ すぽーつ すいしん
 ▶ オリンピック・パラリンピックの開催に合わせた情報発信や障害者スポーツの推進

ねん おりんぴっく ばらりんぴっく とうきょうたいかい む しょうがいしゃ すぽーつ まうん
 …2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会に向けた障害者スポーツの機運
 たかま りに あ かくち かいさい しょうがいしゃ すぽーつ とりくみ かん じょうほうしゅう
 の高まりに合わせて、各地で開催される障害者スポーツの取組に関する情報収
 しゅう はっしん しょうがいしゃ すぽーつ すいしん
 集・発信により、障害者スポーツを推進します。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成29年度	へいせい ねんど 平成32年度
ばらとらいあすろん パラトリアスロンの強化	しょうがいしゃ すぼーつぶんかせんたー 障害者スポーツ文化センター よこはまらぼーる 横浜ラポールにおいて、パラト らいあすろんきょうぎ ふきゅう きょうか ライアスロン競技の普及・強化 む とりくみ すいしん に向けた取組を推進します。	すいしん 推進	すいしん 推進
とくべつしえんがっこう 特別支援学校にお けるスポーツ選手 すぼーつせんしゅ 育成強化事業 いくせいきょうかじぎょう 育成強化事業	おりんぴっく・ぼらりんぴっく オリンピック・パラリンピック とうきょうたいかいさい けいき 東京大会開催を契機として、 とくべつしえんがっこう おこな すぼーつ 特別支援学校で行うスポーツで せかい めざ じどうせいと しえん 世界を目指す児童生徒を支援す ることにより、しょうがい 障害のある 子どもたちのじりつ しゃがいさんか 自立と社会参加に つなげます。	すいしん 推進	すいしん 推進

◆レクリエーション活動の推進

よこはまらぼーる すぼーつせんたーとう ちいき
▶横浜ラポールやスポーツセンター等、地域におけるレクリエーション活動の啓発
よか すぼーつ たの しょうがいしゃ かつどう しえん みぢか ちいき すぼーつ
…余暇としてスポーツを楽しむ障害者の活動を支援する、身近な地域にあるスポーツ
とお れくりえーしょんかつどう すいしん ちいきじんざい いくせい くわ たとし
を通したレクリエーション活動の推進や、地域人材の育成に加え、他都市における
せんしんてき とりくみとう じょうほうしゅうしゅう けいはつ すいしん
先進的な取組等の情報収集や啓発を推進します。

じぎょうめい 事業名	じぎょうないよう 事業内容	へいせい ねんど 平成29年度	へいせい ねんど 平成32年度
しょうがいしゃ すぼーつ 障害者スポーツの けいはつ 啓発	たとし とりくみ じょうほうしゅう 他都市における取組の情報収 しゅう ぐたいてき けいはつほうほう けんとう 集と、具体的な啓発方法の検討 おこな を行います。	けいはつほうほう 啓発方法の けんとう 検討	すいしん 推進
みぢか ちいき 身近な地域におけ る障害者スポーツ すいしん の推進	みぢか ちいき すぼーつせん 身近な地域にあるスポーツセン たーとう かつよう しょうがいしゃ すぼ ター等を活用して、障害者スポ ーつにいつでも取り組むことが できるよう、ちいきじんざい いくせい 地域人材の育成を すす しょうがいしゃ すぼーつ かつどう 進め、障害者スポーツ活動の すいしん はか 推進を図ります。	すいしん 推進	すいしん 推進

▶健康づくり環境の整備 <<再掲>>

しょうがいとくせい りかい すたっふ せんようせつび ゆう かんれんしせつ い しょうがいしゃ ちいき
…障害特性を理解したスタッフや専用設備を有する関連施設を生かし、障害者が地域
で生活していくために必要な体力づくりやリハビリテーションに活用できるよう、ちいき
の人材育成も含めた環境の整備を進めます。

第IV章

PDCAサイクルによる計画の 見直し

第IV章 P D C Aサイクルによる計画の見直し

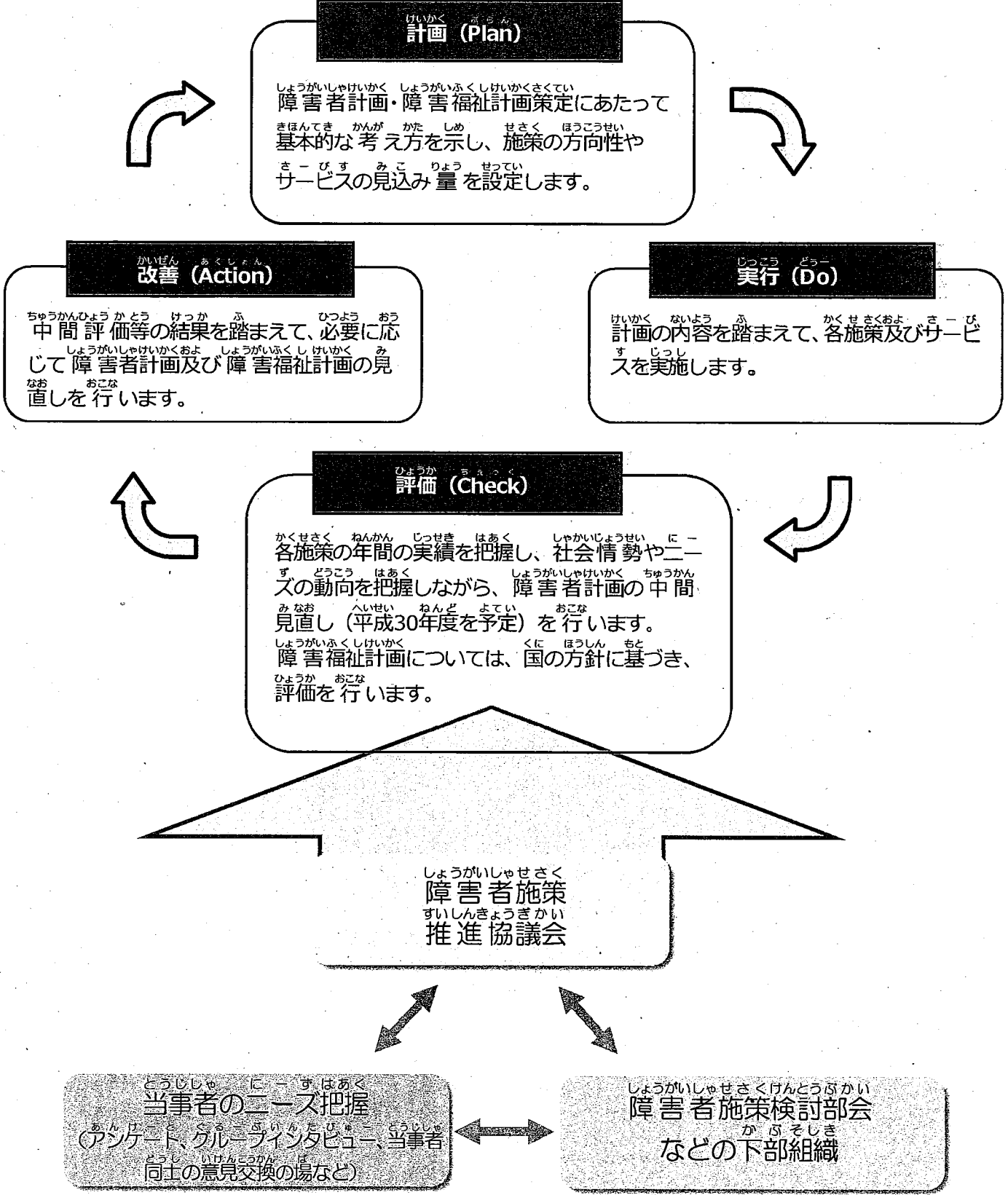
1 P D C Aサイクル

「第3期横浜市障害者プラン」は、平成27年度から32年度までの6年間を計画期間としていますが、3年後の平成30年度には、「横浜市障害福祉計画」の改定を行う予定のため、それに併せて計画の見直しを行う予定です。

見直しにあたっては、プランの進行管理、進捗についての評価を行い、「横浜市障害者施策推進協議会」並びに「障害者施策検討部会」などの下部組織での議論も含め、当該施策・事業の必要性の検討を行います。また、事業規模や期間の見直し、社会情勢の変化やニーズの変化に伴う新しい課題に柔軟に対応します。

さらに、障害福祉施策の中でも重要かつ、障害児・者への影響が大きいことが予想されるものについては、当事者同士による意見交換の場を設置するなど、その際の社会情勢に合った方法で、より丁寧にニーズを把握します。

【PDCAサイクル】



資 料 編

1 第2期横浜市障害者プランの検証評価

【進行状況】

- ：想定した目標を達成し、想定したとおりの効果が得られた
- △：一定程度の効果は得られた
- ×：想定した目標は達成できず、効果も得られなかった。

※平成25年度末時点の進行状況について、累計で表した方が妥当なものと、現状の最新の実績数値で表した方が妥当なものとを判断した上で記載しています。

1 将来にわたるあんしん施策

親亡き後も安心して地域生活が送れる仕組みの構築			
事業名	計画目標値 (26年度末)	平成25年度末 時点	進行
1 後見的支援推進事業	拡充	累計11区(平成26年3月時点)	○
2 後見的支援を要する障害者に関する支援事業	推進	申立費用助成件数 10件 報酬助成件数 13件 (平成25年度実績)	△
3 多機能型拠点の整備	拡充	2か所開所 ・多機能型拠点「郷」(栄区桂台中)(平成24年10月開所) ・多機能型拠点「つづきの家」(都筑区佐江戸町)(平成25年10月開所) 1か所整備開始	○
4 緊急時ホットライン	検討 身体・知的障害者の緊急時対応の仕組み	他自治体等で行われている同様な取組についてヒアリング等を行い、本市での実施について部内で検討を実施	×

障害者の高齢化・重度化への対応			
事業名	計画目標値 (26年度末)	平成25年度末 時点	進行
5 障害者グループホーム設置 運営費補助事業	推進	・重度化対応モデル事業 ※平成26年度より法定グループホームへ移行 ・高齢化対応モデル事業	△
6 民間住宅居住支援事業	推進	4件 (平成25年度)	△
7 障害者施設で働く看護師のための巡回相談等事業 (旧 非医療職のための医療的ケア研修等実施事業)	推進	・非医療職のための研修会の実施 各年度1回 (平成23及び24年度) ・障害施設で働く看護師のための巡回相談の実施 11回 (平成25年度)	○

地域生活のためのきめ細かな対応			
事業名	計画目標値 (26年度末)	平成25年度末 時点	進行
8 障害児者の医療環境推進事業	推進	・知的障害者対応専門外来の設置 (2病院) ・健康ノートの配布	△
9 肺炎球菌ワクチン接種助成事業	推進	857件 (平成25年度) (H22以降の延べ接種者数 8,329件)	○
10 精神科救急基幹病院機能強化事業	設定なし	市民専用病床整備 平成22年度 横浜市立大学附属 市民総合医療センター 3床 平成24年度 昭和大学横浜市 北部病院 3床	○
11 精神科救急協力病院保護室整備事業	設定なし	医療機関の意向を把握するための手法を検討した	△
12 重度障害者入院時コミュニケーション事業	推進	23件 (平成25年度)	△
救急手話通訳者派遣	推進	31件 (平成25年度)	○

事業名	計画目標値 (26年度末)	平成25年度末 時点	進行
13 障害者移動支援事業	推進	ガイドヘルプ事業 ・平均利用者数 4,003人 (H26.2末) ・利用時間数 573,147時間 ガイドボランティア事業 ・利用回数 58,019回	○
14 福祉特別乗車券交付事業・ タクシー料金助成事業	推進	福祉特別乗車券 ・交付者52,532人 福祉タクシー券 ・交付者15,221人	○
15 自動車運転訓練・改造費助成 事業	推進	自動車運転訓練費 ・平成25年度見込：64件 自動車改造費 ・平成25年度見込：83件	○
16 移動情報センター運営等 事業	検討	累計9区	○
17 入所施設等による地域生活 支援機能強化	推進	職員育成研修を実施	○
18 障害者自立生活 アシスタント事業	充実	36事業所	○
19 福祉人材の確保・育成	推進	平成25年度 ・来場者数：117人 ・採用人数：10人	△
障害者ガイドヘルパー研修 受講料助成	推進	実施(283件)	○
ガイドヘルパースキルアップ研 修	推進	平成25年度 ①サービス提供責任者向け：計168人 ②ガイドヘルパー現任者向け：計291人	○

事業名	計画目標値 (26年度末)	平成25年度末 時点	進行
20 精神障害者の家族支援事業	推進	平成25年度 ・緊急滞在場所：延べ152日 ・講習会：4講座実施、1講座につき5回開催	○
21 障害者地域活動ホーム助成事業	充実	8事業所で生活支援事業を拡充して実施	△
22 高次脳機能障害者支援事業	拡充検討	専門相談支援事業：累計6区	○
23 発達障害者支援体制整備事業	推進	・「世界自閉症啓発デーin横浜」の開催 ・サポートコーチ事業の実施 ・サポートホーム事業を開始	○
24 障害児居場所づくり事業 (児童デイサービスの推進)	拡充	平成24年度中に4か所、平成25年度中に8か所が、国事業(放課後等デイサービス)に移行	○
25 障害児施設整備事業	-	8か所目の地域療育センター整備完了	○
26 地域生活支援研究事業	推進	モニタリング事業実績 ・平成25年度 30箇所実施	○
27 生活援護事業	推進	人工喉頭(埋込型用人工算)、重度知的障害者の紙おむつ、ポータブル温水洗浄便座の新規品目を追加し、日常生活用具給付事業の充実	○
聞こえの相談事業	推進	平成25年度 ・「聞こえの相談窓口」の設置 延べ71件 ・講座「聞こえと補聴器」の実施 4回実施、延べ217名参加	○
28 災害時障害者支援事業	拡充	・特別避難場所(障害者施設等)への福祉用具の備蓄：累計78か所整備。 ・地域防災拠点の多目的トイレ 累計15か所整備	○

2 重点施策

(1) 普及・啓発のさらなる充実

事業名	計画目標値 (26年度末)	平成25年度末 時点	進行 状況
当事者や市民団体による普及・啓発活動への支援	推進	・セーフティネットプロジェクトへの活動支援 ・まちのパン屋さん美施 ・夏休み期間を利用した小学生への体験学習 ・障害者週間に合わせたイベント開催	△
災害時における要援護者支援の推進	推進	・「黄色」・「緑」バンダナの推進 ・特別避難場所への備蓄美施	○
疾病や障害に関する情報発信	推進	・広報掲載 ・研修の実施	○
副学籍による交流の推進	推進	・副学籍の実施 小学生204人 (42%) 中学生 24人 (9%)	○

(2) 相談支援システムの機能強化

事業名	計画目標値 (26年度末)	平成25年度末 時点	進行 状況
相談支援システムの普及(広める)	推進	・区の自立支援協議会での本人・家族関係者への普及活動の展開 ・区の自立支援協議会での相談支援事業に関する説明実施	△

事業名	計画目標値 (26年度末)	平成25年度末 時点	進行 状況
<p>相談支援事業者の養成(深める)</p>	<p>推進:障害児・者のニーズにあった研修、課題分析</p>	<p>・相談支援従事者初任者研修及び 現任研修に加え、事例検討研修 等の実施 ・初任者研修 6日間×2回 計183人 ・現任研修 3日間×1回 計69人 ・スキルアップ研修 3日間×2回 計52人 ・支援会議等の研修 3日間×1回 17人 ・研修体系の策定に向けた取組を 開始</p>	<p>△</p>
<p>自立支援協議会強化のための技術 支援(深める)</p>	<p>推進</p>	<p>・区の地域自立支援協議会から市の 自立支援協議会に検討内容や課題 の報告等ができるような 仕組みづくりの開始、運用 ・二次相談支援機関による、区の 自立支援協議会での事例検討を 行う際のスーパーバイズの実施</p>	<p>△</p>
<p>ケアマネジメントの充実(深める)</p>	<p>推進:関係機関と 連携した相談 支援</p>	<p>一部実施</p>	<p>△</p>
<p>当事者相談の推進(深める)</p>	<p>推進:当事者 相談員研修、 効果的な相談 支援体制の確立</p>	<p>・当事者相談のピア相談センター 集約化 ・相談員の派遣開始</p>	<p>○</p>
<p>相談支援事業評価基準の策定 (活かす)</p>	<p>推進:事業評価</p>	<p>・相談支援事業を実施している機関 への評価終了</p>	<p>○</p>
<p>難病患者への医療講演会・ 交流会の実施</p>	<p>推進</p>	<p>・各区で年間2回ずつ専門医による 医療講演会を実施 ・疾患別の交流会の実施</p>	<p>○</p>

(3) 地域生活を総合的に支える仕組みの構築

事業名	計画目標値 (26年度末)	平成25年度末 時点	進行 状況
地域生活を支援する拠点施設の 整備と機能拡充	すいしん 推進	せいしんしょうがいしゃせいけつしえんせんだー 精神障害者生活支援センター 18か所整備	○
あんしん 安心できる住まいの確保	すいしん 推進	ぐるーぷほーむ グループホーム 607か所 (3,290人分)	○
あんしん 安心できる生活支援の 体制づくり	すいしん 推進	しょうがいしゃじりつせいけつ 障害者自立生活アシスタント事業 36か所 じゅうどかたいおうもでるじぎょうじっし 重度化対応モデル事業の実施	○
しょうがいしゃせいけんせいせつ 障害者支援施設の 再整備等	すいしん 推進	さいせいび 再整備について、1か所工事完了、 3か所推進	○
ぐるーぷほーむ グループホームの 設置促進	680 か所 3,400 人	607 か所 (3,290人分)	○
ほいくじょ 保育所・幼稚園	すいしん 推進	しりつようちえんなど 私立幼稚園等で障害児利用に たいしつじょうじ 対して経費助成 へいせいねんど 平成25年度：932人	○
よこはませいけつ 横浜生活あんしん センター	すいしん 推進	きんせんかんりとうかだい 金銭管理等に課題を抱える市民の しえん 支援 593人	○
ちいきけあぷらざ 地域ケアプラザ	132 か所	へいせいねんど 平成25年度：累計 130 か所	○
こうきょうこうつうきかん 公共交通機関の ばりあぶりーか バリアフリー化	すいしん 推進	だんさかいしりょうすえきすう 段差解消済み駅数は 149 駅 のんすてつぱす ・ノンステップバス導入促進事業 じよせいけんすう 助成件数：44 台 (平成25年度) みんえいばす 民営バス事業者の市内営業所 における導 入台数：499 台	○
ちゅうとしょうがいしゃちいきかつどうせんたー 中途障害者地域活動センター	18 か所 511 人	18 か所・540 人 へいせいねんどまつ 平成25年度末	○

事業名 しぎょうめい 事業名	計画目標値 けいかくもくひょうち (26年度末) ねんとまつ	平成25年度末 へいせい ねんとまつ 時点 じてん	進行 しんこう 状況 じょうきょう
<p>なんびょうかんじゃ きょたくせいかつ 難病患者への居宅生活 しえんじぎょう じゅうじつ 支援事業の充実</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>へいせい ねんと なんびょうかんじゃきょたくせいかつ 平成24年度：難病患者居宅生活 しえん かくじぎょう じつし 支援の各事業を実施 へいせい ねんと なんびょう かんじゃ とう 平成25年度は難病患者等 ほーむへるぱー はげん じぎょう なんびょう ホームヘルパー派遣事業・難病 かんじゃ とう にちじょうせいかつようくきゅうふじぎょう 患者等日常生活用具給付事業、 なんびょうかんじゃ とう たんき にゅうしよ じぎょう 難病患者等短期入所事業は、 しょうがいせさく どうよう じぎょう なか 障害施策にある同様の事業の中で じつし 実施 がいしゅつしえん か んじぎょう じゅうしやう 外出支援に関する事業と重症 かんじゃ たいしやう いちじにゅうしんじぎょう 患者を対象とした一時入院事業 の実施（利用実績増加）</p>	<p>○</p>
<p>まちの ばりあふりー かすいしんちやうさ まちのバリアフリー化推進調査</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>ばりあふりー きほん こうそう さくてい バリアフリー基本構想の策定 ちくすう 地区数 へいせい ねんと まつ ちく 平成25年度末：15地区</p>	<p>○</p>
<p>えきぼらんていあじぎやう 駅ボランティア事業</p>	<p>すいしん 推進</p>	<p>かくえき えれべーた しせつ 各駅におけるエレベータ施設な ど、バリアフリー施設の整備進展に ともな ばりあふりー しせつ せいび しんてん に伴い、高齢者、障害者への利用支援 の比率が低下、お客様ニーズの変化 ひりつ ていか きやくさまにーず へんか により活動内容に課題が生じてい ることから、活動自体を休止し、 かつどうじたい きやうし 平成25年度は活動実績なし</p>	<p>×</p>
<p>しょうがいしゃちいきかつどうほーむ 障害者地域活動ホーム</p>	<p>41 箇所 しよ</p>	<p>しゃかいふくしほうじんがた しよ きのうきやうか 社会福祉法人型18か所、機能強化 がた しよ けい しよ そつだんしえん 型23か所の計41か所で相談支援 事業（社会福祉法人型のみ）、日中 じぎょう しゃかいふくしほうじんがた にっちゅう 活動事業、生活支援事業を実施 しゃかいふくし ほうじんがた ・社会福祉法人型 しゃかいふくし ほうじんがた しょうがいしゃちいき かつどう 社会福祉法人型障害者地域活動 ほーむ せいび すず へいせい ねんと まつ ホームの整備を進め、平成24年度末 なかく しよめ ほーむ かいしよ に中区に18か所目のホームが開所 これにより市内1区1か所、計18 しな い く しよ けい か所の整備が完了しました。</p>	<p>○</p>

事業名	計画目標値 (26年度末)	平成25年度末 時点	進行 状況
精神障害者 生活支援センター	18か所	精神障害者 生活支援センター 18か所整備	○
市営住宅の供給	推進	36件	○
小規模通所施設の設置促進	推進	・平成25年度末事業所数 (見込み) 地域作業所 (身・知) : 2か所 地活センター (身・知) : 123か所 地活センター (精神) : 73か所	○
短期入所・日中一時支援事業	推進	2事業所 (平成25年度)	○
障害者 支援施設の 地域生活支援機能の強化	推進	2事業所 (平成25年度)	○

(4) 医療環境・医療体制の充実

事業名	計画目標値 (26年度末)	平成25年度末 時点	進行 状況
医療従事者の障害理解の促進	推進	・障害児・者施設の看護師等への 研修実施 (6~10月) ・医療従事者等への講演会開催 (88人参加) ・医学部生への障害理解研修の 実施	△
初期救急医療体制の整備	推進	・神奈川県精神神経科診療 所協会 に協力要請し、精神保健指定医 の確保に取り組んだ	○
二次救急医療体制の拡充	推進	・三次救急との共用の病床数 を確保し、土日・午後・深夜に対応 できる病院を増やした	○
救急病床の整備	推進	・横浜市大センター病院と北部 病院に横浜市民専用病床を 確保した。 H25年度末：各3床 計6床	○

事業名	計画目標値 (26年度末)	平成25年度末 時点	進行 状況
精神科身体合併症転院事業	推進	精神科病院入院中の身体合併症の方を専用病床上に転院し、必要な医療を実施した。 平成25年度：70件	△

(5) 障害児支援の体制強化

事業名	計画目標値 (26年度末)	平成25年度末 時点	進行 状況
地域療育センターの整備	8か所	8か所目の整備完了	○
地域療育センターの機能拡充	8か所	全センターにおいて児童発達支援(旧児童デイサービス)を実施	○
地域療育センターの学校支援の推進	保育所等訪問支援として推進	平成25年度は255校で実施(学校支援事業として実施)	○
学齢障害児の居場所づくりの拡充 児童デイサービスの推進	放課後等 デイサービスへの移行を推進	児童発達支援52か所、放課後等デイサービスを58か所で実施	○
障害児相談支援の推進	推進	障害児相談支援事業を35か所で実施	△
中学校期以降における支援の充実	推進	発達障害者の相談支援体制と研修、市域での連携について検討を実施	○
中学校期以降における支援の充実	4か所	3か所目の相談機関設置	△
重症心身障害児施設における支援機能の強化・拡充	3か所	3か所目の整備計画について地元理解を得て、基本設計、実施設計を実施	△
障害児施設における支援機能の強化・拡充	推進	「なしの木学園」の民営化及び再整備について、法人選定、基本設計を実施 民間施設再整備1か所推進	○
発達障害児等支援事業	推進	特別支援教育コーディネーターを複数配置 20校に学習支援員を配置 市民向けに発達障害理解研修講座を年間14回開催	○

事業名	計画目標値 (26年度末)	平成25年度末 時点	進行 状況
通級指導教室整備事業	推進	・西が岡小学校情緒障害・言語障害通級指導教室工事完了 (26年4月開級) ・小学校15校、中学校4校、特別支援学校2校に設置	○
特別支援学校の再編整備	推進	・肢体不自由小中高等部と知的障害高等部を併置した若葉台特別支援学校を開設	○
肢体不自由特別支援学校医療的ケア体制整備事業	推進	・5校の肢体不自由特別支援学校に、1校あたり2～3名、計14名の看護師を配置	○
障害児学校生活支援事業	推進	・小学校336人、中学校73人の児童生徒に対して学校生活支援員を配置	○
学齢障害児夏休み支援事業	推進	・プール指導(5校)、プール開放(3校)、部活動(4校)、レクリエーション活動(3校)等を実施	○
学校施設のバリアフリー化	推進	・平成25年度：8校設置 ・小中学校設置校数：137校	○

(6) 障害者の就労支援の一層の拡充強化

事業名	計画目標値 (26年度末)	平成25年度末 時点	進行 状況
企業への雇用支援の強化	雇用事例紹介 企業(累計) 40社	・雇用事例紹介企業 (累計) 11社	△
働き続けるための 定着支援の強化	就労支援 センター利用 登録者 3,500人	・就労支援センター利用登録者 3,678人	○

事業名	計画目標値 (26年度末)	平成25年度末 時点	進行 状況
体験実習や訓練事業等の拡充	職場実習 利用者 80名	・職場実習 利用者 135人	○
精神障害者や手帳のない障害者への支援の拡充	精神障害者の 新規就労者数 240名	・精神障害者の新規就労者数 225人	△
福祉的就労の一層の充実	障害者施設等への 作業幹旋件数 130件	・障害者 施設等への作業幹旋件数 193件	○

(7) 発達障害児・者支援の体制整備

事業名	計画目標値 (26年度末)	平成25年度末 時点	進行 状況
関係機関の連携の促進	推進	・地域の相談支援機関に向けた研修を実施	○
具体的な支援策の開発と普及	推進	・支援開発事業(就労移行支援事業)を実施	○
発達障害児への支援の充実	推進	地域療育センター8か所で知的に遅れのない発達障害児を対象とした通所支援事業(旧児童デイサービス事業)を実施	○
特別支援教育の推進	「個別の指導計画」について、対象となる全ての児童生徒について作成	全小中学校で支援が必要な児童生徒に対して「個別の指導計画」を作成 作成率86.8% (平成24年度)	○

3 しょうがいふくしき - びす 障 害 福 祉 サ ー ビ ス

(1) 施設入所者の地域生活への移行

※旧身体障害者更生施設を除く

平成25年度末の 入所者数【実績】	1,544 人
平成26年度末の 入所者数【見込み】	1,573 人
平成17年10月から 平成25年度末までの 入所者減少【実績】	61 人
平成17年10月から 平成26年度末までの 入所者減少【見込】	32 人

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

※地域移行・地域定着支援事業（市事業）

平成25年度の地域移行人数 【実績】	19 人	うち 法定サービスを利用 した人数9人
平成26年度の地域移行人数 【見込み】	20 人	うち 法定サービスを利用 した人数10人

(3) 福祉施設の利用者の一般就労への移行

※福祉施設を退所し、一般就労した人数

平成25年度の 年間一般就労者数 【実績】	251 人
平成26年度の 年間一般就労者数 【見込み】	268 人

(4) しょうがいふくしき - びすじっせき
障害福祉サービス実績
※平成26年度分は見込みを含みます。

	平成23年度 (実績)	平成24年度 (実績)	平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績見込み)
居宅介護、重度訪問 介護、同行援護、 行動援護、重度障害 者等包括支援	149,087 じかんぶん 時間分	163,630 じかんぶん 時間分	176,627 じかんぶん 時間分	189,682 じかんぶん 時間分
生活介護	92,906 にんにちぶん 人日分	102,470 にんにちぶん 人日分	106,272 にんにちぶん 人日分	115,321 にんにちぶん 人日分
自立訓練(機能訓練)	666 にんにちぶん 人日分	636 にんにちぶん 人日分	422 にんにちぶん 人日分	422 にんにちぶん 人日分
自立訓練(生活訓練)	41 にんにちぶん 人日分	37 にんにちぶん 人日分	26 にんにちぶん 人日分	26 にんにちぶん 人日分
就労移行支援	1,678 にんにちぶん 人日分	2,661 にんにちぶん 人日分	2,746 にんにちぶん 人日分	2,773 にんにちぶん 人日分
就労継続支援 (A型)	99 にんにちぶん 人日分	180 にんにちぶん 人日分	188 にんにちぶん 人日分	189 にんにちぶん 人日分
就労継続支援 (B型)	7,007 にんにちぶん 人日分	7,657 にんにちぶん 人日分	8,956 にんにちぶん 人日分	9,885 にんにちぶん 人日分
就労継続支援 (A型)	427 にんにちぶん 人日分	474 にんにちぶん 人日分	556 にんにちぶん 人日分	595 にんにちぶん 人日分
就労継続支援 (B型)	2,575 にんにちぶん 人日分	4,275 にんにちぶん 人日分	6,817 にんにちぶん 人日分	9,726 にんにちぶん 人日分
療養介護	131 にんにちぶん 人日分	217 にんにちぶん 人日分	350 にんにちぶん 人日分	486 にんにちぶん 人日分
宿泊型 自立訓練	26,232 にんにちぶん 人日分	32,875 にんにちぶん 人日分	38,119 にんにちぶん 人日分	45,102 にんにちぶん 人日分
短期入所	1,452 にんにちぶん 人日分	1,865 にんにちぶん 人日分	2,172 にんにちぶん 人日分	2,505 にんにちぶん 人日分
共同生活援助 共同生活介護	15 にんにちぶん 人日分	170 にんにちぶん 人日分	189 にんにちぶん 人日分	189 にんにちぶん 人日分
施設入所支援	43 にんにちぶん 人日分	82 にんにちぶん 人日分	89 にんにちぶん 人日分	96 にんにちぶん 人日分
計画相談支援	5,890 にんにちぶん 人日分	6,644 にんにちぶん 人日分	6,876 にんにちぶん 人日分	7,339 にんにちぶん 人日分
地域移行支援	865 にんにちぶん 人日分	995 にんにちぶん 人日分	1,072 にんにちぶん 人日分	1,181 にんにちぶん 人日分
地域定着支援	2,700 にんにちぶん 人日分	3,054 にんにちぶん 人日分	3,290 にんにちぶん 人日分	3,510 にんにちぶん 人日分
	1,665 にんにちぶん 人日分	1,626 にんにちぶん 人日分	1,610 にんにちぶん 人日分	1,594 にんにちぶん 人日分
	0 にんにちぶん 人日分	117 にんにちぶん 人日分	1,341 にんにちぶん 人日分	3,000 にんにちぶん 人日分
	にんにちぶん 人日分	2 にんにちぶん 人日分	2 にんにちぶん 人日分	3 にんにちぶん 人日分
	にんにちぶん 人日分	0 にんにちぶん 人日分	0 にんにちぶん 人日分	5 にんにちぶん 人日分

(5) ちいきせいかつしえんじぎょうじっせき
地域生活支援事業実績

※平成26年度分は見込みを含みます。

	平成23年度 (実績)	平成24年度 (実績)	平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績見込み)
成年後見制度利用支援事業	16 人	18 人	26 人	37 人
コミュニケーション支援 【手話通訳者派遣】	7,471 件	7,670 件	8,184 件	8,500 件
コミュニケーション支援 【筆記通訳者派遣】	1,517 件	1,404 件	1,592 件	1,700 件
重度障害者等 入院時コミュニケーション 事業	29 件	31 件	23 件	31 件
【介護・訓練支援用具】	316 件	244 件	218 件	275 件
【自立生活支援用具】	818 件	673 件	575 件	923 件
【在宅療養等支援 用具】	928 件	810 件	746 件	1,143 件
【情報・意思疎通支援用 具】	784 件	776 件	756 件	966 件
【排泄管理支援用具】	62,829 件	62,873 件	54,463 件	89,034 件
【居宅生活動作支援用 具】	72 件	86 件	107 件	85 件
移動支援(移動介護 員等)必要外出(日24) 通学通所(日25~)	52,261 時間分	50,158 時間分	47,762 時間分	54,781 時間分
	3,851 人分	3,878 人分	4,045 人分	4,642 人分
地域活動支援センター (作業所型) 【登録者数】	183 か所 3,904 人	202 か所 4,219 人	195 か所 4,061 人	187 か所 3,895 人
中途障害者地域 活動センター 【登録者数】	18 か所 532 人	18 か所 539 人	18 か所 515 人	18 か所 529 人
日中一時支援	1,044 回	762 回	696 回	679 回

2 当事者アンケート実施概要

1 当事者アンケート実施概要

(1) 当事者アンケート 目的

「横浜市障害者プラン（第3期）」をつくるにあたって、障害のある方の暮らし等の実態を把握するため。

(2) アンケート実施時期・発送数・回答数

ア 実施期間

平成26年1月上旬から1月31日まで

イ 発送数

13,000部（身体障害：9,000部、知的障害：2000部、精神障害：2,000部）

※ 平成24年度末時点の各種障害者手帳所持者の約10%を無作為で抽出し、アンケートを発送

(3) 回答数

5,800部（44.6%）

（身体障害：4,206部、知的障害：881部、精神障害：713部）

(4) 質問内容

- ・ 障害の理解や地域とのかかわりについて
- ・ いまの「暮らし」について
- ・ 日中の過ごし方について
- ・ 働くことについて
- ・ まわりとの繋がりについて
- ・ 医療と健康について
- ・ 災害関係について

3 推進体制

1 横浜市障害者施策推進協議会委員名簿

(平成26年8月1日 現在)

	氏名	所属
1	わたなべ まさたか 渡部 匡隆	よこはまこくりつだいがくきょういくにんげんか がくぶしょうがいしきょういくかていきょうじゅ 横浜国立大学 教育人間科学部障害児教育課程教授
2	あらい まさあき 荒井 政明	しゃだんほうじんながわけんせいしんかびょういんきょうかいふくかいちよう 社団法人神奈川県精神科病院協会 副会長
3	いのうえ しげる 井上 繁	とくていひえいりかつどうほうじんよこはまして いくせいかい 特定非営利活動法人横浜市手をつなぐ育成会
4	いわさわ ひろあき 岩沢 弘秋	にほんろうどうくみあいそうれんごうかいよこはまちいきれんごうじ むきよくちよう 日本労働組合総連合会横浜地域連合事務局 長
5	いわした けんじ 岩下 賢二	よこはまこうきょうしよくぎょうあんていじよしよちよう 横浜公共職業安定所 所長
6	うちだ ゆたか 内田 豊	かながわけんりつほとがやようごがっこう こうちよう 神奈川県立保土ヶ谷養護学校 校長
7	おおとも まさる 大友 勝	とくていひえいりかつどうほうじんよこはましせいしんしょうがいしやちいきせいかつしえんれんごうかい 特定非営利活動法人横浜市精神障害者地域生活支援連合会 だいひよう 代表
8	かしわざい あきら 柏木 彰	とくていひえいりかつどうほうじんよこはましせいしんしょうがいしやかぞくれんごうかいふくりじちよう 特定非営利活動法人横浜市精神障害者家族連合会 副理事長
9	しぶや はるみ 渋谷 治巳	よこはまししょうがいしやちいきさぎょうしよれんらくかい 横浜市障害者地域作業所連絡会
10	すすき かずこ 鈴木 和子	とくていひえいりかつどうほうじんよこはまししかくしょうがいしやふくしきょうかい 特定非営利活動法人横浜市視覚障害者福祉協会
11	すすき かずと 鈴木 和人	よこはましちゅうぶしゅうろうしえんせんたーしよちよう 横浜市中部就労支援センター 所長
12	すやま まさえ 須山 優江	よこはましちゅうとしつちよう なんちようしやきょうかいふくかいちよう 横浜市中途失聴・難聴者協会 副会長
13	ただ ようこ 多田 葉子	しゃかいふくしほうじんかいけいえん かいけいしぐなるしせつちよう 社会福祉法人偕恵園 偕恵シグナル施設 長
14	たなか りな 田中 梨奈	かながわけんせいしんほけんふくしきょうかい 神奈川県精神保健福祉士協会
15	とつか たけかず 戸塚 武和	しゃだんほうじんよこはまししいしかいふくかいちよう 社団法人横浜市医師会 副会長

	氏名	所属
16	なかね みきお 中根 幹夫	しゃかいふくしほうじんよこはまきょうせいかい 社会福祉法人横浜共生会 どんとこい・みなみ 所長
17	ながた たか 永田 孝	よこはましぐるーぷほーむれんらくかい にゅうきよしゃぶかいにゅうきよしゃいいん 横浜市グループホーム連絡会 入居者部会入居者委員
18	ならさき まゆみ 奈良崎 真弓	ほんにん かい さんふらわー 本人の会 サンフラワー
19	にしかわ まいこ 西川 麻衣子	かぶしきかいしゃ あむろーど 株式会社ファムロード
20	ひらい あきら 平井 晃	よこはましくるまいす かいかいちよう 横浜市車椅子の会会長
21	もり かずお 森 和雄	よこはまししゃかいふくしきょうぎかいしょうがいしゅしえんせんたーたんとうりじ 横浜市社会福祉協議会障害者支援センター担当理事
22	やしま としあき 八島 敏昭	よこはましんしんしょうがいじしゅ まも かいれんめいだいひようかんじ 横浜市心身障害児者を守る会連盟代表幹事
23	やまだ はつお 山田 初男	よこはましんたいしょうがいしゅだんたいれんごうかいふくりじちよう 横浜市身体障害者団体連合会副理事長
24	わたなべ まさこ 渡邊 雅子	よこはましあおばくせいかつしえんせんたーしよちよう 横浜市青葉区生活支援センター所長
25	わた ちずこ 和田 千珠子	あさひくちいきせいかつしえんきよてん 旭区地域生活支援拠点 ほっとぽっと

2 よこはまししょうがいしゃせさくけんとうぶかいいいんめいほ
横浜市障害者施策検討部会委員名簿

(平成26年8月1日 現在)

	氏名	所属
1	わたなべ まさたか 渡部 匡隆	よこはまこくりつだいがくきょういくにんげんか がく ぶしょうがいじきょういくかていきょうじゅ 横浜国立大学教育人間科学部障害児教育課程教授
2	うちだ ゆたか 内田 豊	かながわけんりつほ とが やようごがっこう こうちょう 神奈川県立保土ヶ谷養護学校 校長
3	おおとも まさる 大友 勝	とくていひえいりかつどうほうじんよこはましせいしんしょうがいしゃちいきせいかつしえんれんごうかい 特定非営利活動法人横浜市精神障害者地域生活支援連合会 だいひょう 代表
4	さかた のぶこ 坂田 信子	よこはまししんしんしょうがいじしゃ まち かいれんめいじ むきょくちょう 横浜市心身障害児者を守る会連盟事務局 長
5	すすき としひこ 鈴木 敏彦	いずみたんきだいがくじどうふくしがつかきょうじゅ 和泉短期大学児童福祉学科教授
6	すやま まさえ 須山 優江	よこはましちゅうとしつちよう なんちようしゃきょうかいふくかいちよう 横浜市中途失聴・難聴者協会副会長
7	たかの かおる 鷹野 薫	とくていひえいりかつどうほうじんよこはましせいしんしょうがいしゃかぞくれんごうかいふくりじちよう 特定非営利活動法人横浜市精神障害者家族連合会副理事長
8	ただ ようこ 多田 葉子	しゃかいふくしほうじんかいけいえん かいけいし くなるしせつちよう 社会福祉法人偕恵園 偕恵シグナル施設長
9	なかね みきお 中根 幹夫	しゃかいふくしほうじんよこはまきょうせいかい 社会福祉法人横浜共生会 どんとこい・みなみ所長
10	ならさき まゆみ 奈良崎 真弓	ほんにん かい さんふらわー 本人の会 サンフラワー
11	ひらい あきら 平井 晃	よこはましくるまいす かいかいちよう 横浜市車椅子の会会長
12	ひろた かずこ 広田 和子	せいしんいりょうさばいばー 精神医療サバイバー
13	むろつ しげき 室津 滋樹	よこはましくるーぶほーむれんらくかいかいちよう 横浜市グループホーム連絡会会長
14	もり かずお 森 和雄	よこはまししゃかいふくしきょうぎかいしょうがいしゃしえんせんたーたんどうりじ 横浜市社会福祉協議会障害者支援センター担当理事

第3期 横浜市障害者プラン 素案

平成26年9月



横浜市健康福祉局・子ども青少年局・教育委員会事務局

〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地

<ご不明な点についてのお問い合わせ>

横浜市健康福祉局障害企画課

☎ 045 (671) 3603

<意見募集に関する注意事項>

- ① いただいたご意見の概要と、それに対する横浜市 の考え方をまとめ、横浜市 のホームページで公表します。個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ② いただいたご意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、ご承知おきください。
- ③ ご意見に付記された氏名、住所等の個人情報につきましては適正に管理し、本案に対するパブリックコメントに関する業務にのみ利用させていただきます。
- ④ その他個人情報については、「横浜市個人情報情報の保護に関する条例」に従って適正に取り扱います。

キリトリ線

1 第3期横浜市障害者プラン素案へのご意見・ご提案等をご記入ください。

キリトリ線

✂

どうもありがとうございました。

パブリックコメントを実施します。

みなさま 皆様のご意見・ご提案をお寄せください。

第3期横浜市障害者プラン素案へのご意見・ご提案を募集します。
いただいたご意見等は、今後の計画策定や障害福祉施策の参考とさせていただきます。

*とりまとめたご意見は、市の考え方を併せて横浜市障害者施策推進協議会へ報告します。
また、同委員会の資料は、横浜市ホームページにて公表します。

意見募集期間：平成26年9月22日（月）～10月22日（水）

提出方法：下のはがきの他、封書等の郵送、FAX、電子メール（様式は問いません）いずれかの方法でご提出ください。なお、電子メールの件名は「パブリックコメント」と表記してください。



郵便はがき
231-8790
021

差出有効期間 平成26年10月31日まで
(郵便切手不要)
<受取人> 横浜市中区日本大通 18 KRCビル6階

横浜市健康福祉局
障害企画課 施策推進担当 行

意見のあて先

横浜市健康福祉局障害企画課 施策推進担当
〒231-0021 横浜市中区日本大通18
KRCビル6階
【FAX】 045(671)3566
【Eメール】 kf-syoplan@city.yokohama.jp



氏名 _____
住所 _____

電話番号 _____ 性別 男・女

年齢 _____ 歳

キリトリ線

